

阿見町議会会議録

令和元年第4回定例会

(令和元年12月3日～12月17日)

阿見町議会

令和元年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号（12月3日）	5
○出席、欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	9
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・諸般の報告	10
・常任委員会所管事務調査報告	11
・特別委員会所管事務調査報告	19
・議案第118号（上程，説明，質疑，討論，採決）	22
・議案第119号から議案第121号（上程，説明，質疑，討論，採決）	24
・議案第122号（上程，説明，質疑，委員会付託）	26
・議案第123号から議案第138号（上程，説明，質疑，委員会付託）	27
・議案第139号から議案第145号（上程，説明，質疑，委員会付託）	34
・議案第146号から議案第151号（上程，説明，質疑，委員会付託）	37
・議案第152号（上程，説明，質疑，委員会付託）	39
○散 会	40
◎第2号（12月4日）	43
○出席、欠席議員	43
○出席説明員及び会議書記	43
○議事日程第2号	45
○一般質問通告事項一覧	46
○開 議	47
・一般質問	47
平岡 博	47
紙井 和美	55

高野 好央	79
樋口 達哉	88
海野 隆	102
○散 会	121
◎第3号（12月5日）	123
○出席, 欠席議員	123
○出席説明員及び会議書記	123
○議事日程第3号	125
○一般質問通告事項一覧	126
○開 議	127
・一般質問	127
難波 千香子	127
永井 義一	156
川畑 秀慈	177
石引 大介	190
○散 会	205
◎第4号（12月6日）	207
○出席, 欠席議員	207
○出席説明員及び会議書記	207
○議事日程第4号	209
○一般質問通告事項一覧	210
○開 議	211
・一般質問	211
栗原 宜行	211
佐藤 幸明	227
柴原 成一	233
倉持 松雄	239
・休会の件	246
○散 会	247

◎第5号（12月17日）	249
○出席，欠席議員	249
○出席説明員及び会議書記	249
○議事日程第5号	251
○開 議	253
・議案の訂正	253
・議案第122号（委員長報告，討論，採決）	253
・議案第123号から議案第138号（委員長報告，討論，採決）	255
・議案第139号から議案第145号（委員長報告，討論，採決）	261
・議案第146号から議案第151号（委員長報告，討論，採決）	266
・議案第152号（委員長報告，討論，採決）	268
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査	269
○閉 会	270

第 4 回 定例会

阿見町告示第239号

令和元年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月21日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和元年12月3日
- 2 場 所 阿見町議会議場

令和元年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	12月3日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	12月4日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第3日	12月5日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第4日	12月6日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第5日	12月7日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	12月8日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	12月9日	(月)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第8日	12月10日	(火)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第9日	12月11日	(水)	休 会		・議案調査
第10日	12月12日	(木)	休 会		・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	12月13日	(金)	休	会	・議案調査
第12日	12月14日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	12月15日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	12月16日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	12月17日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[12 月 3 日]

令和元年第4回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和元年12月3日（第1日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉繁君		
副町	長	坪田匡弘君		
教	育	長	湯原正人君	
町	長	公室	長	湯原幸徳君

総務部長	小口勝美君
町民生活部長兼 生活環境課長	高須徹君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
防災危機管理課長	白石幸也君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	竹之内英一君
社会福祉課長	遠藤朋子君
子ども家庭課長	山崎洋明君
健康づくり課長	佐川廣子君
道路公園課長	浅野修治君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	武井浩君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

令和元年第4回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和元年12月3日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 特別委員会所管事務調査報告
- 日程第6 議案第118号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第7 議案第119号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第120号 阿見町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
議案第121号 阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第122号 阿見町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第123号 阿見町行政組織条例の一部改正について
議案第124号 阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について
議案第125号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案第126号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第127号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第128号 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第129号 阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
議案第130号 阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について
議案第131号 阿見町下水道条例の一部改正について
議案第132号 阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
議案第133号 阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正

- について
- 議案第134号 阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第135号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第136号 阿見町特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 議案第137号 阿見町公共下水道整備基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第138号 阿見町農業集落排水事業債減債基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第139号 令和元年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第140号 令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第141号 令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第142号 令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第143号 令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第144号 令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第145号 令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第146号 国補下第1－2号公共下水道管路工事請負変更契約について
- 議案第147号 防子交第1－1号荒川本郷地内道路新設工事請負変更契約について
- 議案第148号 阿見第一小学校トイレ他改修工事請負変更契約について
- 議案第149号 阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買変更契約について
- 議案第150号 阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負変更契約について
- 議案第151号 阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について
- 日程第12 議案第152号 損害賠償の額を定めることについて

午前10時00分開会

○議長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和元年第4回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表により進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（吉田憲市君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

13番 難波千香子君

14番 紙井和美君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る11月26日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長柴原成一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和元年第4回定例会につきまして、去る11月26日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から12月17日までの15日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、12月4日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

3日目、12月5日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

4 日目、12月 6 日は午前10時から本会議で一般質問、4 名。

5 日目から 6 日目までは、休会で議案調査。

7 日目、12月 9 日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後 2 時から民生教育常任委員会。

8 日目、12月10日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

9 日目から14日目までは、休会で議案調査。

15日目、12月17日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会としましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（吉田憲市君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月17日までの15日間といたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの15日間と決定をいたしました。

諸般の報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第118号から議案第152号、以上35件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、要望書、茨城県建築士事務所協会、及び要望書、茨城県シルバー人材センター連合会、阿見町シルバー人材センターの 2 件でございます。内容は、お手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から令和元年 8 月分から令和元年10月分に関する例月出納検査についての報告がありましたので、御報告を申し上げます。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第 1 項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、令和元年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、12月 2 日付で町長か

ら報告がありました。内容は、お手元に配付をいたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では、閉会中における事務調査を実施いたしました。

ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会では、令和元年11月14日及び15日の両日、兵庫県三田市にある株式会社モリタホールディングス三田工場と大阪市立阿倍野防災センターあべのタスカル、及び愛知県安城市議会にお伺いし、視察研修をまいりました。

当日は総務常任委員会5名。私がちよつと腰痛のため、大事とって欠席させていただきました。そういうことで5名となっております。町民生活部から高須部長、議会事務局から1名の合計7名で参加し、モリタホールディングスでは、最新のテクノロジーと消防ポンプ自動車の特殊整備や製造工程について。また阿倍野防災センターでは、防災対策と防災教育について。そして安城市では、ICT端末——タブレット端末を指しますね、を活用し、議会運営の取り組みについてタブレットを操作しながら研修をまいりました。

1日目のモリタホールディングスは、土地面積5.7ヘクタール、甲子園球場の1.5倍の広さに製造工場とテストコース、そしてオーバーホール工場を持ち、年間700台以上を製造。海外にも輸出しているとのことでした。日本で活躍する消防車の半数を、ここ三田工場で生産し、はしご車や高機能消防車、新技术を搭載したミラクルキャブスカーや、世界初となる消防と救急の機能をあわせ持つ消防車など、未来を見据えた新しい消防車を、自治体の仕様に合わせてカスタマイズにして製造していました。

また、近年問題となっている運転免許制度の変更により、消防団員の運転可能車両の制限では普通免許でも運転できるよう、ワンボックス車をベースとした3.5トン未満でオートマチック車の車両も製造していました。消火機能は従来の車両より高く、車両はコンパクトになっているすぐれ物だそうです。当町でも消防団の車両更新は毎年あり、今年度も加納式消防ポンプ車を入れかえましたが、町民の命を支え、守り抜く確かな性能と技術を、今回の視察で確認することができました。

2日目の大阪市立阿倍野防災センターあべのタスカルの、平成31年4月27日にリニューアルオープンし、「災害は必ずやってくる。助かる力、助ける力を学ぶ」をコンセプトにした体験型防災学習施設です。防災研修訓練エリアと防災体験学習エリアに分かれ、防災体験学習エリアには13の体験コーナーがあり、体験しながら学習ができるようになっていました。

当日は、大阪市内の小学生と一緒に、防災について学習しました。高さ6メートルの巨大スクリーン、タスカルシアターでは、大阪市内で大災害が発生したと想定したビデオが放映され、登場人物も大阪弁でより身近なリアル感のある構成となっていました。また、大阪の防災情報ステーションでは、大阪市全域の被害想定や、淀川と大和川に挟まれた市内の洪水エリアがどこなのか、自分たちの住む地域の特性に応じた災害危険が認識できるようになっていました。

一般的な防災学習ビデオでは、地域を特定せず防災知識を習得できるようになっていますが、あべのタスカルでは身近な大阪の防災を学習し、一緒に学んだ児童もこの体験学習を通し、助けられる人から助ける人にをしっかりと学んでいました。

次の愛知県安城市では、ICT——タブレット端末を活用した議会運営の取り組みについて視察しました。安城市は、豊田市に隣接し、面積は86.5キロ平方メートル。人口は10月に19万人を超えたそうです。面積は阿見町の1.2倍ですが、人口は約4倍。豊田市のベッドタウン化や企業の進出もあり、近年人口は増加しています。

ICTを活用した議会運営の取り組みは、平成22年に実施した市民アンケートの結果による危機感があり、議会、議員が、市民と向き合う議会の見える化がスタートしたのが始まりとのことでした。その後、平成23年度は議会基本条例策定特別委員会の設置、平成25年度は議会報告会試行の実施、平成27年度は議員定数2名の削減、平成29年には議会ICT化——タブレットの運用を開始しました。この間、タブレットを活用した電子採決システムを開発し、ほかの自治体に先駆けて導入しました。

令和元年5月に実施された市議会議員選挙で初当選した議員の皆さんも、今ではしっかりタブレット端末の操作ができているそうです。安城市議会が掲げる、「～市民とつながる安城市議会～Smart議会の高みを目指して!」、確実に市民との距離を縮め、議会の見える化を進めていました。

今回の視察は、当町においても大変参考になった視察研修でした。御対応いただきました株式会社モリタホールディングス三田工場の皆様、大阪市消防局の皆様、そして安城市議会二村議長を初め議員の皆様、市職員の皆様に感謝するとともに、御礼を心より申し上げ、視察報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。それでは民生教育常任委員会所管事務調査の報告を行います。

民生教育常任委員会では、令和元年8月27日に千葉県にある株式会社エスプールプラスわーくはびねす農園柏ファームと、龍ヶ崎市歴史民俗資料館へ視察に行っていました。

民生教育常任委員会委員6名、町長、保健福祉部長、社会福祉課長、議会事務局から1名の計10名の参加でありました。

初めに、エスプールの岡本さんからの事業内容の説明を伺いました。農園運営者の株式会社エスプールプラスは、株式会社エスプールの100%子会社であること。エスプールプラスは、障害者にフォーカスして就業機会の少ない障害者の方々に働く場をつくり、お客様企業の問題を解決していくことをしています。

現在、企業は公共だと2.5%、民間の会社は2.2%の障害者を雇わなければならない障害者雇用促進法という法律があります。47人以上の会社なんですけど、この2.2%の雇用率を達成しているのが約半分です。半分の会社は法律違反をしているわけです。以前は、障害者雇用は罰金を払っとけばいいよねという、そんな会社も多かったわけですけども、障害者の共生社会に向けてや、来年東京パラリンピックが開かれるということもあり、最低限のルールは守らなければならないという形に変わってきている。

ただ、なかなか雇用できない。なぜか。能力の高い障害者は会社を選べるが、そうでない人たちはなかなか就業の機会に恵まれていない。会社で雇い入れても、どのように仕事をするのかがわからない。雇う気持ちはあるが雇えない状況にある。障害者側の問題としては、日本で一番多いB型事業所で平均賃金が1万5,000円ぐらい。居場所、日中に自分の時間はあるが、自立した生活には年金を含めても難しい。親が年をとり、要介護の状態になったときには障害者の子をサポートするのは難しい。

エスプールプラスでは、企業課題と障害者のうち、一般就労を希望している人たちを橋渡しをしている。障害者でも企業に就職して社会保険に入ることができる。行政面でも、障害者一人ひとりが納税者となり、福祉給付費を抑えることにつながる。

大きく考えると、エスプールがやっていることは2つであります。1つが貸し農園であり、共同農園を立てて各企業に区画で貸し出しをしている。その各企業が障害者を雇用して、会社は農園長として全体を管理している。障害者の募集はエスプールが行政と連携をしながらやっている。千葉・埼玉・愛知で企業250社が参加をし、障害者の定着率は90%を超えている。

雇用の仕組みは、企業での担当は人事総務で担当している。障害者3人に対して必ず1人の現場担当者をつけること。この担当者は、地元のシルバーの方々や主婦をエスプールで募集をして企業に紹介をしている。この現場責任者は、身の回りの世話をする支援員ではなく、職場

の上司という考え方である。現在16カ所で運営をしていて、そこに入ってる企業の中で大手では、日産自動車、村田製作所、パナソニック、日本製鉄などである。

一通り話を聞いた後、実際のビニールハウスを見学しましたが、雨でも作業ができ、冬の寒い時期も安定して障害者が収入を得ることができる。また、土を使わずに軽石を使っており、これは農機具を使うと事故につながる可能性があるので、事故のリスクを除いているとのことでした。軽石で水耕栽培をやっているわけですが、地面を耕すより効率は悪いのですが、ハウスの奥まで見通しがきくようにやっているとのことでした。

随所に、生産性・効率性より安全管理を重視していることが感じられました。また、背の高い作物はハウスの両側に栽培されていました。現場の農場長の話としては、1番のキーワードは生産性を追わないことです。障害者がもらった給料で、親戚の子供たちにおもちゃを買ってあげたり、両親を食事についていく。今までは考えられなかったことです。両親も夫婦の時間が増えたと喜んでいる。

生産を求めるのではなくて、福利厚生に切り替えたことで、企業の従業員も自分の会社が障害者を雇用していることを理解している。また、収穫した作物は会社の福利厚生やこども食堂に提供している。このことも、会社と障害者を強く結びつけている大きな要件になっています。社員の方々からお礼の手紙があったり、写真や感想なども定期的に会社の人事担当者がハウスに持ってきて飾っています。

これからの事業参入の課題としては、農業生産法人でないために、用地を農地のまま使えないので転用が必要であること、最低でも面積が2,500坪から3,000坪ぐらい必要であること、参加企業があるかということ。1番大きな要素は、働ける障害者がいるか。1つの農園で3億円ぐらいの投資になり、それを毎月の賃料で回収していくため、やりたい企業があっても人が集まらなければ回収できない。働ける障害者がいるかどうか大きな鍵になる。1つの農園で七、八十人は就労できる環境にしなければならない。

柏の農園では時給900円で6時間、月11万の給与、手取り9万円ぐらい。社会保険加入、交通費もあり、電車で通ってる人もいて、我孫子の駅からエスプールのバスで農園まで通っている。知的障害者の場合は、約6万円の障害者年金プラス給料が9万円、合計15万円となり、グループホームへ入所しても生活ができる。そんな話を聞かされました。

今までの概念からはちょっと離れた障害者雇用の形態を見学いたしまして、少しショックを受けましたが、農園側のすばらしい思いと、皆さんが生き生きと働いてる姿を拝見して、大いに感動いたしました。

次に訪問した龍ヶ崎市歴史民俗資料館は、龍ヶ崎市の歴史と民俗を紹介するとともに、市民の教育文化の向上に貢献することを目標として、平成2年に設置されました。

1階の常設展示場は、県指定無形民俗文化財の撞舞、原始時代から近代までの資料、昭和の暮らしや道具、民具などが展示してあり、2階の多目的体験学習室では、さまざまな学習活動を行っていました。屋外には、農家の納屋、たばこ屋、水車小屋が建ち、竜ヶ崎線を走っていた蒸気機関車も展示されていました。

この視察で2カ所の施設を訪れましたが、どちらの施設もすばらしく、いつの日か阿見町にもそのような施設ができることを願いながら研修を終えました。

続きまして、令和元年10月24日から10月25日に愛知県大府市と愛知県豊明市に行っていました。

民生教育常任委員会5名、産業建設部長、議会事務局から1名の計7名の参加でありました。愛知県大府市の視察は、阿見町土地利用調査特別委員会との合同視察となりますので、ここでは民生教育常任委員会の視点から見た報告とさせていただきます。

初めに、柴崎議会副議長から大府市の概要について説明がありました。現在人口9万2,000人で、2030年まではなだらかな人口増が予想されます。人口10万人を目指しており、財政力指数は1.14であります。面積は33.66平方キロメートル、名古屋市のベッドタウンでJR東海本線の大府駅、共和駅があり、名古屋まで快速で15分。便利のいいまち、子育てに力を入れるということで、若い世代の方が増えているということでした。

観光は少ないが、あぐりタウンげんきの郷という大きな農作物の販売場があり、大変人気があります。WHOにも加盟しており、大府市のスローガンということで、健康を基本としたまちづくり、まちの健康、体の健康、心の健康ということで、平成18年にWHOの健康都市連合に加盟したとのことでした。

続いて、ウェルネスバレー推進課長からウェルネスバレー構想について説明がありました。この名前は、平成18年3月に、前向きに健康のみで、当時バレーをつけるのがトレンドだったためにウェルネスバレーという大きなまちづくり構想を掲げました。また、隣町の東浦町も、人口5万人の町も一緒に共同でこの構想を掲げています。

この中には、国立長寿医療研究センター、あいち小児保健医療総合センター、あいち健康プラザ、老健施設のルミナス大府。また、あいち健康の森公園があり、広さは約50ヘクタール、この健康の森の中に健康プラザが位置をしています。げんきの郷はJAの100%出資の株式会社であり、道の駅ではなく地産地消を目的とした農業を振興するための施設です。

この全ての施設が半径約1キロの丸の中に入ります。これは、どこかが開発主体となって整備したとか、大規模な区画整理が行われて整備されたということではなく、歴史をたどってこのようになってきました。国立長寿医療研究センターは、もともと80年ぐらい前の戦争の時代は結核の隔離病棟だったところで、誰も近づかなかったところ。あいち健康の森は、レジ

ャー施設が1つもないのに、なぜか人が集まる不思議な場所です。交流であったり、緑・健康長寿に関する新たな産業の創出、育成というところを進めた結果ではないかと思います。

今後も集積地を活かして、健康長寿と言われるところを最優先に誘致したいということでした。

11施設があり、面積は約50ヘクタール。民間の土地を買収したのではなく、これだけの施設をつくり上げた先輩たちに感謝をしながら、長い時間をかけてこれだけのものをつくり上げ、子育てに力を入れ、企業が立地しているといえ、若い人たちの人口が増えている。たくさんの方のことを学びながら、大府市のウェルネスバレー構想を見学させていただきました。

次に愛知県豊明市では、初めに三浦市議会議長から市の概要について説明を受けました。

豊明市は、人口6万8,000から9,000人ぐらいで、財政力指数は0.91。最近では外国籍の方が増えています。平成25年に、知的と障害者の雇用問題、生ごみ堆肥センターの問題があり、大変苦慮していました。

1つは、豊明市ではA型・B型の雇用施設はありましたが、工賃ということで月3,000円から1万5,000円ぐらいの賃金でした。2つ目に、今はなくなりましたが、有機循環施設の生ごみ堆肥センターがあり、維持管理は社会福祉法人に委託をしており、年間3,000万円の赤字、機械の更新に4,000万ぐらいかかるということで、どうするかと大きな存在意識が問われていました。しかし、ここには7名の知的障害者が当たっており、困ったなというのが現状でした。

3つ目に、豊明市には耕作放棄地や遊休農地が増え続けていること。そんな中で、千葉県の市原市に行った際に、偶然エスプールのことが載ってる新聞を見まして、これはよい方法だと思い、議員に諮り誘致しようということになりました。

その後、平成28年1月に市長や市関係者による現地視察、ここが始まりでした。6月にエスプールの方が来られて候補地を見てもらい、地権者との協議には、市は全く関与していません。補助金も使わなくて大丈夫だということで、用意はしてありましたが使いませんでした。エスプール側が何回もチラシをまき、説明会を開き、働く人を集めて始めた事業というのが現状です。

場所の選定については、もともとブドウ畑だったところで、ここも紹介しただけで、後の交渉については地権者さんとエスプール側との交渉となっています。エスプール側から、できれば農地でないところを見つけてほしいという話がありました。このブドウ畑は農地でなく、雑種地になっており、このことが県の認可をもらうときに大いに助かったということです。

現在はどんどん規模を拡張して、ビニールハウスが約30棟。豊明市には現在就労継続B型利用者が65人、A型利用者が35人います。その中でエスプールに通っているのは29名です。参加企業は、当初17社から20社になっています。現在バス2台をエスプール側で走らせて送迎をし

ています。

大きな問題もなく、非常にうまく運営されている話を聞き、初めての試み、本当に勇気が必要だったと思いますが、それをやり遂げたということに対し尊敬の念を持ちながら終了させていただきました。

2日間にわたり大府市、あるいは豊明市の議会の皆様方に変感謝を申し上げながら、帰途につきました。

以上、民生教育常任委員会の所管事務調査の報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会所管事務調査の報告をしたいと思います。

産業建設常任委員会では、令和元年10月8日から10日までの3日間、沖縄県うるま市の農水産業振興戦略拠点施設事業と、うるマルシェの概要と見学をしてきました。

委員6名、産業建設部長、議会事務局1名で行ってきました。

農水産振興戦略拠点施設事業に対しては、うるマルシェの敷地内の会議室で、産業建設部の方に質疑に対して答えてもらいました。

うるま市は、平成17年4月1日に、隣接する具志川市、石川市、勝連町、与那城町の2市2町が合併し誕生しました。合併10周年となる平成27年12月には新庁舎が完成しました。また、合併当時は人口11万6,000人でしたが、今年7月には12万4,000人を超えるということで、年々増加傾向にあるということです。

うるま市のうるまの意味は、サンゴの島という意味であるそうです。また、うるま市の貴重な歴史遺産や伝統文化としては、世界遺産の勝連城跡を初め、各地域で行われるエイサー祭り、闘牛、獅子舞など、数多くの伝統文化が継承されているそうです。

うるま市は、有人島である伊計島を含む8つの島々があり、このうち5つの島は海中道路や橋によって結ばれているそうです。そして、市が1番お勧めする観光スポットが海中道路だそうです。

次に質問に入り、事業計画の策定はいつから誰の発案でに対して、17年からJA婦人部、女性連合会から直売場の設置要望がありました。実は、うるま市には大きな直売場がありませんでした。お隣の沖縄市にはJAさんが運営しているファーマーズマーケットがあり、そのうちの4割ぐらいがうるま市の農家さんが出荷しているという状況でした。しかし、沖縄市の直売場なので、地元優先で新規の出荷者が制限され、婦人部、議会などからも、うるま市に直売場を設置したほうがよいとの要望を受け、平成24年度に沖縄の特別な振興補助で沖縄の観光、そ

れから経済の振興に資する事業に対して、特別の8割補助の交付金制度が創設されました。この補助金を使って整備しようとなったのは24年です。との答えがありました。

次に、策定に当たってさまざまな人がかかわったと思いますが、どのように策定メンバーを決めていきましたかとの問いに対しては、基本計画書については、平成25年、26年にかけてつくりまして、これを作成するに当たって、いわゆるワークショップを開催しております。5回のワークショップと、それから県内の類似施設の視察、それから市民や、生産者のJAさんと、県外の先進事例の視察をしました。

策定にかかわったメンバーは、いわゆる公募です。広く市民から策定にかかわってほしい、共同でつくっていきましょうという視点で公募しております。延べ人数は、5回のワークショップで150名ぐらいがかかわっています。食を通じてうるま市を元気にするという理念も、そのワークショップの皆さんから出ています。

あと、計画づくりをしていくのですから勉強もしてもらいながら、売れる直売場をみんなで考えてつくっていきましょうということで、講師として招聘したのがファーマーズフォレストの松本社長で、社長には5回のワークショップ全てにおいて、前半は座学、後半はワーキングという形で、県外先進地の売れてる直売場の事例、それから売れる商品づくりとかブランディングの方向の講話をしていただいて、皆さんがそれがわかった上でうるまの直売場はどんなふうにしたらいいかということで計画していったという答えをもらいました。

次に、当初予算と実際の事業費を教えてくださいとの問いには、当初概算的に事業費を出したときは、およそ18億ぐらいでしたけれど、結果的にはいろいろな機能を付加され、規模も大きくなり、最終的には27億で。うち交付金は18億で、補助率68%ぐらいです。最大80%の補助事業ですが、レストランは対象外なんです。との答えでした。

次に、運営者はどのようにして決めましたか、との問いには、県内外全国公募です。実際、2回公募しまして、1回目は経営者が選定できませんでした。2回目の公募をして、そのときファーマーズフォレストさんと地元の一般社団法人プロモーションうるまさんのコンソーシアムでエントリーして、それが選定されたということです。

次に、運営していったときの見込みと実際の運営結果では、どれくらいの差がありましたか、との問いに対しては、ここはまだ1年たっていないくて、年間を通じての実績というのが出ておりませんが、レジ通過を基本として、昨年11月から7月までの累計として69万3,000人の来客がありました。当初の計画時の来客見込みは69万です。なので、1年たたずして目標数値を達成している状態です。この69万は、直売場のレジ通過者だけです。ここには毎週末イベントをやっているの、人はかなり集まっています。

売り上げのほうは、11月から7月までで6億5,700万円の売り上げがありますけど、目標は

8億4,000万見込んであるので、まだまだ足りません。そこが、これからの課題ということです。との答えがありました。

次に、これから先、5年後、10年後、どのようなことに取り組むのですかと問いに、基本方針がありまして、食を通じてうるま市を元気にする、うるま市の成長エンジンということです。この施設があるからこそ、いろんなことにチャレンジできるというふうに思っています。役所としても、これまでなかったわけですから、いろんな商品開発とか販路拡大とか観光誘致とか、この施設ができたからこそできることがいっぱいあります。ポテンシャルはものすごく高いと思います。

この施設の方針が、第1に農家さんの収入が上がらなければいけないというのがあるんです。やりがいと収入が連動するような形で、次世代が積極的に参入するような農水産業を実現しなければいけないと思っています。それから、6次化推進ですね。農家さんには、基本的には一生懸命いいものをつくってもらって、うるマルシェでそれを売る。

もっと言えば、うるマルシェにはいろいろな機能がありますので、キッチンスタジオで農家さんとマルシェのスタッフがいろんな話し合いの中で、どういう商品を開発していったほうがいいのかというような取り組みもやっているし、マルシェは加工機能を持っているので、スイーツ系の加工やアイスやジェラードもつくれます。あと、食品加工品をつくる機能も持っていますから、本来の6次化とは違いますが、うるま市全体で6次化推進ということで取り組みを推進していこうと思っています。との答弁で、うるま市農水産業振興戦略拠点施設事業についての説明は終わりました。

その後、うるマルシェの店内見学、加工施設を見学して、産業建設常任委員会所管事務調査報告といたします。どうもありがとうございます。

○議長（吉田憲市君） 以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

特別委員会所管事務調査報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第5、特別委員会所管事務調査報告を行います。

土地利用調査特別委員会では、閉会中における事務調査を実施いたしました。

ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

土地利用調査特別委員会委員長井田真一君、登壇願います。

〔土地利用調査特別委員会委員長井田真一君登壇〕

○土地利用調査特別委員会委員長（井田真一君） それでは、命により、先日行いました土地利用調査特別委員会事務調査について御報告申し上げます。

去る令和元年10月23日、24日にかけて、駅周辺とインターチェンジ周辺の2通りの開発推進方策を学ぶために、委員6名と吉田議長、執行部からは産業建設部長と事務局職員1名の御同行をいただき、先進地である静岡県牧之原市、愛知県東郷町と大府市を視察し、研修を行いました。

まず、静岡県牧之原市の相良牧之原インター北側開発を視察しました。

牧之原市は、静岡県の中部地区に位置し、日本一の生産量を誇るお茶畑を背に、東に駿河湾を望む人口約4万6,000人の緑豊かな市です。市内には、東名高速道路や富士山静岡空港、御前崎港といった主要な交通インフラが設置され、陸海空の交通要所となる自治体でもあります。一方で、先ほどの地震もありましたけれども、東日本大震災以降、静岡県が南海トラフの巨大地震の想定を公表した結果、市内の臨海区域について津波の被害が甚大であることから、急激な人口減少や地価価格の下落が進みました。

市では、こうした状況を打開するべく、内陸型の都市防災・減災強化を図り、広域交通交流拠点を目指す「輝く高台開発プロジェクト」を、平成26年策定の第2次総合計画に位置づけ、市の重点プロジェクトとして取り組んでいるところです。その主要事業となるのが、相良牧之原インターチェンジの北側開発土地区画整理事業です。

事業としては、事業認可前の準備組合の段階ではありますが、面積約28.7ヘクタールを施工予定区域として都市計画用途地域の決定や、一括業務代行予定者に大和ハウス工業株式会社を決定するなど、事業化に向けての作業が着々と進展している様子をうかがうことができました。

今後は、大和ハウス工業株式会社のもと、土地区画整理による基盤整備と、すぐれた交通利便性を活用した産業交通交流施設の設置が想定され、内陸型のまちづくりが展開されるものと期待されます。

当委員会では、事業認可前の相良牧之原インターチェンジ北側開発地区を事務調査に選定した理由は、インターチェンジ周辺地区であること、組合土地区画整理事業という民間事業に対する行政のかかわり方を調査するためです。

当該地区は、市の重点プロジェクトということもあり、行政主導により組合設立へと導かれている状況です。行政がかかわらなければ地権者はついてこない。行政がしっかりかかるといふ市の信念のもと、市長の力強いリーダーシップにより、市と組合が一体となって協働でまちづくりを進めていることが、担当者の方々の説明や質疑から強く感じることができました。

次に視察先の愛知県東郷町は、名古屋市と豊田市に挟まれた、面積が当町の約4分の1の18平方キロメートルの中に人口4万4,000人を有する環境豊かなまちです。鉄道や高速道路の交通インフラは恵まれておりませんが、名古屋市や豊田市のベッドタウンとして住宅開発が進み、人口が増加している自治体です。長年の課題として、ベッドタウンゆえに町縁辺部で住宅開発

が進む一方で、中心部が形成されないままに市街化が進展してきていることから、商業施設がなく、消費の流出や将来の買い物難民等といった課題を抱えておりました。

これらを解決するために、平成22年度策定の第5次総合計画において位置づけたのが、土地区画整理事業を中心に町の中心市街地をつくるセントラル開発という一大プロジェクトです。

その核となるのが東郷中央土地区画整理事業で、施工者は組合、施工面積43.4ヘクタール、施工期間が平成26年度から令和5年度、総事業費が165.5億円、地権者数304人、平均減歩率51.4%という大規模な事業です。

当該事業の大きな特色は大型商業施設の誘致で、9.3ヘクタールの敷地に三井不動産が230店舗を有するららぽーと東郷が2020年秋の開業を予定しております。商業の核とともに、将来は交通結線点となるバスターミナル等についても検討されているとのこと。事業全体の進捗としましては、平成31年度末で約56%ということでした。

この区域については、平成初期に地権者発意による区画整理組合発足の動きがありましたが、減歩率の問題等で組合設立までの同意率が得られなかったという苦い経験があったそうです。その後、地権者の代がわりを受け、改めて行政側からアプローチして事業化に至ったということ。愛知県下は区画整理事業の先進地ですので、地権者も事業内容をよく認識しており、地権者発意を尊重し、行政が組合を上手に支援している様子をうかがうことができました。

最後の視察地ですが、愛知県大府市のウェルネスバレー構想地区です。

当該地区は、アドバイザーとして地域づくりの連携協定を締結している筑波学院大学の吉田賢一准教授の推薦を受けたもので、民生教育常任委員会との合同視察となりました。

そのため、大府市並びに地区概要等の当委員会報告は省略させていただきます。

当該地区は、さきの事務調査である埼玉県本庄市の早稲田リサーチパーク地区と同様に、土地利用を図るために、その前段となる構想立案の視点について事務調査し、選定し、視察いたしました。

当該地区の土地利用については、まだ構想段階で、今後大規模土地区画整理事業等により構想に位置づけられている医療、福祉施設やヘルスケア産業等を誘致していくとのことで、具体的な土地利用の方策は示されませんでした。しかし、構想立案での既存施設の関連づけや事業展開に向けて協議会を設置し、オブザーバーに国の機関を含めるなど、大変参考になるものでありました。

また、自治体間の連携という点では、大府市と東浦町の関係からヒントをいただくなど有意義な研修となりました。

今回の事務調査では、3通りの内容の異なる地区の視察を行いました。内容や事業段階に相違はありましたが、共通して改めて認識したことは、行政が果たす役割が非常に大きいという

ことです。

今後、これらの事務調査等で確認した事項や検討事項を整理し、来年3月定例会で執行部に土地利用のあり方について提言すべく取りまとめを行っていきませんが、改めてインター周辺をうまく活用することで、自治体のポテンシャルを引き出すことができると認識しました。

茨城県においても、それを裏づける重要プロジェクトが11月22日に、大井川知事より発表されました。未来産業基盤強化プロジェクトです。圏央道開通以降、圏央道沿線を中心とした県南・県西地区への企業立地のニーズは高まりましたが、一方でまとまった用地の確保が難しくなっている現状もあります。これを受け、県は企業の立地ニーズの高いインターチェンジ周辺などの市町村の新たな産業用地開発に対し、県がプロジェクト区域として設定することで、開発手続の期間短縮や開発計画等の検討段階から企業誘致まで、局部横断的な体制で市町村を積極的に支援することなどがプロジェクトの内容で、スピーディーな産業用地開発の後押しするのが狙いです。

知事は、同記者会見で、本プロジェクトは市町村の頑張りや意欲を前提にしているものと明言しています。区域設定の可能性の高い当町については、その意欲を示す意味でも、早期な執行体制と組織対応されるものと当委員会として期待しております。

最後になりましたが、今回の研修を快く受け入れてくださいました牧之原市の太田議長様を初め関係者の皆様、東郷町の水川議長様を初め関係者の方々、そして大府市の柴崎副議長様を初め関係者の方々には、大変お世話になりました。この場をおかりして厚く御礼を申し上げ、土地利用調査特別委員会事務調査の報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で特別委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第118号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第6、議案第118号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額を定めることについて）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 本日は、令和元年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

それでは、議案第118号の損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年9月9日午前8時30分ごろ、阿見町中央五丁目3699番地397地先において、台風15号の影響による強風が原因で倒壊した住居表示案内板に、走行してきた相手方車両が接触したことにより、車両運転席側ドア部分を破損させたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これより質疑に入ります質疑を許します。

質疑を許します。

樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 住居表示案内版というのはどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えします。

まず今回事故に遭われました柴田様にはお詫びを申し上げます。また、今後は町として管理責任が問われることのないよう管理を徹底してまいりたいと思います。住居表示板ですが、実際には実物は役場の正面入り口の歩道橋をおりたところに看板があります。それで、中央一丁目から中央八丁目までの区域を1つの案内板に表示したものになります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 柴田洋子さんにはけがはなかったんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

車両への損害のみで、御本人様にはけが等はないと聞いております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 今回、台風15号は風台風と言われるように強風が吹きました。岡崎でも岡崎公園の消防の看板がとれるというようなこともございましたので、町の管理する看板等が、これまでの台風等でゆるんだり壊れたりしていないかどうか、一度点検をしていただきました

いことを要望いたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第118号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第118号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号については、原案どおり承認することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は11時10分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開会します。

議案第119号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第120号 阿見町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正
について

議案第121号 阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第7、議案第119号、阿見町職員の給与に関する条例の一

部改正について、議案第120号、阿見町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第121号、阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第119号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第120号、阿見町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、及び議案第121号、阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

これらは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法が改正することに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、地方公務員法第16条第1号に、欠格条項として規定されている成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴う文言の整理等であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） この119号なんですけども、今、町長がおっしゃったようにね、地方自治法が改正されたことよっての文言整理ということで、成年被後見人または被保佐人ですか、これを削除する条項ということで説明がありましたけども。この間阿見町において、この条項に引っかかって職員の試験を受けられなかった人とか、そういう方がおられましたか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

この条項に抵触した関係の職員等はありません。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第119号から議案第121号については、会議規則第39条第

3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第119号から議案第121号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号から議案第121号については、原案どおり可決することに決しました。

議案第122号 阿見町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第8、議案第122号、阿見町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 次に、議案第122号の阿見町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、当町の公共下水道事業及び農業集落排水事業に、地方公営企業法の規定を全部適用するに当たり、同法第4条の規定により、下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項等について定めるため制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） ちょっと1つだけお伺いしたいんですけども、今回のこの下水道事業ですね、企業会計になるということなんですけども、今まで上下水道審議会っていうのが行われてたと思うんですけども、それは今までどおりに行われるわけですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

今までどおりですね、上下水道審議会は行います。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第122号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第123号 阿見町行政組織条例の一部改正について

議案第124号 阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議案第125号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第126号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第127号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第128号 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第129号 阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について

議案第130号 阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について

- 議案第131号 阿見町下水道条例の一部改正について
- 議案第132号 阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第133号 阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について
- 議案第134号 阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第135号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第136号 阿見町特別会計条例を廃止する条例の一部改正について
- 議案第137号 阿見町公共下水道整備基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第138号 阿見町農業集落排水事業債減債基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第9、議案第123号、阿見町行政組織条例の一部改正について、議案第124号、阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第125号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第126号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第127号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第128号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第129号、阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について、議案第130号、阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について、議案第131号、阿見町下水道条例の一部改正について、議案第132号、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議案第133号、阿見町農業集落排水事業受益者負担分に関する条例の一部改正について、議案第134号、阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第135号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について、議案第136号、阿見町特別会計条例を廃止する条例の制定について、議案第137号、阿見町公共下水道整備基金条例を廃止する条例の制定について、議案第138号、阿見町農業集落排水事業債減債基金条例を廃止する条例の制定について、以上16件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第123号から議案第138号までの条例の一部改正及び廃止について、提案理由を申し上げます。

議案第123号の阿見町行政組織条例の一部改正について申し上げます。

本案は、社会情勢の変化や地方分権の進展に伴い、新たな行政課題や町民ニーズに対応し、住民サービスのさらなる向上を目指すため、組織機構の見直しを行い、より効率的な組織に再編するものであります。

具体的には、広報、プロモーションに関する施策の推進体制を強化するとともに、国体などの大型事業の完了に伴い、来年度以降に取り組むべき事業の実施体制を整えるものであります。

議案第124号の阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削り、あわせて文言の整理等所要の改正を行うものであります。

議案第125号の阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が改正されたことに伴い、災害援護資金の償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大等、所要の改正を行うものであります。

議案第126号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見町地域生活支援拠点整備事業の実施に伴い、当該事業の事業者選定において公平かつ適正な選考を行うため、阿見町地域生活支援拠点整備事業者選考委員会を設置するものであります。

議案第127号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、議案第126号の阿見町地域生活支援拠点整備事業者選考委員会の設置に伴い、その委員の報酬等を追加するものであります。

議案第128号の阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第129号の阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について申し上げます。

本案は、茨城県の保健所再編により、令和元年11月1日から阿見町を管轄する保健所が竜ヶ崎保健所に変更となったことに伴い、同委員会の委員について、管轄保健所に合わせるため所要の改正を行うものであります。

議案第130号の阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

す。

本案は、道路における自転車通行空間の確保等を目的に、平成31年4月25日に道路構造令が改正されたことに伴い、町道における自転車通行帯等について、同令を参酌し所要の改正を行うものであります。

議案第131号、阿見町下水道条例の一部改正について、議案第132号、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議案第133号、阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について、及び議案第134号、阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、関連しますので、一括して提案理由を申し上げます。

これらは、当町の公共下水道事業及び農業集落排水事業に、地方公営企業法の規定を全部適用するに当たり、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、地方公営企業法第8条の第2項の規定に基づき、下水道事業の管理者の権限を町長が行う事項等について、所要の改正を行うものであります。

議案第135号の阿見町水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

本案は、水道法の改正により、給水装置工事事業者の選定について更新制が導入されたことに伴い、その更新手数料を定める等、所要の改正を行うものであります。

議案第136号の阿見町特別会計条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、阿見町公共下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴い廃止するものであります。

議案第137号の阿見町公共下水道整備基金条例を廃止する条例の制定について、及び議案第138号の阿見町農業集落排水事業債減債基金条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、阿見町公共下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴い、公営企業会計制度の中で、現金の積み立てが可能となることから廃止するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これより質疑を行います。

なお本案16件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

海野議員。

○9番（海野隆君） 議案第125号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、お伺いをしたいと思います。

この条例の改正かな、改正については法律によって、返済について弾力的に運用するんだということだと思いますが、条例のね、第4章12条以下が災害援護資金の貸し付けになっていると思うんですね。説明では、阿見町ではこれまでに適用がないんだということなんですけども、よくよく読んでみると、生活再建のためには相当使いががいいんじゃないかなあと。あくまでも借り入れっていうか融資にはなりますが、と思いますが、これまで実績がなかったってのは何か理由があるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

特に理由ってというのは把握してございません。申請がなかったと、申し出がなかったということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） わかりましたが、これどういう理由かわかりませんが、阿見町の中を歩いていると、いまだに8年前のね、3.11東日本大震災で被害を受けたと思われるようなね、屋根にビニールシートが、最近なくなったかな、が、大分ずっとあったような気がするんですよ。そうすると、なかなか、いろんな生活の設計があるので、融資を受けてっていう形にはならなかったのかもしれないけども、今回ね、言ってみると、公平性は十分配慮しつつ一定の低所得者の免除を可能とするというようなことで、法律の改正が行われてると思うんですね。それに合わせたものだと思いますが、この条例に載っているね、災害援護資金、これについてはもうちょっと宣伝というかな、こういう制度がありますよっていう宣伝はしてもいいような感じがするんですけど、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 海野議員、これ民生教育委員会のほうへ付託をしますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

○9番（海野隆君） あ、そうか。これは悪かったな。はい。

○議長（吉田憲市君） じゃあ、ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

一応答弁いただきますよね。

○9番（海野隆君） 大変失礼しました。自分の委員会だとわからなかったものですから。勘違いしてましたもんですから。

○議長（吉田憲市君） じゃあ、委員会で答弁もらいますか。

○9番（海野隆君） はい。委員会で。

○議長（吉田憲市君） ほかに。

海野議員。

○9番（海野隆君） 今度は大丈夫だと思いますが。議案第136号、これは違いますよね、民生教育委員会じゃないですよ。

これね、阿見町の特別会計条例というのは、ここに載っているとおりでありまして、つまり2つしか載ってないんですよ。現行の阿見町公共下水道事業特別会計と阿見町農業集落排水事業特別会計。この2つしか、阿見町の特別会計条例には載っていないんですよ。ただ、特別会計たくさんあるわけですよ。例えば介護保険であれ、国民健康保険であれ。

で、ほかのね、市町村の条例を見てみると大体装備している。近隣でもですね。土浦だけ違うのかな。ほとんど国民健康保険特別会計であるとか、介護保険特別会計であるとか、それ全部載っています。阿見町でこの2つのみ特別会計条例に入れてですね、その他の特別会計はここに入れなかったっていうか、載せなかったっていうか、それはどういう理由になっているんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

どちらですか。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

これ以外の、例えば国民健康保険特別会計とか、後期高齢者特別会計とかありますけども、これについては上位法がありまして、その上位法に基づいて特別会計を設置して運用しているというようなことで、こちらの特別会計条例のほうには装備してないということです。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） そうですよ。私が、どうしてかなと思っていろいろ調べてみると、つまり法律により、例えば介護保険法だっていうと、その3条の2項に、市町村及び特別区は介護保険に関する収入及び支出について政令で定めるところにより、政令ですよ、特別会計を設けなければならないとなっているので、つまりわざわざ条例でですね、そこに特別会計の条例の中に入れなくてもいいという、そういうふうに解釈したんですが、今の部長のね、説明だっていうとそういうふうに理解していいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

海野議員がおっしゃるとおりの解釈でよろしいかと思えます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） そうすると、つまり他の市町村。例えば龍ヶ崎であれ、牛久であれ、どこであれというかな、そっちのほうが多数派なんです、つまり法律で定まっても市町村

の条例にですね、きっちりそれを入れ込んでいくと。こういう形が本来のあり方なのか、特に法律、上位法があるので、つまりそれ、わざわざそこに入れなくてもいいという解釈になるのか。これ、どっちなんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

私も、そこまで特に特別会計条例に入れ込んでる市町村があり、織り込んでる市町村がないってような、そういうのがあるってということについては、ちょっと認識してなかったんですけども、具体的にどちらが正しいのかどうかっていうのは、ちょっと現時点ではちょっと私もわかりませんので、これについてはちょっと確認をして、必要であればしかるべき対応をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 実際には特別会計あるんですよ。あるんですよ。だから、この特別会計条例をね、廃止してしまうと。今後新しく特別会計ができるかもしれないし、できたときにはまた入れればいいんだと、つくればいいんだと。こういう形になるのかどうかわかりませんが、実際に今特別会計があるにもかかわらず中に入っていないからといって、それを廃止してしまうということは、また該当の特別会計がもしつくった場合に、また改めて特別会計条例をつくと、つくればいいんだということになりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

今、海野議員が言われたとおり今回は廃止します。でも、また新たに条例に載せることが必要であるというような会計ができた場合には、この条例を制定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） あとは詳細、担当委員会で議論していただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第123号から議案第138号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

-
- 議案第139号 令和元年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
 - 議案第140号 令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第141号 令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第142号 令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第143号 令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第144号 令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第145号 令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第10、議案第139号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第5号）、議案第140号、令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第141号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第142号、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第143号、令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第144号、令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第145号、令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 次に、議案第139号から議案第145号までの、令和元年度一般会計ほか6件の補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第139号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億3,356万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ166億1,381万5,000円とするものであります。

2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第15款国庫支出金では、民生費国庫負担金で、介護保険制度に係る低所得者保険料軽減負担金を増額。

第16款県支出金では、農林水産事業費県補助金で、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金を新規計上。

第20款繰越金では、財源調整のため、前年度繰越金を増額するものであります。

次に、3 ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第 2 款総務費では、企画費で 3 世代同居・近居促進奨励金を増額。

第 3 款民生費では、社会福祉総務費で、介護給付費繰出金を増額。

第 5 款農林水産業費では、農業振興費で台風被害からの復旧のため、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金を新規計上。

第 6 款商工費では、商工業振興費で阿見東部工業団地及び阿見吉原土地地区画整理地内に立地した企業に対する奨励金を増額。

第 7 款土木費では、道路維持費で台風被害からの復旧のため維持補修工事を増額する一方、公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金を減額するものであります。

5 ページの第 2 表、債務負担行為補正については、議会だより印刷製本業務ほか14件について、3 月までに契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

議案第140号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に2,707万4,000円を追加、歳入歳出それぞれ49億6,072万3,000円とするものであります。

その内容は、国民健康保険事業費納付金の確定に伴い、一般被保険者医療給付費納付金等を増額、その財源として前年度繰越金を増額するものであります。

議案第141号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に499万1,000円を追加、歳入歳出それぞれ18億5,198万5,000円とするものであります。

その主な内容は、下水道事業費で、下水道接続希望者との負担金協定に基づく下水道工事を新規計上。歳入で、起債対象事業費の増加に伴い町債を増額、一般会計繰入金を減額するものであります。

3 ページの第 2 表、債務負担行為については、公共下水道管路工事が令和 2 年度までの工期を予定しているため、債務負担行為の期間と限度額を設定するものであります。

第 3 表地方債補正につきましては、公共下水道事業債を増額するものであります。

議案第142号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に1,342万9,000円を追加、歳入歳出それぞれ 1 億6,407万9,000円とするものであります。

その内容は、令和2年度からの公営企業法適用に向け特別会計の基金を廃止するため、基金残高を全額繰り入れ、予備費に充当するものであります。

議案第143号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に3,710万2,000円を追加、歳入歳出それぞれ32億9,566万1,000円とするものであります。

その主な内容は、保険給付費で、介護予防サービス給付費、高額介護サービス費等を増額、その財源として国庫負担金、支払い基金交付金、一般会計繰入金等を増額するものであります。

議案第144号、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から122万6,000円を減額、歳入歳出それぞれ9億5,077万1,000円とするものであります。

その主な内容は、広域連合納付金で、保険料納付金、療養給付費等負担金等を増額する一方、保険基盤安定納付金を減額、その財源調整のため保険料を増額、一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第145号、水道事業会計補正予算につきましては、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について、3万3,000円を減額するものであります。

その内容は、職員給与関係経費を減額するものであり、水道事業会計予算第7条に定めた職員給与費についても合わせて減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案に7件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） 17ページの一般会計の……。

○議長（吉田憲市君） 何号ですか。

○8番（永井義一君） ごめんなさい。一般会計ですね。139号ですか。の17ページのところなんですけども、1番下のところですね、未熟児医療給付費ということで、今回これ国のほうから国庫支出金のほうと、県のほうからの県支出金が2つ出ているわけなんですけども、年初予算約203万6,000円ですか、あったかと思うんですけども、186万2,000円の補正の理由をお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

補正の理由としましては、この未熟児養育医療の対象となるお子さんがですね、ここに来てちょっと増えているということでございます。未熟児の出生数が令和元年10月末現在で21名ということになってございます。例年に比べてちょっと、当初予定していた人数よりも増えているということで、今後の見込みを踏まえまして増額補正をさせていただいたというところがございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） というと、年初予算での予測数というのは何名だったんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

答弁、どなたか。

健康づくり課長佐川廣子君。

○健康づくり課長（佐川廣子君） お答えいたします。

当初予算の状況につきましては、調べて後で回答させていただきます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第139号から議案第145号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いを申し上げます。

議案第146号 国補下第1－2号公共下水道管路工事請負変更契約について

議案第147号 防子交第1－1号荒川本郷地内道路新設工事請負変更契約について

議案第148号 阿見第一小学校トイレ他改修工事請負変更契約について

議案第149号 阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買変更契約について

議案第150号 阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新
工事請負変更契約について

議案第151号 阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第11、議案第146号、国補下第1－2号公共下水道管路工事請負変更契約について、議案第147号、防子交第1－1号荒川本郷地内道路新設工事請負変更契約について、議案第148号、阿見第一小学校トイレ他改修工事請負変更契約について、議案第149号、阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買変更契約について、議案第150号、阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負変更契約について、議案第151号、阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第146号、国補下第1－2号公共下水道管路工事請負変更契約について、議案第147号、防子交第1－1号荒川本郷地内道路新設工事請負変更契約について、議案第148号、阿見第一小学校トイレ他改修工事請負変更契約について、議案第149号、阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買変更契約について、議案第150号、阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負変更契約について、及び議案第151号、阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

これらは、令和元年第2回または第3回定例会において議決をいただいた当該工事の請負契約等に関して、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い契約金額に変更を要するため、阿見町契約規則第37条第1項の規定により、変更契約を締結するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。変更した内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） 確認したいんですけども。これ、全協のときにこういった資料もらったかと思うんですけども、これ今回の補正の中にこれが組み込まれているわけでしょうか。そこちょっと確認したいんですけども。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

今回の補正には入っておりません、はい。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第146号から議案第151号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第152号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第12、議案第152号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第152号の損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年9月8日から9月9日にかけて通過した台風15号の強風により、阿見台緑地のヒマラヤスギが倒木し、民地のフェンスを破損させる損害与えたもので、国家賠償法の規

定により町に賠償責任が生じたことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第152号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。先ほどの永井議員の未熟児養育医療給付についてお答えいたします。

当初の予算なんですけども、人数というよりは過去9年間の実績に基づきまして、当初予算のほうを算定してございます。今年度、既にもう給付の実績が半年で……。今年度の実績と、あと残り半年間分の実績を想定するとこれぐらいの金額が足りないだろうということを想定いたしまして、補正予算を組ませていただいたということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長のほうからの報告が終わりました。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでした。

午前11時57分散会

第 2 号

[12 月 4 日]

令和元年第4回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月4日（第2日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉繁君		
副町	長	坪田匡弘君		
教	育	長	湯原正人君	
町	長	公室	長	湯原幸徳君

総務部長	小口勝美君
町民生活部長兼 生活環境課長	高須徹君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	竹之内英一君
防災危機管理課長	白石幸也君
子ども家庭課長	山崎洋明君
都市計画課長	林田克己君
道路公園課長	浅野修治君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	石神和喜君
学校教育課長	武井浩君
指導室長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

令和元年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和元年12月4日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和元年第4回定例会

一般質問1日目（令和元年12月4日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 平岡 博	1. ナショナルサイクルルート指定「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を阿見町は活かせるか 2. セーリング会場の遺構の活用	町 長 町 長
2. 紙井 和美	1. 誰も置き去りにしない社会を目指すSDGsの推進について 2. コミュニティバスの運行で、町内の移動を快適に 3. 災害時の避難所のあり方について	町長・教育長 町 長 町 長
3. 高野 好央	1. 教職員の働き方改革は進んでいるか	教 育 長
4. 樋口 達哉	1. 阿見町の防災態勢について 2. 阿見町の「災害廃棄物処理計画」について	町 長 町 長
5. 海野 隆	1. 今年日本を襲った風水害における阿見町の状況と今後の課題について 2. 学校における障害者受け入れ態勢の整備について	町 長 教育長・町長

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（吉田憲市君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

議員各位に申し上げます。会議規則第61条第1項に規定されているとおり、一般質問は町の一般事務についてだけたず場であります。したがって町の一般事務に関係のないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたず場でもありません。議員各位におかれましては十分にこのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対しては簡明に答弁されるようお願いを申し上げます。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に対し反問する場合は、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、10番平岡博君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移り準備をしてください。

10番平岡博君の質問を許します。登壇願います。

〔10番平岡博君登壇〕

○10番（平岡博君） おはようございます。気持ちいいですね。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

令和元年最後の一般質問の1番目で、気持ちよく頑張れると思っております。よろしくお願ひします。

まず、今年は、例年になく災害の多い年でした。それによって被災された方々に、まずお見舞いを申し上げたいと思っております。

さて、皆さん、お聞き及びのことと存じますが、茨城県南の13市町村にまたがる180キロメートルのつくば霞ヶ浦りんりんロードが、11月7日、国交大臣よりナショナルサイクルルートに指定されました。今回、初めて全国で3カ所が選ばれたそうです。滋賀県のビワイチ、広島、愛媛県のしまなみ海道サイクリングロードに加え、つくば霞ヶ浦りんりんロードという顔ぶれです。これから我が国の3大自転車道として世界にアピールしていこうという取り組みに、国がお墨つきを与えたわけであります。

サイクリング拠点のプレイアトレに駅ビル改装中のお隣土浦市では、早速、ナショナルサイクルルート指定記念と銘打って、サイクリングイベントが大々的に開かれました。石岡市では、自転車を活用したまちづくりを進めるよう、市内在住・在勤者を対象に、市民サイクリングクラブを発足させました。

ところが、阿見町はいまひとつこの波に乗り切っていません。180キロメートルのうち、阿見町通過部分は7キロメートルにとどまり、存在感を発揮するには非常に難しいところなのですが、この7キロメートルの大半が一般道路路肩を走るという環境なものですから、つらいところです。筑波鉄道廃線跡の自転車専用道路や、見晴らしのいい湖岸堤を走る他市町村に比べると劣悪さがきわまってしまいます。自転車は車道を走るものだと道交法を持ち出してしまえばそのとおりですが、それでは東京や近県からやって来るサイクリストに阿見町がいいイメージを持ってもらうのは難しいので、今回の指定を契機にした売り出しに関われないばかりか、全体の足を引っ張りかねない懸念もあります。

こうした状況になっているのは、陸上自衛隊土浦駐屯地の存在にほかなりません。断っておきますが、私としては、自衛隊のふだんの活動に敬意を表するものであり、迷惑施設という捉え方をするものではありません。陸上自衛隊土浦駐屯地も、ある意味、阿見町の誇るべき資源であります。この存在をないがしろにすることなく、ナショナルサイクルルート指定となったつくば霞ヶ浦りんりんロードを通した阿見町のアピールができないものかが、今回の質問の真意であります。

自衛隊駐屯地と自転車道を共存させ、どう磨きをかけていくか。一つは、現行の125号線、都市計画道路名で言えば立ノ越大室線の環境改善が考えられます。阿見坂下から廻戸方面の路線については未着手状態で続いており、阿見町都市計画道路再検討調査の再検討対象路線になっています。

平成27年度に出された再検討結果では、現在の計画幅員での整備を目指すとともに、将来の交通量の推移を見きわめながら、必要に応じて交通処理能力の強化について検討するとありました。

都市計画道路の整備によって、どの程度の環境改善が果たされるのか、私には想像がつかか

ねますが、少なくとも未着手のままではまずい。将来の交通量というとき、平成27年度段階では自転車ロードの想定はなかったでしょうから、この様相を織り込んで、検討を加速していただきたい。阿見町坂下や平和記念館あたりにサイクリスト向けの休息施設を設けるなんて検討もできそうです。まず1点は、その提案です。

この道路は、さらに霞ヶ浦高校附属中学校の生徒が大室グラウンドとの往復の際に用いる道路であり、道路の環境改善は教育上の安全安心の観点からも喫緊の課題ではあるはずですが、学校の生徒がどれだけ自転車を用いているかは、現状わかりかねますが、安全教育の観点から、町としてサポートすべきと考えますが、いかがでしょう。よろしく申し上げます。

2問目は質問席でやります。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

平岡議員の、ナショナルサイクルルート指定「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を阿見町は活かせるかについての質問にお答えをいたします。

ナショナルサイクルルート制度とは、自転車を通じてすぐれた観光資源を有機的に連携するサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、政府にて制度化したものであります。日本を代表し、世界に誇り得るサイクリングルートを指定し、国内外へPRしていくものです。

このたび、茨城県のつくば霞ヶ浦りんりんロードを含む全国3ルートがナショナルサイクルルートとして指定されました。

1点目の、都市計画道路立ノ越大室線の整備を通じた環境改善の検討をについてであります。

つくば霞ヶ浦りんりんロードの阿見町区間は、霞ヶ浦湖岸沿いの全長約7キロメートルのルートを設定しており、霞ヶ浦高等学校前から予科練平和記念館までの区間については、自衛隊武器学校があるため、現道の都市計画道路立ノ越大室線の車道の路肩側に自転車用交通安全対策として矢羽根型路面表示を施し、サイクリングルートとして指定しているところでございます。

都市計画道路立ノ越大室線は、土浦方面と美浦・稲敷方面との地域連携機能を有する路線として重要な役割を担っていますが、暫定的な整備のため、管理者である茨城県は、都市計画に定められた計画幅員16メートルでの整備を目指すことにしています。

また、平成27年、28年度に町が行なった都市計画道路再検討結果においては、予科練平和記念館より土浦市方面については、将来交通量推計においても混雑度が高くなることも予想され

ることから、将来の交通量の推移を見きわめながら、必要に応じて交通処理能力の強化について検討することとしています。

2点目の、霞ヶ浦高等学校や附属中学校生徒の自転車利用に備えた安全対策についてであります。

グラウンドの新設計画において、候補地は生徒の移動の安全性が十分に確保できる場所として選定していることから、安全性の検討と生徒への指導は十分に行われていると理解しています。

今後のつくば霞ヶ浦りんりんロードの活用につきましては、県及び関連市町村や民間企業・団体等との適切な役割分担のもと、サイクリングを活かした観光交流を推進するため、相互に連携しながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 平岡議員。

○10番（平岡博君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、再質させていただきます。まず、27年度、28年度に、予科練平和記念館寄りの土浦方面について、将来交通量推計というふうなことをやったらしいんですけども、そのため混雑度が高くなると予想されることからと書いてありますけども、これ、いつごろまでに……。まあ、結論というのは出ないでしょうけど、どのような感じで、今の感じをどのように見ているか、ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

今の状況ですけれども、交通量につきましては、混雑度につきましては、特に朝について、かなり渋滞しておるといふふうに認識しております。それは上り方面、下り方面ともにですね、非常に混雑しておるといふふうに思っております。

管理者であります茨城県のほうに、一応確認をいたしました。今後の工事の予定ですね。今、都市計画道路では16メートルの都市計画決定をされております。でですね、今、こちらの整備についてどうなんですかというような問いをしたところですね、現在ですね、125号バイパスですね、バイパスのほうの4車線化を今、進めているというような状況で、まずはそちらを整備をして迂回させるというような方向で考えているということです。

その後ですね、なんです、今ですね、美浦のほうからですね、企業局の送水管の工事が進められています。そちらの工事もありまして、その辺の状況を見込みながらですね、考えていきたいというようなことです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 平岡議員。

○10番（平岡博君） ありがとうございました。

いろんな状況があって、今、バイパスのほうを4車線化進めているというふうなことですけども、地域的に見て、バイパスのほうとこっちじゃ、全然違うような気がするんですけども、その辺のとこのことを私は伺ってるんですけど。いろいろ、要するに相対的に見ているっていうことなんですかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 県のほうといたしましては、同じ125号線という形で、今、125号線のバイパス進めているのは、旧ですね、旧っていうか、今のある、既存の125号線の緩和をするという意味でバイパスを進めているという意味だそうです。

で、もちろんですね、県のほうもですね、朝夕の混雑については十分に把握しているというふうなことでした。

○議長（吉田憲市君） 平岡議員。

○10番（平岡博君） 県のほうとのあれがなかなか大変でしょうけどもね、よろしくお願ひしたいと思います。

そうすると、2点目ですね。私は、ここに霞ヶ浦高校と附属中学の生徒の自転車利用っていうふうに書いてありますけども、私、思うのに、三高生、日大生なんかもかなり多く通学していると思うんですよ。私ちょっと把握し切れない部分ありますけども、その辺の高校生、中学生、子供たちの安全確保っていうのは、やっぱりこれは町としてもこれは絶対必要じゃないかとは、私個人的に思うんですけど、その辺のそこはいかがですかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

125号線につきましては、霞ヶ浦高校だけじゃなくて、土浦三高生、土浦日大生が多数ですね、自転車に乗って通学しているということは知っております。ただですね、裏道もありまして、裏道も車がやっぱりあそこはですね、渋滞してまして、裏道に回っていくという中でやっているということも知っております。

ただですね、今のところはですね、対策についてはですね、非常にわかるんですが、県との交渉、考え方では、まだ今のところ、ちょっと手をつけられないというような状況であります。

学校のほうと連携をとりながらですね、その辺は考えていかなくちゃいけないというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 平岡議員。

○10番（平岡博君） 安心安全というふうに、これから将来ある若い人たちをですね、何と

してもそういうとこに通してあげたいというふうな私の気持ちでありますので、よろしくひとつお願いします。

この前、霞ヶ浦二橋の話に、ちょっと陳情に行ってきましたよね。ですから、町長その霞ヶ浦二橋の辺の、今の状況をお聞かせ願いたいと思うんですが、大丈夫ですかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい、お答えいたします。

霞ヶ浦二橋についてはですね、先月の22日だと思います、霞ヶ浦二橋期成促進同盟という団体がございまして、平成8年に今の11市町村になったというふうに聞いておりますが、そこへずっと陳情活動を毎年してございまして、11月22日にも、また陳情してまいりました。

県の政策企画部長、土木部長、そして県知事にとということで、毎回ですね、当該市町村の首長さんが出席をします。それから関係している県会議員さんも一緒に同行していただいて陳情に行くんですけども、今回ちょっといろんな行事が重なってしまって、今、会長は小美玉市の島田市長さんがやっておられますけれども、私も副会長になっています。

そういったことで陳情に行きましたけれども、部長さん方については、長年の苦労があるので、前向きに答えていただきましたけれども、大井川知事におかれましては、やはり1,000億がかかるというような橋でありますから、その効果というものを示してもらわないと、なかなか難しいというようなことで、お話がありました。

私のほうから、やはり少しでも走り出しているというようなことを県民に、それから当該地区にも見せるためにも、少しの予算でもいいですから、調査の予算だとか、何か予算づけでもしてもらえないでしょうかというようなことでお願いしたところ、大変厳しいお話でありました。

来年、私が今度、期成同盟の会長ということで順番が回ってきますので、そのストーリー性ということ、何か重要視をするということなものですから、その霞ヶ浦二橋があることによってこういった効果があるんだということ、関係している11の市町村長にも、また県会議員の皆様にも、お一人ずつ訴えていただくというような形で、これまでの戦略とはかえなくてはいけないなというふうに思っております。

本当に夢のかけ橋に、今の時点ではなっていて、ちょっと実現性に欠けるというふうな感じで返ってきております。何とか来年以降、頑張っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○10番（平岡博君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（吉田憲市君） 平岡議員。

○10番（平岡博君） ありがとうございました。

それで、ここです、2問目の質問、いいですかね。

○議長（吉田憲市君） はい、じゃあ、2問目の質問、お願いします。

○10番（平岡博君） じゃあ、セーリング会場の遺構の活用ですね。

霞ヶ浦高校大室グラウンドは、さきのいきいき茨城ゆめ国体ではセーリング会場が設けられ、各種水上スポーツが繰り広げられました。関係各位の御尽力に感謝申し上げる次第です。

セーリング会場は、開催前から仮設での運用が決まっており、実際、国体終了後、早々に路面の舗装が剥がされ、原状回復の上、霞ヶ浦高校に返還されます。ただし、湖面に向けて突き出す栈橋の1つとスロープの一部が残されました。これをレガシー、遺産と呼んでいいものか異論はあるでしょうが、私は、将来への足がかりが残されたと思っております。

今後の利活用については、まず、霞ヶ浦高校が検討すべきことですが、阿見町がつくば霞ヶ浦りんりんロードについて検討に乗り出すとしたら、霞ヶ浦高と大室グラウンドの存在は無視できないと思われまます。

思い切った考えを言えば、花室川の河口あたりから大室グラウンドあたりまで、霞ヶ浦の湖水域に自転車専用の橋をかけてつなげてしまおうなんて構想も出てきます。できない理由を挙げても答弁はいくらでもありましようが、ナショナルサイクルルート指定、可能性は膨らんだんですよ。と思います。霞ヶ浦の内水面は国交省の管轄ですが、ナショナルサイクルルートも国交省の指定です。自衛隊は別ですけど、同じ土俵で議論ができそうじゃありませんか。

さらに、茨城県の大井川知事は、つくば霞ヶ浦りんりんロード推しでして、例の知名度ランキング7年度連続最下位の汚名返上の切り札に上げているぐらいです。なぜならば、阿見町の現状を県に訴えて、よりよいものにしていこうと相談もできるんじゃないでしょうか。この機を捉えて調査研究、構想の1つや2つ提起してもよろしいんじゃないでしょうか。

町長、いかがですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） セーリング会場の遺構の活用についての質問にお答えします。

茨城国体セーリング競技につきましては、御承知のように、大室地区にある霞ヶ浦高等学校のグラウンドを活用させていただき、湖畔に栈橋等を整備して特設会場として競技運営に臨みました。議員各位の御協力もいただき、成功裏に競技を終えることができました。この場をおかりしまして、皆様に改めて感謝を申し上げたいと思います。

現在の状況といたしましては、高校のグラウンド部分に仮設として整備した艇置場の舗装の撤去や湖畔のスロープの解体工事を進めており、工期は令和2年3月を予定しております。議員御指摘のとおり、恒久施設としては栈橋が1本とスロープの一部が残ります。そのほか、管理用道路と高校のグラウンドの間にある水路を構造物に置きかえ、盛り土をして舗装を行いま

したが、引き続き、町が現状のまま国から占用させていただくことになっております。

町にとっては、霞ヶ浦は貴重な観光資源の一つであると考えており、これまでも国・県と連携し、湖まちづくり事業等により霞ヶ浦の魅力向上に努めてまいりました。

今後、国体跡地がつくば霞ヶ浦りんりんロードのコース上にあることから、沿岸市町村及び国・県との連携により、広域的観光資源としての活用や霞ヶ浦高校のグラウンドとの連携も含め、当該跡地の有効活用を検討してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 平岡議員。

○10番（平岡博君） ありがとうございます。

ここの跡地の件についてはですね、私、ちょっと要望が2つほどありまして、その要望をお願いしたいと思うんですが、いいですかね。なかなか栈橋1つとスロープでは、後々に残ってこないと思うんですよね、なんか。ですから、私としては、ひとつ要望を2つお願いしましてですね、聞いてもらいたいと思うんですが、いかがですかね。

まず1つはですね、私、この前、これつくる前に一度行ってきたんですが、今は日が短くなったんで、夕方あそこの5時半ごろ通ると真っ暗なんですよ、堤防の辺が。大室漁港のこの街灯は2つついているんですけど、それ以外は真っ暗。全然、ちょっと怖いなって感じで、これじゃあまずいんじゃないのって思ったんですよ。ですから、そこにですね、一応、街灯の設置をお願いしたいと思うんです。

まあ、途中、こう、だけでなっちゃうと思いますけども、その辺のこの検討をよろしくお願ひしたいと思うんですが、どうですかね。

○議長（吉田憲市君） 質問ですか、要望ですか。

○10番（平岡博君） 要望です。

○議長（吉田憲市君） 要望、はい。

○10番（平岡博君） それと、もう1つ、じゃあ。

それと、国体会場跡地に何かモニュメントできないかなと思ひまして。ヨットか何かの。

阿見町の国民体育大会、セーリング競技を開催したという記録的にあの栈橋とスロープだけじゃあ、何も残ってこないと思うんですよ。ですからその辺のこのなんですよ。できれば、霞ヶ浦があつて、筑波山があつて、インスタばえするようなあれをつくったらいいかなと思ひまして、その2つを要望しましてですね……。

○議長（吉田憲市君） 平岡議員、答弁もらったほうがいいんじゃないですか。

○10番（平岡博君） そうですか。

○議長（吉田憲市君） 余計なことなんですけども。じゃあ、ただいまの質問に対する答弁を

お願いいたします。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） それでは、お答えをいたします。

まず、街灯の件ですけれども、これは御要望があったということで、これは阿見町だけでできるかどうかというのが、ちょっと不確定な部分もありますので、国ですとか関係機関と協議をして、可能であればそういうことも一考させていただきたいというふうに思います。

それから、モニュメントについてでございますけれども、インスタばえするようなモニュメントをなるべくつけたいとは思いますが、ここで国体があったというふうな印ですね、モニュメントですね、大体1メートル30ぐらいの、高さはそんなにないんですけれども、ものを、今、予定をしているというふうなところでございます。

○議長（吉田憲市君） 平岡議員。

○10番（平岡博君） ありがとうございます。

喫緊にですね、早目にひとつよろしくをお願いします。

それで、私はここまでなんですけども、町長を筆頭にですね、阿見町を盛り上げていきたいと思えます。ワンチームになって頑張りたいと思ひまして。

以上で終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、10番平岡博君の質問を終わります。

次に、14番紙井和美君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移動し準備をしてください。

14番紙井和美君の一般質問を許します。登壇願います。

〔14番紙井和美君登壇〕

○14番（紙井和美君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずは、誰も置き去りにしない社会を目指すSDGsの推進についてであります。

誰一人取り残さない持続可能な開発目標であるSDGsは、我々公明党でも強く推進をしているところであります。平成31年第1回定例会で川畑議員が質問され、調査研究を進めるとの答弁がありました。その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

SDGsについては、皆様御承知かと存じますが、ここで簡潔に申し上げたいと思ひます。

国際連合が創設されて70周年を迎えた2015年、193の加盟国が、地球の未来のあるべき姿をつくるための文書を全会一致で採択をいたしました。それが、我々の世界を変革するための2030アジェンダです。アジェンダとは行動計画や目標といったところです。要するに、現在地球全体が置かれている持続不可能な状態を打開し、持続可能な世界にするために、2030年のあるべき世界の姿を目指すことでもあります。

あと10年余りでそれを可能にするためには、今、何ができるか。そのような背景から、貧困と飢餓の撲滅や、地球温暖化対策の実施など、17の目標と169のターゲットから成る持続可能な開発目標、サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ——SDGsを掲げました。S、持続可能、D、開発発展、Gs、目標ということです。

それまでに掲げられていた2001年から15年間で達成することを宣言したミレニアム開発目標、MDGsでは、8つから成る目標を2015年までに達成すると宣言されていました。しかし、一定の効果はあったものの、多くの課題が残されました。そこで、2015年以降の新たな開発課題が注目を集めています。

それらの実現に向けた、国連加盟各国による取り組みの進捗状況を確認する初の首脳級会合が、本年9月24日から25日まで、アメリカ、ニューヨークの国連本部で開かれました。同会合で国連のクテレス事務総長は、今のままでは2030年には5億人もの人たちが1日約200円未満で暮らす極度の貧困状態に置かれると指摘し、取り組みがおくれていることへの危機感を示しました。

特に、気候変動における対策のおくれは大きく、地球温暖化がSDGsの達成を妨げる要因でもあります。深刻さを増す地球温暖化の影響で、豪雨や干ばつなどによる自然災害が多発し、海面水温の上昇が勢力の強い台風の増加などを招いていることも、今回のたび重なる台風により、誰もが身をもって実感したのではないのでしょうか。

WMO、世界気象機関によると、昨年台風やハリケーンなどで住む場所を失った人は世界で200万人以上とのデータが示されています。こうした人々が難民のような状況に陥り、貧困と飢餓に苦しんでいるのです。

その気候変動がSDGsの達成を阻んでおります。今も世界の平均気温は上昇し続けており、WMO、世界気象機関によれば、2014年から2019年までの5年間の世界の平均気温が観測史上最高を記録。その原因が、二酸化炭素、CO₂の排出量が過去最高であったことから見ても、各国の気候変動対策は不十分であったということがうかがえます。

この状況に怒りをあらわにしているのが、スウェーデン人の環境活動家グレタ・トゥーンベリさんら各国の若者たちです。グレタさんらの抗議活動は、欧州各国の環境政党を大躍進させる原動力にもなり、今や世界の若者は各国の気候変動への対策を注視しています。日本を初め国際社会がCO₂削減などに本腰を入れるべきときは、まさに今であると考えます。この危機感を各国の首脳級が共有し、行動を加速することを誓う政治宣言を採択した意義は大きいと言えます。これを機にSDGsの達成に向けた努力に一層の弾みをつけることを願うものであります。

今回は、17項目のうち、7番、エネルギーをみんなに、そしてクリーンに。12番、つくる責

任，使う責任。13番，気候変動に具体的な対策を。14番，海の豊かさを守ろう。15番，陸の豊かさを守ろうから伺いたいと思います。

そこで，お尋ねいたします。

SDG sの阿見町での取り組みはどこまで進んでいるか。

誰も置き去りにしない社会とはどのようなものかと考えているか。

生命を守る環境整備の取り組みはどのように考えているか。

誰も置き去りにしない教育についてを，どのように認識しているか。

以上の4点について御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 紙井議員の，誰も置き去りにしない社会を目指すSDG sの推進についての質問にお答えいたします。

1点目の，SDG sの阿見町での取り組みについてであります。

SDG sは，持続可能な開発目標の略で，誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため，2015年9月の国連サミットで採択された国際目標であります。

SDG sの概要及び国・県の取り組みにつきましては，平成31年第1回定例会における川畑議員の一般質問にお答えしたとおりとなりますので，その後の動きと，町としての取り組みについて申し上げます。

本年6月に閣議決定された，まち・ひと・しごと創生基本方針2019において，SDG sを原動力とした地方創生の推進が示されております。地方創生分野においてSDG sを推進していくためには，将来のビジョンづくり，関係者との連携，体制づくり，情報発信と成果の共有，各種計画への反映などの総合的な取り組みによって，経済，社会，環境の3側面を統合する施策推進を通し，持続可能なまちづくりと地域活性化に向けた取り組みが必要とされています。

当町では現在，第2期阿見町人と自然が織りなす，輝くまち創生総合戦略の策定に向けた取り組みを進めております。総合計画の重点プロジェクトを推進するための戦略，具体的施策の位置づけを行うこの総合戦略において，当町の政策目標とSDG sの17の国際目標との関係性を整理し，SDG sを意識した事業展開につなげることで，その特徴を活かした持続可能なまちづくりを推進してまいります。

2点目の，誰も置き去りにしない社会とはについてであります。

SDG sは，誰も置き去りにしないという共通理念のもと，途上国，先進国を問わず，国際社会全体が取り組むべき開発目標として採択されております。したがって，SDG sの17

の国際目標に向けた取り組みは、全てこの共通理念の達成につながっているものと理解しております。

例えば、貧困をなくす、健康と福祉、質の高い教育、ジェンダー平等などについて、自治体の政策レベルに置きかえると、子供、女性、高齢者、障害者といった、社会に取り残されがちな人々に対する取り組みの推進が政策課題として見えてまいります。これらはまさに当町が第6次総合計画後期基本計画に基づき積極的に進めている、子ども・子育て支援、障害者福祉の充実、高齢者福祉の充実といった取り組みと一致しております。

このように、SDGsの17の国際目標は、多くの点で当町が既に取り組んでいる施策分野と深く関連しております。

人や物、情報がグローバルに行き来する今日の社会におきまして、全ての人々が対等の立場で協調し、保健福祉、教育、環境、さらには安全安心などの普遍的な目標の実現に向け、同じ方向性を持って目指していくことが、ひいては誰も置き去りにしない社会の実現に結びつくものと考えております。

3点目の、生命を守る環境整備の取り組みについてであります。

自治体におけるSDGsの達成に向けた取り組みは、地方創生の実現につながっていくものであります。その取り組みの1つとして、快適で住みよいまちづくりの実現に向けて、自然環境や生活環境の視点から、保全や活用を推進していく中で、再生可能エネルギーの利用拡大、水資源の保全、食品ロスの減少、地球環境の原動力となっている海洋・湖沼や森林の保全等に、町民と町がこれまで以上に認識を共有して取り組んでいく必要があります。身近な自然環境、生活環境への取り組みが、私たちの生活、生命を守ることにつながっていくと考えます。

例えば、町民、事業者及び町が協働のもと、豊かな環境を保全、回復及び創造するための基本計画である阿見町環境基本計画が策定されておりますが、現計画が令和2年度で計画期間が終了します。今年度から、次期計画策定に向けて、町民や学識経験者等からなる審議会を設置して、町民の手による計画づくりに着手しております。

次期計画策定においても、SDGsの視点を盛り込みながら策定していくことで意見がまとまってまいります。審議会の中でも、SDGsに関して勉強していくこととなり、年明けの2月に勉強会を開く予定であると聞いております。このように、町としても町民と一緒にSDGsの推進に努めてまいりたいと考えております。

4点目の質問につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） よろしく申し上げます。

4点目の、誰も置き去りにしない教育についてであります。

誰も置き去りにしない社会を目指すSDGsの推進については、教育の果たす役割は大きく、新学習指導要領の前文及び総則にも「持続可能な社会の創り手の育成」に関する内容が盛り込まれています。

また、SDGsの実現に向けた、持続可能な開発のための教育——ESDについては、世界の環境、貧困、人権、平和といった現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近な取り組みから、それらの課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習が示されております。

小中学校におきましては、総合的な学習の時間において、環境、福祉、国際理解といったテーマを設定し、学校の特色に合わせた課題解決的な学習を進めております。総合的な学習の時間において育成を目指す資質・能力については、SDGsの推進と重なる部分が大きく、文部科学省から示された「ESD推進の手引き」を活用しながら、児童生徒の発達段階に応じた学習活動を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） どうもありがとうございます。

昨日と、あと先ほど、体に結構感じる地震がありました。大きな地震につながらなければいいなというふうに感じたところであります。

それでは、再質問させていただきます。

茨城県公明党でも、2018年7月11日、知事にこのような提案書を出しています。SDGsの推進ということで、県のほうに提出し、大井川知事もこれを受け取ってくださっていましたけれども。

まず、環境に関しましては、命をつなぐ上でとても重要な分野であります。環境審議会のメンバーに入れていただいておりますけれども、それぞれ真剣に各専門分野の立場で発言をされております。会長初め皆さんの本当に真面目な対応が感じられるところでございます。

2月に環境に特化したSDGsを学び、その後も広く町民の方々に知っていただくきっかけができればいいなというふうに感じているところであります。

さて、再生可能エネルギーの拡大についての考え方を少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長高須徹君。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、それでは、お答えいたします。

再生エネルギーの種類には、御承知のとおり、太陽光であるとか、風力、水力、地熱等がご

ざいますけれども、阿見町におきましては、主に太陽光エネルギーをもとにした利用が行われてるというのが現状、状況が見られるところでございます。

役場の町有施設の有効利用においても、環境教育を推進する観点からも、施設のですね、屋根貸し事業を実施しております。これは太陽光パネルの設置、各施設の設置状況、学校とか、こちらの役場の車庫とか、いろいろな公共施設の屋根を貸し出しているというような取り組みをしております。

また、県ではですね、水素の利用促進と、エネルギーの利用の効率化を図るための家庭利用の燃料電池システム、俗に言うエネファームと、それからですね、定置用のリチウムイオン、蓄電システム装置の設置に対しまして、補助事業をですね、平成30年度から2カ年の期間限定で実施しているところでございます。

当町におきましてもですね、この補助事業の取り次ぎの自治体として積極的に手を挙げさせていただきまして、広く町民に周知して、利用していただいているところでございます。

期間限定ということで、今年度いっぱいということで、県のほうは当初考えておりましたが、近日ですね、また令和2年度も継続して実施していく方針であるというようなことでお話がございましたので、町としても、引き続き手を挙げて、申請窓口として対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

その補助事業の利用者、どれぐらいの方がいらっしゃいますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

県の事業費の枠の中でここ30年と31年度につきましては、阿見町においては10件、これは1件当たり5万円を上限というような補助額でございまして、阿見町のほうには10件ということで割り当て枠を頂戴したところでございます。それで公募、募集しまして、30年度につきましても、上限の50万、10件ですかの申請等と補助が採択されております。また、今年度におきましても、募集したところ、応募多く、10件の枠を既に完了してございまして、申請のほうをしておるところでございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

この補助事業はとてもありがたいことで、また令和2年も続けるということですが、金額に限りがありまして、10人一気に埋まってしまったということは、いかに皆さんのそうい

った思いが大きいかということを感じました。

千葉県での長期の停電を見ましても、ああいうことが本当に起こるんだなということをもっと実感したわけですが、これから自然エネルギーへの取り組みを、どうかしっかりと行っていただきたいというふうに思っています。

それで、次の再質問として、指導室なんですけど、日本ユニセフ協会と外務省が制作いたしました持続可能な開発目標の副教材が、2018年10月に全国の中学校約1万校に配布をされ始めました。子供たちの学習に活用されていますけれども、当町の小中学校では、SDGsあるいはESDを取り上げた特別な学習は行っているのでしょうか。その内容についてお聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） 当町ではですね、総合的な学習の時間で学校の特色に合わせた学習を進めているところであります。

具体的にはですね。霞ヶ浦の豊かな自然、野鳥観察や水質の調査をテーマとした環境学習や、霞ヶ浦豊学校、また美浦特別支援学校との交流を通して、福祉についての学習、伝統芸能ひよっとこを地域の方々から学ぶ郷土学習、JAや茨城大学農学部と連携しての食育等を行っております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

ESDの手引きを活用した学習活動っていう、その手引きの活動っていうのは、やっていますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

今年度の8月にですね、町の教育推進委員会におきまして、各学校にSDGs及びESDの推進の手引きについての説明を行いました。その中で、総合的な学習の時間で自分たちが学んだ内容がSDGsの17の目標と関連があるということを見習いに児童生徒に認識させることが効果的であるとの助言を行いました。

今後でもですね、各学校でのカリキュラムマネジメントを行いながら、教育課程全体で推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） それについてなんですけれども、東京板橋区の赤塚第三中学校というところでは、昨年10月に公開授業を行っておりまして、また愛媛県の新居浜市では、新居浜版SDGsっていうのを独自に作成をしております、全小学校の5、6年生を対象に配布を

されています。2015年から地域の特色を活かした学習に取り組んでいるわけなんですけれども、17年にはユネスコ国連教育科学文化機関の理念に沿った教育を行っているということで、ユネスコスクールに全小中学校が認定をされているということでもあります。

それとあと、埼玉県の久喜市というところでは、昨年から年間の授業展開においてE S Dカレンダーを導入をしております。どういうものかといいますと、こういったカレンダーをつくって……。ごらんになったことあるかと思いますが、これが小学校1年生用、で、これが6年生用。1年生から6年生まで、各学年によってカレンダーが違っていて、これが張り出されていて、いつもみんなが目に見えるように、そういうふうになっています。

あと、学校の教育目標として、SDG s 実践計画表っていうのも、各教室に、わかるようにこのように張ってあるんですね。これは社会分野、あとこちらのほうは、ちょっと小さくコピーしたんですけど、これ、社会分野と経済分野。そういったことで、各分野に分けて、子供たちが、今、自分がやろうとしていることは、E S Dの何に当てはまるのか。また、SDG sのどの部分に当てはまるのかっていうのが明確にわかって、より身近なものとして捉えることができる。

E S DとかSDG sとかそういう文言を言うと、どうしても拒否反応があって、ちょっとどういう意味かなっていうふうになってしまうところが、実は、皆さんが一人ひとり毎日やっていることがこれにつながるんだよということを、こうやっていつも目にしておくことによって、子供たちがよく理解をする。極端に言えば、大人よりも子供のほうがすごく理解をするのではないかなっていうふうに思っています。

また、こういったSDG sのこのマーク、私がつけているマークも、これ今、国会でも皆さん徐々につけ始めていますけれども、このSDG sのマークの横に、どういうことをやっていくことが必要かというのも張り出され、あと、生きる力っていうのも、どういうことがこのSDG sにつながる生きる力なのかっていうことを、各单元ごとに、毎回毎回、学習をしているというふうになっています。

これ、参考にしてみるのもいいかなというふうに感じました。

また、この学校では県内の大学と連携をして、SDG sをクイズ形式で学ぶイベントを開催したり、校内にSDG sに関係する資料などを展示した部屋も設置をしていると。先ほどのこういったものがずらっと並べてある部屋が設置してあるんですね。

中でも、例えば、元校長先生で、日本E S D学会副会長の手島利夫先生、前の川畑議員の質問の中にも登場してきましたけれども、私もこの方のレクチャーは2回ほど受けたことがありますけれども、本当におもしろくて、子供たちにわかりやすく、楽しく、笑わせながら学んでいくということで、とても勉強になりました。

当町にもお招きして、こういったこと学ぶ機会を設けてみてはいかがかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

各学校に、先ほど申しましたけども、このような、50枚程度になるE S Dの推進の手引きということで、先進的な学校の取り組み等も紹介されているものでもありますので、各学校では、今現在、教育課程の中、それから各年間計画の中に、そういう総合的な学習も含めE S Dの視点に立ったものとして盛り込まれてはいるんですが、それが具体的に示されているかどうかというところが視点になるかなというふうに思いますので、そういう専門的な方をお呼びして、今後、子供たち、または先生方が認識できるようにしていきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

何が重要かという、やはり教える立場の先生方がよくよくわかっていらっしゃるということが大事だと思うので、子供たちのためだけではなくて、教職員の皆様方にも、しっかりと理解を深めるためにも、何度もこういうレクチャーを受けてみてもいいのかなというふうに思っています。

そこで、次に、生涯学習の必要性ということについてお尋ねをします。

生涯学習、ずっと学び続けることの重要性っていうのは大事な部分ではありますけれども、日本の学習の考え方、これは大学まで真剣に学んで、一生懸命勉強して、卒業したらひたすら働く、そういう考えが多かったかと思います。

現に世界の大学では、社会人になってから学び直す、25歳以上の学生の割合というのは、北欧ではOECDの平均18.1%を大きく上回って20%から30%の人が大学のキャンパスを25歳以上の人が闊歩しているんですけども、それに対して日本はどうかというと1.9%ということで格段に低い状況になっています。

当町でも、人生100歳をずっと学び続けるということの姿勢を現在進めていらっしゃると思いますけれども、これからさらに先に進めていってほしいというふうに考えるんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時16分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

生涯学習の重要性についてお答えしたいと思います。

阿見町では、生涯学習のまちづくりを発展させるために、阿見町生涯学習推進計画を策定しております。今、紙井議員からお話があった、社会人の生涯学習を促進させるために町ができることとしましては、生涯学習機会、学習の機会をですね、提供することは町がまずできることだと思っております。この計画の中では、基本目標の2番目にですね、みんなが学べるチャンスづくりとして、多様な学習ニーズや時代の要請に対応し、生涯学習の提供をしていくことを目指しております。現在、町ではですね、この計画に基づきまして、生涯学習の場の提供のためにですね、多様な学習機会の提供、公民館事業の充実、ふれあい地区館活動の充実などに取り組んでおります。

今後でもですね、こういった活動を取り組みながらですね、阿見町の生涯学習活動の活性化を図るためにですね、この生涯学習推進計画を中心に組みたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

ぜひ、大学とも連携しながらやっていただくことも必要かなというふうに思います。今の学生の人にも、大人になったら自分もああいうふうにならざるを得ないというのを、お手本として示すという意味もあって、そういうことから、各、今、地域にある大学と連携して、そこで活用できればなというふうに思っています。今後ともよろしくお願いします。

最後に、1点だけなんですけれども、誰も置き去りにしない教育ということの中で、今、競争心をあおる指導方法から失敗を学んだスウェーデンでは、競争原理を取り入れていません。北欧では、少数のエリートよりも、国民の教育水準の高さが国力につながるというふうに信じて教育方針を貫いている。そういった結果、本当に高い教育水準を保っている、世界でも有数な国となっています。

この競争原理についてなんですけれども、阿見町の学校では、どのような考え方で進めているかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

競争原理というお話がありましたけれども、当町の小中学校におきましては、通常学級及び特別支援学級と、さまざまな児童生徒がいる中で、みんな違って、それでいいということで、一人ひとりの個性を尊重しながら、みんなが一つになってインクルーシブ教育等を行っております。

すので、それが幼稚園、それから保育園、小学校、中学校、高等学校につながるように、計画的に進めていきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） どうぞよろしくお願いします。

私どもが学生だったころは、学年で成績の順位を張り出したりするような、そういった時代でありましたけれども、それがかなり弊害があって、自己肯定感がなくなってしまって、自信がなくなって、意欲がなくなる。そういうことではない、今の答弁ですので、これから先も、それをより深く進めていっていただきたいなというふうに思います。

最後に、世界全体で進めていく、SDGs、これは一人ひとりの人生を豊かにするための、そして幸せにするために、地球を守るために絶対に必要なことであります。茨城県でも、つくば市をはじめ強力に推進しておりまして、この10年、オール茨城そしてオール阿見でしっかりとこれを進めながら、本当に大事なことがこの中に盛り込まれているっていうことを認識して、そういうことを行っていきたいということを決意いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

コミュニティバスの運行で、町内の移動を快適に。

それでは、町の快適な移動手段についてお伺いをいたします。

町民の誰もが充実した生活に欠かせないのが、快適な移動手段の確保でございます。通院や仕事などは当然のことながら、レジャーや地域のイベント、趣味のサークル、仲間との集まりなど、自分が行きたいところに自分で行けるということはどんなにありがたいことなのかということ、移動が困難になってから改めて実感することになります。

高度成長期以降、マイカーが当たり前になってしまって、公共交通の衰退の一途をたどってしまいました。そこに重ねて、自動車交通の5悪とも言われるものが出現し、交通事故、大気汚染、騒音・振動、道路渋滞、石油資源の浪費などがあります。ここで、もう一度原点に立ち返って、地域交通を考え直す時代に入っているのではないかとというふうに考えております。

1人1台といった車の台数を減らし、公共交通を今よりさらに発展させていくことは、これからの地球環境保護の上からも大切なことであります。高齢化が進み、免許返納者が増えるとなおさらのことです。

しかしながら、環境保護だ、交通事故防止だと幾らうたっても、我が町のように車がなければ生活できないという地域では、それはただの理想にすぎず、結局我慢を強いながら引きこも

る状態にということになってしまいます。

2013年12月、交通政策基本法が制定されまして、2014年には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が成立しました。地域の交通は、地方自治体为先頭になって政策することが打ち出され、地域住民や地方自治体、そして企業も巻き込み、地域の交通対策に打ち込むことが、今まで以上に重要なこととなってまいりました。

そこで、当町の施策についてお伺いをいたします。

町内の公共交通の現状について。

交通弱者に対しての移動手段の充実について。

デマンドタクシーとコミュニティバスの両方のメリットを活かした新たな形態を構築できないか。

CO₂削減のため自家用車での移動を控える取り組み。

以上4点についてお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） コミュニティバスの運行で、町内の移動を快適にについての質問にお答えをいたします。

1点目の、町内の公共交通の現状についてであります。

20系統の路線バスを関東鉄道株式会社及びジェイアールバス関東株式会社の2社が運行し、タクシー事業を有限会社新町タクシー及び日本貿易運輸株式会社の2社で運行しています。さらに、阿見町地域公共交通活性化協議会においてデマンドタクシー「あみまるくん」を運営している状況です。

2点目の、交通弱者に対しての移動手段の充実についてであります。

ドア・ツー・ドアの送迎を行なうタクシーの利便性と、乗り合い・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスとして、「あみまるくん」を平成23年2月から運行しております。交通弱者の買い物や通院などの移動手段として、さらには交通不便地域を補完する有効な手段として、多くの町民に利用されております。

運行を開始してから、JR常磐線荒川沖駅東口付近への乗り入れや、車両を2台から3台に増車するなどの改善も進め、利便性の向上に努めております。

また、茨城県が主体となり、当町を含めた5市町村が連携し、広域的な移動手段として、平成29年2月から稲敷エリア広域バスを運行しました。利便性向上のため、ルート変更や専用回数券の導入などに取り組みましたが、利用者の増加にはつながらず、町内を通る路線は平成31年3月末をもって廃止されております。

3点目の、デマンドタクシーとコミュニティバスの両方のメリットを活かした新たな形態を

構築できないかであります。

これまで、福祉巡回バス等の運行を実施しましたが、運行実績や利用者からの意見並びにアンケート調査の結果等を総合的に判断し、「あみまるくん」の運行に至っております。

また、「あみまるくん」は国庫補助金の採択を受けて運行しておりますが、その運行範囲を町内全域としているため、新たな公共交通の取り組みに伴う国庫補助金の増額は見込めない状況です。

当町では、このような事情を踏まえ、当面は「あみまるくん」の改善を重ねながら、公共交通の充実を図りたいと考えております。

4点目の、CO₂削減のため自家用車での移動を控える取り組みであります。

今後も公共交通不便地域の解消に取り組み、自家用車に頼らずとも移動できる地域公共交通網の形成に努めてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

当時、福祉巡回バスが巡回をしていたときには確かに、空気を運んでるバスだなんていうことで、やゆされていまして。何とかもっと効率的なものにとということで、平成23年2月に「あみまるくん」が登場したわけであります。

そろそろ9年を迎えます。ドア・ツー・ドアのデマンドタクシーは大変に喜ばれておりますが、町なかをシャトルバスのように移動するコミュニティバスの要望が、やはり年々増えてきているのも実際あります。

活性化協議会の中で、乗り合いタクシーとバスの2種類は、できないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

当町ではですね、町長の答弁にもありましたとおりですね、今、デマンドタクシーということでやっております。

ちょっとですね、町長の説明の中で補足をいたしますと、ここまでに至った経緯というのを少し説明させていただきたいと思っております。

まずですね、昭和60年4月からですね、平成23年3月末までですね、福祉巡回バスを運行しております。これは2ルートに分けて、火曜と木曜日、水曜と金曜日に分けてですね、2ルートで行っていたということです。

これはですね、やっていたんですけども、やっぱりですね、停留所まで歩くしかない。ま

た、本数が少ないということで、好きな時間に乗れないということでした。

その後ですね、平成21年11月からですね、平成22年1月までですけども、コミュニティバスですね、試行を3ルートを行っております。これはですね、東部工業団地から荒川沖駅とか、中央公民館から荒川沖駅、また、本郷ふれあいセンターからマイアミショッピングセンターへ行くというようなルートです。

やっぱりですね、これもですね、定時・定路となっていてまして、どうしても利用者が少ないというような状況であったということで、それをですね、という反省点の中でですね、活性化協議会の中でもですね、デマンドタクシーにしようというようなことになったわけです。

今ですね、答弁書にありましたとおりですね、今の状況ではですね、効率的に、補助金もいただいていますし、そういう中で、デマンドタクシーを充実していったほうがいいんじゃないかというような方針であります。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） つくば市なんですけれども、公共交通活性化協議会に切り替えまして、今、それで運行しています。で、コミュニティバス「つくバス」というのと、乗り合いタクシー「つくタク」——うちのデマンドタクシーみたいな感じですけど、この2種類を走らせています。

これはどのような形態なんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長林田克己君。

○都市計画課長（林田克己君） はい、お答えいたします。

つくば市におきまして活性化協議会のほうで運営しているコミュニティバスとデマンドタクシーであります。こちらについては、全域でですね、区域を分けることなく運行しているということでございます。

ただし、デマンドにつきましては、地区内を幾つかの区域に絞りまして、その区域を出ることによって料金体系が変わってくるというようなことを行っていると。それと、当町と違いますのは、指定された場所と登録してある自宅の間の行き来ということなんです。その指定場所が当町に比べてかなり少なくなるということです。

それと、バスにつきましては、9路線におきましてシャトルバスの運行をしているということでございます。当町と、その運行形態の違いと申しますと、当町は、先ほどの答弁にもありましたように、デマンドタクシーにおいて補助金を導入しているということがありまして、さらに補助金を導入しての新たな公共交通の導入が難しいというような、財源を念頭に置いたことで、デマンドタクシーの充実というものを図っております。つくば市においては、国庫補助金等の採択を受けずに、町の単独費と、あと運行売り上げ、そういったもので運行していると

いう点が違うことになるかと思えます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） わかりました。当町もそのように何か工夫してできないものかというのを、今後考えていっていただきたいなというふうに思います。

限られた財源の中で、この公共交通活性化、平成23年にできたときにも、町の財源だけではかなり先になってしまうという話があり、公共交通の活性化を利用してスタートすることで、まず走らせることができるっていうことを当時は聞いて、まず走らせることは大事だっていうことでスタートいたしましたけれども、今後それが9年、10年たっていく中で、いろんな方策が考えられるというふうに思っていますので、そのあたりもお願いします。

あと、まちづくり活動財源の地産地消により、町の魅力、活力の向上ということで、まちづくり活動の財源確保に向けて、効果的な枠組み、再分配法人を提案っていうふうに、都市局のまちづくり推進課というところでもやっていますけれども、ガイドラインに沿って、まち・ひと・しごと創生基本方針にのっとって決められた団体の連携による、こういった公共交通の運営ももちろんですけども、いろんな施設とかの管理なんかも入っています。

あらゆる財源なんかを考えながら、新たなスタートをしていっていただければなっていうふうに思っているところであります。

それで、あと、兵庫県の豊岡市っていうところは、公共交通の再構築ということで、市営バスの「イナカー」っていうものと、先ほどのコミュニティのバスですよね、それと、地域が運営する有償輸送サービスの「チクタク」というサービス、それが今、注目を浴びているんですけども、これは2008年9月に、路線バスの事業者が経営悪化を理由に大幅な路線休止に踏み切って、公共交通の空白地域が発生をしたことによって、住民への影響が懸念されたために、その足を確保するために、巡回する「コバス」っていう名前のものですとか、それからスタートして、市営バスの「イナカー」っていうのを、こういうバスですね、これを投入していました。

そこからまた、自家用自動車では白ナンバー車による有償運送80条のバスの規定で、運行は日本交通、また全但バス、ランドウェイに委託をされているという方法です。合併前の竹野町というところが、自家用自動車白ナンバー車による有償運送、いわゆる80条バスということなんですけど、運行していた自治体のバス、これを富岡市が合併後も市がそのまま運行して、「イナカー」という名前にして、運行開始とともにその路線に取り込まれている状況です。「イナカー」が運転していない交通不便地域については、地域が運営する有償運送サービス「チクタク」をしていると。

これは今現在も、本当に安定的に活動しているということで、ぜひ、こういうところにも参考していただき、また、地域の人たちが力を出してやっていく部分は、こういうところをお願いしたいということも地域の方をお願いする中で、新たな運送の発想が出てくるのかなというふうに思いました。ぜひ参考にしていただきたいというふうに思います。

また、今後の地域交通に関しては、ここ5年から10年もすれば、車の性能も、町なかの移動手段も、そして、町の形態も、恐らく考えられないくらいの変化が出てくると思います。そういった中で、新たな移動の不便解消につながるマースというのがあるんですけど、簡単にここで話ししますが、時間がありませんので、鉄道やバス、タクシーといった交通サービスと組み合わせた、最適な路線を割り出して、予約から支払いまで一括して行える次世代移動サービスのマースというのを導入されたということで、国土交通省や経済産業省も中心となって、このマースの導入を進めているところであります。

欧米では急速に普及していて、日本でも企業主導の取り組みが進んでいく中、また自治体と交通事業者などによる複数のモデル事業が年内にも順次スタートする運びとなっています。

マースの最大の利点というのは、地方で普及する予約型乗り合いタクシーといった新しい交通サービスを公共交通と組み合わせて利用できることです。利用する公共機関ごとに乗りおりの場所を調べたり、また、予約や切符の購入、料金の支払いをする手間も省けていくということで、交通事業者にとっても、その利用者にとっても、移動のデータをもとにした効率的な運行が可能になってまいりますので、採算面の改善につなげることもできると。

その結果、地方の公共交通を維持できる可能性が高まるというのも、このマースの導入は大きな意義があるというふうに言われています。ぜひこれも参考にしていただきたいというふうに思っています。

それに関しては、執行部ではどのような考えがあるか、簡単にお聞かせいただきます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 議員のですね、いろんな御提案ありがとうございます。

当町ではですね、茨城大学とですね、公共交通のですね、共同研究等もやっておりまして、専門家の先生ともですね、一応、提案についてはですね、研究させていただきたいというふうに思っております。

あとですね、今後はですね、今、立地適正化計画っていうのがありまして、コンパクトなまちづくりということがあります。これはですね、コンパクトシティ・プラス・ネットワークというような形で、今まで市街化区域ということでやっていますけど、それをさらにぐっとですね、縮めてですね、その拠点をつくりまして、それを結んでいくというような計画になります。

でですね、今、立地適正化計画につきましては、今年度と来年度、2カ年にわたりましてで

すね、一応、今、計画を練っているというところです。その中でですね、そのような提案も含めてですね、先ほど言われてました、あとそういうような提案も含めた中で、検討できればですね、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

町内でも都市計画マスタープランの中で、立地適正計画によるコンパクトシティのまちづくりの構想があるというふうに書いてあります。つくば市でもこれを進めているところなんですけれども、そうなれば公共交通のネットワークの整備も図られてまいりますし、より充実したものになるというふうに思いますので、その調査も含めて、しっかりと検討していただければ、また町民の声も聞きながら検討していただければと思います。

そこで、最後になりますが、これからまちづくり、なかんずく公共交通の新しい取り組みについては、先進地を視察して、独自で研究もしながら、みんなで進めていくべきところでありますので、新年度の議会の中でも、全員参加の特別委員会などを設置したりしながら、どのような形態が阿見町にとってベストであるかを考えていきたいなというふうに考えております。

以上で、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました、よろしく申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） 次に、災害時の避難所のあり方について、お伺いします。

台風15号と19号は、全国に甚大な被害をもたらしてきました。もはや百年に一度などと楽観的に考えていられるような事態ではなく、異常な気候変動がもたらす激甚災害が、いつまた訪れるかもしれません。

阿見町は、今まで比較的災害の少ないと思われていた地域ではありますが、これからはどこが激甚災害をこうむるかわからない事態となっております。毎年台風シーズンになると、早くから身構えて備えておくことが絶対に必要ですし、地震や竜巻においては、いつ来てもおかしくない状況であります。

台風15号の千葉県の停電中などの状況を見ても、とても他人ごとではなく、あのようなことが実際に起こり得るのだということを身をもって実感いたしました。

まずは自分の命を守るために、そして家族を守るために、そして、地域の人たちとどのように支え合うかなどを念頭に置きながら、何をそろえておくか、家族や地域と事前にどんな打ち合わせをしておくか、避難所に行かなくてはいけない状況になったときにはどのように行動するのかなどシミュレーションをしていくことが大事となってまいります。

そこで、お尋ねいたします。

今回の台風15号、19号の避難所の運営状況について。

避難所運営にかかわる部署・人材・場所の選定について。

福祉避難所のあり方について再考すべきではないか。

以上の項目についてお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 災害時の避難所のあり方についての質問にお答えいたします。

1点目の、今回の台風15号、19号の避難所の運営状況についてであります。

台風15号に伴う対応であります。9月8日、日曜日の22時21分に、大雨警報・暴風警報が発表された時点で警戒配備体制をとり、自主避難の希望者については役場庁舎で受け入れる準備を行いました。

また、翌日の9日、月曜日早朝5時15分に、町内で約3,200件の停電が発生し、井戸水が使用できない地域があったことから、旧吉原小学校と中央公民館に給水所を設置しましたが、早期に停電復旧とならなかったため、同日17時に中央公民館と本郷ふれあいセンターを避難所として開設し、あわせて同所において給水活動を実施しております。

避難所運営要員としましては、各避難所へ2名の職員を配置したほか、給水支援要員として1名の職員を配置し、3名体制で避難者等への対応を行ったところであります。

なお、中央公民館においては3世帯4名の方が避難され、同日22時には近隣地域の停電が復旧しましたが、避難者の希望により翌朝まで滞在され、10日、火曜日8時40分に避難者退去により中央公民館の避難所を閉鎖しました。

また、本郷ふれあいセンターにおいては3世帯7名の方が避難されましたが、9日、月曜日20時45分に近隣地域の停電が復旧したことから、避難者の退去により、同日21時30分に本郷ふれあいセンターの避難所を閉鎖しました。

次に、台風19号に伴う対応であります。10月11日、金曜日の13時に災害対策本部を設置し、15時に土砂災害警戒区域に居住する世帯へ、警戒レベル3・避難準備高齢者等避難開始を発令し、避難所として中央公民館、かすみ公民館、本郷ふれあいセンター、舟島ふれあいセンターの4カ所を開設しました。

翌日12日、土曜日には、大雨警報及び暴風警報が次々と発表され、被害が発生する可能性が高まったことから、14時30分に土砂災害警戒区域に居住する世帯への避難情報を警戒レベル4・避難勧告へ引き上げております。

避難所運営要員としましては、教育委員会の職員を主軸に他部署職員を増員して、各避難所へ2名から3名の職員を配置し、避難者への対応を行ったところであります。

なお、各避難所における避難者数の状況であります。ピーク時で中央公民館が23世帯35名、

かすみ公民館が19世帯44名、本郷ふれあいセンターが20世帯35名、舟島ふれあいセンターが7世帯17名で、合計で69世帯131名の方が避難されております。

なお、13日、日曜日6時30分に避難勧告を解除し、避難者が全員退去した後の9時に4カ所全ての避難所を閉鎖しました。

2点目の、避難所運営にかかわる部署・人材・場所の選定についてであります。

避難所の開設や運営を担う部署は、町の地域防災計画において、教育委員会を避難班として定めており、教育委員会の職員を対象として、避難所開設にかかわる研修会や訓練を毎年実施しているところです。

また、避難所の開設場所の選定についてであります。台風15号にしましては、停電対策としての避難所開設でありましたので、停電対象エリアの最寄りの指定避難所を選定し開設しております。

そして、台風19号にしましては、土砂災害警戒区域に居住する世帯の避難先として対象エリアの最寄りの指定避難所を、さらには、そのほかの住民の自主避難先として地区公民館を選定し開設しております。

なお、台風19号では4カ所の避難所を3日間開設したことから、避難所運営を担当する教育委員会の職員だけでは人員が不足したため、延べ28名の教育委員会職員のほか、他部署の職員14名を補強して避難所運営を実施しております。

3点目の、福祉避難所のあり方について再考すべきではないかであります。

町では、一般避難所へ避難した高齢者や障害者等の要配慮者が、一般避難所において福祉避難スペースとして設置する思いやりルームでは生活が困難であると判断した場合、福祉避難所で受け入れを行うこととしております。

今回、台風19号の際に、一般避難所の思いやりルームで過ごされた要配慮者の方がおりましたが、総合保健福祉会館に開設した福祉避難所へ移動するには至りませんでした。

福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性が高い避難者のために開設するものであり、避難スペースや支援人材には限りがありますので、福祉避難所の対象者等については、広く住民へ周知を図り、理解と協力を求めることが必要であります。

そして、今後も引き続き、必要な物資・資機材の備蓄に努めるとともに、要支援者の避難生活を支援するための専門的な人材の確保ができるよう、町社会福祉協議会やその他関係団体等との連携強化に努めてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございました。

避難所の開設や運営を行う部署ということで、避難所の場所は公民館や学校などが比較的多いことから、そのような形態を定めているのかもしれませんが、その点はいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長高須徹君。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

災害時の担当業務についてはですね、各部署での日常業務を基本として役割を分担を行っているもので、避難所である小中学校、公民館を所管している教育委員会を避難班としての避難所の開設運営員としているところでございます。

またですね、平常時から、小中学校、公民館等の業務に携わっていることからですね、各施設の管理者と円滑な連携が図られるほかですね、施設整備の取り扱いについても精通しているという利点がございます。

以上のことからですね、教育委員会の職員を避難班と定めているところでございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

今後、学校施設だけじゃなく、いろんな分野での施設を利用する、例えば公会堂ですとか、例えば役所ですとか、いろんな分野が想定されますので、そういったことで、まず幅広い方々への対応、対象者ということに広げていただければというふうに思います。

教育委員会の職員を対象として訓練を毎年実施しているとのことですが、今後もこれは変わりありませんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

今後も継続しましてですね、避難班の職員を中心として避難所の運営訓練を実施していく予定でございますが、町長の答弁でも触れたとおりですね、今回の台風等の対応でも、避難班だけで人数の不足というもので、ちょっとうまく運営できなかった点もございましたので、急遽、他の班員を投入して乗り切った経緯がございますので、そういう部分もですね、今後は改善しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

今回はメディアの報道が事前からかなり大きかったので、避難される方がすごく増えてきました。そういったことで、本当に目が回る忙しさだったということをお聞きしています。

そこで、各部署から何名か、あるいは各課から、災害時に対処する仕事の内容を鑑みながら、有事における災害時の運営部隊を日ごろから人選しておいて、研修などを受けることができないか。さらには、先ほど答弁の中でも、諸団体との連携強化を図っていくというふうにあります。

したけれども、職員だけではなく住民の中から、地域の防災に係る人材を確保して、有事のときに結集できる体制をどのように整えていくか、そういった構想を、もし練ってあれば、お答えください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

職員の避難所の運営に係る訓練・研修等につきましてですが、先ほども言ったように、他の部署の職員等も、ある程度、事前にですね、割り当て等を計画して、そういった研修にも一緒に受けて、対応に当たっていただくようにしたいと考えております。

それとですね、また住民の中から、有事のときにですね、結集できる体制づくりという点に関してでございますけれども、現在、防災士さん等の資格を有している方々にですね、自主防災のワークショップと並行して研修会を実施しているところでございます。

こういうことをですね、充実させて、そういった市民レベルでの協力の輪も広げてつくっていきたいと思っております、有事の際にですね、避難所運営にも携われるように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ぜひ、よろしく願いいたします。

福祉避難所についてですけれども、これは平成31年の第1回定例会の折にも質問をさせていただきました。福祉避難所の開設を増やしたり、使用基準を住民に日ごろから周知するという事は非常に大事な部分ではないかなというふうに思います。

今回、大きな災害には至りませんでしたけれども、実際には、思いやりルームからさわやかセンターへ移動するというのは、本当に困難をきわめることではないかというふうに考えています。

福祉避難所に、知らないで健常者の人が多く集まってしまうという、そういう懸念は、事前の周知に徹底で認識されるというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

一般の避難所から福祉避難所や、入所施設等の移動の場合ですね、原則として、本人やその家族とか、自主防災組織の方や、地元民生委員さん等の支援を得て行うことになるかと思えます。ただ、そういうことがですね、やはり困難なことに備えまして、阿見町のほうでは、社会福祉協議会とですね、災害時における要配慮者の輸送に関する協定というものを締結しております。

また、福祉避難所ということで、ちょっと知らないで、一般の方というか、健常者の方、避

難所に来るということも想定されます。そういうことも、事前にですね、周知を、これまで以上に行っていきまして、認識していただきたいと思っております。

ただしですね、仮にそういった一般の避難者が来たときには、その対応、対処っていうか、そういうことは拒むことができませんので、臨機応変にですね、対応はしていきたいと思っております。

また、こういったその福祉避難所の改善等につきましても、そういった障害をお持ちの方たちともですね、今後、意見交換の場等をですね、設けて、活かしていきたいとは考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

ぜひ、有事が起こった際にも、安心できるという体制をしっかりと日ごろから整えていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

そこで、お聞きしたいのが、スフィア基準についてであります。事前に資料をお渡しいたしましたけれども、スフィア基準とは、人が人らしく生きるために必要なスペースや必要な環境などを定めた基準で、1990年にこの考えが起きました。

実際、災害時には、命が助かったのに、避難所などで生活が精神的・肉体的ストレスになって命を落としている人が数多くおられ、近年、各メディアでは、亡くなった方々を、関連死も含めてと報道されるようになりました。

例えば、NHK命を守る情報サイトの中では、その調査の中で、2016年の熊本地震で災害関連死と認定された人は、昨年4月時点で211人。これは建物倒壊など、地震の直接の影響で亡くなった50人の実に4倍以上の数だと結果が出ています。さらには、この211人が亡くなられた状況について、さらに調査をした結果、避難所の生活や車中泊を経験した人が、少なくとも95人、全体の95%に上ることがわかりました。

遺族への取材では、地獄のような環境であった。避難所は苦しい生活を耐え忍ぶ場所だったということで、家を失ってしまった人たちがこれから生活再建をするためにも、少しでも前向きになれるような場所にしていかないといけないというふうに思います。災害を生き延びた後に死なないためにも、このスフィア基準は、人道憲章と人道対応に関する最低基準としてつくられております。

例えば、1人のためのスペースっていうのは、最低3.5平方メートル確保することとか、トイレについては20人に1つ、男女の割合は1対3など。阿見町は今のところ激甚災害が訪れておりませんので、まだまだ実感としては湧かないかもしれませんが、そういうときにこそ知識を十分に備えていくことが必要であります。段ボールベッドや持ち運び日できる簡易トイレな

どは当たり前のことですが、これから学んでいくことが大事であると思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

スフィア基準につきましてはですね、被災者には尊厳ある生活を営む権利があるという理念のもと、自宅に戻れない人が生活再建に向けて前向きになれるような質の高い避難所への改善を求めているということで、議員の御指摘も含めて、認識をしているところでございます。

災害時に、避難所の開設・運営を行う市町村においてもですね、それぞれ避難所運営に関するマニュアルを定めておりますけれども、その内容はスフィア基準に定めてる規模に至ってないというのが現状かと思えます。今後ですね、スフィア基準自体の認知度をですね、職員並びに町民の方にも広げて周知していくとともにですね、現在の町のその避難所のマニュアルにもある基準をですね、スフィア基準に照らし合わせながらですね、少しでも近づけていく努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

それとあわせて、AARという手法、御承知かというふうに思っていますけれども、東京足立区の住民が主体となって進めていることは、これは報道でも非常に有名なことで取り上げられています。

もともと米軍が用いた振り返りの手法の一つなんですけれども、計画とのずれを可視化して、その原因と対策を考えることで次に活かしていくという手法なんですけれども、アフター・アクション・レビューという名称からもわかるように、行動や、やりっ放しで終わらせるのではなく、きちんと振り返って評価を行う。何をやろうとしたのか、実際には何が起きたのか、なぜそうなったのか、次回どういうふうにするのかということ、振り返りの方法として知っておくべきAARについて、これも、PDCAサイクルや、振り返りメソッドKPTと対比させながら、地域の方々と、AARの考え方を使って、振り返り会議や、また、報告書のフォーマット作成に活かすのもよいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

議員御指摘のですね、AARという手法につきましても、その必要性につきましては十分重要であるというふうに認識しております。

これに関しては、先月の11月の9日の土曜日、今までに地区の防災会議の策定に取りかかった12の行政区を対象にですね、避難所開設訓練を町内4カ所の指定避難所を会場にして実施い

たしたところでございます。

この訓練では、行政主体ではなくて、訓練のメニューをですね、行政区、地区の企画立案してもらって、行政は会場を用意するだけで、地区の主体の訓練を行ってもらう目的で実施したところでございます。

その訓練の終了後ですね、参加者からアンケート調査をしまして、今月、これからなんですが、12月の17日にですね、そのアンケートをもとに、訓練参加者と町の職員によります合同の実行検証会というものを開く予定でございます。AARとして、訓練を認識し合って、その訓練の実効性を高めて、より町民の役に立つ訓練というものを目指していきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員，残り3分です。

○14番（紙井和美君） はい，大丈夫です。

○議長（吉田憲市君） はい。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

最後になります。本当にいつ起きてもおかしくない地震や竜巻，そして年々被害を甚大にしていく風水害に対して，万全の体制で臨み，阿見町からは一人も被害者を出さないという決意が必要であろうかと思えます。先ほどの訓練，また，いろんな，AARの取り入れ方なんかも非常にこれからは大事になってくると思えます。

これからの防災のまちづくりをとともどもにつくっていききたいと，そのように決意をいたしまして，この質問を終わらせていただきます。これからもどうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで14番紙井和美君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時05分休憩

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） それでは，休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま，18番佐藤幸明君が退席いたしました。したがって，ただいまの議員数は17名です。

次に，4番高野好央君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移動して準備をしてください。

4番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔4番高野好央君登壇〕

○4番（高野好央君） 皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

働き方改革。今まで何人かの方が質問してきましたが、現在の学校教育では、学習指導のみならず、学校が抱える課題は複雑化・困難化しています。そのため、教職員の仕事はブラックと呼ばれ、教員採用試験の倍率も年々低下しています。

採用試験倍率の低下は、就職氷河期に公務員が人気だった2000年度、12.5倍の4分の1程度に落ち込んでいる。3倍を切ると質の維持が難しくなると言われ、危険水域に近づいていると、2018年、毎日新聞にて報じられました。団塊の世代の大量退職による採用枠の拡大、受験者数の減少とダブルパンチにより倍率が下がり、各地の教育委員会で人材の争奪戦が起きていると聞きます。

子供たちのなりたい職業ランキングも年々下がり、長時間・過密労働、時間外の保護者対応など、教職員の人気は下がることはあっても、今のままでは上がることはなく、優秀な人材が教師という仕事を敬遠していきます。

危機感を持って働き方改革を進めていただきたく、以下についての質問をさせていただきます。

- 1つ、教職員の働き方改革で、現在阿見町が行っている取り組みは。
- 2つ、教育委員会として、現状をどのように把握し、考察しているか。
- 3つ、見えてきた課題は。
- 4つ、これからの進め方。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 高野議員の、教職員の働き方改革は進んでいるかについての質問にお答えいたします。

1点目の、教職員の働き方改革で、現在阿見町が行っている取り組みについてであります。阿見町の主な取り組みとしては、以下の5つがあります。

1つ目は、教職員の負担軽減のための人的支援であります。スクールカウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー、生徒指導支援員等の専門職、校舎内外の環境整備を行う用務員の配置をすることにより、教職員の負担軽減を図っております。

2つ目は、校務支援システムの導入による業務の効率化であります。出席簿や指導要録等の諸表簿を電子化しました。授業にICT機器を効果的に活用することにより、児童生徒の学習

意欲にもつながっております。

3つ目は、学校閉庁日の設定による時間外勤務の抑制であります。8月12日から16日の5日間は業務を行わず勤務を要しない日としました。また、留守応答機能つき電話機を設定し、電話対応の時間も限定しております。

4つ目は、部活動の適正化であります。スポーツ庁及び県の運営方針に基づき阿見町部活動運営方針を策定し、休養日を設定するとともに朝の部活動を実施しないこととしました。

5つ目は、各種事業及び学校行事の見直しであります。スクラップ・アンド・ビルドの視点から、コンクールへの参加や作品の出展等について見直しを行いました。また、授業時数の増加に伴い、町陸上記録会、町音楽会を廃止いたしました。

2点目の、教育委員会として現状をどのように把握し、考察しているのかについてであります。

時間外勤務については、教職員全員の時間外勤務時間を毎月各学校の管理職が取りまとめ、教育委員会に報告するようにしております。昨年10月の平均時間は64時間でありましたが、今年度は46時間へと減少しております。要因としては、教職員の意識の変化、町・各学校のさまざまな取り組みの成果であると考えております。

3点目の、見えてきた課題についてであります。

時間外勤務の平均は昨年度より減少しておりますが、多くの職員は国から示された月の残業時間の上限45時間を超えております。文部科学省から示された、基本的には学校以外が担うべき業務、必ずしも教師が担う必要のない業務とされながらも、改善が図られていない業務も多く残されており、今後の課題と捉えております。

また、教員の志願者が大きく減少していること、育児休業等の代替の教職員が見つからず未補充となっていることも大きな課題であると認識しております。

4点目の、これからの進め方についてであります。

文部科学省から通知された「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」の中で、給食費等の徴収や登下校に関する対応、地域ボランティアとの連絡調整は学校以外が担うべきとされております。また、休み時間や給食の時間、校内の清掃、部活動についても地域人材の参画、協力による負担軽減を図るよう示されております。

今後も地域や保護者の理解と協力を得ながら、業務の適正化やスクールカウンセラーの配置による人的支援を進め、教職員が授業の準備や児童生徒と向き合うための時間を十分に確保できるように働き方改革を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問のほうをさせていただきます。

働き方改革が始まり何年かたちましたが、その間、教育委員会として検証はしたのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

昨年度から、町内全教職員の時間外勤務時間を毎月教育委員会に報告していただいております。その結果は、校長会、教頭会で管理職にフィードバックし、効果的な取り組みについて、情報共有を行っております。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） 何かを変えるときというのは、必ず検証が必要になるかと思います。

しかし、その検証結果をですね、データだけで見ってしまうと非常に危険かと思います。

教職員からですね、働き方改革についての要望や不満というのは上がっているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

校長会や教頭会、教務主任会等から要望が上がっております。また、部活動の朝練をなくしたことや、留守番電話を導入したことによって、時間外勤務の抑制に非常に効果があるという声を多く聞いております。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） ありがとうございます。

もう少しですね、具体的に教えていただければと思うんですが、特に、不満の声というかですね、ここをこうしてほしいとか、そういった声っていうのは、ないのでしょか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

阿見町におきましては、働き方改革について、さまざまな取り組みを行っておりますので、特に不満の声はございません。

ただ、要望といたしまして、人員の確保、それから閉庁日の拡充、また2学期制の導入について意見がありますので、しっかりと検証しながら対応していきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） それでは、中学校と違って小学校は全教科担当してます。給食も一緒に食べて、授業と授業の間の休み時間も次の準備に充ててるという状況で、平成29年8月、中

央教育審議会のほうで、学校における働き方改革に係る緊急提言でも、教職員の休憩時間を確保することとなっています。小学校の1日の仕事の中で、先生方は休憩というのはとれてるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

小学校におきましては、児童が登校してから下校するまでの間は、給食の時間や休み時間についても、小学校の教員は休憩ができないのが現状であります。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） そうですよね、特に低学年なんかだと目が離せないのも、全然休憩なんかはとれないと思います。子供たちが下校するまでほとんど休憩がとれない状況かと思えます。下校してからの時間にまとめて休憩となっているようですが、下校してからもほとんどの先生が休憩とれてないようなんですが、その辺は把握してますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

現状で把握しております。1日の中で休憩としては、特に45分という時間があるんですが、ほとんどとれておりません。授業後、それから業間休み、昼休みとありますけども、基本的に子供たちに寄り添っておりますので、休憩としての時間はございません。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） それに対して、何か教育委員会のほうから指導というか、そういったものは、しているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

各学校の教育課程編成の中で、少しゆとりを持った編成をするようにといったような、各学校で工夫した取り組みをするように指導しておりますが、現状では休憩はとれない状況であります。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） それでは、小学校の先生方の基本の出退勤時間を教えていただけますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

基本的に8時出勤の16時30分が退勤時間となります。

ただ、勤務時間前に児童等が登校しておりますので、また勤務時間が過ぎても、中学校にお

いては部活動が行っているのが現状であります。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） 今、いろいろと対策されてるかと思うんですが、現状の対策で、効果のほうは出ていると思われませんか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

阿見町では、先ほど教育長からの答弁もありましたが、さまざまな働き方改革の取り組みをしております、各県南の市町村とも情報共有しているところですが、当町としては、大変画期的な取り組みをしているということで認識しております。

効果がほとんど出ていないっていうものがございせんけども、今後改善していかなければならないものや支援が必要なものもありますので、考えていきたいというふうに思います。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） 濟いません、もう少しちょっと具体的に聞きたいんですが、効果が出ているものと出ていないものを、もう少し教えていただけますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

効果が出ているものは、先ほど教育長から答弁あったように、5つの取り組みに関しては効果が出ていると思っております。

ただ、やはり当町の教職員の中からも、人的支援に関して強い要望がありますので、そちらについて検討していきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） タイムカード等のデータ上は働き方改革が進み改善しているかと思えます。しかし、管理する側が余りにも数値上の結果を求め過ぎると、労働時間の改ざん等、非常に危険な方向に行く可能性もあります。データだけではなく、現場の状況というのはどのように把握されてますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

学校訪問等で教職員の声を聞いたり、それから時間外勤務が多い教職員につきましては、管理職に業務内容や公務文書等を確認したりして支援をしているところであります。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） 阿見町でもさまざまな取り組みをしていることは理解しています。しかし、現場からは、やはり先ほど話、出たように、依然として忙しい、人が足りないという声

が聞こえてきます。

働き方改革導入前と後で、先生方の仕事量の変化がないように見えるんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

子供たちのためにということを考えますとですね、教職員の仕事は限りなくありますので、教職員や保護者の意識を変えること、また本当に必要な業務なのかを再考することも必要だと考えております。

さらに、教職員以外が担うべきとされております業務、学校徴収金の公会計化等を進めていきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） 最初の答弁のほうにですね、スクラップ・アンド・ビルドとありました。時間の管理以外にですね、仕事量を減らす対策というのがあればですね、教えていただきたいんですが。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

先ほどの教育長の答弁で述べたとおりですね、校務支援システムの導入、また専門職等の配置により削減された業務もあります。

ただ、人的支援につきましては、教員志願者の減少もありますし、まだまだ不足しております。教職員の業務を補佐する、スクール・サポート・スタッフの配置を要望しているところがあります。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） 今、出ましたスクール・サポート・スタッフとありましたが、こちらはどのような仕事をするのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

県のほうからですね、阿見町に1名配置されておまして、主に電話の応対、それから印刷物の配布、それから印刷、または、どうしても支援が必要な子への対応等にかかわっていただいております。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） スクール・サポート・スタッフ、阿見町内で配置している学校というのはあるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

あさひ小学校に1名配置しております。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） スクール・サポート・スタッフ、今後、人数を増やす予定というのがありますか。

○議長（吉田憲市君） 指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、ぜひそうなりますように、各学校に1名ずつ配置できますように要望してまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） 教職員の働き方改革には特効薬がないと言われます。やはり一番必要なのはマンパワーだと思います。そこで、教職員退職者を有効に使えないのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

現在も、多くのですね、教職員の退職者は、再任用、それから非常勤職員という形で勤務していただいております。今後も貴重な人材でありますので、教職員を志願する若者を増やしていくことも重要でありますけども、退職者が当町で、引き続き、教職の道としてやっていただけるように、支援、それから声かけをしていって人材確保に努めたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） それではですね、今国会で審議入りしました、中央教育審議会がまとめた変形労働時間制、こちらについてですね、済いません、ちょっと簡単に説明のほうお願いします。

○議長（吉田憲市君） 指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

変形労働時間制につきましてはですね、長時間化しやすい学期中の労働時間を週3から4時間増やしまして、夏休み等の長期休暇中に休暇を取得するという、1年間の単位で変形労働時間制というふうに認識しております。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） 繁忙期と閑散期がはっきりしている民間企業などは、導入するメリットってあると思います。ただですね、やろうと思えば際限なく仕事のある教育現場においてはですね、現実的ではないかなっていうふうに感じます。

この変形労働時間制、現場では非常に不安視する声が上がっています。こちらの内容をどう思いますか。

○議長（吉田憲市君） 指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

変形労働時間制ということで、メリットもあると思うんですけども、夏休み中に関しましても、3者面談とか新学習指導要領実施に向けての研修、それから部活動の指導、学びの広場等、補習事業、閉庁日以外は休めないのが現状であると考えております。

また変形労働時間制を導入した場合ですね、1日10時間、1週間について50時間の労働が認められるなんていうことも書いてありますけども、保育園に子供を預けて子育てや介護をしながら勤務している職員もおります。現在と異なる労働時間制を導入したとしても、業務改善なくして働き方改革は実現しないと考えております。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） 変形労働時間制の導入は、各自治体の判断に委ねられているようですが、阿見町では導入を検討しているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

さまざまな問題も示されておまして、国や県の動向、それから教職員の意向を踏まえながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） ぜひ、現場の声をですね、よく聞いていただいてですね、慎重に導入するかしらないかというのをですね、検討していただければと思います。

最後に、教育長、町の教育行政のトップとしてですね、働き方改革、これからの進め方、方針などあればですね、ちょっと簡単にお答えしていただければと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） 高野議員の質問、今、ずっと聞かせていただきました。こっち側サイドだけじゃなくて、議員さん方にも、いろいろ学校のね、細かいところまで、わかっていたんだのではないかなというふうに思いました。ありがとうございました。

高野議員は舟島小学校のPTAの会長として、やっぱり学校現場の中へかなり入っている機会もあるし、よく御存じだなというふうに思いました。ただ、阿見町の働き方改革っていうのは、さっきもちょっと申し上げましたけど、やっぱりこの周辺では一番進んでるというか、いろいろやっている町だというふうに思っています。

これいろいろ、まだこれからも検討することが二つ三つありますけれども、要するに、忘れ

ちゃいけないのは、子供のための、子供の利益を守る働き方改革なんですね。それがなおかつ働き側としても利益が守られるというのが理想なわけですけれども、確かにおっしゃるとおり、非常に大変です。

今、一番その人手不足だというのがね、何回も出てきましたけれども、まさにこれなんです。人がいないんですね。手伝ってもらう人がいない。ですから、前、議会のときに川畑議員の質問だったか、茨城県はワースト2だと。欠員がワースト2で、一番悪いのは熊本県で103名、茨城県は1人しか変わらない102名というふうな。で、その大体概数は県南で50名足りないんですよ。それが5月1日現在ですから。5月1日現在は何でかっていうと基準日なわけですけど、これはもう室長らは、もう必死になって人探しですよ。で、空席を、予算はとってあるんだけど人もいないというのを避けようと思って一生懸命見つけるわけです。それで、茨城県は102名、空席なんですね。これを何とか解消しなければならないというのが一番の、私の危機感です。

これはもう皆さんおわかりかとは思いますが、なぜこういう状況になってきたかということ。志願者数も減ってきた。いろんなことを言う人、学校ってね、いろいろ言われるのが多い職場でありますんで、教育というのはね。ですからいろいろ言う人もいる。

この間、神戸のいじめとか言ってますけど、あれ犯罪ですけどね、4人の、女性1人と男3人というやつが報道されましたけど、あれを見ていた、あれについて意見を求められた社会学者と言われる人ですね、その人は、こういうのは、別に特別な先生たちじゃないんだと、こういう先生たちはいっぱいいるんだという、それが当たり前だみたいなことを言ってたんですよ。私はそれちょっと憤慨しましたね、見てて。あんた、学校の先生やったことあるのかって、学校で働いたことあるのかって、そう思いました。

実際には、子供たちが純粋だっていうのは皆さんおわかりになると思いますけど、先生方も純粋ですよ。何であんなことができたかという、あれは、自分で、中学校のころ、あるいは小学校のころ、大好きだった先生、尊敬できる先生、あと、今の職場で尊敬、この先輩はすばらしいと思えるような人がいないんですよ。要するに道しるべがない教員。

ですから、あれは私は本当に少数だと思ってます。もっともっと学校というのは純粋だというふうにありますね。

で、働き方改革については、さっき言いましたように、人材不足というのが1番のネックになっています。これは、皆さん御存じの教職員の免許更新制がその根幹にあります。これ10年たったんですよ、施行されて10年。こういう状況になってきたわけです。

ですから、あと10年後とか、私はあと二、三年後だって、もう本当にどうなっちゃうんだろうと。人がいなくなって、クラスはあるんだけど担任がないなんていう極端な状況も、それ

は心配しなくちゃならないような状況になるんじゃないかというふうに心配してるわけです。

いろんところで意見を言ってますが、やっぱり皆さんにもこういうのを、町の議員さん方にも皆さん危機感を持っていただいて、できれば声を上げていただけるようなことを、私は、いつか機会があったらばお願いしたいなというふうに考えていました。

さっき室長が言ってました2学期制の問題、それから閉庁日の増やすこと、そこら辺が、今、喫緊の検討事項になってますけれども、要するに大事な子供たちにとって利益になり、そして教員にとっても利益になるような働き方改革というのは、非常に難しいと思いますけども、できる限り挑戦していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉田憲市君） 高野議員。

○4番（高野好央君） 教育長ありがとうございました。

働き方改革で制度を整えるのは非常に大事です。しかし、現場がその成果を感じているかどうかというのが問題だと思います。環境が変わると意識が変わる。意識が変われば働き方も変わる。現場の小さな声に耳を傾け、現場に寄り添った教育委員会になっていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、4番高野好央君の質問を終わります。

次に、5番樋口達哉君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移動し準備を行ってください。

5番樋口達哉君の質問を許します。登壇願います。

〔5番樋口達哉君登壇〕

○5番（樋口達哉君） 皆さん、こんにちは。魔の時間帯になってまいりました。

令和元年、皆さんは、どのようなことを記憶に残されていますでしょうか。私は、やはり阿見町を襲った4つの台風、台風クライシス、これが記憶に残っております。

ファクサイ、ハギビス、ノグリー、ブアローイ、それぞれ令和元年台風15号、19号、20号、21号のアジアでの名称です。15号ファクサイはラオスの女性の名前、19号ハギビスはフィリピン語で素早い、20号ノグリーは韓国語でタヌキ、21号ブワローイはタイのお菓子の名前だそうです。

昨今、災害発生のたびに、観測史上第1位、数十年に1度の災害、記録的な大災害などの表現がよく使われますが、もはや異常気象が日本の気象になりつつあります。

まず、台風15号ファクサイは、9月9日に千葉県に再上陸し、関東地方を襲い、千葉県では、強風による影響で、交通の寸断、停電、断水、通信障害という事態に、長期間にわたり住民生

活を圧迫いたしました。

続いて台風19号ハギビスは、10月12日から13日にかけて、東海、関東、東北地方を縦断し、大雨による洪水や土砂崩れなど甚大な被害をもたらし、カテゴリー5のスーパータイフーンとして猛威を振るいました。64もの河川が氾濫し、2万3,000ヘクタールが浸水、4,000人を超える人々が避難生活を余儀なくされました。その被害は、昨年西日本豪雨を超えており、泥水につかった家屋の片づけ、再建、これは一部の地域で今なお続いています。その被害の大きさから、政府は被害を激甚災害に指定し、台風被害では初の特定非常災害に認定をされました。

台風21号ブローイは、10月25日、本邦へ上陸こそしませんでした。温帯低気圧になった以降も、20号ノグリー崩れの温帯低気圧と連動して豪雨を発生しました。四国、紀伊半島、関東、東北太平洋沿岸、猛烈な大雨を降らせました。

このように、台風15号、19号の被災地に20号、21号が追い打ちをかけ、被害を大きくいたしました。

これらの状況に鑑み、令和元年台風15号、19号、21号について、それぞれ以下の事項を伺います。

- 1、阿見町の対応。
- 2、被害状況。
- 3、教訓や課題等。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 樋口議員の、阿見町の防災態勢についての質問にお答えいたします。

1点目の、台風15号についての阿見町の対応、被害状況、教訓や課題等についてであります。

暴風の影響で停電が町内の約3,200世帯で長時間発生したため、避難所を2カ所、給水所を同じく2カ所設置しました。また、町の対応として、防災危機管理課を含めた関係機関の職員による警戒配備体制で対応をいたしました。

被害状況については、人的被害として軽症者が1名、物的被害として住家の一部損壊が36件あり、その他暴風による倒木、看板等の破損、道路への飛散物等が多数ありました。

また、このときの教訓や課題として、停電時の電力会社との情報共有対応が課題となり、後日電力会社と協議した結果、ホットラインを構築し、密に連絡をとり合うことで停電の早期復旧につながることや、介護施設及び病院等が停電になった場合は可能な限り優先して電源車を配備してくれること、さらに、役場に電力会社のリエゾンとして、現地情報連絡員を派遣して

いただき、有事の際の電力に関する外部との対応を一任できることを確認いたしました。

2点目の、台風19号についての阿見町の対応、被害状況、教訓や課題等についてであります。

まず、テレビ報道等で台風が接近する前から、かつてない暴風雨となることが予想されるレベルになる等の事前告知があったので、町としましても早目の準備を行いました。

台風が上陸する前々日のうちに、避難所として開設する予定の公民館等へ発電機、毛布等の必要備品を確認し、また、町民への注意喚起を町ホームページ、あみメール、ツイッター等で配信したほか、私を含む災害対策本部員による情報共有会議を開き、台風対応への認識の統一を図りました。

その後、風雨の状況を考慮して、台風上陸前日の13時に災害対策本部を設置し、合計5回の災害対策本部を開催して協議・検討を行い、土砂災害警戒区域に居住する世帯へ警戒レベル4の避難勧告を発令し、町内の指定避難所を4カ所開設して避難者の受け入れ体制を整えました。

また、夜半にかけて大雨が降り続く予報が出ていたので、明るいうちに阿見消防署とともに町内巡視を強化し、河川や急傾斜地等の状況の推移を見守りました。

次に、被害状況につきまして、人的な被害はありませんでしたが、物的被害として、住家の一部損壊が15件あり、その他倒木、道路の冠水が数カ所あり、その影響で水路、側溝の破損も発生し、また、土砂災害警戒区域内で1件土砂崩れがありました。

このときの教訓や課題としましては、4カ所の避難所開設に対する避難班職員の不足により、避難所運営そのものに支障を来した部分があり、急遽ほかの班員を動員して対応した経緯がありました。今後は避難所の運営に適切な人員を事前に算出して対処してまいります。

3点目の、台風21号についての阿見町の対応、被害状況、教訓や課題等についてであります。

町の対応としましては、水戸地方気象台から土砂災害警戒情報が発令されたことを受けて、合計3回の災害対策本部会議を開き、台風19号のときと同様に、土砂災害警戒区域に居住する世帯へ警戒レベル4の避難勧告を発令し、指定避難所については1カ所を開設して避難者の受け入れ対応を行いました。

次に、被害状況につきまして、人的な被害はありませんでしたが、物的被害として、床下浸水が2件あり、その他道路冠水、河川水路の越水等が発生し、土砂崩れも2件起こりました。

教訓や課題としましては、災害対策本部の開催や避難勧告等の発令に関して、機を逸することなく、また空振りを恐れず、ちゅうちょせずに対応することで町民への不安を払拭できることが実感できたこと等が上げられます。

また、台風対応後には、速やかに各班職員による反省事項を持ち寄っての検証会議を行い、次の災害対応につながる対策をとりました。

今後も日本列島は温暖化等の影響により、集中豪雨や大型台風の襲来が増加傾向にあること

が予想されます。風水害対策については、地震災害と違って事前に天気予報等である程度の子測ができることから、これからも積極的に避難勧告等の情報を発信し、町の体制を早目に整えて対処してまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

4度にわたる令和元年台風の際し、阿見町は空振りを恐れず、ちゅうちょなく対応し、町民の不安の解消に努められたことは高く評価されるべきであると考えます。

以下、再質問をさせていただきます。

台風15号ファクサイは風台風でした。関東地方、特に千葉県で生起した災害中、倒木等による交通障害、停電、断水通信障害は、阿見町でも起こる確率が高く、現に小規模ながら被害が出たと聞いております。

そこで、交通障害、停電、断水、通信障害の阿見町の具体的な対策をお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長高須徹君。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、それでは、お答えいたします。

まず、交通障害についてでございますけれども、今回の台風においては、停電に伴っての信号機の消灯などがございました。これについては、信号の管理者であります警察署にですね、状況を報告して対応を促したところでございます。今後も同様な対応を行うということになるかと思えます。

また、信号機の停電におきましてはですね、発電機等による電力供給なども考えられますんで、警察と調整の中で、町側としてもですね、発電機の対応等の可能な範囲で協力していきたいと思っておりますし、また協力しているところでございます。

続きまして、停電の対策についてでございますけれども、こちらの復旧作業は、現状、東京電力のほうでの対応ということになるかと思えます。復旧作業の進捗などについての連絡をとり合いながらですね、状況を把握に努めてまいりたいと思えます。

通信障害についても、同様、各通信会社の復旧対応に一任するところになるかと思えます。そちらのほうもですね、情報収集把握に努めてまいります。

停電とか通信障害においてもですね、町内の各避難所においても、通信網の、町では独自のですね、無線の通信網を整備しております、最低限の情報のやりとりはできる環境を整えているという状況にはございます。

断水についてでございますけれども、上下水道、あと農業集落排水ですか、そういったところの災害等の発生の場合、上下水道課にて応急対策、復旧作業に迅速に対応することになります。

また、井戸ですね、井戸水を使用している世帯については停電によってのポンプが作動しないということで断水状況になる問題が発生しますので、停電時にはですね、町の指定の避難所等における迅速な給水対応活動を実施してまいりますし、また、今も実施しているところでございます。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

今、ちょっといろいろ教えていただきまして、信号機が停電したというようなことで、その対策として発電機ということがありました。

ちょっとこのような記事が新聞にありました。被災時、停電や通信障害に伴い、携帯電話やスマートフォン等の充電のために、発電機がある役場等に住民が殺到し、長蛇の列ができることもあるというようなことが事例としてありました。

これは日立市の事例ですが、田尻交流センターというところがありまして、そこではモバイル用発電機を導入しました。発電機に、モバイルですからスマートフォンとか携帯電話を100個ぐらいつなげて充電できるというようなものらしいです。変わっているのは、その発電機が通常ガソリンで動く発電機が多いんですが、ガソリンというのは、災害時、ガソリンスタンドに長蛇の列ができるようになかなか入手しづらいという特性から、家庭用のLPガスボンベを使用できる発電機を導入したということです。こういった事例もありますので、停電に対していろいろ準備することも必要だなと考えました。

さて、次の質問ですが、阿見町は、過去最大級のスーパータイフーン、台風19号の接近に伴い、2日も前から避難所の準備を行い、町民への情報提供や注意喚起を行っていただきました。また、町長以下、情報共有会や5回に及ぶ災害対策本部会議を開催していただき、周到に準備をされました。その結果、人的被害なし。住家の一部破損は15件、倒木や冠水が数カ所及び土砂災害警戒区域内での土砂崩れが1件発生をいたしました。

教訓や課題として、御答弁にありました4カ所の避難所開設に対する避難班職員の絶対的不足により、避難所運営そのものに支障を来し、今後、避難所の運営に適切な人員を事前に算出したいとございました。

そこで、これらについて、発災当初、職員の行動の準拠である災害初動マニュアル等について、具体的にどのように反映していくのか伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

マニュアルへの具体的な反映ということでございますけれども、人員の算出などの具体的な対応策がですね、決定次第ですね、職員の行動指針となります、先ほど言ったように災害の初

動マニュアルのほうに、適切にですね、反映していきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

ここで、要望を2点申し上げます。

避難所の運営は、発災当初、自治体の公助で立ち上がりますが、なるべく早い段階に住民主体の運営に委ねるスタイルが望ましいと考えております。今後、災害時、避難所に避難する確率が高い、阿見町でいうと土砂災害警戒区域の住民の方々を対象に、避難所開設訓練や、地区防災計画作成時等を捉えて、今後の避難所の運営について検討していただくよう、また、災害ボランティア等の支援を受けられるシステムの整備等を要望いたします。

やはり、限られた職員の皆さんで対応するには、もう限界なのかなというのを、私は現場を見て感じております。これまでの3.11や、いろいろな洪水の被害等を見ても、やはり避難所の運営は住民の方々が主体でやっている。またそうでないと、痛いところに手の届く避難所運営ができないというのをまざまざと見ております。

ここは、皆さん、非常に真面目でよく対応していただけますが、体力に限界がありますし、本当の災害が起きましたら、二、三日では終わりません。1カ月、2カ月、3カ月のスパンで考えると、多分皆さんは3交代制ぐらいで対応をしたいと思います。ということは、今、2名ずつ対応してても、それが1名になり、ひょっとしたら行けないかもしれない。そんな中で、避難所を運営するには、やはり住民の方々の主体的な行動が大切だと思いますので、そういったことを重点に、これからの避難所訓練、それから地区防災計画などに盛り込んでいただくことを要望いたします。

もう1点ですが、避難所の内部配置。

宿泊設備については、現在、各町指定避難所には段ボールベッドが少々、それから毛布などで宿泊しております。和室に1日程度宿泊するのであれば、毛布のみでしのげますが、体育館やホールの板の間に宿泊する際、ましてや廊下などで過ごす場合、生活環境は苛酷です。現職の自衛官であれば、ポンチョをかぶって半畳のところにうずくまって寝ることもできますが、もう我々はそうはいきません。私でも、あの体育館の板の間に寝たら、ちょっと夜中、目覚めるだろうなというふうなちょっと印象を受けました。

それで、ほかの災害を受けたようなところ。例えば、大子町であるとか、常陸太田市などどのようにしているのかなというのをちょっと見てみました。そうすると、やはり室内に立てられる簡易的なテント、こういったものが最近出てきています。これは災害用ですので、全くは孤立はしないんですね、上から透けてこう見えたりするので、ちゃんと中にいる人が生きてるかどうとかいいうことも確認できますし、プライベートも維持することができる。アマゾン

で見たら1万6,500円ぐらいで売っていました。

それから毛布。これ畳のときにはいいんですが、やはり板の間に寝るときには、やはり簡易ベットとかエアマット、こういったものが必要なのかなというふうに感じました。

既に被災したところでは、そういったものが、多分、政府からのプッシュ支援というようなものかどうかはちょっとわかりませんが、そういったものも設置してたところがありましたので、今後ちょっと検討していただきたいというふうに考えております。

先ほど、紙井議員のほうからもありましたスフィアプロジェクトというのがありました。これは1人当たり、先ほど紙井議員の説明ですと3.5平方メートルとありましたが、大体約1坪ですかね、畳だと2畳ぐらい。このぐらいのスペースが、本来であれば、被災者の方々には必要なスペースというふうに言われておりますが、急にはそうはいかないと思いますが、今、阿見町で避難する可能性のある方々は、土砂災害の予想される地域の方々が多いというふうに聞いております。そうすると、そんなにたくさんいない。

前回の大雨のときにも、集まったときにちょっと見せていただいたら、体育館の前と後ろのほうに固まっておられたというような感じでした。防災用のテントであれば、あそこに10張りから20張り張って、その中でプライベートを維持しながら、ちょっと安心した夜を送っていただけるんじゃないかなというふうに感じましたので、今後、計画的に準備していただきたいと要望いたします。

次の質問ですが、台風21号は関東地方に上陸こそはしませんでした。先行した温帯低気圧になった台風20号と連動し、各地に豪雨を降らせた雨台風でした。台風19号の被災地ではダブルパンチを受けた形になりましたが、阿見町でも道路の冠水、河川水路の越水、そして土砂崩れが2件発生をいたしました。

各地で発生した川の氾濫や土砂崩れなどは、おおむね各自治体等が作成したハザードマップ、どおりであったと報道されていますが、ハザードマップの存在を知らなかった、ハザードマップを見ていたが被害に遭ってしまったなどの情報が少なからず報道されておりました。

そこで、阿見町における、道路の冠水場所、河川水路の越水場所、土砂崩れ場所について伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

冠水・越水場所についてでございますけれども、道路公園課で把握している範囲では、台風19号においては道路冠水4カ所、土砂崩れ1カ所、台風21号に関しての道路冠水が18カ所、河川の越水1カ所、水路越水5カ所、道路ののり面の崩れが3カ所、土砂崩れ2カ所、以上の件数を町のほうでは把握している状況でございます。

冠水、越水は霞ヶ浦や桜川を対象とした洪水ハザードマップの対象外でありましたけれども、土砂災害においても、ハザードマップで指定する危険箇所での発生箇所はですね、今回は1カ所でした。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は14時10分いたします。

午後 2時00分休憩

午後 2時10分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

樋口議員。

○5番（樋口達哉君） まず、冒頭に申し上げます。私、緊張の余り、湯飲みのふたで水を飲んでしまいました。インターネットでちゃんとしっかり撮られてますので、議長、どうかカットしてください。

それでは、引き続き質問させていただきます。

阿見町のハザードマップの町民の方々への周知状況についてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

ハザードマップにつきましては、マップ作成後にですね、対象区域のある行政区全世帯に配布しております。またですね、町のほうの窓口、それと町のホームページにも掲載しておりますので、町民が必要に応じて情報入手できるような状況に対応しております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

洪水ハザードマップは、ある降雨条件を設定して作成されているため、ハザードマップ中に示された洪水浸水想定区域図の雨量条件等によっては、浸水した場合に想定される水深が変わることがあります。

そこで、阿見町洪水ハザードマップ、洪水浸水想定区域図、括弧、想定最大規模丸1、丸2、丸3、括弧、対象河川、霞ヶ浦の洪水浸水想定区域図の雨量条件についてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

霞ヶ浦流域で192時間の総雨量853ミリの降雨がある場合を想定しております。これは俗に言う、何か千年に一度の豪雨のレベルに想定というか、というような言い方で、霞ヶ浦工事事務所さんたちは言っておりますけれども。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 今、部長の説明にありました条件が192時間、これ8日間に当たり、非常に長いスパンの雨量を基準にしていますが、何かその理由があったら伺いたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

霞ヶ浦の河川……。先ほど霞ヶ浦工事事務所と答弁いたしましたけれども、霞ヶ浦河川事務所の誤りでございますので訂正いたします。

また、その192時間の根拠でございますけれども、こちらのほうもですね、霞ヶ浦の河川事務所の見解として、確認して、また町のほうも、それに準じて想定しておりますけれども、昭和13年のですね、霞ヶ浦氾濫というものを参考にして、霞ヶ浦は河川と比較して水の引きが悪いということもあって、長時間水位が下がらないというような傾向にありますんで、豪雨の後も降り続けると水位が上昇し続けると。そのために長いスパンで注視するように設定しているというふうに確認しております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

歴史的にそういう災害の基準、物差しというものがあつたというのを初めて知りました。一般の3.11の津波のときにも、いろんなところには昔ここまで津波が来たよというような道しるべが置いてあつたけど、年月とともになくなってしまった。で、どんどんと住みやすい平地に人々はおりてきて、津波に遭ってしまったというようなことを聞いたことがあります。ですから、この霞ヶ浦というのは、長い1週間レベルの間にじわじわと水位が上がってくるという特性があるというのを初めて知りました。

通常であれば、こういった基準は72時間、3日間の雨量等を基準にしているところを、わざわざ8日間の基準を持ってきてるのは何かあるのかなというような気がしましたが、そういったことだということを今、初めて確認させていただきました。

次の質問ですが、土砂災害警戒区域住民に対する避難勧告等の阿見町の徹底要領について伺いたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

防災無線のですね、屋外子局による放送はもちろんですけども、希望対象世帯にですね、配布しています個別の受信機ですか、それとかですね、あみメールとかツイッターなどの情報発信ツールを利用して周知を図っておるところでございます。

またですね、必要に応じまして、区長への個別連絡、それとかですね、対象区域内の各世帯ですか、を訪問しまして、人的被害を未然に予防するために、町のできる範囲で臨機応変に対応しているところでございます。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。最後に臨機応変ということがありましたが、一つ間違えますと優柔不断に陥りますので、注意をしていただきたいと思います。

今後予想される千年に一度の災害等に対し、引き続き空振りを恐れず、ちゅうちょなく万全の体制で臨んでいただきたいと思います。

第1題目を終了します。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 11月19日の茨城新聞朝刊では、令和元年度に台風被害を受けた茨城県で災害廃棄物処理計画を策定していたのは、県内44市町村のうち約3割の14市町村にとどまっていたとあります。これは、被災時、仮置き場の確保など、初動対応をおくらせる要因になるため、県は未策定の30市町村の早期策定を促しています。

私、新聞に阿見町があるか、すぐ見ました。ありました。やはり、阿見町の防災意識は高いというふうに考えました。

阿見町は、いち早く、平成31年3月に同計画を策定し、その内容については具体的な内容が記されておりました。こういった計画を町民の皆さんに周知するためにも、以下のことについて伺います。

- 1、策定の背景及び目的。
- 2、計画の位置づけ。
- 3、対象とする災害及び被害想定等。
- 4、今後の課題等。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 阿見町の災害廃棄物処理計画についての質問にお答えいたします。

1点目の、策定の背景及び目的についてであります。

町の災害廃棄物の状況として、地震については、東日本大震災時において、屋根瓦、ブロック塀等の瓦礫のほか、家具、ガラス等の災害廃棄物が発生しております。また、近年の風水害においても同様の災害廃棄物が発生しております。

このような災害で発生した廃棄物は、短期間で大量に発生するとともに、衛生環境や生活環境を悪化させ、復旧・復興の妨げとなっております。

以上のような背景から、町では、災害で発生した廃棄物を適正かつ迅速に処理することを目的として、平成31年3月に阿見町災害廃棄物処理計画を策定したところであります。

2点目の、計画の位置づけについてであります。

本計画は、国の災害廃棄物対策指針及び県の災害廃棄物処理計画という上位計画を踏まえた上で策定しており、町計画の体系においては、阿見町地域防災計画及び阿見町一般廃棄物処理基本計画の部門別計画という位置づけとなっております。

3点目の、対象とする災害及び被害想定等についてであります。

対象とする災害としては、地震についての被害想定は、茨城県地震被害想定調査により、茨城県南部の地震、規模は最大震度6弱、被害想定は家屋の全壊・焼失で67から73棟、半壊755棟、災害廃棄物の発生量は2万5,906トンと推計しております。

次に、風水害についての被害想定は、阿見町洪水ハザードマップに基づき、内水氾濫、がけ崩れ等から、床上浸水20棟、床下浸水68棟、災害廃棄物の発生量は135トンと推計しております。

4点目の、今後の課題等についてであります。

近年、関東地方を通過する台風が増えているとともに勢力が強くなっている傾向があります。また、災害の発生原因として、強風によっても大きな被害がもたらされております。今までとは災害の規模や性質が変化していることから、発生する廃棄物の質及び量が変化しておりますので、これらの状況変化に対応していくことが課題ではないかと考えております。

町としては、国、県の上位計画と整合性を図ること、実際の災害廃棄物の処理事例を検証すること等によって、本計画の見直しを適宜行い、計画の実効性を高めていくことによって対応してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

今、説明していただきました、阿見町災害廃棄物処理計画、全51ページです。

茨城県で、災害廃棄物処理計画を策定している14市町村を伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

まずですね、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸大宮市、北茨城市、取手市、守谷市、稲敷市、神栖市、美浦村、常陸太田市、かすみがうら市、大子町、で、続いて阿見町の14市町村でございます。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

災害廃棄物処理計画を策定していた、今、部長が言われた14市町村の中にあつた大子町と常陸太田市は、浸水した家屋などから大量に出た災害ごみを自前の施設だけでは処理できませんでした。そこで、大子町は日立市に、常陸太田市は土浦市に一部受け入れを要請しましたが、ごみを搬送する輸送手段などの制限から処理が遅れました。

台風19号による県内の災害ごみの発生量は推定8万7,000トンです。常陸太田市と大子町はそれぞれ1万4,000トン発生したそうです。常陸太田市のごみの発生量は約1年分だったそうです。大子町は町の年間排出量のやはり約2年分だったそうです。またもや想定外といったところでしょうか。加えて、現場を混乱させた原因が混合ごみでした。運び込まれる際の分別を徹底できなかった例も多く、搬出の際に手間が増え、処理がはかどらなかったそうです。

そこで、阿見町の災害ごみの分別要領について伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

災害状況によって発生するごみの種類や規模が異なりますので、一概には申し上げられませんが、災害ごみの受け入れ場所を霞クリーンセンター内の広場というふうに想定しております。

発生状況によって受け入れ場所を拡大していくということにもなりますけれども、基本的にはそれで区分として、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみ、廃家電、処理困難物の分別を大枠として考えております。

また、災害状況に応じて、受け入れ場所の拡大ということで先ほどもお話ししましたが、今、計画の中ではですね、霞クリーンセンターのほかにはですね、竹来の最終処分場の跡地とか、さくらクリーンセンターを想定しております。

また、受け入れ場所を拡大して、金属くずとか、木くず、コンクリート、瓦類とか、畳等を加えたですね、分別受け入れを想定しているところでございます。

ただ、大量に発生しますとですね、ごみの処分費用も軽減するためにも、可能な限り、できる範囲での分別と再生利用ということで、減量化等にもつなげていきたいとは思っておりますけれども、何分、想定を超えるような廃棄物が出るっていうことは想定されるところでございます。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 阿見町は、国の災害廃棄物対策指針及び県の災害廃棄物処理計画に従い、機を失せず災害廃棄物処理計画を本年3月に作成いたしました。

阿見町災害廃棄物処理計画をより具体化する下位計画には、どのようなものがありますか、

伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） 災害が発生した際に作成しますですね、具体的な計画ということで、災害の廃棄物処理実行計画というものを策定した中で、現場対応していくということになります。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 先ほど、常陸太田市及び大子町の事例を紹介しましたが、その教訓から、廃棄物処理計画のみでは対応の具体性に欠け、有事の対応が遅れるため、平時から実行計画の準備に着手する必要があると考えております。

そこで、阿見町災害廃棄物処理実行計画の作成時期を伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

こちらの実行計画でございますけれども、災害発生した際の被害状況等を確認した上でですね、発生する災害廃棄物量を想定した上で、速やかに、具体的に行動計画を作成するとしております。それに基づいて、現場対応を、実際には速やかに行っていくということになります。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

発生が予想される茨城県南部の地震、想定最大震度6弱、発生時の被害想定は2万5,906トン、風水害の災害想定135トンと算出されていますが、阿見町の処理能力について伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

町の霞クリーンセンターのごみ焼却能力でございますけれども、1日当たり84トン、焼却ごみ能力ですね。それと、粗大ごみの処理能力は、5時間で30トンというような対応できる施設でございます。

ただし、これはですね、一般廃棄物等の処理能力でございますので、災害時に発生する瓦類とか、そういうものは産業廃棄物として分類されますので、これらは専門の廃棄物処理業者さんのほうに処理を委託するということにならざるを得ない。

それとですね、災害、広域的にですね、被害が生じるというところも出た場合、なかなか町単独で、先ほどお話があったように、処理困難ということが想定されます。国・県の支援とかを指示を仰ぎながら、遠方の市町村のですね、協力を依頼するということにもなるかと思えます。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

災害発生後、作成予定の阿見町災害廃棄物処理実行計画の早期具体化についてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

阿見町ですね、廃棄物の処理の実行計画の策定にはですね、被害状況を把握、それから災害の廃棄物の発生量、種類の推計とか、処理能力の確保、種々運搬の処理処分、再生利用の方針の検討等などの一応のデータが必要となりますことからですね、関連します町の防災計画との整合性を図りながら、具体的には検討を進めていくことになるかと思えます。

また、災害時に円滑に行動できるように、平時からもですね、基本計画の理解を深めて、また突発的な災害に備えての、災害廃棄物処理等の国の支援制度であるとか内容をですね、把握して、必要に応じて迅速な対応をとれるように準備してまいりたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

また新聞の紹介をさせていただきます。11月23日の茨城新聞の朝刊に、想定外の広域処理。想定外。もはや、今や、想定外というのは何も考えていなかったというようなことに言い換えることができると思います。ここには、久慈川が氾濫した大子町、大子町は災害のときの処理計画を作成していた町でございますが、仮置き場の具体的な候補地までは決めていませんでした。水が引いた10月13日に、最初の仮置き場を設けましたが、想定以上のごみが発生し、2日後には満杯になり、その都度、新たな場所を検討し、最終的には4カ所になったそうです。その担当者は、あらかじめ計画に位置づけ、被害状況に応じて対応できればよかったと振り返っております。

すなわち、災害廃棄物処理実行計画の様式及び被災予想地域の仮置き場、これは事前に検討して、候補地を決めておかないと、大子町と同じ失敗を繰り返すこととなります。

大子町の貴重な教訓を無駄にしないためにも、ハザードマップに示された被災予想地域周辺の災害廃棄物仮置き場候補地、こういったところの検討をお願いをして、一般質問を終了させていただきます。

○議長（吉田憲市君） これで、5番樋口達哉君の質問を終わります。

次に、9番海野隆君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移動し準備をしてください。

9番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） 皆さん、海野隆でございます。

お疲れのこととは思いますが、私は今日最後でございますので、気合いを入れて質問させていただきたいと思えます。

12月の議会ですので、1年を振り返ってみると、今年もね、いろんなことがございました。来し方を振り返って行く末を考えてみると。これとても大事なことだと思えます。

今年、最も大きなことと申しますかね、大きな出来事は、天皇陛下が代わりをしてですね、改元、令和の時代になったと、これはやっぱり大きい出来事だったんじゃないかなと思えます。

阿見町としては、初めて国民体育大会のセーリング競技を主催したということで、これも、この成功のためにですね、準備を重ねて、町民一丸となって、町長を先頭にしてですね、成功に導いたということは、非常に大きなことだったんじゃないかなというふうに思えます。

先ほどからですね、紙井議員それから樋口議員、特に樋口議員はですね、専門家として、この防災であるとかですね、災害の対応についてさまざまに質疑をされておりました。私もですね、9月、10月、過去最大級ということで、豪雨災害に見舞われまして、阿見町は幸いね、人命については被害がなかったわけですが、やっぱり防災とか減災とか、そういうことについては常に備えをしておかなければいけないことだなというふうに思いました。

先ほど、樋口議員のほうからですね、大子町の例がたくさん出ておりましたけれども、私も10月の中旬に、大子町にボランティアに行きまして、1日朝から夕方まで。ちょっと体調をそれで崩してしまってますね、ちょっと委員会を欠席をしてしまうなどというようなことがあってですね、まことに申しわけなかったなというふうに思ってます。

先ほど御紹介があったようにですね、町の中心部が水没をするということで、私も泥出しとかですね、いろいろやってきましたけれども、業務用の冷蔵庫であれ、家具であれ、全部ごみになってしまうんですね。で、その被害者の方っていうかな、ボランティアに入ったところのおやじさんがですね、しみじみ、もう商売終わりかなあなどというようなことをおっしゃってましたが、やっぱり自然災害の恐ろしさというものを感じてまいりました。

今回ね、私も質問しますし、既にもう2名の方、それから私の後に続く、あと2名かな、この防災、今回の災害について質問をするというのを言うわけですが、私もですね、専門家ではありませんが、今回の台風、豪雨の状況を見てですね、阿見町でこんなことがあればということも含めてですね、質疑をしたいと思っております、質問をしたいと思っております。

それでは第1の質問。今年、日本を襲ったですね、風水害における阿見町の現状と今後の課題について、8項目についてお伺いをしたいと思います。

1番は、避難勧告対象地区住民の避難状況について。

2番は、地区防災計画作成行政区の対応について。

3番目は、避難場所の掲示及び案内板について。

4番目、非常用持ち出し品・非常用備蓄品の準備と、それから補助による準備促進について。

5番目は、町内インフラの再点検とインフラの強靱化について。

6番目は、自治体間相互支援・受援協定、ここは千葉県の酒々井町及び静岡の御殿場市と協定を結んでおりますけども、その課題について。

7番、利根川氾濫時の、河内町に対する支援・受援計画について。

8番、危機管理監の職務及び権限について。

以上8問の質問をいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 海野議員の、今年日本を襲った風水害における阿見町の状況と今後の課題についての質問にお答えいたします。

1点目の、避難勧告対象地区住民の避難状況についてであります。

先日の台風19号及び21号の際に、土砂災害警戒区域に居住する世帯に対し、警戒レベル4の避難勧告を発令し、対象地区住民に対して避難を呼びかけしました。その結果、19号のときは1カ所の避難所に4世帯12人が避難され、また、21号のときは当該区域の避難者はおりませんでした。

2点目の、地区防災計画作成行政区の対応についてであります。

現在、16の行政区が地区防災計画の策定を完了しており、そのうち今回の台風で計画に基づいた行動をとった行政区は8つの行政区と確認しております。

3点目の、避難場所の掲示及び案内板についてであります。

現在、町が管理する避難所及び避難場所の施設入口もしくはその付近の曲がり角等に避難場所の掲示及び案内板を設置しております。

今後も、町民の方々が有事の際に身を寄せるところとしての認知度を高めるために、広報等による告知及び一目瞭然でわかる案内板等の設置を検討してまいります。

4点目の、非常用持ち出し品・非常用備蓄品の準備と補助による準備促進についてであります。

避難をする際に、避難所で過ごすための食糧及び身の回りの品々を避難者が各自で準備しておくことは、自助という観点から基本のことです。また、それらを平時から事前準備しておくことも大切なことです。現在、これらを備えるための購入費用に対する補助制度は考えておりませんが、自ら備えることの重要性について、防災訓練等を通じて広報していき

たいと思います。

5点目の、町内インフラの再点検と強靱化についてであります。

さきの台風でも、町内の道路、公共施設等のインフラが被害を受けました。災害の都度、町内で被害を受ける脆弱な箇所はある程度絞れておりますので、平時のうちから、そのような箇所のパトロールによる点検等を強化し、施設管理者と連携して町の強靱化を目指していきたいと考えております。

6点目の、自治体間相互支援・受援協定、酒々井町及び御殿場市における課題についてであります。

先日の台風時に千葉県が暴風雨等により甚大な被害を受けた際、酒々井町も相応の被害を受けているのではないかと察し、協定を基にして何か支援できることはないかと連絡をしたところ、被害はあるものの支援を要請するほどではないという回答をいただき、直接の支援は見送った経緯があります。有事の際に、お互いに支援・受援する協定でありますので、今後も当町を含め、御殿場市、酒々井町がお互いに支え合うことができる体制の充実に努めてまいります。

7点目の、利根川氾濫時の河内町に対する支援・受援計画についてであります。

平成29年1月に稲敷広域消防本部の発案により、圏内構成7市町村で、発災後お互いの応援体制を確立するために相互応援協定が結ばれ、この協定により構成市町村間における広域避難計画が平成30年3月に策定されました。

これに伴い、現在、河内町において河内町広域避難計画の策定が進められております。この計画において、河内町で利根川が氾濫した場合、阿見町は避難先として、平成30年4月時点での住民基本台帳に基づくデータでは、河内町の人口約9,080人のうち、約6,200人を受け入れる内容になっております。

しかし、この計画内容は実効性に欠ける部分も多々あり、実際に先日の台風時には、利根川の水位が避難判断水位近くにまで上昇し、いざ河内町民が避難するかどうかの際に、避難する側の河内町が苦慮したところがありました。

このようなことから、先日、改めて河内町担当者と協議をして、避難先及び避難の方法等を根本的に見直しをして、実際の避難時に見合うものに改定していくことを確認しました。

最後に、8点目の、危機管理監の職務及び権限についてであります。

危機管理監の職務及び権限につきましては、阿見町危機管理監設置規程に定めてあるとおり、防災危機管理事務を担当する職員を指揮監督し、阿見町防災会議及び阿見町災害対策本部等の事務局職員として参与するようになっており、先日の台風時には、災害対策本部会議の取りまとめや本部長への助言等を行い、その時々々の状況を的確に判断して陣頭指揮をとっておりました。

このような有事の際の対応について、専門的な立場で採用した職員でありますので、今後も

全庁的な信頼を得て、町の防災対策を推進するために、なお一層の尽力をしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。細かく回答していただいてありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

まず、今回ですね、避難勧告対象、避難勧告が出されましたけれども、この対象世帯数及び人数というのはどの程度になってるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長高須徹君。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

避難勧告の発令対象としたところはですね、土砂災害警戒区域内の世帯でございます、206世帯、569人であります。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 10行政区でね、206世帯、569人ということのようですけれども、当然、今回避難勧告が出たということは、避難準備じゃなくてね、避難勧告、その上は避難指示しかないわけですから、相当程度、住民にとっても、避難しなくちゃいけないのかなと思うし、もちろん行政としてもね、やっぱり避難をしてほしいという勧告をするわけですね。

それで、新聞報道などによるとですね、宮城県の丸森町で、なかなか避難勧告、避難をしてくれというふうに言ってもですね、住民が、いや避難しないということで、スムーズにいかなかったというような経験が書いてあるようですが、この阿見町で、まず実際に避難をした……、先ほど樋口議員の質問で書いてあったんですけど、大体何世帯ぐらいで、何人で、それは何%ぐらいに当たるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

避難勧告対象世帯に対する割合というか、避難の避難者の割合ということで、台風19号に関して申し上げますとですね、先ほど言った、対象世帯206世帯に対しまして、避難世帯が4世帯で、1.9%になりますかね。それと、対象人数569名に対しまして、避難された方が12名でございます、2.1%というような数値になるかと思えます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 先ほど、住民がどういうふうに避難勧告を受けとめたのかということにもつながると思うんですけども、この数字というのは、町も大体このぐらい避難するかもしれ

ないなということで想定してはやっていると思うんですけど、ここは、その避難世帯、避難人数というのは、どういう評価になってるんですか。ちょっと少ないなとか、ちょっと住民の危機感が足りないんじゃないかとか、いろいろ考えることができると思うんですけど、どういう評価だというふうに考えてますか。

○議長（吉田憲市君） 高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） そうですね、必ずしも、まだまだ住民の方が、そういったその危機感というか、そういったものを認識はしていますけれども、ちょっと足りないというかですね、自分のところはまだ大丈夫だろうとか、そういった判断というかがあるのは確かだと思います。その点をですね、やはりもっともっと住民に危機意識を持っていただくような、町のほうのですね、指導とか、そういうものをしっかりしていく必要があるとは思っております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） レベル4というんですか、これレベル4。避難勧告と避難指示があつてということで、ちょっとわかりづらいと思うんですけども、避難勧告と避難指示の違いというのも改めてちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、その違いでございますけれども、警戒レベル4の段階で、それで勧告の発令をもって、対象地域の住民は全員避難するという状況にございまして、さらにですね、緊急的、また、重ねて避難を促すというような場合に避難指示というものを発令しているところでございます。

ただ、避難指示というのはですね、必ずしも発令するということではございませんので、避難勧告が発令された時点ですでに、速やかに避難をしていただくということが必要になるかと思っております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 避難ですので、必ずしも避難所に、町が指定した避難所に避難しなければならないということではないと思いますよね。あらかじめ自分が、もうハザードマップで対象になっているところだつていうと、こういう状況のときには親戚のうちにいこうとか、こっち行こうとかつていうことで、2%つていう数字を見ると、そういう方々も結構いたんじゃないかなと思うんですが、その辺のところは行政としてですね、町として、実際には避難所には来なかったけれども、実際にはどのぐらい避難したんだということを把握はしてるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。こちらのほうはですね、把握はしていな

いというのが状況でございます。

そういった住民の避難先の検証とか、意向等ですかね、そういうのもですね、意識調査等もですね、ちょっと工夫しながら、そういったものもどういう時点でやっていったらいいとか、そういうのもちょっと研究したいとは思っております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 2番目の質問項目の中で、地区防災計画、これ18だっけ、ごめんなさい。18つくってあるんだっけ、今、16だね、16つくってあって、実際にその半分ですよ、その計画に基づいて行動できたというのは半分だと思うんですけど、その地区防災計画は結構細かくですね、対象の世帯が、あらかじめどこに避難するかっていうことを把握しているのかいないのかわからないんだけど、それも含めて、今回ね、16のうち8つはできて半分はできなかつたと。これについては聞き取りとか、検証っていうかな、分析っていうか、それはできてるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

地区計画のですね、策定済みの行政区長さんのほうに、台風時に、活動について電話等で確認して、回答を得られた限りでの行動内容としましてはですね、地区での災害対策本部の設置であるとか、斜傾地の目視確認、それと避難行動の要支援者への呼びかけ、伝達とか、区長とか役員がエリア内の巡視をすとか、エリア内のそういった飛散物の除去作業とか、そういうところをしておられたというところがございます。

今、議員さんの御指摘でもですね、計画に基づいて行動ができたかどうかの違いというかですね、実際にできたところ、できなかったところ、その地区の住民の方の意識というか、地区防災計画をつくるのがゴールだったのか、それとも、これがスタートだったのかっていうようなですね、意識の違いにあらわれているのではないかというふうに分析しております。

ゴールだった地区っていうのは、計画策定もですね、防災に関しての独自の活動というものをしてなかったっていうようなこともうかがえますし、やはり、スタートだっていうふうに認識しているところはですね、自主的な活動を行っていたということが確認されております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） これからね、全行政区、策定をしていくっていう計画だと思いますので、常にね、ブラッシュアップして、今回ね、人命についてはもちろん、それから家屋なんかについても、そうは大きなね、被害なかったわけだから、ぜひね、これを教訓にですね、今後の地区防災計画か、これをね、進めていってもらいたいと思います。

次に、3点目はね、私も車でよく走ったり、散歩というか、歩ってたりしてですね、避難所

がね、私は議員なので、避難所どこにあるかなって大体わかるわけですよね。でも、ふだんからね、ぱっと大きく避難所とかっていって、大きく表示されていないような感じがするんですね。

こういう掲示板というのは、単なる案内板じゃなくて、常にそういったことを意識を高めるっていうかな、そういうことのために非常に重要な役割を果たすと思いますので、ここに書いてあるとおりですね、一目瞭然でわかる案内板等の設置は検討してほしいということで、これは質問は結構でございます。

それで、4番目の質問なんですけれども、非常用持ち出し・非常用備蓄品の補助についてなんですけど、ちょっと考えていないよということで答弁はあったんですけれども、県内の自治体ですね、この補助制度がある自治体っていうのは、ある自治体があるかっていうのはおかしいけど、ありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。県の防災危機管理課のほうに確認したところではですね、現在の中では、県内の市町村で対応してるところはないと、把握してないということでした。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩いたします。会議の再開は15時10分いたします。

午後 3時00分休憩

午後 3時10分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

海野議員。

○9番（海野隆君） 県内では、補助制度を実施している自治体はないということのようですが、非常用持ち出し品は非常に大事だと思います。それはもちろん持ってるってことだけで、いわゆる防災に対する認識を高めることにつながるし、また、ずっと同じように持ってるわけにいかないの、1年に一遍ぐらい入れ替えるような形で、こういうこともしなくちゃいけないので、非常に大事なものではないかなというふうに思います。

阿見町の世帯で、これもよくわかりませんが、どの程度持っているというふうに推定されますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。こちらについては、ちょっと把握しておりませんが現状でございます。

ですが、例年実施しております、避難所の開設訓練の参加者へのアンケートをとっております。

して、その結果で申し上げますと、平成30年度では153名のアンケート回答者のうち、非常用の持ち出し袋を用意しているというふうに答えられた方がですね、73名で47.7%ということでした。

また、先月実施した今年度ですね、訓練においてはですね、127名の回答を得られた中で、非常用の持ち出し袋を用意してありますよというようなお答えされた方がですね、52名、41%というような結果でございました。そういうような把握状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 大体4割から5割ぐらい持ってるんじゃないかと。ただ非常用持ち出し品っていうと、いろいろ装備がね、大分違う感じがしますよね。備えておけば心強いものなんて言って、携帯用の浄水器とか、そういうものまでリストに載せているところもあるし、僕らもよくホームセンターなんかに行くと、セットでね、リストとともにリュックそのものを売ってるところがあって、何十万はしない、何万もしないという感じの値段なんですけれども、大体どのぐらい、何装備ぐらいでどのぐらいの値段かってのはわかりますか。

○議長（吉田憲市君） 高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はっきり言って、わかりません。人によってもさまざまだと思います。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） このリスト品を見るとね、ラジオ、予備電池、懐中電灯、ろうそく、飲料水、マッチ、ライター、で、ずーっと並んで、一つ一つはね、そんなには細かくないけど、確かに、あればね、便利なものだと思いますね。

全国では、阿見町では40から50なので、半分以上は、どうも類推すればですよ、装備してない、用意してないなという感じになると思うんですよ。で、県内にはないにしても、全国ではどのぐらいの補助制度を持ってる自治体ってあるのか、御存じですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） 具体的な数値的なものは把握しておりません。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 何例かあるようなんですけれども、たまたま私も、これもネットで調べてですね、現地を確認したわけではないので、ネットで調べた限りなんですけれども、長野県の安曇野市で防災用品購入補助金制度というのがあってですね、補助をしますと。で、いろいろ書いてあるんですけど、購入費の3分の1、上限で5,000円っていうと、大体、ひよっとしたら1万5,000円ぐらいあれば、大体フル装備の、行政が想定するフル装備の持ち出し袋が買えるのでは、用意できるんじゃないかなというふうに思うんですね。さっき40%から50%ぐらい装備

してるって、町内ね、推定ですよ。だけど、ひょっとしたらね、水とあれとあれっていう感じで、フル装備でやってるってことはないかもしれませんね。それでも用意しないよりは、当然いいわけで。

これはですね、残念ながら、補助制度は考えてないということで答弁があるようですけども、私としては、やっぱり、先ほども言いましたけれども、住民が自ら準備することはもちろん大事なだけけれども、行政が関与してね、そういった認識を高めるきっかけにもなるので、5,000円なのか3,000円なのかわからないけれども、これを補助金を使って用意しようって人は、防災意識とか、そういった準備の意識が高い人なので、そういう人たちを支援するという意味でもね、これは補助すれば、必ず行政にとってはですね、これ、いいわけですよ。当然、自助の部分をぐっと増やすわけですから。

それを答弁ではね、考えておりませんっていうことなので、ぜひね、もう一度検討していただいて、実際の安曇野市などにもですね、当たっていただいて、どういう状況なのか、補助制度つくったけどほとんどなかったとかっていうこともあるかもしれませんので、それをやっていただきたいと。これは要望で終わりにしたいと思います。

それから5番目。

いいですよ。そのまま入っててね。大丈夫ですね。

○議長（吉田憲市君） はい、どうぞ。

○9番（海野隆君） 5番目に入りますが、5番目はですね、町内インフラの再点検と強靱化についてという項目でございます。

これは前の同僚議員の質疑では出てなかったと思うんですが、全協でね、御報告がありましたが、君原小学校に行く途中の道路が陥没してしまったと、配水路ですね。土地改良区が整備したところで、私も現地を見ましたけどね、これは上、トラックが通ったらやっぱり陥没しちゃうだろうなというふうなところだったです。

これは改めてお聞きしますけれども、いろいろ道路の状況とか、そういったところ、トンネルとか橋とか、いろいろと点検をすると思うんですけども、この箇所については点検はされてたんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

この道路のですね、配水管の点検ですけども、大変申しわけないことなんですけども、点検をしたという記録はありませんで、点検をしていなかったということです。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 点検の箇所には入っていないと。しかし、よく考えてみればね、土地改

良区のある配水路というのはたくさんあるので、今後ね、横に展開していただいて、点検をしていただくということをお願いしたいと思いますが。

そこで今後ね、自治体として一番問題なのはインフラの老朽化、これは相当お金の問題も含めて、相当大課題、大きな課題になってくるのではないかなというふうに思います。大規模な改修や更新もしなければいけない。今度だってね、相当長期間にわたって通学路になっているところで、代替の通学路がないということで、今、町がタクシーを出してやっている。で、あそこは通行止めになってるってということで、半年ぐらいかかるんですか、わかりませんが、そういう状況で、これやっぱりしっかりと点検していかなければならないなというふうに思います。

今、国でね、災害の被害をですね、最小限にとどめると。それから迅速に回復するということで、国土強靱化計画というのを策定してですね、災害時に、命、暮らし、財産を守っていく、支えているそういう重要なインフラを、その機能を維持できるよう、予算をつけてやっているようです。

それで、これは各市町村、自治体ですね、県も含める、都道府県も含めると自治体。自治体が、その計画を策定して、この予算を使うということになっているようですけども、県内で国土強靱化地域計画、これを策定している自治体っていうのはありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

茨城県内では、古河市でございますかね、が策定しているということを確認しております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 茨城県と古河市ということで策定をしているようです。

私も古河のね、これ内閣府、内閣官房だね、内閣官房で地域強靱化計画について詳しく掲載をされておまして、茨城県と古河市、茨城県ではね。全国、そんなにたくさんあるというわけでもないですね、この時点では。今、内閣府のホームページに載ってる時点では、そんなにたくさんあるわけではないんですが。

古河の強靱化計画を見ますとですね、そんなにね、飛び抜けて変わったことが書いてあることじゃなくて、行政がふだんからやっているものを取りまとめてね、やっている、そこに計上してるってことなんですけど、でも、その計画をつくと、国ですね、その強靱化計画の中の予算、これがおりとくると、こういうシステムになっているようなんですけども、阿見町では、今、こうした計画は、どういうふうに今、策定中なんですか、それとも検討中なのか、つくらないという計画になってるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

今、海野議員が言われたとおりに、国では、国の補助金の取り扱いの方針が示されてございまして、令和2年度以降、多くの国庫補助金については、自治体が策定する国土強靱化地域計画、この策定が、位置づけが、まず優先されるというふうなことでございます。

町としても、そういうことを含めて、今、全国で、そんなに策定している市町村はないんですけれども、今後、多くの市町村で、自治体で、策定をしていくというふうなことが予想されますので、非常に補助率が分散されるというふうな危惧も町としては考えております。そのために、今現在、緊急速やかにですね、この策定をできれば今年度中に策定をしていこうということで、防災危機管理課が中心になりまして、関係各課と調整をして、策定をしているところでございます。

ですので、この部分については、また改めてまた策定が完了した段階で、議会のほうには、御説明をしようかというふうには考えております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） メニューを見るとね、相当これを理屈つけてるのかどうかよくわからないけれども、いずれにしても国土強靱化、防災とか減災とか、あと、命と財産を守るためにですね、相当の予算を出すということなので、ぜひね、阿見町でも、それを策定して、その制度に乗っていくようお願いをしたいと思います。

それで、もう一つお伺いをしたいんですけれども、これ内閣府のホームページ見ると載っています。いや、最初私は国土交通省かなと思ったら、内閣府なんですね。で、メニュー見てみたら、やっぱりちょっと幅広いっていうかな、幅広くて、内閣府が、やっぱり安倍内閣の一つの目玉ということもあるのかもしれないけど、内閣府が主導をしてですね、トップダウンでやってるかどうかわかんないけれども、そういう形でやっていますね。

役場でもですね、どこが所管をして、どこが作成しているのか、公室で作成しているのかわかりませんが、これ、どこが作成していて、主管課はどこにあるのか。国がね内閣府なので、政策秘書課とか、全体を見渡す町長直轄のところでこれを所管してですね、やっていくのが適当ではないかなというふうに思うんですけど、その作成している課所と、主管をするところ、これについて、今現在わかっているところがあれば教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） はい、今、私、先ほど説明しましたとおり、防災危機管理が中心となってというふうなことを申し上げましたけれども、ただ、先ほど海野議員から言われましたとおりに、国の所管は内閣府でございまして、内閣府ということになりますと、いろんな省庁にまたがった事業に対しての補助金に、そういう国土強靱化地域計画が該当してまいりま

すので、町長公室、政策秘書課の中で、ある程度、各課全庁的な事業の調整をしながらですね、計画を進めているというふうなことでございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） よくわかりました。ぜひね、調整をしていただいて、年度内につくっていただいて、進めていただきたいと思います。

次、1の7についてはですね、河内町。私も、これ危機管理監にね、河内町との協定の話についてお聞きしたことがあって、よもや、今年ですね、利根川があんなふうに氾濫というか、その一歩手前まで行ってですね、河内のほうから打診というかな、があるなどということは、そのときには全然思わなかった。

今回、河内としてもね、悩まれたというか、苦慮したっていうふうに書いてありますけれども、実際にこれ半端じゃない数ですよ、6,200人なんかを阿見町に避難させるっていうのは。ですから、これについては、阿見とそれから河内、広域でやってるでしょうから、稲広の中で調整をしながらですね、やっていただきたいと思います。

1の最後にですね、危機管理監の職務及び権限についてという項目について、この問題について終わりにしたいと思います。

それで、私もね、改めて危機管理監の設置規程というものを読ませていただきました。それまではね、何となく、危機管理監がいて、防災とか災害のプロで、町長直轄で、アドバイスをしたり、指揮をとるといようなイメージでいたんですけど、これはまことに規程なのでね、条例じゃないので、その下のあれになるので、改めて今回ね、もちろんホームページには載っておりますので、例規集に載っておりますので、見せていただきましたけど、正直ね、この答弁もそうなんだけれども、この規程を読んでも、ちょっとね、いま一つわからないところがあるわけですね。

いや、そもそもですね、この職務などというところにですね、危機管理監は上司の命を受け、危機管理に関する事務を掌握しね、及び当該事務を担当する職員を指揮監督するものとする。危機管理監は次に掲げる組織に対し、その事務局の職員として参与するって載っていて、参与するってどんなことかなという形で、ちょっと疑問があってですね。

で、その下にですね、阿見町防災会、阿見町災害対策本部、阿見町国民保護対策本部、阿見町緊急対処事態対策本部、それから阿見新型インフルエンザ等対策本部、これだけ対策本部会議が載っていて、そこに事務局の職員として参与すると。

で、一番下の兼務ということで、第7条にですね、上に書いてあるやつのほかにですね、町長ですね、町長は、危機管理のために必要と認める職務を危機管理監に兼務させることができるというふうに書いてあるわけですね。兼務だから、どんな感じなのかなと思っているんです

けども。

つまりね、災害対策本部の正式なメンバーでもない。防災会議の正式なメンバーでもない。国民保護対策本部の正式なメンバーでもない。緊急処理事態対策本部の正式なメンバーでもない。インフルエンザ等対策本部の正式なメンバーでもない。ないんですよね。

これは阿見だけなのか、それとも、県内にもね、危機管理監ってたくさんいらっしゃいますね。もちろん、プロパーの職員から上がってくる人もいるし、消防から来てる人、警察から来ている人、自衛隊から来てくれる人、いろんなその出自はあると思いますけれども、これはそんなことなんですか、他の市町村については。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

各自治体の捉え方というか、位置づけ、権限等は自治体によって違うと思いますが、阿見町の場合ですね、答弁でも触れましたとおりですね、さきの台風時の対策本部運営に関して、危機管理監にはですね、中心となって指揮をとって、早目の避難勧告等の発令、避難所の早期開設等、空振りを恐れずに、積極的に本部長へ決心のアドバイスをしておりました。

現在、先ほど議員がおっしゃったように、管理監の設置規程では、有事の際の町が開催する各種対策本部での職務について、その事務の職員として参与するとあります。参与、言い換えれば協力するというような言葉に置きかえられるかと思えます。

そこでですね、本部員ではない事務局の職員として、対策本部をですね、取り仕切ることになりますけれども、そこで、特に今回の台風等の対策本部の支援に支障を来したということは特にはございませんでした。また、役職的にですね、下の立場でありながらですね、上の立場の本部員等にですね、適切なアドバイスや促しですか、等を行ってございまして、本部員も、その助言等に対して適切に対処しておりました。

このようなことからですね、私もですね、災害対策本部の事務局長の立場で見てもですね、特に問題はなかったというふうに感じておるところでございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 災害……。先ほどね、5つだっけ、5つほど言いましたけどもね、国民保護対策本部などという場合にはですね、相当な危機のことも考えられるので、本来はね、その対策本部の中に入っていくと、こういう形で位置づけたらいいんじゃないかなと思います。

市町村によってはね、部長職というような……。職階職務の関係があるので、こういう形になってると思いますけれども、それはどうクリアするかわかりませんが、やっぱり本来やっぱり本部員になってですね、町長名でね、いろんな出していくっていう形からすると、幾らその権限を兼務させることができると言っても、やっぱりもうちょっと正式な本部員の中に入れ込

んでやるということが必要なんじゃないかなと思います。これは今後のね、検討課題ということで、町長にもね、考えていただきたいと思います。

以上、この問題については終わりにしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） それでは、2番目の問題に入りたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 2問目ですか。

○9番（海野隆君） 2問目ですね、はい。

学校における障害者受け入れ態勢の整備についてということで、1番、町内小中学校でのトイレ……。

ちょっと、議長、ちょっと資料を作成してあるので、これ、ちょっと配付していただいているんですか。じゃあ、済いませんけど、議員と執行部の皆さんに。

○議長（吉田憲市君） じゃあ、それ見せてください。

〔資料確認〕

○9番（海野隆君） じゃあ、その間に、私が申し上げます。

○議長（吉田憲市君） はい、いいです。

〔資料配付〕

○9番（海野隆君） 学校における障害者受け入れ態勢の整備についてということで。

1番、町内小中学校でのトイレ、階段昇降、校内移動時のバリアフリーについて。

2番、放課後児童クラブでのバリアフリーについて。

3番、受け入れ態勢の不備で他市町村や民間の放課後児童クラブ、これ、放課後児童デイサービス等を利用しているような事例はあるのか。

この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、教育長……。まだですか。いいですか。教育長、ちょっと待って。教育長、ちょっと待ってください。いいですか、はい。

それでは、初めに、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） それでは、海野議員の、学校における障害者受け入れ態勢の整備についての質問にお答えします。

1点目の、町内小中学校でのトイレ、階段昇降、校内移動時のバリアフリーについてであります。

町内小中学校10校のうち、車椅子ごと入れる多目的トイレを整備している学校は、阿見小学

校、あさひ小学校、阿見中学校、朝日中学校、竹来中学校の5校です。各学校には、校舎1階に多目的トイレが1カ所あり、あさひ小学校には体育館にも多目的トイレを整備しております。

今後の整備予定としましては、今年度、阿見第一小学校のトイレほか改修工事で多目的トイレを整備しているところです。また、令和2年度には、舟島小学校の設備改修工事で多目的トイレの整備を予定しております。

階段昇降や校内移動時のバリアフリーが整っている学校は、あさひ小学校1校のみです。

現状では、障害者の受け入れ態勢が全ての学校で整っているわけではありませんが、障害のある児童生徒が入学することになった場合には、バリアフリーに配慮した整備を進めてまいりたいと考えております。

2点目及び3点目の質問につきましては、町長から答弁いたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 次に、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 2点目の、放課後児童クラブでのバリアフリーについては、私からお答えをいたします。

放課後児童クラブは、阿見小学校、舟島小学校、阿見第一小学校、あさひ小学校は専用施設で実施し、君原小学校は図工室で、阿見第二小学校は空き教室で、本郷小学校は敷地内にある教育委員会所管のプレハブ校舎で実施しておりますが、いずれもバリアフリーにはなっておりません。

バリアフリーになっていないため、一定の制約はありますが、段差部分の移動などを支援員が援助することにより、車椅子等を利用する児童が放課後児童クラブへ通うことは可能であります。

3点目の、受け入れ態勢の不備で他市町村や民間の放課後児童クラブを利用しているような事例はあるかについてであります。

放課後児童クラブへの入会条件は、放課後、留守家庭等であれば、通っている小学校の放課後児童クラブへ入会することができます。基本的には、入会条件を満たしていれば受け入れができるように調整しますので、受け入れ態勢の不備で他市町村や民間の施設利用を勧めることはなく、そのような事例もありません。

今後は、専用施設及び学校施設のバリアフリーについて、教育委員会と連携しながら検討してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。

今、皆さんにお渡ししたのは、今、答弁したのをちょっと図にまとめてみました。それで、残り、本郷小学校、阿見第二小学校、君原小学校ですね。舟島と阿見第一小学校については整備が予定されてるようですので、ここに多目的トイレの整備計画ってのはあるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、御質問がありました本郷小学校、阿見第二小学校、君原小学校への多目的トイレの整備につきましては、現在、その整備計画はございません。今後の整備予定につきましても、現時点では未定になっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。

ないということで、そこは、このまま学校が存続すれば取り残されてしまうという形になりますよね。特に本郷小学校は問題じゃないかなと思います……。

いずれにしてもですね、県内の小中学校で、多目的トイレ、エレベーターなど、車椅子に対応した設備となってる割合ってのは、どの程度なのか、これわかりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

茨城県で調査したものはないんですけれども、文部科学省で、避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査に、そういうものがありました。

平成31年4月1日現在では、茨城県内で、避難所となる学校施設の多目的トイレの設置率は、校舎では50.2%、546校中274校が設置済みという調査結果が出てます。で、体育館。体育館では25.2%、616の体育館のうち155で設置済みということになっております。

なお、エレベーターにつきましては、これは文部科学省、茨城県とともにですね、調査した結果がございませんでした。

それで、阿見町のほうで、近隣の市町村に問い合わせしてみました。土浦市、つくば市、牛久市、稲敷市、美浦村、この5市村に調査しましたところ、一応エレベーターの設置割合はですね、エレベーターと、あと階段昇降機ですか、この設置割合は5市村トータルで19%、2割弱となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） そうすると大体半分ぐらい……。 ごめんなさい、そうだな、半分ぐらいは多目的トイレ、設置されてると。で、阿見は令和2年っていうのを見渡せば、いい成績ぐら

い、平均よりは上だということになると思いますけれども。

もともとね、車椅子で入学している子、入学になる子供もいるかもしれませんが、特にけがとかね、病気で、途中でね、車椅子を使用するというようなことになる可能性は高いので、やっぱりこれは標準装備をしていかなくちゃいけないと。それでやっぱり多目的トイレがないということで、迷惑をかけるというような形、本人も、それから保護者もなるということじゃいけないので、それはね、やっぱり学校もですね、それは標準装備をしていただければありがたいなと思います。

それでね、これ、資料に上げないっちゃったな。平成30年5月にですね、ひたちなか市で、車椅子用の階段昇降車を導入したっていうことが報道されております。市内の小学校ですね。記事を読むと、どうもなんか、必要になったらそこへ持ってくみたいな感じで持ち運びができるような形のようにすけども、せめてね、阿見町でも、先生と保護者がみんな協力してね、車椅子を上を上げたりするのも、これ美しい姿なんだけれども、そうじゃなくてですね、こういった車椅子用階段昇降機等の設置、機器の導入をね、考えてみてもいいんじゃないかなと思いますが、どうでしょう。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい。今、お話がありました階段昇降機とか、あと、車椅子用の階段昇降機械ですか、そういう2種類があると思うんですけれども、階段に設置するものにつきましては、当然これは必要かと思うんですけれども、財政的な判断とか、あと、実際、建物の建築基準法の問題とか、いろいろ構造的な問題、消防法の問題もありますんで、そこら辺を加味しながら検討したいと思いますし、あと、ひたちなか市で購入したというものについては、そういったものではまたありますが、それについては別途ですね、検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） ぜひね、検討していただいて、途中でね、けが・病気あるので、これに対応できるような形で進めていただきたいと思います。

それで、今度は2の2ですね、学童なんですけれども、学童でもですね、小学校と学童はセットみたいなものなので、やっぱり途中でね、けがとか病気でなった場合に、やっぱりバリアフリーになっていけばいいわけですよ。

それで、今、放課後児童クラブで、多目的になっているところは、ごめんなさい、あれ、あるんだっけ。舟島小学校区ですか。ですよ。舟島小学校区はあるんだな。そうですね。

それでね、舟島小学校区は、その多目的トイレがあるんですよ。それで舟島小学校区の放課

後児童クラブができた後、阿見小のクラブ、それからあさひ小学校のクラブ、できてるんですよ。ところが、ここにはないんですよ。なぜ、舟島だけっていうかな、舟島はできて、その後できなかったのかなと。これはちょっとね、私は非常に疑問なんだけど、これどういうことなのか教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず、放課後児童クラブの専用教室ですけども、一番最初に第一小学校の専用教室として整理をされました。このとき、第一小の専用教室のほうには多目的トイレの整備はされておりました。

続きまして、舟島小学校の整備の際に、設計の段階で、第一小の現場の支援員にですね、ヒアリングを行いました。どのような設備が必要かを聞き取りをいたしております。そのときに、多目的トイレの必要性があるだろうというような要望がされたために、舟島小学校の専用教室については、多目的トイレを整備したという経緯がございます。

その後でございますけれども、阿見小学校の専用教室の整備の際も、同様にですね、現場の意見を聞きながら整備を進めてまいりました。このときには、多目的トイレの利用実績がないことなどからですね、仮に車椅子の使用など、特に配慮を必要とする児童の利用希望があった場合には、支援員の補助により対応し受け入れていくことが可能であるということになりました。多目的トイレの整備を行っておりませんでした。

で、同様に、あさひ小学校のときも同様のプロセスを踏みまして、結果的に多目的トイレの整備は行われなかったというのが経過でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） わかりました。

現場の意見を聞いてですね、やったっていうのはいいんだけど、しかしね、やっぱりバリアフリー、国土交通省がですね、バリアフリーとかハートビルとか、いろんな高齢者、障害者等の移動——これは移動って書いてありますがね、円滑化の促進に関する法律とか、そういったことを考えてみると、やっぱりね、多目的トイレ、車椅子が使える——車椅子が使えるっていうのは、広いということです、少しね、広い。誰でも使えるって形になりますよね。学童なのでね、高齢者は使わないとは思いますが、しかしやっぱり標準装備をするという、その意識っていうかな、現場の意見を聞く聞かないにかかわらず。舟島はね、すばらしい、現場の職員がいて、やっぱりこれはいつ使うかわからないからつくりましょうよという形になったんですけども。

これね、男女共同参画センターのときに、ちょっとこれね、議論したことがあるんですよ。やっぱりバリアフリー、それをやっぱり考えなくちゃいけないと、公共施設。学校が誰もが使う公共施設かどうかというの、また話は別だけれども。

それで、これ主管課があると思うんですね。まさに部長のところは主管課だと思いますね、こういった類いのもの。だからその主管課が、これ主管課の自らの施設で、これが抜けちゃったんだけれども、やっぱり主管課がですね、町のいろんな建物とかそういったものを見渡して、バリアフリーになってるかどうかというものをチェックをしていくと、こういう体制をね、やっぱりとっていただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

あさひ小と阿見小の放課後児童クラブの専用教室に多目的トイレを整備しなかったという点については、大いに反省する点はあると思っております。

今後、施設の新設とか改修につきましては、障害者等の受け入れを前提とした配慮が必要であるというふうに考えておりますので、御提案のようなチェック体制も含めまして、障害者が地域において暮らしやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） これで終わりにします。これまたまね、福祉っていう観点で、障害者とかバリアフリーとかという観点で、主管課は、これはやっぱり保健福祉部長のところだと思いますね。例えば、環境ということを考えてみると、主管課は移るわけですよ。やっぱり主管課として、町のいろんな施策があったときに、そこがやっぱり少し責任を持って、そういった施策を見渡してですね。きちんと法律に基づくような、そういう体制をつくっていただきたいと思いますが、これ最後に町長、いかがでございましょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい、お答えします。

今回の海野議員の一般質問で、大変いい問題提起をされたというふうに思ってます。この答弁書を検討する際も、今の阿見小学校、新しくできたところですよ。その放課後児童クラブでなぜやらなかったんだというふうなことも、私も問いかけをしました。支援員等で必要ないと。その必要ないというのは、阿見小であれば、小学校の中に多目的のトイレがあるから、支援員さんがそこまで連れていきますというようなことだったそうです。ですから、そういった発想もあったんでしょうけれども、その後、担当課とやりとりしましたけれども、外づけということになると数百万かかるというようなことだそうです。

今、この表にもありますけれども、学校にですね、多目的のトイレがないところ、今4つですね。舟島小学校は放課後児童クラブのほうにはありますけど、学校にない。この辺のところはですね、やはり前向きに検討しなくちゃいけないかなというふうには思っています。どのぐらいの費用がかかるか。今のところを改築して、大変大がかりになると思います。

こういったことは考えなくちゃいけないということと、それからエレベーターについてはですね、あさひ小学校は給食の配膳のところが、人も行けるような形になってるそうです。こういったこともですね、これから少し考えなくちゃいけないということと、それから入ったときに、本当は養護学校だとかってということもありますけれども、入ったときに、そういったところが、例えば本郷地区に、これはあさひ小学校あります。それから阿見地区に、こっちの旧阿見地区に、もう1つぐらいあってもいいのかなというようなことで、少し前向きにですね、考えていかなければいけないねということで、今回は前向きな答弁ではありませんでしたけれども、方向的には、庁議の中でも話し合ったことですので、これから試算を含めてですね、検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、9番海野隆君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

午後 3時55分散会

第 3 号

[12 月 5 日]

令和元年第4回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和元年12月5日（第3日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉繁君			
副町	長	坪田匡弘君			
教	育	長	湯原正人君		
町	長	公	室	長	湯原幸徳君

総務部長	小口勝美君
町民生活部長兼 生活環境課長	高須徹君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
町民活動推進課長兼男女共同参 画推進室長兼町民活動センター 所長兼男女共同参画センター所長	中村政人君
防災危機管理課長	白石幸也君
高齢福祉課長	湯原勝行君
子ども家庭課長	山崎洋明君
健康づくり課長	佐川廣子君
都市計画課長	林田克己君
道路公園課長	浅野修治君
上下水道課長	井上稔君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

令和元年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和元年12月5日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和元年第4回定例会

一般質問2日目（令和元年12月5日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	1. 協働のまちづくりについて「地域予算の創設による町民参加型予算の導入」の進捗状況は	町 長
	2. 命を守る防災対策・要支援者等への戸別受信機の配備について	町 長
	3. 学校区児童館の建て替え及び子育て支援センターの充実について	町 長
2. 永井 義一	1. 阿見町の水害対策について	町 長
	2. 新生児難聴検査について	町 長
	3. 公共交通の充実について	町 長
3. 川畑 秀慈	1. 基本構想の策定について	町 長
	2. 道の駅について	町 長
4. 石引 大介	1. 異世代ホームシェアの推進について	町 長
	2. 町道0103号線の渋滞について	町 長

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表により進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（吉田憲市君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議員各位に申し上げます。会議規則第61条第1項に規定されているとおり、一般質問は町の一般事務についてだけたず場でございます。したがって町の一般事務に関係のないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたず場でありません。議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されるようお願い申し上げます。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

それでは、初めに、13番難波千香子君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移動し準備をしてください。

13番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番難波千香子君登壇〕

○13番（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

初めに、協働のまちづくりについて「地域予算の創設による町民参加型予算の導入」の進捗状況についてお伺いいたします。

地域が抱える課題や町民ニーズの多様化により、従来の行政主体のまちづくりから、町民と行政の相互理解のもとで目的意識を共有し、地域の課題を解決していく協働のまちづくりが求

められております。

阿見町では、平成24年度に阿見町協働の指針を策定しておりますが、より多くの町民の皆さんが町政を知り、一人ひとりが何ができるかを考えることも必要になっていきます。行政職員や町民等の意識改革が必要となります。町民が主役の行政運営が求められております。

阿見町では、町民アンケート調査、町長と学生の語る会、町内団体ヒアリング、まちづくり町民討議会等を実施し、町民の意向の把握を行っております。また、阿見町には平成2年度から各小学校区単位のふれあい地区館が開始され、コミュニティづくりを推進しております。

日本全体として人口は減り始めており、現在と将来の人口推計をもとに、2050年に人口9,000万人、高齢化率35から40%との将来が見えております。団塊の世代が後期高齢者となる2年後、2022年までに、自治体として守るべきセーフティーネットを明確にし、これを維持するために、これまで受益者として自治体任せとしてきた住民に意識を変えてもらうことが必要となってきたことから、新たに地域予算の創設によるまちづくりの構築の取り組みが、阿見町では進められると、そのように解釈をしております。

今後、確実に単身世帯、高齢化世帯が増加すると考えられることから、地域の担い手不足も考えられます。これを見越しての創設の取り組みとしないといけないと思いますし、町全体の一体感の醸成が損なわれるような取り組みであってはならないと考えます。今後の地域の共助の仕組みとしてもメリットがあると考えます。

県内初の事業として、自立的で持続可能な社会の創生を目指す取り組みとして、抽象的な意味にとどまらない、いわゆるSDGs実施推進体制を進める上でも、町民側、町役場側が交流を連携し、自らできることは何か、自らすべきことは何かをともに考えながら、各地域が抱えるさまざまな課題を協働で解決していく仕組みづくりをお願いしたいと思っております。

質問するに当たって、先進地習志野市に視察をまいりました。

そこで質問させていただきます。

1点目、誰もが主役になれるまちづくりとして、町長の公約事項でもあります地域予算の創設についてと、町民参加型予算の導入についての概要及び現状と課題、今後の取り組み、進捗状況についてお伺いさせていただきます。

2点目、習志野市では、地域担当制として、今までどおりのお役所仕事ではこれからの課題に対応できないとして、まず何をすればいいのか。自分たちの町の実態を知らずに市民サービスは不可能、自分たちの町の声を聞こう。そして解決策として、通常業務とは別に職員を一定の地域に担当者として配置できないか。市民の皆さんとの対話に交流を通じながら、各地域の実情や問題点を把握、集約できないか。そこで、住民参加を前提としたボトムアップ型のシステムの構築、市民本位のまちづくりを目指し、昭和43年度から特殊な職場を除いた全職員560

人を配置しています。

阿見町としては、地区担当制として地区委員等の配置はどのように考えておられるのでしょうか。

3点目として、試行的導入として、まずはモデル地区の選定はあるのでしょうか。

4点目、まちづくり町民討議会との連携はあるのかどうか。

5点目、ふれあい地区館との連携はどうでしょうか。

6点目、先進地の視察は行われているのでしょうか。行われているのであれば、実施状況をお教えてください。また、阿見町としてはどのように運営していくのか、お伺いさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願ひいたします。

難波議員の、協働のまちづくりについて「地域予算の創設による町民参加型予算の導入」の進捗状況はについての質問にお答えします。

1点目の、概要及び現状と課題、今後の取り組み、進捗状況についてであります。

地域予算制度とは、町の予算の一部を地域住民の話し合いにより、地域をよくするために使うことができるという町民参加による予算制度であります。この制度は、住民の自治意識を向上させ、町民と町による協働のまちづくりを推進する効果的な手法であると考えております。

導入についての概要としては、旧小学校単位に各行政区の代表者で構成する地域会議を設置し、各行政区から持ち寄られた課題を検討した上で、町に実施を依頼する案件については要望書を町へ提出するというものであります。町では、提出された要望を翌年度の予算に反映させたいと考えております。

また、導入スケジュールとしては、令和2年度にモデル地区において先行実施し、令和3年度から旧小学校区の全8地域での導入を目指しております。

現状としては、本事業の制度を創設するに当たり、先進地の視察として、4月17日に千葉県習志野市、6月20日に栃木県栃木市へ伺いました。その後、庁内で制度の考案を行い、11月19日の区長会議において、全区長へ制度概要及びスケジュールの説明を行ったところであります。

課題としては、この制度の趣旨、内容を議会、区長会を初め町民の皆様に周知するだけでなく、御理解をいただくことであると考えております。そのためには、議会、区長会への丁寧な説明のほか、講演会の開催等を行うとともに、来年度、先行実施するモデル地区の地域会議等を傍聴していただくことで周知と理解が図れるのではないかと考えております。

今後の取り組みとしては、モデル地区を運営する過程において、町でも当該地域の皆様と一緒に考えながら、当町に合った地域予算制度というものを確立してまいります。

2点目の、地区員等の配置はどのように考えておられるのかについてであります。

各行政区から地区の代表として地区委員を選出していただき、地域会議に参加してもらうこととなります。また、予算要望書を取りまとめるまでには、地域会議の進行、予算要望の集約と合意形成、役場各担当課との協議等の業務が発生いたしますので、ふれあい地区館の社会教育指導員のような各地域を担当する地域担当職員を配置することを予定しております。

3点目の、モデル地区の選定はあるのかについてであります。

モデル地区は、1年先行実施する地区となりますが、小学校の廃校を考慮し、コミュニティの形成を強化したいとの思いから、旧実穀小学校区及び旧吉原小学校区を選定させていただきました。

4点目の、まちづくり町民討議会との連携はあるのかについてであります。

地域予算制度の地域会議が旧小学校単位の各行政区の代表者会議であるのに対し、町民討議会は、全町民から無作為抽出された方のうち参加希望者によるグループワークとなっております。

住みよいまちづくりのために町民の声を聞き、町政に活かしていこうという大きな目的は同じですが、町民討議会の開催の趣旨は、町行政や政治に関心を持ってもらうこと、討議することを多くの町民の皆様体験してもらうことにあります。そして、町民討議会のグループワークにより意見集約や合意形成の経験を行政区代表として選ばれた地域会議で活かすことで、両制度によるよい波及効果が生まれるものと期待しております。

5点目の、ふれあい地区館との連携はあるのかについてであります。

地域予算制度による地域会議は、ふれあい地区館と同様、旧小学校区単位での実施を予定しておりますが、当制度は、令和2年度は先行実施、全8地域への導入は令和3年度からという事業であり、実務はまだ始まっておりません。また、町独自のソフト事業であるので、ふれあい地区館同様、広く町民に浸透し定着するまでには年数を要するものと考えております。

まずは、制度自体を町民にとって有意義なものへと成長させていくことが優先かと考えておりますので、制度導入当初からの連携は予定しておりませんが、まちづくりの推進という目的は共通でありますので、将来的な一案としてとどめておきたいと思っております。

6点目の、先進地の視察はどうかについてであります。

先進地の視察としては、1点目で答弁したとおり、千葉県習志野市、栃木県栃木市へ職員を派遣しております。

習志野市では、昭和43年に制度が始まり、14小学校区にまちづくり会議を設置しております。

地域担当職員を配置しているものの、基本的には市民が市への要望書まで作成しているとのことであります。

栃木市では、合併前の市町村単位を基本として8つの地域まちづくりセンターを旧庁舎等へ設置し、平成27年から地域予算制度を導入しているとのことであります。

地域予算制度は、市町村の任意の事業でありますので、それぞれの市において特色のある運営を行ってまいりましたが、町としては、当町に合う運営の仕方があると思っておりますので、2市の運営を参考にするとともに、令和2年度の先行実施により制度運営の実施要領を具体化し、令和3年度からの全8地域への導入に臨みたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変に御説明ありがとうございました。

それでは、一つひとつ再質問させていただきます。

まず、1点目でございますけれども、地域予算制度の目的を詳しく教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長高須徹君。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

地域予算制度の創設は、御承知のとおり、町長の政策公約の1つでございます。住民の自治意識を向上させ、町民と町による協働のまちづくりを推進するということが目的となります。

この制度の運営過程においては、小さな声、意見を言う機会、また、それを吸い上げる機会を創設するというものでございますので、町民の方にですね、自分たちでできることは自分たちで行おうという自治意識の向上に大きく寄与していくものではないかと考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 小さな声を、ぜひ引き出すということでもありますけれども、その中で、地域会議の構成をぜひ教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

各行政区から2名の地区委員を推選してもらって構成する予定でございます。行政区内の意見を取りまとめられる方、例えばですね、前年度の区長さんであるとか、区長さんを歴任された方とかという方が考えられるところかなとも思いますけれども、これは行政区内での調整をしていただくというところでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） そうしますと、2名という、今、限定の御答弁でありましたけれども、行政区によりましては世帯が30前後、そしてまた900以上に近い、大分違ってまいりま

す。そしてまたさらに8つの小学校が、さらにまた大きな行政区は大きな行政区同士のつながりで、行政区の数が5から12、1つの小学校区に5から12という、そういった差があるんですけども、2人ずつだと、今回10名から24名、そういうような計算にもなりますけれども、その辺は、地域の実情に合わせてニーズの差ですね、どのようにお考えになっておられますでしょうか。小学校でも、行政区の違いが、8つの小学校でもかなり差が出てくるかと思います。その辺の精査、ぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

各行政区によつての地区委員の人数についてはですね、変える予定はございません。ただし、令和2年度の実施の旧実穀小、旧吉原小学校については、両方とも6行政区ずつでございますので、ございますけれども、令和3年度からの実施の予定の阿見小、阿見第一小の行政区では12でございます。地区委員さんの数にしますと24名となります。24名で協議になるということ、人数が多過ぎるということもあるかと思ひます。

例えばですけれども、1回目の会議はですね、全員で協議をしていただいて、協議のほうですね、大分整ってきた段階においては、各行政区からですね、1名ずつというように、ちょっと絞り込んだ中で御協議をいただくということもですね、考えていく必要もあるかと思ひております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。要するに小さい地区でしたら1人に絞る可能性もあるという、含まれているのかなと解釈してるんですけども。

次に、それから始まって、いよいよ予算要望ですね、それを町に提出するという運びになるかと思ひますけれども、そのスケジュールというのは、どういった年間のスケジュールを組んでいかれるんでしょうか。お伺いさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） 現在のですね、素案としてのスケジュールを申し上げますと、年明けの2月にですね、区長さんに地区委員の推選依頼をお願いして、4月中に行政区の代表となる地区委員さんを推選していただきます。5月に入りまして第1回目の地区会議を開いて、制度や進め方の説明を行う予定でございます。さらに6月にはですね、行政区内の話し合い等によりまして、行政区からの要望をまとめていただいて、7月から9月にかけて、各行政区からの要望の仕分けや集約、概算費用とかの対応が可能かどうか、役場ですね、担当との確認作業を行つてというような流れで、この間、地区会議、数回程度開催していただくようになるかと思ひます。そして、10月にですね、町の地域予算の要望書を提出してい

ただくというような、スケジュールですか、こういうことを、ちょっと流れとしては想定しております。

ただ、あくまでもですね、まだ実施前の想定でございますので、来年度のモデル地区のですね、実施によりまして、具体化していったら、ちょっと様子等も見て、見直すところは見直していきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

そうしますと、2名掛ける6行政区で12名の方がまず出発するというので、要望を町に提出していくという、今、御答弁ですけれども、要望の内容も、ハード事業もあるかと思うし、あるいはソフト事業とあるかと思うんですけれども、その辺の要望はどうなんでしょうか。何でも良いということでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

要望につきましてはですね、ハード事業、ソフト事業の規定というものは、今のところ設ける考えはございません。先ほど申したようにですね、町としても、実施してみないとどのような要望が上がってくるのかということもですね、わからない部分もございますので、来年度のモデルの先行実施において、どのような要望がですね、実際に上がってくるのかということもちょっと見ていきたいと思っております。

そういうことで、1年目のですね、モデル地区での実施の中についてはですね、そういったハード、ソフトの規定は設けずに、どんな要望でも上げていただくかというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） どんな要望でもということでも上げてもらうという、今、御答弁ではございますけれども、今まで行政におきましても、また小学校区におきましても、予算のつく、そういった事業があったか、あるんですけれども、その予算のつくものはどういうものかという、そういうのをやはり明文化して、わかりやすく、まちづくりの地域会議のときにはお示ししていったほうが、よりわかりやすくなるのではないかなと、意見が出やすいんじゃないかなと思うんですね。

既に、先ほども11月に御説明を受けた区長さん、現に、その内容がなかなか理解できないと。で、もう、大変に、その地区は、来年じゃない、再来年なんですけれども、もうあしたから始めるような勢いだったんですけれども、その辺の、やはりお考えについて、ぜひお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

来年度、令和2年の先行実施の旧実穀小、旧吉原小学校区については、来年のですね、5月に第1回の地域会議を予定しております、そのときにですね、制度の説明と要望の収集方法をですね、改めて御説明させていただくことになります。

そこで、既にですね、申請方法等があるものについては、地域予算の対象外であるということなども説明をさせていただきたいと思っております。

また、再来年度ですか、令和3年度、全8地区での導入時期にはですね、先行実施の経験等を踏まえて、より具体的にですね、事例等をお示ししたいというふうにも考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

そうしますと、調べてみたんですけども、かなり自治体によって、各、違うんですけども、先ほど、視察に行かれた栃木市では、単独の自治会だけでは対応し切れないもの、地域の課題、地域資源を、行事が行政区にまたがってる場合ですね、そういった伝統行事とかお祭りの開催、また高齢者の移動の支援ですね、そんなものに取り組めるようにしているというふうにも伺ってます。

また一例では、農園ですね、利用する市民の方に野菜の栽培の指導ができる指導者に、そういった予算をつけまして、市民農園をPRして、収穫ときには地域住民の交流機会を設けてるということもあるそうです。

また、全国初の、これネットで調べたんですけども、大阪府の池田市の取り組みですけども、ここでは一例として、学校の、我が町の学校の芝ですね、校庭を芝に一面したとおっしゃってました。大体350万から400万ぐらいかかるものを70万の予算で、もう総出で、そのまらづくりのメンバーほか募って200名近い方が出て、本当に短時間でやられたっていう、そういう団結のそういった事業になっているとか。

また、グラウンドゴルフを、耕作ですね、放棄地を活用して、39万円でやったとか。

またあとは蛍の育成とか増殖。これは民間の畑で幼虫を育成する。鑑賞者も出る、観光客の誘致を図るということで、10万円ほどで事業化したとか。

あとは昆虫育成事業と銘打って、カブトムシとか昆虫ですね、その生育できるための環境整備とか、あとは昆虫を育成する講座を開催して、親子の触れ合いの場を提供して、約33万円という、そういうこともされてるそうです。

また、何も無いところに八重桜植林事業ということで新名所をつくってしまったっていう、それが14万円という、そういうこともいろいろすごく地域でいろんなことを盛り上げているん

だなどという、大変すばらしい、これはものになるのではないかなと期待するものでございます。

次に、提出された要望を翌年度の予算に反映させるということでありませけれども、これは地域予算としていただくのか、それとも、どういった……。その地域予算というのはどのくらい、一応予定されているのでしょうか。お教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

予算の規模というところでございますかね。最初の地域予算となる令和3年度の予算額としてはですね、各地域、上限50万というところで予定しております。

また、全8地域で実施する予算づけは、令和4年度となるわけでございますけれども、その予算額についてはですね、モデル地区での実施状況も勘案しながらですね、決めていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 今、50万ということでございますけれども、さらに確認したいと思います。小学校区では、先ほどから述べさせていただいておりますけれども、行政区の数、また人口が相当異なりますけれども、その配分方法は、差をつけ……。どうなんでしょうか、今後。教えていただけますでしょうか。考えてらっしゃることをお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

行政区の数と住民人口によって、行政区割とか人口割によって案分するというのも考えてはおります。具体的に金額については、先ほども申しましたようにですね、モデル地区での実施状況を勘案して決めていくということとしております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） そうしますと、上限は50万というお話でございますけれども、みんなでまちづくり会議で話すときに、その50万というのが頭にあるんですけど、どうやってそれは50万の要望額というのをおさめることができるのでしょうか。役場のほうで、どのようにして精査して選ぶ、これはだめ、いいとかってやられるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

地域会議で要望をですね、絞り込んだ案件をですね、役場内の担当課と協議させていただいたりですね、見積書等を徴収したりして、あとは、地域での優先順位ですか、そういうことをですね、整理していただいた中で、50万以内にですね、おさめていただくということになるか

と思います。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） この事業は新規の事業ということになるかと思うんですけども、地域予算を創設するに当たりまして、その財源っていうのは、町、どこから持ってくるのかということと、また、今ある行政区への補助金をやめて、今回、地域予算の財源にしたりとか、また集約したりとか、そういったことに今後なっていくのでしょうか。その辺、お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

既存の手段によって、区長さんからですね、町への要望とか申請等の件につきましては、今までどおりとする予定でございまして、例えばですが、地区の公会堂の修繕補助金とかですね、道路の補修とかの要望、ごみの集積場の修理補助金、自主防災組織の補助金等が現在ございすけれども、それらについては以前と同様な手続を踏まえて対応をしていきます。

地域予算制度ではですね、これまでのそういった補助申請とか要望が、そういう制度みたいなルートがなかったものについてですか、そういうものを配分された地域予算の範囲での地域の要望として提出していただくということになります。

また、この財源でございすけれども、市町村独自の任意の制度でございすので、特に国とか県からの助成制度はございせん。令和3年度には、先ほども申したように、2地区で100万円になりますけれども、一般会計の中での運用になりますんで、直接に何を減らして財源に充てるというものでもございせん。

今後のですね、事業の進捗状況とか、時代背景によって、その年によってですね、必要がある事業ならば増額もするし、必要が下がったりと、終息に向かう事業であれば減額するでしょうし、そういった中で、スクラップ・アンド・ビルドしながらですね、財源を捻出していくということになるかと思ひます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。

それでは、次の2点目の地区委員等の配置について、再度、お聞きしたいんですけども、この地区委員というのは、行政区の要望ですね、2名ということで、地域会議に年に何回か出席して地域の要望の集約をするわけですけども、そういった方に手当とか報酬は出されるわけでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えします。

地区委員さん、自分たちの地域をですね、よくしていただくための機会になること、また、地域予算として自分たちのですね、地域のために、町の予算が配分されるということですので、報酬等の予定はしてございません。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。

そうしましたら、そのほかにも地区担当職員っていう、今回、つくということで先ほどありましたけれども、どのような方がつくのか、大体、予想されてますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

新しい制度の導入でございますので、地区会議の事務作業、進行管理を十分に支援する人がですね、必要だと思っております。また、役場の担当課、各部署との協議等も行う必要があると思っておりますので、町の職員をですね、各地域を担当する地域担当職員として配置していく予定でございますので、皆さんの負担にならないような御支援をしたいと思いますと思っております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。現役の職員がしっかり配置されていくということですね。そうしましたら、その地域に住んでる方がとか、そういうのは一切なしで選出していくという考えでよろしいでしょうか。そうですか、はい。

○議長（吉田憲市君） いいですか。

○13番（難波千香子君） はい。

○議長（吉田憲市君） はい、どうぞ。

○13番（難波千香子君） じゃあ、その地域から来てるという、そういうのは一切払ってっていう、もう真っさらな感じでということでしょうか。阿見町には、つくばから、水戸から通ってらっしゃる方もいますけれども、職員の中で、その辺は、もう、どうでしょうか。お伺いさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） ちょっと確認でございますが、地域担当職員の配置についてでございます、ですよね。はい。

先ほども申しましたように、町の職員を配置するというようなことを基本的には考えておりますし、また、自分の住んでいる職員、例えばですけど、そこを配置するとか、あとは、再任用の職員を配置するとか、いろいろ行政に精通している立場での職員を配置するというのを考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。しっかりとパイプ役で頑張っていたいただきたいとは思いますが。

4点目の質問に再質問させていただきます。

町民討議会で学んだ方、もう本当に貴重な人材だと思うわけですが、その経験の方々をぜひ、その地区委員として、また地域会議と結びつけることを、やはりしていくべきではないのかなと思うんですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

町民討議会はですね、グループワークによる自由な意見交換、意見集約とか、合意形成の経験をしていただく機会として実施しております。

ただ、行政区での選出方法もですね、いろいろ違いがあると思いますので、必ずしも町民討議会の方々をですね、町のほうで、地区委員として地区会議に参加していただくということは、なかなか言いづらいところもございますけれども、町民討議会の実施の折にですね、参加者に対してもですね。地域会議の紹介等を行いながら結びつけていければよいかというふうにも思っております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ぜひとも相互に、そういう方を増やしていく、地域のことを考えて、こちらでも、こちらでもという、やはりそういったことでさらに盛り上がっていくのではないかなと思うんですけれども。

この町民討議会の実施状況ですけれども、今まで、これから、どのようになっていますでしょうか。お教え願えますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

平成30年9月8日にですね、まちづくり町民討議会を、阿見町第6次の総合基本計画後期基本計画の策定時に実施しておるところでございます。

今年度はですね、8月の17日に「住みたいまちってどんなまち」をテーマに、無作為で2,000名を抽出させていただいて、当初の応募は63名の方がございましたけれども、実際には当日44名の方が参加されております。

今回はですね、年明けの令和2年2月に開催を予定しておるところでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。

それではですね、次に、今度、ふれあい地区館ですね、5点目の質問を再質問させていただきますけれども、これは地域予算と同じ8小学校区で、8地域になるわけですが、やはり、今もう一緒に役員の手がないって、ふれあい地区館の中でも、かなりそういう状況であるわけですが、行政区から選出するとなると、やはり人選選びで区長の負担になるのではないかなというのが一つ心配事なんですけれども。さらにはこのふれあい地区館の委員ですね、兼用するとなると、その人の、さらに負担になるのではないかなと。その辺はちょっと危惧してるんですけども、その辺の考えはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

ふれあい地区館はですね、御承知のとおり、高齢者部会とか、女性部会、成人部会、青少年育成部会、体育部会などの専門部会によります学習の機会、生涯学習の実践の場、地域づくりを狙いとしたものでございます。

地域予算制度とはですね、実務の点で異なりますので、導入当初からの連携はちょっと難しいのかなというふうにも思っております。

また、行政区からのですね、地区委員の推選やですね、地区委員さんの負担についてでございますけれども、これも新しい制度でございますので、先ほども申したように、地区会議の事務作業、進行管理について、行政区や地区委員さんの重い負担にならないためにもですね、地域を担当する地域担当職員を配置を行って、十分に支援していきたいというふうに考えております。

将来的には、当制度の目的が地域の自治や地域コミュニティの向上に役立つということでございますので、ぜひ、そういったふれあい地区館ともですね、うまくリンクできるようなふうになればというふうにも期待しているところでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。

ぜひ、我が地域、我が行政区というふうに盛り上げていただければなと思いますけれども。次に、6点目の質問を再質問させていただきます。

先ほども先進地を視察したということで、習志野市と栃木市、ほかにも三重県の名張市ですね、地域予算制度を実施している大きなところでございますけれども、その実施状況等も、ぜひお伺いさせていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

まず、習志野市はですね、人口17万。14の小学校で16のまちづくり会議というものを設置し

ているということでした。昭和43年に地域の担当制を導入しておりますけれども、相当の年月が経過しております、地域に根づいているというような状況でございます。

スタイルとしてはですね、あらかじめ特別に予算枠というものは設けておらず、まちづくり会議から市へ要望書を提出して、市の担当課がですね、予算を確保するように努めた後ですね、執行の可否を回答するというものでございました。

平成30年度の実績では、要望件数はですね、227件があったということで、そのうち採択件数は、来年度以降の対応も含めて105件、46%ですかね、ということだったということです。

次に、栃木市は、人口約16万人。合併前の市町村を基本として、8つの地域づくりセンターにおいて、地域会議を設置しているということでもございました。平成27年度に制度化ということでありまして、まだ経過年数が浅いということでもあって、会議の招集、資料作成、進行管理は事務局が行っているというスタイルでございます。

地域会議に当たりまして、平均300万円ですね、予算をあらかじめ地域予算として確保されて、その予算枠の範囲の中で、地域会議から市へ要望書を提出するというものでございました。

もう一つはですね、三重県の名張市でございますけれども、こちらのほうはインターネットによる調査だけではございますけれども、人口約8万人。15の地域づくり組織がございまして、地域予算として平均約700万円、総額約1億円というような大規模なものでございます。

ただし、この予算によって、阿見町で言いますとふれあい地区館事業であったりとか、地域の夏祭り、敬老会、広報紙の発行等々ですね、非常に多くの事業を賄っているということでもございました。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

それぞれ、かなり特色があるのかなと思うんですけれども、阿見町の場合は、そうしますと、その制度の運営をしていく場合には2つの制度があるようなんですけれども、まず交付金型、それと予算の提出型という、そういうのがあるようなんですけれども、阿見町は地域予算型、地域予算制度、今回の型で言うと、どちらのほうに分類されるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

今、議員おっしゃられたようにですね、2通りっていうのが大きく分けるとありますけれども、交付金型は、ある程度自由に使えるお金を地域に交付するという形で、三重県の名張市がそれに該当するかと思います。

また予算要望型は、地域で話し合いをして、行政のほうにですね、要望書を提出するという形でございます、栃木市とか習志野市が、この予算要望型となっております、阿見町もこの予算要望型という形になります。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 今回、本当に、これが軌道に乗ったらすばらしいなというふうに思うものでございます。

質問と答弁のやりとりで感じたところでは、全国でも実例が少ない、今回、県内でもないということで、地域予算の創設による町民参加型予算の導入ということでございますけれども、やはりこの制度をうまく活用すれば、町民から見れば、町民のこんなちっぽけな小さな意見も届ける機会の創出になるのではないかと思います。

また、町から見れば、また小さな声を、こんなことと思うようなことを見逃さず、聞く力、養う機会になるのではないかなと感じる次第でございます。

また区内や小学校区内においては、住んでいる地域の課題が、どうすればもっとよくなるかを話をするというような、地域のコミュニティ、新たな創出になるし、また向上、さらには町も含めて話し合うということは画期的だなと思うし、また協働のまちづくりが向上するのではないかなとすごく感じます。

また要望といたしましては、御答弁にもありましたけれども、まだ始まっていない制度ではありますので、実施市町村もかなり少ない制度でありますので、折に触れて丁寧な説明を、町民、そしてまた我々議会に対してもお願いしたいと御要望申し上げたいと思います。

そしてまた、制度自体はソフト事業でありますので、まずは小さくても始めてみるということになるわけでございますけれども、実施しながら町民のニーズや、またやりやすさに合わせて、阿見町に合ったやり方というものもつくり上げていってほしいと、切に願います。

また、さらには、将来的にはこの制度が、また地域自治や地域コミュニティの向上に役立つこと、また自分たちが必要な予算を町に要望できる、その有益であることから、地域会議へ参加したいという、そういった若い世代からも、年齢関係なく、参加しないと損だという、学校区ごとに競うという、そのくらいのすばらしいね、制度に成長させていってほしいと切に御期待申し上げて、1つ目の一般質問は終わりにしたいと思います。大変にありがとうございます。

○議長（吉田憲市君） 町長、どうぞ。

○町長（千葉繁君） 質問されてませんけれども。

いろいろですね、今、やりとりがあった中で、まだまだ構築しなくちゃいけない部分あります。まず、冒頭で申しわけない、謝らなくちゃいけないのはですね、11月の19日に、議会にも御説明しないのに区長会に説明してしまったということで、これは大変に申しわけないという

ふうに思っています。

最初からですね、これ大分時間がかかってまして、もう1年9カ月、大体は概要はできましたけれども、まずは私のリーダーシップでやるべきかなというふうに思ったんですけども、やるのはやはり担当課職員でありますので、まずは担当課の職員にいろんなどこ行ってもらって、自分で勉強してきてもらおうというようなことが先かなというふうに思いました。

その中で、ここずっと報告を聞いていますと、どんどんどんどん能力が上がってるということが実際わかりましたので、いい感じになってきたなというふうに思っていました。

後でこれはまたお示しします。全協等で。このことについては議会の議決もいただかなきゃなりません。地区から予算要望が上がってくる。それは3月の議会で皆さんに議決をいただかなければなりませんので、そういったことで皆さんにも理解をしていただかなくちゃいけないということで、今、こういった地域予算制度ということで、資料が担当課からできました。この辺のところの説明を、スケジュール等も含めてありますので、説明をさせていただきたいというふうに思います。

また、税金を使わしていただくわけですから、やはり根拠を示さなくちゃいけないということで、自治基本条例等の制定ということも必要ではないかなというふうに思っています。

また、その地区委員でありますけれども、地区委員については、まずは行政区の中で地区の問題点、課題点を話し合ってもらって地区会議に臨んでもらうということでありまして、その中で、今度、地区会議っていうのはふれあい地区館の行政区単位でありますから、その中で皆さんで、それぞれの地区から出てきたものをみんなで話し合ってもらおうと。それで優先順位をつけてもらうだとか。

それから、例えば先ほど50万って話、出ましたけれども、基本的に一番最初、取っかかりで、モデル地区なので、旧吉原小学校、実穀小学校に50万ずつというふうなことで進めさせていただきたいというふうに思いますけれども、3年度からはですね、やはりある程度の金額を計上しましてですね、均等割・人口割みたいな形で、その地区の状況に合わせて。

それから、何でも使えるっていう予算ですから、その中で、地域の皆さんで討議をしていただくと。その討議は何で覚えてくるかっていうと、町民討議会にどんどん参加をしていただいて、年に2回やる予定でありますから、その中でいろんな覚えてもらおうということでもあります。

で、一番大事なのは何かっていうと、ふれあい地区館の、旧小学校単位の中で、各行政区から出されたものをみんなして討議して話し合うということなんです。今回は、例えば中央北のこの件について今回は出そうとか、この場合は中央南から出そうだとか、若栗から出そうだとかっていうものを、予算の内であれば2つ出してもらっても構わないですし、そういったやりとりをしながらですね、地域の課題についてみんなで検討し合うということでもあります。

先ほどから難波議員もおっしゃっておられましたけれども、まず自治意識を高めるっていうことなんです。それから行政に対しての関心を高めるということ。こういうことは、これについては一番の目的になっていますので、その辺のところを醸成しながらですね、何回か何回か、何年か何年かやっついていかないといけないと思います。

将来はですね、50万、100万、もうちょっと上がってもいいんじゃないかというふうに思っています。

本当はですね、いろんなところでありますけど、行政区によっては、今の地区の役員さんの報酬みたいなのを、町のほうから出るところもあり、出していますよね。こういったことは本当はそういった予算使ってもらうとありがたいんですけども、今までやってきたことでありますから、それをなくすというのはなかなか難しいと思います。

ですから、別予算で地域予算っていうのを立てて、各地区に振り分けて、その中で皆さんで話し合ってもらって、それを、3月の議会にかけなくちゃいけませんので、逆算をしていくと、大体5月ぐらいから始まるのがいいのではないかというようなことです。

それで、まず地区委員についても、町の予算についてもよくわからない人がたくさんいますので、その予算編成だとか、その予算の意義だとかっていう、そういったこともですね、やっぱりリンクしなくちゃいけないと思います。そういった勉強会、研修会もしなくちゃいけない。そういったことで地区のリーダー的な存在も出てくると思いますし、将来阿見町の議員さんになったり、町長になったりなんていう人も出てくる可能性が出てきます。

そういった意味で、もう広い範囲で大きな事業だなというふうに思っていますので、議員の皆様にもですね、いろんな御意見を出していただいて、お育てをいただいて、日本全国に誇れるようなね、地域制度にしていきたいというふうに思っています。

この後の、来年早々には、全協にでも、皆さんにお示ししたいというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、3番井田真一君が退席をされましたので、ただいまの出席議員は17名です。

難波議員。

○13番（難波千香子君） それでは、引き続き2個目の質問をさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） はい、2問目ですね。

○13番（難波千香子君） はい、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） はい。

○13番（難波千香子君） 今回の定例会では、防災につきましては何度か御質問がございすけれども、改めて、命を守る防災対策、要支援者等への戸別受信機の配備についてお伺いさせていただきます。

全国各地でゲリラ豪雨や台風による浸水被害など自然災害が多発しており、適切かつ迅速に対処し、雨水対策をはじめとする総合的な防災・減災に向けた取り組み、そして組織体制の強化を図るとともに、今後は、発生するとされている大規模地震への備えを万全にし、町民の命、財産を守るための施策が、今まさに求められております。

また、温暖化を起因とし、河川の氾濫による水害、土砂災害を含め、これだけさまざまな被害をもたらされたのを目の当たりにしますと、改めて危機意識を持たなければならないと考えます。

当町におきましても、大小さまざまな河川があり、生活や農業の用水に利用されております。浸水想定区域、さらには土砂災害に警戒が必要な地域に対しましては、ハザードマップや戸別受信機の配布、また各地域の自主防災組織への支援強化、連携強化、全避難所への備蓄物資の配備なども見直されてまいりました。

さらには、避難行動に支援が必要とされる高齢者、障害者などにつきましても、状況を把握した上での地域との連携のもと、安心安全行動ができる支援体制の強化も図ってきております。

しかし、さらに災害時の避難を減らすためには、よりわかりやすい情報の発信や、受け取る側の町民が入手しやすい情報伝達手段の強化が重要と考えます。

情報方法につきましては、自治体の使命であり、町民への迅速で正確な情報伝達が大変重要であると考えております。

そこで、5点についてお伺いいたします。

1点目、防災情報内容の時系列はどのようになっておられるのでしょうか。

2点目、防災情報伝達システムについて、現状、課題、今後の取り組みについてお伺いいたします。

3点目、防災行政無線の補助機器、戸別受信機の配備状況、今後の拡充についてお伺いいたします。

4点目、避難行動要支援者への戸別受信機の配備や情報の入手が困難な高齢者等への購入費の助成制度を設けるなどの対応を進められないでしょうか。

5点目、要支援者の地区防災計画での実効性を確保するため、支援強化を図っていくべきで

はないでしょうか。

また、避難所についても質問をさせていただきます。

避難所に派遣される職員は、災害対策本部の指示を受けてさまざまな対応を行いますが、災害の規模が大きければ大きいほど、職員の到着の遅れが、被災などにより、現実問題としまして、職員だけの避難所の開設や運営が困難になります。

突如として発生する被害に対し、避難所を開設し、まずは発災直後から3日間の混乱期においては、住民自らが生き残るため、最低限のことを自分たちで最優先に行っていく必要があります。

各学校避難所運営委員会の設立、運営状況はどのようになっておられるのでしょうか。お伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 命を守る防災対策、要支援者等への戸別受信機の配備についての質問にお答えします。

1点目の、防災情報内容の時系列についてであります。

住民の皆さんが、災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするため、今年度の出水期から、避難に関する情報を、国が定めた5段階の警戒レベルを用いて発令しております。

具体的に、町から発令する避難情報としまして、警戒レベル3として避難準備、高齢者等避難開始を発令した段階では避難に時間を要する高齢者や障害者の方とその支援者は避難を開始し、その他の人は避難の準備を整える状況にあります。

また、警戒レベル4として、避難勧告を発令した段階では、対象地域の住民は全員速やかに避難する状況にあります。さらに、緊急的に、または重ねて避難を促す場合には警戒レベル4として、避難指示、緊急を発令します。

そして、災害が実際に発生していることを確認した場合は、警戒レベル5の災害発生情報を発令することになりますが、この場合は既に災害が発生してる状況でありますので、命を守るための最善の行動をとってくださいと呼びかけをいたします。

このように、警戒レベル5になってからでは安全な避難が難しい場合がありますので、住民の皆様が警戒レベル3や警戒レベル4の段階で、安全、確実に避難を終えられるよう、特に暗くなってからの避難行動は危険を伴いますので、空振りの事態を恐れず、ちゅうちょなく明るい段階での避難情報の発令を今後も行うとともに、住民への周知・啓発にも努めてまいります。

2点目の、防災情報伝達システムの現状、課題、今後の取り組みについてであります。

現在、防災関連情報の伝達手段として、防災行政無線、町ホームページ、あみメール、ツイ

ッター、Ｌアラートによるメディアからの報道のほか、必要に応じて、緊急速報メール、エリアメールを活用し、でき得る限りの手段により情報発信を行っているところであります。

さらに、防災行政無線放送内容の確認手段として、専用フリーダイヤル0120131813がござい
ます。中でもあみメールについては、情報が文字として残り、最も有効的な手段であることか
ら、その登録啓発に努めているところでありますが、なかなか登録者数が伸びないことが課題
でもあります。

このようなことから、台風21号の影響による大雨に伴い、土砂災害警戒区域に居住する世帯
へ避難勧告を発令した際には、緊急速報メールを活用し情報伝達を行いました。

今後も、引き続き町民のニーズに沿った情報伝達手段の調査・研究に努めてまいります。

3点目の、配備状況、今後の拡充についてであります。

防災行政無線の補完措置としましては、平成29年8月に土浦ケーブルテレビ株式会社と行政
告知放送の再送信に関する協定を締結し、土浦ケーブルテレビが、加入者に対して町の防災行
政無線情報を提供しているところであります。

また、防災行政無線の戸別受信機の配置状況であります。現在、庁内の227カ所へ設置し
ております。なお、戸別受信機を含む今後の防災行政無線の拡充については、町内の難聴地域
を的確に捉え、また、町の環境等の変化を注視しながら、中長期的に考えていきたいと思いま
す。

4点目の、避難行動要支援者等への購入費の助成制度についてであります。

現状の避難勧告等の発令に係る情報の伝達については、福祉担当課から対象地域の避難行動
要支援者へ個別に直接連絡を行っているほか、該当する行政区長や民生委員へも連絡し、支援
の依頼を行う等の対応をとっている状況であり、議員御指摘の避難行動要支援者への戸別受信
機配備については、今のところ、検討する段階には至っておりません。

5点目の、要支援者の支援強化、各学校避難所運営委員会の設立、運営状況についてであり
ます。

地区防災計画作成の推進については、平成28年度から取り組んでおり、昨年度末で16行政区
が作成し、今年度においては現在8行政区で作成中の状況です。またその検証を行うことを目
的として、自主防災組織と町職員の協議での避難所開設訓練を毎年実施しているところです。

災害時の要支援者に対する支援については、共助の精神に基づき、地域の特性に応じて行政
区ごとに計画しているものでありますが、その計画の実効性を高めていくため、行政区と町と
の連絡体制の確保や共同訓練等を行う中で、要支援者への支援強化を努めていきたいと考えて
おります。

次に、各学校避難所運営委員会の設立、運営状況についてですが、吉原小学校が閉校する前

に、学校主催による学校防災連絡会議を設置し、吉原地区避難所運営マニュアルが平成30年2月に作成され、避難所運営委員会の設置や役員の輪番体制等について具体的な取り組みを行っていた経過がありますが、その運営につきましては、直近で吉原小学校の避難所開設がないことから、実際には活動していない状況であります。

なお、このほかに、町内で避難所運営委員会を設立している学校等はございません。

いずれにしましても、指定避難所としている学校や公民館等は、地域の特性や施設の設備状況等、それぞれに事情が異なることもありますので、各施設に合わせた避難所運営マニュアルの作成や避難所運営委員会の体制づくりが必要であると捉えておりますので、今後は、先進自治体の取り組み状況等の調査研究に努めてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

それでは、再質問を随時、一つずつさせていただきたいと思います。今回の台風対応でございますけれども、早い段階での避難発令はよかったと思いますか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

台風19号に関しては、風雨がひどくなる前に、住民の方がですね、より安全に避難できるようにということで、機を逸せず、早期に明るいうちに避難情報を発令を行うことを念頭に対応を行いました。

住民の方からもですね、早い段階での避難所が開設されたということで、万が一の備えがされていて安心できたというようなお声も賜っております。住民への注意喚起という点でも適切な対応だったと考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 他の市町村よりも、どこよりも、結構早かったということで、大変にありがとうございました。

避難所を開設した場所、そしてまた数、その選定については、その判断でよかったと捉えておられますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

台風19号に関してはですね、土砂災害警戒区域にお住まいの世帯を対象にですね、避難情報を発令しまして、対象エリア近隣の公民館であるかすみ公民館、舟島ふれあいセンターを避難所として選定して、ほか、自主避難者を想定しまして、中央公民館と本郷ふれあいセンターの

2カ所を追加して、合計で4カ所の避難所を開設したところでございます。

各避難所それぞれ最大で20名からですね、40名程度の方が避難された結果を踏まえまして、避難所の開設にかかわる判断は適切であったと捉えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。ありがとうございます。

また随時、今後もその状況に応じて変わるかと思えますけれども、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、次に、あみメールの登録者数と伸び率の状況を教えていただきたいと思うわけですが、またこの周知、啓発のためにどのようなことを今、実施されているのかお聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

登録者の状況でございますけれども、あみメールの配信開始時の平成27年3月時点では57名、翌28年3月末では1,576名、平成29年3月末では2,055名、平成30年3月までで2,349名、平成31年3月末で2,714名、令和元年10月、直近でございますが、では3,075名という登録者数でございます。

また、周知、啓発状況でございますけれども、地域の防災計画策定というのをですね、ワークショップや避難所開設訓練等において、参加者にチラシ等をですね、配布させていただいて、啓発、周知に努めているところでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 大変ありがとうございます。

フリーダイヤルは、あの後ろに載ってるかと思うんですけれども、なかなかこのあみメールというのは、ちょっとあれに余り載ってないのかなと思うんですけれども、このお知らせ版とか、はたまたこの社協だよりが年に4回出るんですけれども、とてもこれは特集で、特にそういう高齢者、またいろんな使う方においては、こういうものも紙ベースですけれども、ぜひ使っていて、もっとPRしていただければなと思いますので、知らない人がまだおりますので、ぜひお願いしたいなと思います。とてもこれは、後まで残りますので、重要な情報ツールになるかと思っておりますので、さらなる啓発をお願いしたいと思っております。

そして、防災情報の伝達においてでございますけれども、必要に応じて、今回ですね、緊急速報メール、エリアメールを活用していると御答弁ではありましたけれども、緊急速報メールの配信基準というのはあるのでしょうか。土浦ではなってたけど、阿見でなかったりとか、逆に、牛久から、町民からも、どうしてうちの町はならないのかっていうね、道境の方から、そ

ういうお声も聞くわけでございますけれども、判断基準をお教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

緊急速報メール，エリアメールでございますけれども，こちら気象庁が発信する緊急地震速報であるとか，津波警報，気象等に関する特別警報，また各省庁，地方公共団体が発信するですね，災害，避難情報，例えばJアラートにて配信される国民保護情報等がございますけれども，これらは回線混乱の影響を受けずに，対象エリアにいる携帯電話の利用者が受信できるというものでございます。

町から発信する防災情報について，現時点ではですね，緊急速報メールの配信基準は定めておりません。しかし，今後も有効な伝達手段として活用してまいりたいと思います。

なおですね，台風19号に伴う避難勧告等の発令においてはですね，緊急速報メールを使用しておりませんでしたけれども，先ほども答弁で申したように，台風21号に伴う大雨での避難勧告の発令の際にはですね，エリアメールによって，情報，避難情報を町で発信したところでございます。

この理由としましてはですね，気象台のほうから，土地災害警報情報が発表され，より危険度がですね，高まったというような状況があったことから，広く住民の方へ情報を伝達したいと。それとまた，緊急度を伝えるということを目的として活用をした次第でございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。詳しい御説明ありがとうございます。

それでは，もう一つの，戸別受信機の設置場所は，阿見町は今，どうなってますでしょうか。お教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい，お答えいたします。

小学校や公民館等の指定場所，その他の町の施設へ31カ所，行政区の公会堂や消防署，交番等の公共施設へ71カ所，大型商業施設へ3カ所，工業団地内の企業さんへ16カ所，病院，福祉施設等へ16カ所，土砂災害警戒区域内の希望世帯へ90カ所，以上，合計で227カ所でございます。

また，公共施設以外の設置につきましては，それぞれの施設や居住者の設置に関する同意を得た上で設置しているところでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

227カ所ということで，今後，先ほどの答弁でもありましたけれども，町内の難聴地域を的

確に捉えて、また町の住環境等の変化を注視しながら中長期的に考えていきたいという御答弁もいただいておりますので、その辺もあわせて、さらにお願ひしたいなと思います。

また、それとは別にですね、高齢者の方々の中では、携帯とかパソコンになじみのない方も多くいらっしゃいます。また使っていない人が国の推計ではおよそ4割いると見られておりますので、また、これまでの災害で犠牲になられた方々を見ますと、やはり高齢者の方が圧倒的に多いのが現実でございます。

コストがかかるもので本体価格が4万円前後と、販売する自治体もありますけれども、土浦市の担当課でお話も伺ってきましたけれども、希望者には無料で設置しております。将来的には要支援者には民生委員等からお聞きして、町で貸し出していただけるような、そんなシステムも阿見町でも構築していただけるように、ぜひお願ひ申し上げて、強く要望申し上げたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

それではですね、最後になるんですけども、災害時の要支援者の対応状況について、今回を含めて、詳細をお教えください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

避難勧告等を発令した際にですね、社会福祉課において、対象地区の区長と民生委員へ避難所開設の案内と避難支援の依頼の連絡を行ったほか、高齢福祉課において、要支援者へ個別に連絡して、安否確認を実施いたしております。

また、避難勧告等の対象になった土砂災害警戒区域内にお住まいの避難行動要支援者数は11名で、全員の安否確認を行ったと報告を受けております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） わかりました。

その中で、避難所に避難された方は何名いらっしゃったんでしょうか。お伺いします。

○議長（吉田憲市君） 高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

台風19号の際に、青宿地区の土砂災害警戒区域内にお住まいの避難行動要支援者1世帯1名の方が、かすみ公民館へ避難されております。また、下島津地内の霞ヶ浦の浸水想定区域にお住まいの避難行動要支援者1世帯1名の方が、舟島のふれあいセンターへ避難されておりました。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

そうしましたら、先ほどですね、吉原小学校の防災連絡会議の御答弁ありましたけれども、

さらに詳細を教えてくださいと思うんですけども。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

学校での防災に関する対策が進められる中で、学校に地域の自主防災組織等と連携した、学校防災連絡会議ですか、を設置して、地域と連携した避難訓練等を実施する取り組みが行われておりますけれども、このような中で、吉原小学校においては、平成27年の9月に、学校防災連絡会議が設置されまして、平成30年2月まで、合計で5回の会議が開かれております。

この会議はですね、学校さん側からの要望で、吉原小学校、閉校を控えて、これまで学校を中心に地域がまとまっていたことからですね、閉校後、気がかりだというようなことで、避難所として継続して学校施設が利用されることもあるので、閉校前に、避難所開設の仕組みや地域のつながりを整えていきたいというような学校さんからの提案をいただきまして、学校の音頭で、区長と町で協議を重ねて、最終的に吉原の地区の避難所の運営マニュアルというものを作成したところでございます。

今後、こういったですね、吉原地区以外でもですね、こういう機運が高まってですね、このような小学校区単位での防災連絡会議が開かれて、おのおの避難所の運営マニュアル等がですね、作成されることが理想ではないかというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。ぜひ、そうなっていただきたいとは思いますが。

先進自治体の取り組みの状況も調査研究されていくというお話でしたので、お隣の千葉市とか、かなり今回、被災もありましたけど、進んでおりますので、ぜひ調べていただければと思います。

今回の災害におきましてですね、11月9日、各小学校で避難所開設訓練を実施されましたけれども、その際にも課題がかなり見えました。それを精査していただきまして、次にぜひぜひ活かしていただきたいと思えます。

さわやかセンターの福祉避難所では、現在、避難所運営ゲームという、そういった訓練も、HUGというものを実施されておりますけれども、こういったことを各小中学校でも、小学校区ですね、単位でスムーズに避難所運営ができますように、平時の訓練、またマニュアル作成が必要と考えますので、町がチーム一丸となって、命を守るための対策、対応をお願いいたしまして、質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

学校区児童館の建て替え及び子育て支援センターの充実についてお伺いいたします。

平成24年9月定例会で質問させていただきましたが、昭和49年2月に建設された学校区児童館につきまして、そのときには建設は検討中との答弁から既に5年が経過しております。また子育て支援センターにつきましても、遊び場、相談スペースも手狭であり、広いスペースに移動を余儀なくされておられる現状から、子育て支援拠点の早急な整備が求められております。

そこで1点目、老朽した学校区児童館の今後の考え方について、どのような計画になっておられるのでしょうか。

また、2点目、子育てが楽しくなるまちとして児童館及び子育て支援センターの課題、そして問題点から、充実を図って一体的に安心して子育てができる環境整備ができないものでしょうか。お伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 学校区児童館の建て替え及び子育て支援センターの充実についての質問にお答えします。

1点目の、老朽化した学校区児童館の今後の考え方、計画と、2点目の、一体的に安心して子育てができる環境整備については関連しておりますので、一括してお答えします。

学校区児童館は昭和49年度に建築された木造平家建ての建物で、45年が経過し老朽化が進んでおり、随時修繕をしながら維持している状況であります。中郷保育所敷地内にある地域子育てセンターは、平成12年度、建築された木造平家建ての建物で、19年が経過しております。

それぞれの施設の課題や問題点は、児童館については老朽化が進んでいること。子育て支援センターについては、利用者が増加し手狭となっているため、週3回実施しているすくすく広場のうち2回はさわやかセンターのプレイルームを借用している状況であります。

このような課題や問題を解決するためには、児童館機能と子育て支援センター機能をあわせ持ち、子供を楽しく遊ばせたり相談を受けたりできる子育て支援施設を整備することで、楽しく安心して子育てができる環境を整えることが必要であると考えております。

今後、設置場所や規模、必要な機能などを検討しながら、子育て支援拠点の整備に向けて進めてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。ぜひお願いいたしたいと思います。

それでは、再質問させていただきます。

児童館と子育て支援センターとの業務の違いは、どういったことになるのでしょうか。お教

えください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず、児童館ですけれども、児童館では、乳幼児と保護者、それから妊産婦を対象に育児サークルを実施しまして、リズム運動や手遊び、絵本の読み聞かせなどを行っております。

さらに児童館は18歳未満の児童が自由に利用できる施設でございますので、小学生以上であれば、子供だけで来館して遊ぶことができます。小学生に対しましては、事前申し込み制で、一輪車クラブ、体験教室、クッキング教室などのイベントを開催しております。またシルバークラブの皆さんと交流を楽しむ地域交流会などを行っております。

一方、子育て支援センターでは、乳幼児と保護者、妊産婦を対象に、すくすく広場を実施し、子育て中の親子の相互交流を図っております。さらに、育児に関する相談を受けたり、子育てに関する講習会の開催や情報提供など、幅広く子育て支援に当たっているところでございます。

対象者の違いによって実施する内容が若干異なるため、異なっておりますけれども、いずれの施設も、地域の子育てを支援するという点では、目的は同様であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） 子育て支援の拠点の整備ということでございますけれども、今、現時点では、それはどこを考えていらっしゃるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

現時点では未定でございますけれども、現在の学校区児童館の場所での建て替えを中心にですね、検討しているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

あとですね、整備する時期はいつごろになるか、予定はどのようになっておられますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

現在検討しているところでございますけれども、整備費ですとか、場所の問題など、今後解決すべきことがありますけれども、できるだけ早い時期に整備ができるように進めてまいりたいと

いうふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） やはり今後整備するに当たりましては、実際に働いてる保母さん、そういった方の意見をぜひ取り入れていただいくのが、よいものができるのではないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

子育て支援施設ですけれども、年齢の異なる子供たちが一緒に過ごす場となりますので、どの年齢の子供にとっても、生き生きと活動できまして、そしてくつろぎの場であるとともにですね、また、子育て親子の交流の場となるように、業務に携わる職員にもですね、どのようにしたらよりよい施設が整備ができるか意見を聞くとともに、あわせまして、特に配慮を要する子供たちの受け入れにも配慮した施設整備というものを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波議員。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。

この間、美浦村には行くんですけども、新設された子育て支援センターを見せていただきました。よく見せていただきました。阿見町からも親御さんが通ってきておられるとお聞きしてまいりました。少子高齢化が進む中……。こういったすばらしいものをいただいてきました。もう、立派なね、ものができてるなと思いました。

少子高齢化が進む中、核家族化が進み、小さな子供とお年寄りが、現在、接する機会が少なくなっていると感じております。子供はお年寄りとかかわることで、人をいたわる優しい気持ちを育み、お年寄りは子供と接することで元気をもらい、癒やしになり長生きにもつながるものと思います。整備の際には、ぜひともこのような交流ができる部屋、コミュニティルームのような多世代交流スペースなども整備していただければと思っております。

また、子育てに関する相談窓口、またお子様の発達障害に関する相談窓口としても、また、ファミリーサポートセンターとして一時預かりができるよう、子育てが一体的にできる、そういった施設にしていただけましたらと思います。

最後に、町長が日ごろから、子育てが楽しくなる阿見町をいつもスローガンに掲げておられますけれども、町長に、子供への支援策、そしてまた展望、その思いをぜひお聞かせいただければと思います。

以上で私の質問は終了させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい、お答えします。

まずはですね、子育て支援施策については、この1年9カ月の中で担当課を含めて一生懸命努力したかありまして、子供が増えたという状況になっています。

先日、政策秘書課で行いました二区児童館での母親クラブとの広聴会がございまして、そのときに、たくさんの意見が出されました。子ども家庭課の担当者を連れていったほうがよかったなと思うくらいでありましたけれども。

いろいろな意見の中で、一番は、子育てについて不安を持っている母親、親御さんがたくさんいるということで、特に本郷地区でありましたので、近くにお父さん、お母さんもないという現状で、頼みは、やはり相談相手なのかなという思いをして帰ってきました。

その中でですね、要望があったのは、児童館で食事をしながら子育てについて同世代の人たちと語り合いたいというようなことで、いう話がありまして、先ほど御紹介がありました美浦村の施設では、食べながら、そういった時間を費やせるというようなことで、なぜうちでできないのかというようなこととお話ししましたらば、プレイルームと食べるところが一緒になっていて、それが別々になっていないと、食物アレルギーの子供さんがいるというふうなことで、うちではできてない。今後、新しい施設をつくるときにはですね、そういったこともできるようにしたいというふうに思っています。

大変たくさんの意見がありましたけれども、現場に出て、お母さん方の、お父さん方の意見を聞くということがこれほど大事だったかというふうに思いました。

その中でですね、先ほど、楽しくというような話が出ておりましたけれども、安心して子育てができる町というのは、どこもそんな話をしていますけれども、これからは楽しく子育てができるという、そういったまちづくりをしていかなければいけないなというふうに思っています。子育て支援、しっかりやっていきたいと思しますので、御指導のほどよろしく願います。

○議長（吉田憲市君） これで、13番難波千香子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時51分休憩

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番永井義一君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移動し準備をお願いいたします。

8番永井義一君の一般質問を許します。登壇願います。

〔8番永井義一君登壇〕

○8番（永井義一君） 皆さん、こんにちは。2番目です。日本共産党の永井義一です。

阿見町の水害対策について質問いたします。

異常気象という言葉が言われていますが、今、日本では、季節外れの桜が永田町で咲き誇り、マスコミにもぎわしています。今回の質問は、そのような桜の問題ではなく、地球規模での気象変動が世界的にも大きな問題になっているということです。

今年の9月に開かれた国連気候行動サミットでは、16歳のスウェーデンの環境活動家のグレタさんが、人々は苦しめ、死にかけ、生態系全体が崩壊しかけていると世界に訴えたことは大きな反響を呼びました。2015年に採択されたパリ協定では、世界の平均気温上昇を、産業革命前と比較して1.5度に抑制する努力を目標として設定し、温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする方向性を打ち出しました。

1.5度の上昇であっても、深刻な熱波、嵐、水不足、山林火災、食料生産の不安定化などが生じます。しかし、現在、各国が提出している目標の合計では、約3度の上昇が予想され、そうなった場合の破壊的影響ははかり知れません。今、まさに世界的規模で地球温暖化を阻止しなければならぬときなのではないでしょうか。

今月の2日に、スペインのマドリードで開催した。国連気候変動枠組条約第25回締約国会議——COP25ですね、これでは、この間の地球温暖化で一番被害を受けている国として日本が挙げられています。その理由は、日本近海の太平洋沿岸での海水温の上昇を上げています。この海水温の上昇が台風の勢力を上昇させ、強いまま日本に上陸してくる。そのことが理由だそうです。

ちょっとここで写真を一つ。これ見えますかね。見えません。済いません。

これ気象庁のほうからのホームページなんですけども、こういう感じですね。台風19号の進路を線であらわしたところなんですけども、ちょうどこのあたりが非常に海面水温が上昇してるということで、強いままずっと日本のほうに上陸してくるということが言われています。ですから、この辺の部分の海水温が、上昇が問題になっているということでもあります。

日本でもそうであるように、この阿見町でも、5年に1度、10年に1度と言われているような災害が、ここ数年間の間に何回もやってきております。今年だけでも、9月15日の台風15号や10月12日の19号、また10月25日には、前線の影響で、阿見町でも強風や大雨が降りました。町では幸い大きな被害はなかったものの、何カ所かで、樹木の倒木や洪水、崖崩れなども起こりました。

今回の一般質問、昨日、本日でですね、何人かの議員の方が、災害について、避難所対策などの質問をされていましたが、今回は具体的な対策についてお伺いします。

ここでもう一つ、写真を出します。

2種類があるんですけども、この写真なんですけども、この写真はうずら野地域の写真です。家の前に水があふれ、今にも床下浸水するところです。このうずら野地域はですね、この間の大雨で何回も、この写真のような被害に遭っている。住民の方々も不安を抱えています。町としても抜本的な対策が必要ではないかと思えます。安心安全のまちづくりのためにも、早急な対策を求めます。

以上、回答よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 永井議員の、阿見町の水害対策についての質問にお答えします。

阿見町では、近年増加する雨水災害に対応するため、荒川本郷地区や吉原土地地区画整理地区の新市街地では、市街化により急激に雨水流出量が増加することが見込まれることから、その対策として、道路事業と一体的に雨水管の敷設や調整池の整備を進めてまいりました。また、既成市街地においても、大雨等により浸水被害のある区域を解消するため、都市排水路の整備を行っております。

今回御指摘のうずら野地域につきましては、10月25日の大雨時、既設の都市排水路が満水となり、周辺の道路排水を処理することができず、道路内に水がたまってしまうという状況にありました。

当町といたしましては、安全安心なまちづくりのためには、早急な雨水排水対策が求められていることを十分に承知しているところですが、整備には多大な事業費がかかることから、国からの交付金等を活用しながら、年次計画において事業を進めております。

さらに、雨水災害を防ぐ抜本的な対策としましては、流末である下流の河川から改修をする必要があります。しかし、現在、町を流れる河川は、いまだ暫定的な整備にとどまっており、上流部を改修しても下流部の河川改修がなされなければ効果が期待できません。

このようなことから都市排水路整備とあわせ、下流域の河川管理者である茨城県に対して、河川の改修・整備についての要望活動を積極的に行ってまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今の答弁の中でですね、既設の都市排水路が満水となり、周辺の道路排水を処理することができず、道路内に水がたまってしまう状況にありますということを書かれております。先ほど写真で見せたような状況でなってるんですけども、一応、これ、地図を

出したんですけども、後ろ、見えますかね。

この丸で囲んであるところが、今回ちょっと私のほうに要望が来た部分のエリアなんですけども、ここに水色の、これ排水路なんですけども、結局この排水路のほうがいっぱいになった中で、排水路の水の高さと、交差点等々の道路の高さが同じなんで、水がどんどんたまれば、その分だけ排水路のほうにはもう行かなくて、道路のところに行ってしまうというような状況があります。

いろいろ町のほうともお話ししたところ、こういったところは町の中で幾つかあるっていうような話があったんですけども、実際のところ、このような箇所ですね、町内に何カ所あるのか教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

こういうようなですね、大きな都市排水路系のもので、排水で、越水してしまった箇所、これはですね、5カ所あります。場所はですね、二区南、荒川本郷、うずら野二丁目、一区、三区です。先ほど写真見せていただきましたのは、恐らくうずら野二丁目というところだと思います。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ということは、ごめんなさい、今、二区南とか、荒川本郷、うずら野二丁目、三丁目あたりですかね。実際のところ、うずら野地域、二区北にしても、うずら野地域だと思うんですけども、二区南か、ごめんなさい。そういったところの、やはりこういった形での越水が起きてるとということなんですけども、町としてはですね、こういった越水のところですね、回答の中で言いましても、流末の河川の整備も大事ですが、現状、この地域の浸水する可能性、これはかなり大きくあります。

今回、先ほどの写真の中での量と、あと冒頭申しましたように、これからもっと大雨が降る可能性も出てくると思うんですよ。そうすると、もう本当いっぱいになって、結局それがもう道路のそこにはみ出すという状況がこれからあって、それこそ床下浸水ですとか、ひどいときになると床上浸水、そういったことがあるかと思うんですけども、町としては、こういった実態を、まずお聞きしたいんですけども、具体的に、町民の方から、こういった形での要請っていうんですかね、話が来ているか。もし何か来ていれば、お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 町民の方はですね、排水路というかですね、まず道路ですね、道路の冠水がしてると。自分の自宅の前が冠水してると。そういう報告がですね、ほとんどですね。

今回ですね、道路のですね、冠水、特に25日の大雨のときについてはですね、道路冠水が町内では18カ所ありまして、そのうちですね、町道の冠水、これが12カ所ありました。そういうのがですね、家の前の道路が冠水してますっていう通報が多かったです。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） この前の大雨のときは18カ所ということですね、あったと思うんですけども、もちろん町としても、この現状というのは十分認識されているかと思うんですよ。で、今回、回答の中でですね、流末である下流の河川から改修する必要がある。これは一般的に、もうそういう形になってくるかと思うんですけども、それに対しては非常に費用もかかって、茨城県のほうにいろいろ言って、県のほうに言ってると思うんですよ。

ただ、現実としてそのことを待っていると、いつ床下とか床上とかなりかねないっていうことで、そこでちょっとお伺いするんですけども、今、やはり、排水路というよりも、町民の方は、やっぱり道路、家の前の道路に水が上がってきちゃうからそれが心配だっことはおっしゃってると思うんですけども、その中でですね、ちょっと、その道路、水がたまるであろう道路は大体決まっている道路かと思うんですけども、そういった道路をですね、少しかさ上げするんですとか、また、その近くの土地に調整池をつくるとかね。それも無理なら、民有地とか町有地などにね、などの地下に貯水槽をつくり、一時的にそこに水を流す。いろいろな方法があるかと思うんですけども、具体的に町としては、そのような対策っていうのを考えていますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） そうですね、今、河川のほうがですね、いっぱいということで、なかなかふん詰まりの状況という形になってます。特にですね、今回のですね、先ほど言いました排水路につきましては5カ所と言ってますけども、そのうちですね、4カ所につきましては、全てこの荒川沖のほうですね、荒川沖排水区っていうんですけども、そちらのほうになってます。こちらはですね、全体で237.6ヘクタールあるんですけども、その中の旧ですね、市街地のところだと思います。

ただ、この排水路の幹線っていうか、ルートにつきましては、既にですね、排水の周りにかんりの住宅地が張りついちゃってるというような状況で、改修するにしてもですね、その工事がなかなか思うようにできない。またですね、調整池をつくるにしてもですね、なかなかですね、その用地が見当たらないということです。

この排水区につきましては、流末がですね、最終的には、何ていうんですか、あそこの変形の交差点がありまして、中華屋さんがあつてですね、木田余線、土浦から牛久に抜けてる木田余線ですね、あその下の横断してですね、その後、土浦市側に入って、最終的には乙戸川に

行くというようなルートになってます。

で、抜本的にはですね、この対策をしないとですね、実際には調整池をつくったりすることができない。あとですね、また透水性のものを使うと言ってもですね、やっぱり、各宅地も小さいですし、なかなか難しいということです。

県のほうに対してもですね、土浦市と共同でですね、乙戸川に対しての要望活動をやっております。ただですね、なかなか思うように進んでないというような状況です。

しかしですね、議員さんおっしゃるようになりますね、現実問題としてですね、何らかの対策が必要であるというふうには、町としても考えております。そのためにですね、今回ですね、今回、越水した部分のですね、既設都市排水路の雨水排水路の幹線ですね、についてですね、流下能力、どのぐらいの能力があるかっていうのを再チェックしたいと思います。

これはですね、この排水量がですね、整備されて、もう既に30年以上たっておりまして、近年のですね、先ほど議員さんが言われたようにですね、雨の降り方の傾向が大分変わってまいりました。またですね、整備のときにですね、当時はまだ畑とか、そういう空き地が結構あったんですね。そういう状況で設計をしたということがありまして、ちょっとそういうのを再チェック、今のですね、流出かなり増えてますんで、それが今の能力に合ってるかどうか、そういうのをですね、順次ですね、上流から調査していきたい。そんなふうに思っています。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今の話の中で、何らかの対策が必要だって話があって、30年以上たって……。さっきの地図で、この部分の排水……。これとか、これですね。このあたりが30年以上たって、どういう能力があるのかわからないから調査するって感じなんですか。ちょっともう一回、その辺、具体的に教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 今の排水路ですね、その横棒のところが大体昭和の……。今回、越水したところですね、越水したところについてが、昭和の終わり。その前が、恐らく昭和50年代、朝日燃料庫のほうですね、のほうは50年代だと思います。何年かに分けてやってきたというような状況で、当時の、ちょっとやり方が、ちょっと不明ですけども、現況合わせというようなところもあるかと思えます。要するに現況の幅の中でやってきたということもあるかもしれません。

その辺のですね、こともありますので、排水能力のバランスっていうのもあると思うんです。この部分はもう少し小さくてもいいとか、この部分はもっと大きくしなくちゃいけなかったんじゃないか。そういうことも含めてですね、そういうチェックをしていきたいというふうに思っています。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） じゃあ、今、その排水能力のバランスとか、結局、30年前以上に、こういった排水路ができた中では、当時としては、もっと家が少なかったのが実態だと思うんですね。それ以降、家がいろいろ建て込んでくる中で、ここの部分が、今までだったら土地だったのが、地面に浸透していったのが、それが家が建つからコンクリになるわけなんですけども、それでなかなか浸透しないで、こっちに、排水路のほうに集中的に行ってしまうって、いっぱいになってしまっているというのが現状なわけですね。

という、今、調査するということなんですけども、実際のところ、じゃあ、ここの部分とか、この部分の排水路のほうなんですけども、調査して、現状として、拡幅だとか、または深くするとか、そういった技術というのは、できるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 現実的には不可能かと思います。はい、不可能です。不可能だと思います。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 不可能。不可能だけど、一応調査するということなんですか。ちょっと不可能だとすると、なかなかね、何のため……。その調査するってことは、何かしらの目標があって調査をしていくわけですよ。ですから、その辺、どういう形の調査なのか、ちょっと教えてください。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 排水路にはですね、何か所かからの道路の排水が流れ込んでおります。そのバランスですね、その右に行ってる、集中的に右のほうに行ってるってところをですね、例えばですよ、左のほうにも少しバランスを分散して、反対のほうに持っていくとか、そういうことも考えられると思います。そういうのが一番現実的な方法かと思います。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ということは、この排水路のほうは、もうキャパがいっぱいになってしまってるので、変な話だけど、なるべくここに流れないように、こっちのほうに流れるとか、こっちのほうに流れるとかいうような形でのバランスをとるための調査という認識でいいわけですね。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、そういう認識でいいと思います。で、根本的な、抜本的な改修的には、県のほうに河川の改修をお願いすると、そういう2段構えというか、2つの方法でやっていきたいなというふうに思ってます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） あと、ちょっとこのね、話をするとき、先ほども言いましたけれども、民有地なのか町有地なのかわかりませんが、決まってないんですけども、そういった下に一時的に水を流すっていうような工法もあるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい。確かにそういう浸透させるというような方法もあると思います。他の自治体ではですね、各ですね、家にですね、浸透枡をつくってもらって、それを補助するというようなこともやってるところもあるかと思えます。

ただですね、ちょっとあの地区がある程度ですね、面積が広くないとですね、宅地ですね、面積が広くないと、なかなかできていけないということで、この阿見町、あの地区には、適切かどうかというのは、ちょっと疑問かと思えます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 要は、この問題が起きてるこの5カ所の中で、公園ですとか、そういったところの地下に一時的に水をためるようなシステムっていうのが考えられるんじゃないかと思うんですけども、各家庭への浸透枡じゃなくてですね。そういったことはどうなんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） そうですね。そういう公共用地ですね、公園とかがあればですね、そういうところを使っていきたいとは思っています。

ただちょっと、ちょっと二区北あたりはですね、ちょっとそういう場所があんまり見当たらないんじゃないかと思っています。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 実際ね、私も公園がどこにあるかっていうのはわからないんですけども。あとは、この近くにお寺さんがあると思うんですけども、その駐車場あたり……。お寺のね、お墓の下っていうのは、わけにはいきませんが、そういったことも一つ方法としては考えられるんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） お寺は民有地なので、ちょっと、それはちょっと影響するともうまいんで、そういうこともあるでしょうけども、はい。ちょっとはっきり答えられ……。ちょっと、られないと思います。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 最後のところがよく聞こえなかったけども。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） お寺さんの檀家の問題とか、いろいろあるでしょうから、ちょっと回答は控えさせていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今たまたま、そういった形で、お寺さんがあるなと思って……。お寺さんの場合には、そうはね、引越すとかそういうことはないでしょうからね、そういったのも一つの方法だと思うんですけども。

どっちにしろ、町のほうとしてね、今回、5カ所、それは変な話、常時こういった問題が起きてるってことは認識されてるかと思うんですよ。今回、改めてちょっと写真を、私が撮ったわけじゃなくて、地元の人が写真を撮ってね、で、私のほうにちょっと持ってきたという関係もあるんで、あれなんですけども、結構聞いたら、やはり毎年とまでは言えないかもしれませんが、ここ何年かは多くなってるということがあります。

町としてもね、そういった形で抜本的にということで、今回お願いしたんですけども、結果としては先ほどのお話の中で、流末のところでの、下流からの河川の改修というのが、変な話、一番現実的な部分なんですかね。

先ほど言ったように、道路を少しかさ上げするとか、そういった方法というのはどうなんですか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） やっぱりですね、道路かさ上げいたしますと、やっぱり道路にですね、接してる方の宅地がですね、高ければいいんですけども、低い方もいらっしゃいますし、今の道路に合わせた造成をしている方もいらっしゃいます。そこでですね、その範囲の中で、道路かさ上げして問題がないっていう場所であればいいんですけども、その条件によると思います。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） となると、逆にそういったところも、町として調査をお願いしたいなと思うんですよ。今、言ったように、大丈夫な家もあるし、だめな家もあるかもしれませんが、先ほど調査っていうことで、水路のほうの調査が主だったと思うんですけども、そういった形で、この部分は少し上げて、水ってのは高いほうから低いほうに流れてくるわけなんですけども、一定程度上げて大丈夫だな。そうすればこの部分に関しては、水がたまるようなことのないとか、そういった調査っていうのを、逆に、町としてお願いしたいんですけどもね。そういう調査っていうのは考えられますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 今回のですね、流下能力の調査をするときにですね、周りの測量もいたします。簡易的なものですが。その中でですね、そういうところがあればですね、それも検討していきたいというふうに思います。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） そうですね、そういったところで、今回の調査で、そういった形でも調査して検討してくということなんで、5カ所全部が全部ね、クリアされるかどうかはわかりませんが、やっぱり町民のほうとしては、やっぱりいつもこの時期になると不安になってくるというのが一定程度あるかと思うんですよ。

特に、今回は、6月、7月のね、梅雨の時期よりは、その後の台風で、なおかつ、台風でも、11月までもね、台風が、先ほどの写真じゃないですけども、あんだけ元気な台風がどんどん日本に来るといようなね、状況の中でね、年2回ぐらいは心配しなきゃならない部分があると思うんでね、ぜひともね、そういった方法、調査・研究をですね、進めていただいて、その辺をね、町民の人たちのね、不安がね、少しでも解消できるようにお願いしたいと思います。

以上で、1問を終わります。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） じゃあ、2問目に移ります。

新生児の難聴検査についてです。

今回のこの一般質問を準備してる中で、土浦市などが新生児に対してね、聴覚検査を実施しているということがわかり、この件について、今回、一般質問の準備をしていたわけなんですけども。しかし過日の全員協議会の中で、来年度から3か年計画の中にね、新生児聴覚検査が、これ新規事業として計上されていることがわかりました。

ですから、今回、そういった形で予算はついているわけなんですけども、改めてその内容についてお伺いします。

まず、新生児の中の1,000人に1人から2人の割合で先天性難聴があると言われます。難聴のあることに気づかずにいると、言葉の発達がおくれたり、コミュニケーションがとりづらくなるので、早期の発見が必要となっています。

先日、全員協議会でいただいた、令和2年度のね、3か年実施計画書の中に、新規事業として新生児聴覚検査の項目があり、事業費として毎年112万3,000円、これがありました。この件につきましては、平成28年にね、厚労省からの通達が来てるかと思いますが、近隣の土浦市や守谷市、つくばみらい市などでは既に助成を実施しているということです。

阿見町としては、どのような内容で実施されるのかをお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 新生児難聴検査についての質問にお答えします。

先天性難聴の頻度は1,000人に1人とされ、早期に発見されて適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として聴覚検査を実施することが重要であると言われております。

新生児期に聴覚能力を判定できる検査機器の普及等により、先天性の聴覚障害の有無を検査できる医療機関では、既に検査を実施しておりましたが、その費用は本人負担での実施となっております。茨城県内で独自に新生児聴覚検査の公費負担を実施している自治体は、今年度から開始されたところを含め13カ所あります。

御指摘のとおり、平成28年度に、厚生労働省から新生児聴覚検査の実施について通知が出されており、町でも実施に向けて検討しておりましたが、町内外の広域にわたる多数の産科医療機関とそれぞれ個別契約を結ぶのは困難な状況でした。

その後、茨城県が令和2年度から新生児聴覚検査費用の公費負担による実施へ向け、県医師会との集合契約により、実施体制の整備が進められることとなったため、県の体制に沿って、来年度より実施していく予定であります。

具体的な方法としましては、医療機関で生後3日以内の新生児に対して行う新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行うために、対象者に受診票を交付し、初回検査及び確認検査に係る費用のうち1回当たり3,000円を上限に助成を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、新生児訪問や乳児健康診査等において、新生児聴覚検査の受診状況及び受診結果を把握し、支援が必要な対象者には適切な保健指導を行い、早期療育へ遅滞なくつなげていけるよう支援してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今回の回答の中で、13の自治体で実施されているということが書いてあるんですけども、それらの市町村のですね、助成額はどのようになっていますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

13の自治体、全てですね、上限が3,000……。検査の方法がABRとQAEと2通りあるんですけども、おおむねABRのほうが上限が3,000円、QAEのほうが上限2,000円となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ということは、阿見町の中で、回答を見ると、初回検査及び確認検査に係る費用のうち1回当たり3,000円を上限として助成を行って書いてありますけれども、今の部長の話の中ではですね、2種類あるって話ありましたけれども、その2種類がこういった形で、何ていうんだろうな、その検査方法というのはいろいろあるかと思うんですけども、どっちに、何ですか、ABR、あとQAEっておっしゃいました。OAEだよ、たしか。Qじゃなくてね。その検査あるかと思うんですけども、どっちにしても1回3,000円の助成っていうふうに思っているわけですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

ABR検査のほうが、これ聴性脳幹反応という検査ですけども、こちらが3,000円、上限3,000円。それから、OAE検査、耳音響放射という検査ですけども、こちらが2,000円、上限2,000円の補助ということで、検査方法は2種類あるんですけども、どちらかを受けていただければということです。

ただ、国の推奨としましては、ABR検査のほうを推奨しておりますので、予算としましては、高いほうの上限3,000円のほうで予算を組まさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ちょっと私もこの辺ね、詳しくはわからないところの部分なんですけども、じゃあ、基本的に生後3日以内にそういった聴覚検査をする場合には、ABR検査のほうを実施をすることによって、それを町として推奨するというのも変な言い方になるかと思うんですけども、そのABRをやって、上限として3,000円の助成を行うというふうな認識でいいわけですね。

ちなみに、これ普通、検査するとどのぐらいかかるかはわかりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

保険の対象外、自由診療となっておりますので、平均して5,000円程度の自己負担ということになってございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） うちの娘も今年の4月に娘が生まれまして、聞いたら、そういった検

査をしたって。やっぱり5,000円近くはかかっているらしいんですね。ですから、今回こういった形で助成されるということで、今、残念ながら阿見町でなくて、つくばのほうにちょっと住んでるんでね、あれですけども、これは多分、県内全部やられるかと思うんで、はい。

それですね、あと、今回の回答の中で、茨城県が令和2年度から新生児聴覚検査費用の公費負担による実施へ向けてってくださいがあります。その中で、県として、各市町村に幾らかの負担が入ってくるわけですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） 答弁で申し上げているような公費負担による実施っていうのは、それぞれの自治体の負担ということで、県の補助ということではなく、町の全額負担ということになります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 茨城県は、旗は振るけれどもお金は出さないというような感じなわけですね。わかりました。じゃ、町としても大変だと思うんですけども。

ちなみにこの事業費、毎年112万3,000円ということなんですけども、これ来年からのあれなんですけど、大体人数的には何人ぐらいを予想しておりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

毎年の出生数、大体350人程度でございますので、予算としましては350人を見込んでおります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 大体ここ何年かの出生数で見積もって350人ということで、わかりました。

それと、あとですね、あと一つ聞きたいの。これは一つ聞きたいんですけども、この聴覚検査、大体の方はやられてるかと思うんですけども、これ、ちょっと今、思ったんで、答弁間に合わなければいいんですけども、そういった町内の産婦人科でお産をして、3日以内に、そういった、3日ぐらいにこの検査をするわけですけども、この検査をしない親御さんというのも結構多いわけですか。もしわかれば、お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康づくり課長佐川廣子君。

○健康づくり課長（佐川廣子君） はい、お答えいたします。

具体的に何人っていうのは出てこないんですけども、4カ月児健診のときに聴覚検査の結

果を聞いておりました、来所者が338人中、検査を受けた方っていうのは317人。ていうことは、20人ですかね、が受けていない状況にあります。

具体的に、なぜ受けていないかっていうのはお聞きはしていませんが、県の担当者の話とか、それから産婦人科医会の先生方によりますと、近しい親類縁者というか、親とか兄弟とか、その中に聴覚の異常の人がいないので、難聴者がいないので、受ける必要がないですっておっしゃる方もいらっしゃるようですし、もしくは、5,000円お支払いするのがなかなか厳しいという方もいて、検査を受けられないという方もいらっしゃるようです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今、338人中も317人が受けたということで、21人ですか、受けられなかったと思うんですけど、これもわかればいいんですけど、その聴覚っていうのは、これは遺伝か何かするんですかね。それは、わかんなくやわかんないですけども、今、近隣のね、近しい人で、そういった人がいないから受けなかったっていう話がね、今あったんですけども、そういったこと、わかれば。わからなければいいですけども。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。佐川課長。

○健康づくり課長（佐川廣子君） はい、お答えいたします。

具体的に遺伝が関係しているかどうかっていうのは、わからないところです。申しわけありません。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 済いません、余分な質問をしました。今、ちょっとね、その話があったんで、私もわかんなかったんで、ちょっとお伺いしたとこなんですけども。

今のね、回答の中でいうと、県のほうからの推奨ということもあってやるわけですけども、ほとんど単独事業でやられるということで。ただ、やはりその21の方が、何の理由かはもちろんわかりませんが、やはり今、現状の中でかなり生活が厳しいという方も中にはおられるかと思えますよね。そういった人たちがね、新生児に対してやはり一日も早くね、そういったことで、聴力の問題で、異常があれば、そこで改めて、何ていうんだ、検査して、それで早期発見ということでね、つながるわけなんで、やはりそういったところが非常に重要になってくると思うんですよ。

やはり、町の中での子育てっていうところでのね、支援ということでは非常にいいことだと思います。

わかりました。ちょっとね、町としても事業費として一定程度かかるんですけども、いいことなんで、ぜひとも推進していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で2問目を終わります。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 3問目に移ります。

公共交通の充実についてということです。

過日、行った私の、自分の議会報告会なんですけども、その中で、「あみまるくん」を含めた公共交通の充実を求めてほしい、そういった意見が多数出されました。その中で、予約がとりづらいとか、土日祭日の運行もしてほしい、こういった声が多く寄せられています。

昨日、たまたま、本当たまたまなんですけども、昨日の茨城新聞で、かすみがうら市の乗り合いタクシーの記事が出ていました。読まれてる方も多いかと思うんですけども、そのかすみがうら市はね、来年3月の廃止を1年間延長して、新たな交通手段を考える。そういった形で記事として書いてありました。また、ただ、詳細に関しては未定となっているということです。かすみがうら市民の声としては、福祉の一環で、生活実態に合った設定にしてほしい、そういった意見も、新聞のこの記事に書かれておりました。

どの市町村でもね、同じような形で問題を抱えているんじゃないかということが、改めてわかりました。

今回の問題に関しては、以前からですね、私を含めて多くの議員が質問をしたりですね、私も行いましたけども、過去の経緯も含めてですね、再度改めて使い勝手の問題や料金等について、お伺いしたいと思います。

これに関しては、昨年12月ですか、平岡議員のところの一般質問でね、ありまして、同様のよう形になってくるかと思うんですけども、やはり町民の声がいろいろある中で、やっぱりそれを私たちとしては議会に届け、町に届けというのが議員の仕事なわけなんで、しっかりとした答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 公共交通の充実についての質問にお答えします。

議員御指摘の、使い勝手に伴う改善の取り組みについては、先日の紙井議員の質問にお答えしたとおりです。

その取り組みに加え、登録者数の増加に伴い、予約がとりづらいという声が多く寄せられているため、茨城大学の協力を得て、昨年度から改善を行なうための調査を進めているところです。

なお、これまでのアンケート調査等において、電話がつながりづらいとする意見への対策として、電話の回線数及びオペレーターの増員を計画しております。現在は関係機関と調整を進めているところですが、協議が整い次第、速やかに実施してまいります。

また、利用料金については、中学生以上が400円、小学生や3人目以降の幼児及び身体障害者手帳や養育手帳などをお持ちの方を200円としております。交通事業者との共存共栄を原則とし、周辺事例やバス・タクシー等の公共交通機関の料金等を参考にしていることから、妥当な料金設定と考えております。

次に、土日祝日の運行についてですが、「あみまるくん」の利用者は主に高齢者や移動手段を持たない方の病院への移動手段として多く利用されております。現在も同じ傾向が見受けられることから、平日のみでの運行を継続したいと考えております。

今後も、近隣市町村における公共交通の運行状況や経済情勢を見きわめ、社会状況に適応したデマンドタクシーの運営に努めてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） まずちょっとお伺いしたいんですけども、予約がとりづらいという声が多数寄せられているっていうことは、ここにも、回答の中にも書かれておりますけれども、その中で、この茨城大学の協力を得て調査を進めているということがありますが、これは具体的に茨城大学の協力で、どのような形で調査を進めているのか、お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） まずですね、電話がつながりにくい。これがですね、この状況につきまして、それは電話の本数で、電話がつながらない、電話かけてもつながらないということなのか、自分の希望した時間帯というか、にとれないのか、それは要するに台数が少ないのかとか、あと、つながらないといってもですね、何曜日、曜日によって違うというのが出てますけども、そういう、茨城大学と、去年はですね、平成30年度につきましては、そのような共同研究をさせていただきました。

今年度のほうですね、調査を依頼しております。それはですね、去年やったですね、そういう予約がとりづらい方向の改善点ということでやったんですけども、それだけではちょっと不十分で、例えばですね、予約受け付けデータの解析をしたり、利用者とのヒアリング、これをですね、乗り込み調査をいたします。

あとですね、前年度のアンケートに追加といたしまして、例えば、電話の通じやすさ、予約の空き状況、あいてないときに示される代替案等に区別して、その状況を明らかにするとか、そのような状況のときに多く生じている満足度はどんなことがあるのかとか、そういうようなこともですね、今年度は、茨城大学にお願いしているというような状況です。

濟いません。茨城大学の先生ですけども、それは公共交通の専門家の先生です。茨城大学工学部の先生です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ということは、茨大の先生の協力を得ながら、そういった予約がとりづらいのはなぜなのかどうか。何ていう……。私のイメージとしては、大学の生徒を使って何か調査をしてんのかなっていうイメージがあったんですけども、先ほど、乗り込み調査っていう話がありましたよね。それはバスに、「あみまるくん」に乗って調査するとかいう……。ですから、その流れの中で、茨大の生徒が調査をしてんのかなというイメージがあったんですけども、その辺はちょっと違うのかな。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） そうですね。茨大のですね、交通工学の先生、そういう、こういうデマンドタクシーとか公共交通をやってる先生の生徒を使ってですね、乗り込みのほうは、生徒を使ってやっていくと。で、集計については先生がやるというようなことです。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） わかりました。

利用されてる方に対しての、アンケート調査って言い方でいいんですかね。それは、あくまでも登録してる人に対する調査ではなくて、具体的に乗り込んで調査するわけですから、使ってる人に対して、使い勝手はどうですか、いろいろ調査するような項目でのアンケートと違っていいわけですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、そのとおりです。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） じゃあ、その辺のアンケート調査というのは、これはまだ現状としては、まだまとまってはいないわけですかね。どうなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 先ほどの乗り込みですけども、それは聞き取り調査でして、あと、今、行っているというところで、まだ集計はされておられません。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） それ、調査の結果がね、出たら、ちょっと議員のところにも、ちょっとお知らせをお願いしたいと思うんですけども。

その中で、予約のとりづらさとか、そういうのがね、ぜひとも解消していただきたいんですけども、ここに回答の中でね、電話の回線数とかオペレーターの増員を計画していますということが書かれていますけども、これ、具体的にいつぐらいから、その回線数を増やすんですとか、オペレーターの増員をすとかいうことは決まっていますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 今ですね、もうそろそろですね、関係各課、関係者ですね、とのですね、打ち合わせがそろそろまとまってくると思います。なので……。まだですね、短期的には、今年度ということになってるんですけども、まだ決まってはいませんけども、今年度にはやりたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） じゃ、早急によろしくお願いします。

あと、土日の利用に関してなんですけども、「あみまるくん」の利用者というのはね、高齢者の方が多くて、はっきり言って、移動手段を持たない方、病院への移動手段とかね、多く利用されているということがありますけれども、ただ、病院の移動手段以外にもね、買い物とか、遠くに行くために、JRの荒川沖駅までね、行くとか、そういった利用などもあるかと思うんですよ。

回答の中では、病院のところはかなり書かれていて、病院だから土日はやらないんでよ的な形で書かれていますけれども、それだけじゃなくて、買い物とか遠出をするための利用っていうのもあると思うんですよ。

これに関してはね、平日のみならず土日祝日も多くあるかと思うんですけども、その辺でですね、私としては土日祝日の運行、これも必要ではないかと思うんですけども、町としては土日祝日の運行についてはどのようなことで考えておりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） これもですね、土日の運行について、過去、平成30年度のアンケートで実施をしております。そのアンケートによりますと、284人中22名、7.7%の方がですね、運行してもらいたいということなんですけども、そういう方が7.7%しかいなかったということ。病院へ行くっていうので利用するって方は79.6%ということなんですけども、土日は急患の方が多いんじゃないかということ。

あとですね、その他の利用状況の調査の中でですね、土日はどうしてますかというようなアンケートありますけども、そのときはですね、家族、友人の車とか、自転車等で出かけてるっていうようなアンケート結果が出ていますので、そういうことで、土日の運行は、今のところは考えていないということです。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今の数字なんですけども、これはいつの集計の数字になります。先ほど、何かアンケートとかね、そういったのなかなかやれてないということだったんで、今、すっと数字が出てきたんで、いつの段階での集約数っていうのかな。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長林田克己君。

○都市計画課長（林田克己君） はい、お答えいたします。

先ほど答弁のほうにもありましたけど、昨年度から、茨城大学の協力を得てアンケート調査を進めているという中で行ったもので、昨年度の資料になります。昨年度アンケートを行った解析結果になります。

それで、もうちょっと補足をさせていただきますと、土曜日、日曜日の外出で最もよく利用する交通手段はという設問に対しまして、回答としましては、家族・知人の車に同乗というのが一番多い回答がございまして、こちらが35%程度ございました。そのほか、徒歩、バイク、路線バスというような交通手段によって補っているというか、それを代用しているというような回答がございました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 先ほど、部長のほうの話の中で、茨城大学の協力を得ながらのアンケートは、まだ集約がされていないってお話があったかと思うんですよ。で、今、課長の話の中で、昨年度の集約だって。どうなってるんですか、これは。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 茨大とのですね、共同研究については、昨年度からやっております。平成30年度。あと、今年、令和元年度、2年にわたってやっているとということです。で、今、お話しさせていただいた、土日の集計とかそういうのについては、平成30年度に行った結果に基づいてお話しさせていただきました。済みませんでした。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ということは、年度ごとに調査をする中で、翌年度には前年度の回答っていうんですか、アンケートの数字っていうの、出てるわけですよ、要は。はい。いや、先ほどの話の中で、まだ出ていない的なね、話があったんで、どうなのかなと思ったんですけども、わかりました。

先ほどの中でね、7.7%とありましたけども、やはり、もう最初から土日が使えないんだという前提で、利用者の方は利用しているわけですよ。ですから、やはり潜在的に使いたいという方もね、私は、中には、いるかと思うんですよ。ですから、ぜひともね、これはちょっと考えていただきたいと思います。

それで、あとですね、料金の件なんですけども、先ほどね、この新聞、昨日の茨城新聞の中で、かすみがうら市も1回400円と同じ金額が書かれてるんですけども、昨日、紙井議員とのやりとりの中で、国からの補助金をもらっているっていうくだりがあったかと思うんですよ。

ちょっとその辺、私も知らなかったんですけども、国からの補助金っていうのは、どのぐらい出てるわけですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 公共交通のですね、フィーダー系補助金というのでもらっております。でですね、ちょっとですね、年度によってちょっと金額が違うんで、ちょっと申し上げます。

平成26年度が508万3,000円、平成27年度が500万4,000円、平成28年度は441万6,000円、平成29年度が499万、平成30年度が349万7,000円ということになっております。

これ確定ではありませんけども、令和元年度につきまして、補助の申請額につきましては614万4,000円という、ちょっとその年によってですね、ちょっと補助金の金額が変わっております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今ね、平成26年度からお話がありましたけども、500万から400万になって、最後300万円台、かなり減っているんですけども、これは利用実態、実績に合わせた中でっていうか、合わされてる中での金額が減ってるわけですか。要するに、利用者が減ってるから金額も減ってんだよっていうような兼ね合いなんですかね。どうですか。

○議長（吉田憲市君） 林田課長。

○都市計画課長（林田克己君） 利用者数自体については、若干の増減があるものの、これほど金額に反映されるような利用者の増減は、町の中ではないというように考えています。

この金額なんですけど、国のほうの財源の問題なのか、まず、上限、これの設定額によって異なります。大体町のほうでは、上限を超えるもので毎年申請はしているので、多分、上限額の兼ね合いかと思います。また、その算定するための計算式が、やはり毎年のように変わってくるというような事情もございますので、決して利用者によってということではございません。以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 実際、じゃあこれから、じゃあこれが増えてくってということは、あんまり期待できないっていうのが実態なのかなと思うんですけども、実際ね、この500万だ、400万だと言っても、採算はもちろんね、とれてない、とれないのが当たり前だと思うんですけども。そうですか。わかりました。

その中で、ちょっとね、このかすみがうら市の、昨日の新聞なんかを見ると、土浦市なんかでもね、年会費を取っているなんとも書いてありますけれども、基本的に、町としては登録料も無料ですよ。そういった土日祝日運行するから、ある程度年会費を設定するなんてことは

考えられますかね。どうなんですかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） まだですね、土日の運行については考えていないということで、まずはですね、平日の運行のとりやすさを改善していきたいと、そういう点に着目しております。そのためにですね、ちょっと土日のほうの、また年会費については、まだ考えていないというふうな状況です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） わかりました。

土日よりも、平日のとりづらさを、まずは解消するというのが町の考えだと思うんですけども、あと先ほど、ちょっと利用状況について、ちょっとお伺いしたいんですけども、登録者数は年々増えているっていう話がありましたけども、昨年の平岡議員の質問の中で、利用者数について、ここ2年ぐらい減少傾向にあるっていうことを、昨年の12月、平成30年の12月の議会で答弁してるわけなんですけども、今現在、利用実績っていうのは、どのようになっていますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。林田課長。

○都市計画課長（林田克己君） はい、お答えいたします。

多分ですね、平成30年度の議会での答弁ということなので、28、29が利用者数が減少しているというような答弁になってると思います。月平均の人数で述べさせていただきますと、平成28年が891名、1カ月ですね。平成29年が781名ということで、減少していると。

ただ平成30年度につきましては、月平均で846名というように増えておまして、今年度につきましては、11月現在で、一月当たり1,000名を超えるような利用者があるということで、今年度につきましては、利用者が結構多くなっているというような傾向にございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 一旦下がったけども、30年から少し盛り返してきたというわけで、31年度は1,000名を超えるって話だったんで、なるほど、わかりました。いや、てっきり利用者数が年々落ちてんじゃないかなっていう危惧があったもんでね、改めてお伺いしたんですけども、わかりました。

で、じゃあ逆にお伺いしたいのは、またV字で回復してきた背景ってのは、担当課としてはどのようなことが考えられますかね。

○議長（吉田憲市君） 林田課長。

○都市計画課長（林田克己君） はい、お答えいたします。

そこまで細かなですね、解析はしておりませんが、やはり1日に30名、40名というような人を運送するので、これが台風であったりとか、祝祭日の関係であったりとか、それで運休ということになると、その1日だけで、30名、40名という数が減ると。それを月当たり直すと、それなりの数値として出てしまいますので、前、ちょっと集計したところではですね、1日運行しないだけで、1人、2人というような人数が1カ月当たりでは下がってしまうと。それを12カ月繰り返していくと、それなりの数字となって出るということなので、時間をもてあましてしまう日にちが多いとかというのは、これまでもないので、そういう台風、雪等で運休した日数ですとか、それとか、それ以外には、乗り合いの兼ね合いがですね、うまくいって、多くの人を乗せられているようなケースが多かったとか、そういうような内容だと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ということは、月の中での稼働日数の関係で、こういった数字になってるっていう認識でいいわけですかね。どうでしょう。

○議長（吉田憲市君） 林田課長。

○都市計画課長（林田克己君） はい、そのように捉えておりますけど、やはり長く距離を乗られる方が多いと、やはりその時間帯、時間で運行時間が決まっていますから、その中で1人、2人の方が長い時間利用されると、そういうのが続くことも考えられますし、さまざまな要因は考えられるんですけど、それを細かく解析したということがないので、明確な回答にはなっていないと思うんですけど、可能性としてはそういうことがあると思います。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） わかりました。

この「あみまるくん」に関してはね、多分これからもいろんな形で、こういった質問だとか、要望なんかも出てくるかと思うんですけども、今のね、やりとりの中で、とりあえず予約の部分でいろんなね、茨大の先生をお願いして、また茨大の生徒をね、お願いして、やって、まず予約のとりづらさっていうのはね、ひとつ解消をぜひともお願いしたいと思うんですよ。

その後に、私のほうとしては、土日の運行っていうのもね、やっぱり求めていきたいと思うんですけども、やはり費用対効果っていう関係ももちろん出てきましようけれども、少しでもね、町民の方が使いやすいようなね、この公共交通にね、していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、8番永井義一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は14時20分といたします。

午後 2時09分休憩

午後 2時20分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番川畑秀慈君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移動して準備をしてください。

12番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔12番川畑秀慈君登壇〕

○12番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

1950年代から60年代には、革新首長が自らの政策を実現する政策手法として、総合計画を策定する事例が増加してまいりました。1966年に、市町村計画策定方法研究報告が出され、そこで提案されている基本構想、基本計画、実施計画の3層構造は、1970年代以降、多くの自治体に取り入れられていくことになりました。

1966年時点で、既に総合計画を策定している自治体もあったことなどから、総合計画の策定発展は、自治省の意図や思惑とは別に、あるいはそれを超えて、自治体の総意、内発的動機により、その礎がつくられたと見ることができます。

1969年の地方自治法改正により、市町村に基本構想の策定、議決が義務づけられました。総合計画の内容や形式、策定方法は、市町村の総意に任されており、総合計画は、各市町村が自立的、総合的な行政を行うよりどころとして、1970年代以降、浸透し発展してきました。

その中、地方分権改革の取り組みの中で、国から地方への義務づけ、枠づけの見直しの一環として、地方自治法の一部を改正する法律が平成23年8月1日に施行され、基本構想の策定を義務づけていた規定が廃止されました。

そこで、阿見町の基本構想の策定について伺います。

1つ目、基本構想の策定義務が廃止になったが、なぜ策定を続けているのですか。

2点目、策定を義務づけられていたときと義務づけが廃止になったときの手続の違いは何ですか。

3点目、計画策定するときは、何を根拠として計画策定を行うのですか。

4点目、総合計画策定審議会と協議会の違いは何ですか。

5点目、それぞれ何人の参加で何時間会議を行いましたか。

6点目、最も多くの時間をかけて審議した項目は何でしたか。

7点目、今後とも総合計画を策定していきますか。また、策定するとしたら、どのように行

えばよりよい計画が策定できると考えますか。

以上7点についてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 川畑議員の，基本構想の策定についての質問にお答えいたします。

1点目，基本構想の策定を続けている理由，及び2点目の，義務づけ廃止による手続の違いについては，関連しますのであわせてお答えいたします。

地方分権改革の取り組みの中で，義務づけ，枠づけの見直しの一環として行われた基本構想の策定の義務づけの廃止は，それぞれの自治体の実情に応じた柔軟で住民本位の計画策定が求められた結果であると理解しております。

当町におきましては，町政における基本理念と進むべき方向性，町の将来像を町民の皆様と共有し，長期ビジョンに基づく計画的なまちづくりを進めていくため，総合的かつ基本的な町政運営の方針として全ての計画の最上位計画となる総合計画を，継続して策定しております。

また，基本構想部分について議会の承認をいただくことは，住民の参加や協働を踏まえた住民総意に基づく計画策定の観点からも必要かつ重要なことであるとの認識のもと，阿見町総合計画の策定等に関する条例に基づき，議会の議決を経て決定しているところでございます。

3点目の，計画策定の根拠についてお答えいたします。

総合計画を策定するに当たっては，地域の実情を分析し，住民の意向を十分に酌み取ることが重要となります。このため，国勢調査結果をはじめとした最新の統計資料に基づく現状分析を行うとともに，町民意向調査，町内団体ヒアリング，町民討議会，町長と語る会，パブリックコメント等のさまざまな角度から町民意見を把握し，計画策定の根拠資料としております。

4点目の，総合計画審議会と協議会の違いについて，5点目の，会議の人数と時間について，及び6点目，最も多く時間をかけて審議した項目については，関連しますのであわせてお答えいたします。

総合計画審議会は，町長の諮問に応じ計画の策定その他その実施に関し，必要な調査及び審議をする組織となります。委員構成は，町議会の議員，学識経験者，各種団体選出者，公募による一般町民となり，前期計画策定時は22名，後期計画策定時は23名の委員の皆様にご協力いただき，女性委員の割合52%を達成しております。

策定協議会については，計画の策定方針，策定体制，計画案などの検討を行う内部組織となり，町長，教育長，各部長で構成し，前期計画策定時は11名，後期計画策定時は10名の体制でございました。

また、前期計画策定時に最も多くの時間をかけて審議した項目は、計画への町民意見の反映に関する事項となり、計4回開催した総合計画審議会のうち合計約8時間の審議を行っております。

7点目、今後の総合計画の策定についてであります。

人口減少、少子高齢化など社会情勢の変化に対応し、住民サービスを向上させ、住民満足度を高めながら、持続的なまちづくりを進めていくためには、長期ビジョンである総合計画の策定が必要であると考えております。今後につきましても、よりよい計画の策定に向けては、その過程において、町民意向調査の実施とともに、多くの町民の皆様に参加をいただき、地域課題や町の将来像について共有していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

それでは、再質問のほうに移らせていただきます。

第6次総合計画策定時、当然国勢調査のデータをもとに、これはつくられてると思うんですが、それ以外に何か統計データは使われましたでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長湯原幸徳君。

○町長公室長（湯原幸徳君） はい、お答えをさせていただきます。

主なものとして、今、川畑議員が言われましたように国勢調査、これは必須の条件でございます。そのほかに、生産農業所得統計、農林業センサス、工業統計調査、商業統計調査の各種統計に関する書類、それから、そういったものについて、人口の世帯数の推移ですとか、年齢別人口構成の推移、就業人口・労働力人口の推移、産業の動向等の基本データを用いて策定しているというようなことでございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

国でさまざまな統計調査やってるものを使われてるという形で捉えております。

次に、計画審議会の委員の構成について、特にこの町議会の議員の人数は何人参加されておりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） 第6次総合計画に関しましては、前期計画、後期計画とも、議会のほうからは5名を選出させていただきました。議長・副議長と各常任委員会の委員の方に、委員長も含めてですけど、委員の方に参加をいただいております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君）では、次に、学識経験者の人数、そしてまた専門性、どのような方がかかわってこられましたか。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） 学識経験者の人数は、前期計画、後期計画とも、4名ずつというようなことです。具体的には、茨城大学農学部と県立医療大学の先生、それから東京医大の医療関係の方、先生も含めてですが、それから教育関係で町の教育委員という形になります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 次に、財政の見通し等も当然これはやってらっしゃるんじゃないかと思うんですが、この辺はどのような資料データを使いましたか。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） 前期、後期ともですね、基礎資料としましては、市町村財政実態資料、それから市町村の決算カード、市町村概況、地方公務員給与実態調査、常住人口調査等のデータを活用をしております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） そのデータは、大体、何年分くらいを集計したものをトレンドで見てるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） 何年度分っていうか、前年度とかっていうふうなスパンではなくて、例えば過去5年ですとか、そういったスパンの中で資料を活用しているというふうに認識はしております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） じゃ、大体5年ぐらいのスパンで見てるっていう認識でよろしいんですか。物によってはもっと長いものがあるのか。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） ここでちょっとそこまで、ちょっと把握をしているわけではございませんので、ちょっと調べないとわからないんですけども、ただ、昨年度だけの財政事情だとか、そういったもので計画を反映しているっていうことではなくて、ある一定のスパンの中で見ているというふうなことでございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

私も以前、決算カードで、四半世紀、町のデータ、ちょっと分析したことがあります。ある程度長いスパンで集計をして、そのトレンドを見ると、非常に財政状況、わかってきますので、

そういうものも、今から準備されておくと、また、いいのではないかと思います。

次にお聞きしたいのは、公募による一般町民の方の性別及び年齢、キャリアなどはどのような形だったでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） 前期、後期とも2名の方に一般公募から参画をさせていただいております。

前期計画策定時の公募委員につきまして、性別は男性1名、女性1名、年齢は40代が1名、60代が1名で、それぞれ町の町立図書館長ですとか、地区公民館活動地区の委員の、そういったものを手がけた方に参画をいただいております。

また後期策定の部分につきましては、性別は2名とも女性、年齢は60代が1名と70代が1名で、それぞれ元町議会議員と、福祉関係のケアマネジャー等のキャリアのある方に参画をいただいております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

年齢を見ますと、大体40代から70代ということ。やはり子育て世代の30代の女性なんかも入ってもらいと、またこれは違った物の見方が出てくるんじゃないかと思います。その点もまたよろしくお願ひしたいと。

6点目、次の再質問で、各項目の策定時で各分野の専門家の意見または参考資料等を用いて、これは議論したことはあるでしょうか。あるとすれば、どのようなものを用いて議論されましたか。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） はい、お答えします。

前期計画、後期計画ともに、総合計画の基本項目ごとに、その分野で活躍されている団体の方に御参加をいただきまして、団体ヒアリング等を実施しております。

また、議論した内容につきましては、前期計画策定時が、ふだんの活動や生活の中で感じている阿見町のよい点や問題点について、阿見町の将来像と将来像の実現に向けた施策、町民協働によるまちづくりに向けて行政、町民は何をすべきかという点を中心に御議論をいただいております。

また、後期につきましては、基本目標の評価、意向調査結果に関する感想、基本目標を達成するために必要な施策、重視する施策、阿見町の課題、今後のまちづくりの方向性といったものを中心に議論をさせていただいております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 次に、第6次総合計画をつくる時、町の将来像、大体何年先を見て……、これは10年スパンでつくってるのわかるんですけども、そのもっと先を見た中の10年のスパンなのか、10年先を見た中での、この計画だったのか、その点はどうでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） 第6次総合計画、これは第5次総合計画もそうなんですけれども、あくまでも基本構想は10年スパンで見ていくというふうな視点の中で計画を策定しているというふうなことでございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 来年度に、また国勢調査が入り、また新たな統計資料が出てまいります。その中で、また第7次総合計画も当然これはつくっていかれると思うんですが、それもあくまでも10年スパンで見てやるっていう認識でよろしいですか。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） 基本的にはですね、第7次総合計画……。第6次総合計画が令和5年度で終了しますので、令和4年、5年で計画を策定する予定になろうかと思っておりますけれども、考え方としては10年スパンが妥当なんではないだろうかというふうには思っておりますけれども、ただ、総合計画審議会の中で、どういう判断を示されるかということも一つ議論される部分ではあるのではないかなというふうには思っております。

かつて第4次総合計画については、やはりそのときの情勢によりまして、基本構想14年で見たというふうなときもございましたので、必ずしも10年というスパンがいいのかっていうのは、やっぱりそのときの情勢によって整理されるべきものかなというふうに思います。いずれにしても総合計画審議会の中で議論をいただくというようなことになろうかと思っております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。

先ほど、町の議会議員の中から5名ということで話がありました。この審議会に参加する方は代表ということでいいかと思うんですが、これは一つ要望として、やはり議会全体で1つのテーマを考えたときに、18人いますと、多様なやはり見方、意見が出てくるんじゃないかと思うんですね。ですから、この策定の段階において、全員協議会、またぎくばらんいろいろな意見交換ができるような場を、ぜひ、次の第7次をつくるときには、そういう機会を設けていただきたいと思いますと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） 今までですね、第6次総合計画におきましても、その都度そのはざま、はざまの中で、全員協議会の中で総合計画の策定の進捗について御報告をさせてい

ただいておりますので、第7次総合計画を策定するときもですね、そういった形で、全員協議会等を活用しましてですね、皆様にいろいろお示しをさせていただいて御意見をいただきたいというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ぜひ、深い議論ができるようにしていただきたい。今までは、どちらかというと、全協のところに出たところで、資料が出されて、さて、そこから見るっていうようなことがありましたが、来年度からはタブレットが導入されたり、そうしますと資料が早目早目に送られてきたりすると、また、議会の中でも深い議論が、これは進めて、執行部の皆さんとまた深められると思うので、その点はよろしくお願いいたします。

なぜ総合計画のつくり方を、今回ちょっと聞いたかといいますと、1点は、世の中が今、激変して大きく変わっていくっていうのがあります。マスコミでよく言われる5G、6Gだっということが言われる中で、多分ネットを使って生活環境が大きくがらっとこれから変わっていくというのは間違いない方向性です。

ですから、多分、電通が赤字を出した、またテレビ業界もこれからどうなるかといったところは、多分、ある人に言わせると、タイタニックだっって言ってる人もいるように、今まで非常に隆盛を得ていたそういう産業が、がらっと変わって新しい事業体が出てきて世の中を変えていくということは当然あり得ると思います。

これからどういうところがプラットホームとしてつくられて、私たちの生活を見てくかっていうことも、よくよくこれは深く先を見ていくと、いろんなものが見えてきます。

一つは、トヨタが車づくりが主ではなくなっていて方向転換しましたね。あれはソフトバンクと提携を結んで何やろうとしてるかっていうと、あれはネット空間使って、車を使ったサービスのソフトのほうを提供する。ですから、今まで1人1台ずつ車を持ったのが、複数でみんなシェアリングして、それを、みんな、コンピューター上のネット空間でカーシェアリングをしていくと、そういう時代に、多分間違いなくなっていくと思います。

公共交通もその中でだんだんだんだん変化をして、多分計画を策定していったときに、思ってたよりも早い変化が当然起きてくるんじゃないかと思います。これは今、携帯、スマホ、パソコンを皆さん使ってますが、これは京都大学発のベンチャー企業で、半導体がこれ画期的にこれから変わるっていうのがちょっと出てたんですね。

内容はどういうものかっていうと、酸化ガリウムっていうものが、今度はシリコンからかわって基盤に新しいものが使われると。要するに、シリコンが1っていうエネルギーの消費量が1であったとすると、この酸化ガリウムっていうのは、3,444倍の省エネらしいんですね。そうしますと多分、今、携帯持ってて、使ってるうちに熱くなったりとか、充電して熱くなると

いう、それは多分もうなくなる。ひょっとするとノートパソコンのファンもなくなる。ハードのファンもなくなって、多分熱を持たなくなって、高集積回路で非常にコンパクトでさまざまな機器がかわって大きく発展していくってことが、これはもう見えていくと思います。

ですから、時代の変化の中で、やっぱり一歩ちょっと先を見て、新しい情報をどんどんどんどん取り入れていく中で、行政サービスのあり方も、ちょっと一歩先を見て計画を立てていかれると、ほかがやってからやるというよりも、やっぱり先手先手でやると、国からのさまざまな補助金もうまく獲得できたりもするかと思いますので、その点ひとつよろしく願いまして、1点目の私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

先日の議会報告会でも、ちょっと参加者の町民の皆さんから質問がありました。道の駅の進捗状況について、非常に興味を持っておられました。これはつくることに反対の人、賛成の人さまざま、これはおられますが、その道の駅について質問をさせていただきます。

1点目としまして、今まで検討委員会での議論の経過はどのようになっていますか。

2点目、2年前と現時点とでは、財政状況はどのように変化をしましたか。

3点目、先日、全員協議会でも3か年実施計画の説明がありましたが、将来の町の財政見通しはどのように把握しておられますか。過去10年間の起債総額と基金、財政調整基金の残高の推移及び将来にわたる公共施設の更新・維持管理費、高齢化による社会保障費の予測等を含んでお願いしたいと思います。

4点目、検証委員会の結論はまだ出ていませんが、推進する、また中止するの判断基準は、どのようなものを基準として判断されているのか。

この4点をお聞きします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 道の駅についての質問にお答えします。

1点目の、今までの検討委員会での議論の経過についてであります。

道の駅につきましては、将来のまちづくりを見据え、一度立ちどまって慎重に再検討する必要があると判断し、学識経験者や専門家による道の駅整備事業検証委員会を組織し、現在検証作業を進めていただいているところです。

特に具体的な検証の視点として、場所について、整備時期について、建設費について、運営体制について、その他道の駅の整備及び運営準備に関し必要と認められる事項についての5点を諮問しました。

議論の経過につきましては、議事概要として町ホームページに掲載しておりますが、主な内

容を申し上げますと、平成31年1月29日の第1回検証委員会においては、今後の進め方や阿見町審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、2回目以降の委員会の公開・非公開について議論していただきました。

その結果、傍聴人がいることで闊達な議論ができなくなるおそれがあるとの理由で、委員全員一致のもと非公開になりましたが、会議の結果につきましては、先ほど述べましたように、議事概要として町ホームページ等で公表しております。

令和元年5月23日第2回検証委員会においては、場所の問題を議題としております。大分深い議論をしていただき、委員から事務局へ追加資料の提出などが求められ、場所の問題については次回検証委員会で継続して検証することになりました。

第3回検証委員会は8月2日に開催しており、前回からの継続である場所の問題に加え、建設費を議題としております。候補地決定のプロセスや候補地の評価の視点など、さまざまな角度から議論が交わされました。時間の都合上、建設費の具体的な議論は次回検証委員会にて取り扱うことになりました。

第4回検証委員会は11月12日に開催しており、建設費及び運営体制について議論しております。現在、議事概要の作成を進めており、でき次第公表させていただきたいと思っております。

2点目の、2年前と現時点とでは、財政状況はどのように変化しましたかについてであります。

現時点で確定している平成30年度決算と平成28年度決算を、普通会計ベースで比較させていただきます。

地方債現在高は、平成28年度末で137億5,000万円、平成30年度末で148億9,000万円、11億4,000万円増加しております。

財政調整基金現在高は、平成28年度末で27億2,000万円、平成30年度末で25億円、2億2,000万円減少しております。

経常収支比率は、平成28年度91.4%、平成30年度92.3%、0.9%上昇しております。

実質公債費比率は、平成28年度4.7%、平成30年度5.0%、0.3%上昇しております。

3点目の、将来の財政見通しはどのように把握していますかについてであります。

初めに、過去10年間の起債残高の推移などについてですが、先ほどと同様に普通会計ベースで御説明いたします。

起債残高については、平成21年度末で118億7,000万円、そこから減少し、平成23年度末で115億4,000万円、その後増加に転じ、平成30年度末で148億9,000万円となっており、そのうち49.5%に当たる73億7,000万円が、普通地方交付税不足額に対して借り入れる臨時財政対策債となっております。

基金残高については、平成21年度末で36億9,000万円、そこから増加し、平成26年度末で65億1,000万円、その後減少に転じ、平成30年度末で47億2,000万円となっております。

うち財政調整基金は、平成21年度末で10億9,000万円、平成26年度末で37億2,000万円、平成30年度末で25億円となっております。

将来にわたる公共施設の更新・維持管理費につきましては、公共施設等総合管理計画において、40年間で543億円が必要と見込んでおります。

社会保障費の伸びにつきましては、財政計画の中で、扶助費全体で年1.7%程度の伸びを見込んでおります。

町の財政計画としましては、以上のような過去の決算などを参考に、経常経費分の計画を作成、それに3か年実施計画分を追加して、中期の財政計画を作成しております。

今後につきましては、教育、福祉などの施策の充実や都市基盤の整備を推進するため、基金投入を見据えた財政運営を見込んでおります。

4点目の、検証委員会の結論は出ていないが、推進・中止の判断基準についてであります。

検証委員会から最終的な検証結果を答申していただくこととなりますので、その結果を踏まえ、町を取り巻く情勢や財政状況等も勘案しながら、慎重に判断したいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

道の駅を進めるに当たって、財政状況をざっくりと一緒に御答弁いただきましてありがとうございました。

では、再質問に移らせていただきます。

11月12日に第4回目が開催されましたが、その検証委員会の内容について、どのような内容だったか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） はい、お答えします。

町長答弁のとおり、建設費と運営体制について議論をしております。建設費につきましては湧水対策を含む造成全般について、また運営体制につきましては指定管理予定者選定の経緯などを議論していただいております。

いずれにいたしましても、答弁にもありますように、現在は議事概要を作成中でございますので、でき次第公表させていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。

なるべく早目に公表していただいて、興味津々で待っておられる方もおられると思うので、よろしくをお願いします。

2点目、改めて道の駅の建設の目的をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） はい、お答えします。

平成24年度に策定をいたしました基本構想では、阿見町における地域振興を図ることを目的とした一つの手段として、道の駅の検討整備を進めていくというふうなことであります。また26年度に策定しました基本計画においても、町内工業団地への企業立地、アウトレットの開業による来町者の増大を好機と捉え、農業・商業・観光など地域の産業を図るとしておりまして、一貫しているのは、産業振興、地域振興というふうと考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 昨日も紙井議員のほうからSDGsについての質問がありました。当然これも、私もその一つの考えにのっかってこれからはやらざるを得ないんじゃないかと思うんですが、この道の駅の計画も、SDGsの考え方を取り入れて行っていくとすれば行っていくのかどうなのか。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） お答えします。

道の駅に関しましては、現在検証中であるというふうなことで、道の駅計画の推進について判断してるといふところではございませんけれども、一般的に公共施設、道路公園、あるいは学校とかコミュニティ施設等を整備するということになれば、例えば経営の問題ですとかコミュニティ、再生可能エネルギーやごみ問題、防災やバリアフリーといったさまざまな課題に対し、SDGsの持つ17ゴールの中に関連づけられるものが多岐にわたって位置づけされるものというふうに思います。そういう観点からすれば、SDGsの考え方を取り入れることは重要ではないかなというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

ぜひ、そういう考え方をもとに、これからのさまざまな計画はつくっていただきたいと思うんですが、持続可能な開発目標、このSDGsの内容なんですが、道の駅計画推進の持続可能な要件っていうのは、どのように考えますか。

○議長（吉田憲市君） 町長公室長湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） 現時点で、まだ、道の駅を整備するというようなことの判断をしているわけでございません。ただ、道の駅も含めた公共施設の整備につきましては、それぞ

れの持つ機能が達成され、町民や利用者に喜ばれる施設になることが必要であろうというふう
に思っております。

特に、仮に道の駅を整備するということになれば、SDGsの持つ指標を取り入れることによ
りまして、他の自治体の道の駅の比較の中で、阿見町の強みですとか、あるいは弱みを克服
することにつなげて整備をしていくことができるだろうというふうなことが、持続可能な要件
となってくるのではないかなというふうに思います。ただ、これは、その条件の中の一つだど
ういうふうに思いますので、SDGsが持つ17ゴールの中のさまざまな視点の中で捉えていくと
いうことは、持続可能な要件に該当してくるというふうに認識をしております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

そのSDGsの中では、多分、道の駅はつくとすると莫大なやっぱり経費もかかっていく
中で、これは税金投与になりますんで、収支決算がどうなっていくかっていったところが非常
に大きな課題になるかと思えます。

先日、沖縄県のうるま市のほうへ行ってまいりました。初日に野口委員長のほうから視察報
告の内容がありましたが、あそこに行って視察をしてきた中で、ちょっといろいろ数字を私も
いただいて、あそこのうるマルシェのちょっと分析をしてみました。これは一つの目安として、
ちょっと聞いていただきたいんですね。

うるま市の農水産業振興戦略拠点施設事業ということで、これ維持管理費がどのぐらいかか
るかといったとかを半年分出してもらって、それを年に換算してみますと、大体7,400万。総
額は幾らかかっているかというのと26億4,700万円。そのうち国の補助金が68%、約18億円。う
るま市の持ち出しが約8億5,000万くらいが持ち出しになってまいります。

これが、ああいう物品販売やったり、そういう商業関係のところの、多分、見方っていうの
は、持ち出し分、要するに、建設費であって、それがもし民間であれば、民間の年間の売り上
げ目標ってのは利益を出そうと思うと、その総額が大体年間の売り上げ目標になってくるん
ですよね。で、うるマルシェはそうするとどうなのかなっていうと、ちょうど大体どんぴしゃ
り、この8億4,000万円、要するにうるま市の出資金とほぼ同額が年間の売り上げ目標になっ
てました。多分それでいくと、維持管理はできないけども、とりあえずその施設を運営する
経費は出て回転してくっという、大体売り上げの内容になってくると思います。

じゃあ、この金額に対してどのぐらい売り上げあったのかっていうと、6億5,700万円、こ
れは9カ月で。客数が69万人なんです。目標値はもう達成しましたと。これを年間365日で
試算をしますと、どうなるか。多分、総売り上げの見込みが8億7,000万円。客数が92万人く
らい。その中で、月当たりどうかっていうと7,300万の1カ月の売り上げ。1日に換算すると、

1日の売り上げが240万円、平均。

そういったイメージをしていきますと、お客さんの単価額950円と。当初のうるマルシェの計画は、客数が69万人で、売り上げ目標は8億4,000万なんで、1,220円ぐらいの1人当たりの単価の計算でやってたんですが、なかなかそこまでは1人単価は伸びなかった。でも目標値は達成しているっていうのが、大体ざっくりこういう感じになってまいります。

ですから、それでもあそこのうるマルシェは、道の駅というのではなくて、市街地の中へ、競合がいる中で、差別化を図る中で運営をして、初年度で大体こういう結果を出してるっていうことは、まあまあ成功のほうの事例であるかと思えます。

ですから、国からの補助金の18億円がなければ、これは大変な財政負担になってくるんですが、それがあることによって、これはうまくスタートができたのかなと思っております。

ですから、こういうものをきめ細かくやるにしても、統計データをとりながら、その時期にどういうものが売れるかとか、どういうものが求められるかとかといったものも、きちんと管理をして運営をしていくと、非常におもしろいことができるんじゃないかと思えます。

多分、うるマルシェは、あそこの沖縄拠点にアジア全体をマーケットに見てスタートをしている部分もあるんで、これからの5Gとか6Gになっていく中で、多分あそこはネット空間を使って、そういう商業交遊もどんどん外国に向かってやってくような戦略を多分持ってると思えます。

ですから、阿見町においても、町長も場所の選定ということも話しておられましたが、非常にやり方によってはおもしろい地域でもあるし、やり方を間違うと、これは大変なことになっていうようなところでもあります。

で、1点言いますと、大体アウトレットに来てる人数っていうのが年間大体350万ぐらいですか、今ね。で、日本で一番道の駅が入る道の駅つくと、年間250万で1番になれるそうです。

そうしますと、大体25億円かけたとしても、1人単価1,000円で、年間250万人。そのうちから3人に2人ぐらい来ていただくと、日本一の道の駅またはそういう商業施設がつかれるかもしれない。

ですから、ぜひこれからの計画を立てていく中で、財政面というか、そういう経営手腕もきちんとあるところと連携をしていくことも大事でしょうし、答申がどう出るかによって、またこれは違ってくるかと思うんですが、こういう数字も一つ参考にさせていただいて、これから進めていただきたいと思えます。その点いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） 現段階では、検証結果を含めて、その検証結果の中で、町でど

ういうふうにして進めていくかというふうな判断を示すということですので、その判断の中で、川畑議員が今、アドバイスをしていただいたものが必要であれば、参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

初めの基本構想の問題もそうですし、また、さまざまな方のいろんな意見を取り入れてやることが、これから計画を進めていく中で、成功する一つの大きな要因となっていくと思いますし、また、SDGsの持続可能な地域社会をどうつくるかといったところも、きちんとやっぱり根幹に入れていただいて、これからのさまざまな計画、また、時代の一步先を見据えた、そういうまちづくりを進めていっていただきたいことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、12番川畑秀慈君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は15時10分といたします。

午後 3時01分休憩

午後 3時10分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番石引大介君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移動してください。準備をしてください。

2番石引大介君の質問を許します。登壇願います。

〔2番石引大介君登壇〕

○2番（石引大介君） 皆さん、こんにちは。2日目、一般質問、最後となります。石引大介でございます。皆さん、お疲れのことかと思いますが、最後までお付き合いのほどよろしくお願いたします。

今年は、台風15号、19号と、大きな自然災害があり、各地で甚大な被害がありました。改めてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々へ心よりお見舞い申し上げます。

それでは、早速、通告に従い、質問に移らせていただきます。

今回は、異世代ホームシェアの推進について質問させていただきます。

2015年の厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、1人で暮らす65歳以上の高齢者が600万人を超えたそうです。また、国立社会保障・人口問題研究所——社人研の推計では、2035年には762万人になるという数値が示されております。

そのような中、ひとり暮らしの高齢者の家に、大学などへ通う学生と一緒に住むという異世代ホームシェアが広がり始めております。高齢者にとっては、話し相手や、若い人が一緒にいてくれるという安心になり、学生にとっては、家賃などの負担軽減に加え、知らない土地でのひとり暮らしの不安を埋めてくれるメリットがあるそうです。欧米では、既にこの取り組みが広がっております。日本では、始まったばかりですが、独居高齢者が増加している社会問題を解決する手段として注目が集まっています。

阿見町には大学もあり、多くの学生が住み暮らしています。そこで、ひとり暮らしの高齢者の方が安心して生活できる環境づくり、学生が安心して勉学に励める環境づくりとして、異世代ホームシェアの取り組みを導入、推進してはどうでしょうか。お伺いいたします。

1つ、独居高齢者数の把握はしているか。また、その推移はどうなっているか。

2つ、大学生の支援制度はどうなっているか。

3つ、異世代ホームシェア導入推進をどのように考えるか。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 石引議員の、異世代ホームシェアの推進についてにお答えします。

1点目の、独居高齢者数の把握及び推移についてであります。

独居高齢者数については、国勢調査により把握しており、その数は平成17年調査では767世帯、平成22年調査では1,081世帯、平成27年調査では1,519世帯となっており平成17年から22年では40.9%の増加、22年から27年では40.5%の増加となっております。

2点目の、大学生への支援制度はどうなっているかについてであります。

現在、町内の大学の在学学生を対象とした支援制度はございませんが、私の政策実現プランに基づく今後の取り組みといたしまして、あみ人材育成基金を創設し、経済的な支援を必要とする若い世代を応援していくため、奨学金返還支援制度や海外留学奨学資金支援制度の構築に向けた検討を進めております。

3点目の、異世代ホームシェア導入、推進についてであります。

異世代ホームシェアとは、家主が所有し居住する住宅の一部を他者が借り、家主と共同で生活する住まい方、その中でも家主が高齢者、借り手が主に学生によるものと定義されております。

本事業については、現在、福井大学と連携している福井県社会福祉協議会及び京都府、東京都のNPO法人が先駆的に取り組んでいるようです。しかしながら、全国的にもごくわずかな

事例であるため、当町では制度を把握し切れていない状況です。

今後、事例等を調査しながら、高齢少人数世帯の空き部屋を学生が活用し、支え合うという新しい住まい方について研究してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） 御答弁ありがとうございました。

御答弁の中にもございましたが、今後ですね、独居高齢者の推移からわかるように、今後も独居高齢者の数っていうのは増加していくことは明白かと思えます。やはりこの阿見町としてもですね、今後この独居高齢者の方々のサポート支援などをどういうふうにしていくのか、どういうふうにお考えになるのか、お聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

単身高齢者世帯につきましては、住民に一番身近な存在である民生委員さんによる把握を行っております。民生委員さんが把握訪問調査を行いまして、ひとり暮らしに対する不安感の解消のために、訪問活動、それから、何らかの支援の必要性があった場合には、ひとり暮らし高齢者福祉台帳を作成していただきまして、その写しを町に提出していただいております。高齢者世帯サービスの案内などもしていただいているというところでございます。

そのほか、ひとり暮らしの支援としまして、緊急通報サービスなどの見守りサービスをはじめとしまして、その人その人の単身世帯の状況に応じて必要なサービスを提供しているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） 今、御答弁の中に、民生委員の方が頼りになるということで、本当に民生委員の方も大変な、何ていうんですかね、お仕事になってるのかなと思います。こちらでもありますね、ちょっとネットのほうで見たんですが、今、全国的にですね、民生委員のなり手不足があわせて問題にもなっているということです。

平成29年1月ですね、厚生労働省公表を見ると、全国で定数23万8,350人に対して、委嘱人数は22万9,541人ということで、8,811人も欠員が出ているそうです。やはりなり手が得られなかったっていう結果なんですけど、こちらの欠員率っていうのは3.7%、前回の改選時のときの2.9%から0.8%上昇しているそうです。

また、あわせてですね、やはり民生委員さんの高齢化も問題になっているというふうな、ちょっと資料があったんですけども、阿見町ではどういう状況になっていらっしゃるんですか

ようか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず最初に、阿見町においての定数の欠員というのはございません。

民生委員の任期ですけれども、3年となっております、ちょうど今年の12月1日が全国一斉改選の年に当たっております。

定数の推移でございますけれども、阿見町の場合、主任児童委員を含めまして、平成19年12月時点で76名、平成25年12月に77名、平成28年12月には80名、そして本年12月には82名となっております、高齢化を背景に増加傾向というふうになっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） 民生委員さんの年齢、平均年齢とかがってというのはわかりますか。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） 濟いませぬ、今、平均年齢まで、ちょっと手元に資料ないんですけども、基本的には、新任の民生委員さんの場合、75歳までということになっておりまして、国のほうでは、できるだけ長い期間、民生委員さんをやっていただきたいということで、なるべく若い方に委嘱をお願いしたいというような方針にはなっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） わかりました。

ひとり暮らしの高齢者の方にとって、健康面はもちろんだと思うんですけども、やはり日々の生活において不安に感じることですとか苦勞ってものすごい多いと思うんです。ここ2日間あったと思うんですが、例えば地震が続いたときとか、やはり1人で暮らしていると、とても不安だと思いますし、重い荷物を運ぶですとか、家の電球をつけ替える。私たちにとっては何気ないことかもしれないんですけど、やはり高齢の方にはとても大変な作業だと思うんです。

なので、ニュースでもいまだに報道されておりますが、高齢者を狙った振り込め詐欺ですとか、あと悪質な訪問販売など、本当にひとり暮らしの高齢者の方には不安な要素って生活の中にたくさんあるんじゃないかなって思うんです。

なので、これらの不安を異世代ホームシェア、高齢者の方と、その町に暮らす学生さんをマッチングさせて、一緒に生活を送ってもらうことで、そういった高齢者の不安も解消することもできると思うんですが、例えばひとり暮らしの高齢者になったとっていただいで、その立

場から考えたときに、この異世代ホームシェアっていうのは、その解決する施策になってくんじゃないと思うんですけども、執行部としてはどういうふうにお感じになりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

今、議員おっしゃったとおりのことだと思います。

今後ですね、高齢者、ひとり暮らしが増えていくと予想される中で、異世代ホームシェアにつきましては、ひとり暮らしの高齢者にとってはですね、若い方と話し相手がいることで刺激が得られるとともにですね、見守りによって、孤独死の防止につながり、それから特殊詐欺の犯罪防止にもつながりまして、1人であることへの不安がなくなり、安心感が生まれるということ。それから、ひとり暮らし高齢者の、そういったことで課題解決が期待されるということがあります。

それから、空き部屋の活用によりまして、家賃収入が見込めるということも考えられると思いますけども、一方で、若い方との生活スタイルの違いや、コミュニケーションがうまくとれるかどうかというようなところで、マッチングの問題等もあるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。

ここでですね、ちょっと新聞のほうに、これは載っていたんですけども、東京文京区で学生を受け入れるひとり暮らしの小野寺さん、78歳の女性がいらっしゃるそうなんですけど、この方ですね、この異世代ホームシェアを活用しての感想なんですけど、この小野寺さんは、町内会が高齢者ばかり。若い人たちがいると、ものすごく活気づくと、新聞の報道の中で話されています。

また、こちらもですね、同じページなんですけど、福井大学の菊地准教授は、ひとり暮らしで生活リズムが乱れがちだったお年寄りが、学生と住み暮らすことで規律を保てるようになったということで暮らしを送っているというような記事も載っております。

なので、このようにですね、高齢者の立場から考えた異世代ホームシェアには、たくさんの可能性があるとは私は考えております。ぜひ、高齢者の方々の立場になっていただいて、この取り組みを、今後調査研究していってもらいたいと強く願っております。よろしく申し上げます。

では、次ですね、2点目のほうの、大学生の支援制度について質問させていただきたいと思っております。

御答弁の中に、奨学金返還支援制度や海外留学奨学資金支援制度の構築に向けた検討を進め

ているとありますが、こちらの2つの制度の詳細を教えてくださいませんか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、お話がありました奨学金返還支援制度や海外留学奨学資金支援制度の担当につきまして、教育委員会の生涯学習課がですね、今現在、制度設計を行っております。ですので、私のほうから答弁させていただきます。

この答弁、町長の答弁にもありましたが、まだ検討している段階でですね、内容が決まりましたら、議会の全員協議会等で説明したいと思っております。ですので、本日はちょっと詳細についてはちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

御質問の内容で答えられることにつきましては、お答えしたいと思っておりますが、本当に細かいところはちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） わかりました。

じゃあ、ちょっと、もし可能であれば教えていただきたいんですが、こちらの2つの支援制度、こちらの対象になるのは、阿見町に在住していなければいけないとか、在住していなくてもいいよとか、その対象者っていうのは決まってるんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

阿見町が実施する制度として考えてますので、現在では、今のところですね、町に在住する方に対して、対象者として実施するように考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） じゃあ、この制度、今、検討段階ということなんですが、実施される予定っていうのはいつぐらい予定されてらっしゃいますか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

町長の政策公約にもございますので、なるべく早く実施したいと、今は思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） なるべく早くっていうのは、まだ具体的には、例えば来年度からやりますよ、いや再来年度になりますよっていうのは、まだそこら辺もわからないということなん

ですよね。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

目標としましては、来年度から実施したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） 来年度からということで、頑張っていただけだと思います。

じゃあ、こちらのですね、2つの支援制度、来年度から行う予定ということなんですが、こちらの制度に使う財源っていうのはどのように考えてらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

財源につきましては、町長の答弁にもございましたが、あみ人材育成基金を、これからですね、創設して、それを、この奨学金支援制度のやつを、海外留学支援制度の財源に活用したいと思っております。

なお、この基金につきましては、今、阿見町のほうで進めてますふるさと納税制度、こちらのですね、そういった納税された金額をですね、基金に充当しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。

こちらの2つの施策ですが、町長が前面に進められてるということで、私もとてもすばらしい制度だと思っておりますし、本当にこちらをですね、進めていただいている町長はじめ執行部の皆様に本当に敬意を表したいと思えます。

ここです、またちょっと新聞のほうの記事になるんですけども、京都府が仲介事業を行っています次世代下宿事業、これは同じようなホームシェアの内容なんですけど、こちらを利用してる大学1年生の岡本君が、新聞の取材のほうで、こう話してます。

大学まで実家から1時間半かけて通っていた。ひとり暮らしも考えたが、親に負担がかかるかと断念した。知人にこの事業を教えられ、活用したところ、時間に余裕が生まれ、勉強に集中できる。また、地域の人たちとも交流でき、新たな経験がたくさんできるということで、やはりですね、今、大学に通ってる生徒さんたち、やはり大変な苦勞をして進学している子たちもいらっしゃると思うんです。

なので、そんな学生の手助けとして、この異世代ホームシェアを阿見町として導入すること

が、学生さんが安心して、この町で勉学に励む環境づくりにつながっていくと思うんですが、
どういうふうにお考えになりますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） 異世代ホームシェアの考え方って非常にすばらしいかなって、
この質問を見たとき思ったんですけども、まず、町長の答弁にあるように、阿見町としては、
初めてそういう実例を石引議員のほうから聞いたところでございまして、これから都市計画課
のほうでも空き家バンクについての調査もしていかなければならないっていうふうな中で、実
際に現実的な話の中で、町内にそういう独居老人が、そういう異世代ホームシェアとして活用
しても大丈夫だというふうな人が、どれぐらいいるのかというふうなところも把握し切れてな
い状況でございます。

また、茨城大学農学部と県立医療大学等も含めてですけども、学生さんが、そういったシ
ェアに、ぜひ行きたいんだというふうな意向調査っていうようなものも現在やっているという
ふうな状況ではございません。

ですので、まずはそういったところから、やっぱり入っていく必要があるのかなっていう
ふうなところでございます。

それから、あとは国・県等の、今回の制度に対してどういう、何ていいますか、許認可関係
ですとか、そういった部分が必要なのかどうかもまだ把握し切れてない部分もありますので、
そういったところも、やっぱり担当課の中で詰めていく必要性、調査をする必要性はあるのか
なというふうなことでございます。済いません。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。

次にですね、同じように、この新聞記事なんですけど、これも京都府で始めたこの次世代下宿
の記事にですね、こちらは、この事業を実施している、京都府の住宅課の方のお話です。こち
らの話ですと、人口減少への危機感などから、学生に京都への愛着を持ってもらい、将来の定
住につなげられたらとの思いがある。高齢者と一緒に暮らすことで、学生に京都のよさや文化
を身近に感じてもらいたいと話しております。

私がですね、今こちらの記事のほうを紹介させていただいたんですけども、高齢者の方と
学生がですね、暮らす中で、例えばイメージしていただきたいんですが、阿見町で、もし行わ
れたとすると、高齢者の方から阿見町に、他県とか地方から来てる学生さんに阿見町のよさを
きくと教えてくれるお話をしてくれると思うんです。そうすると、その学生さんの中に阿見町
が第2のふるさととして、考えが生まれてくるんじゃないかなって、私は思うんですね。私は
やっぱり学生のとき、ここを離れてましたけど、やっぱりいまだに、ああいうことをしたなど

か、あそこの川辺でこういうことしたなとか、本当にものすごく思い出に残っています。

本当にですね、この異世代ホームシェアを活用して、阿見町で暮らしてもらってですね、1人でも多くのこの阿見町のファンを増やすことで、先ほど、展開されると言ってた、奨学金返還支援制度ですとか、海外留学奨学資金支援制度、この財源となるふるさと納税を、向こうに帰っていただいたときに、この阿見町をやっぱり熱く思っていてくれたら、きっとその学生さんも就職をして税金を払うときに、阿見町に納税しようかなと。これあるかどうかわかんないですよ。ただそういうふうにつなげていけるっていう思いもあるんじゃないかなと思うんですけども、この辺はどういうふうにお考えになりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） ありがとうございます。そういうこともあろうというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。

私は今回、高齢者の方の立場からと、あと学生の方の立場から、そして税収の面からっていうことで、この3方向から、この異世代ホームシェアっていうことに対して質問させていただいたんです。

これ、本当に笑う方もいらっしゃると思うんですけど、この異世代ホームシェアって、いろんな考えがあると思いますし、同時にいろんな可能性が、僕あると思うんですよ。なので、高齢者を助けるための制度でもあるし、学生を助ける制度でもあるし、税収を上げるための制度でもあるんですよ。

これが、やっぱりいろんな視点から、この制度を早い段階から調査研究していくっていうことが、僕は阿見町にとって大事だと思ったんで、この3つの観点からちょっとお話をさせていただいたということは、ぜひ皆さんも心にとめといていただければなと思います。

次の、ちょっと質問なんですけど、答弁の中で、全国的にもごくわずかな事例であるためとありますけれども、これ、どれぐらい事例があるって把握されてらっしゃいますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） 私のほうでですね、ホームページ等で調べた範囲なんですけれども、まずですね、東京都のNPO法人リブアンドリブっていうところですね。これは平成24年から30年の間なんですけれども、13組。あと、NPO法人テダス、これ京都府ですけども、これはですね、平成28年度で4件。あとですね、福井県、これはさっきホームシェアプロジェクト福井というやつで、たすかりすというところですけども、平成25年から30年の間で4組ですね。

この辺ぐらいが把握しているという状況です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。

福井では2013年度から、東京では2014年度から、京都では2016年度から取り組んでるにもかかわらず、その事例っていうのがものすごく少ないと。ということは、確かに難しい取り組みなのかもしれないんですけども、やはりそれを難しいから取り組まないと思うのか、難しいかもしれないけれども、これから、一生懸命取り組んでいこうと思うのかは、もう全然変わってくると、私は思います。

今回、この異世代ホームシェアについて質問させてもらったんですが、この異世代ホームシェアって、正直僕も知らなかったんですね。この異世代ホームシェアの話聞いたのは、高齢者の方から言われたわけでもなく、学生の方から言われたわけでもないんです。この異世代ホームシェアを紹介してくれたのは、僕の中学校のときの同級生からなんです。

これから迎える超高齢社会ですね、もうね、に対応していくために、やっぱり高齢者、私たちのような中間の世代、学生の世代、もうそういった世代に関係なく、やはり阿見町として町全体で、なおかつ、庁内ですね、もうどこの課も関係なく、自分の課にとってどういうメリットがあるんだろうみたいな形で、庁内全体で、この異世代ホームシェアがどのような効果をもたらすのかっていうのを、これから調査研究していくことが、僕は必要だと思ってますし、また、それがですね、昨日、紙井議員の質問にもありましたけれども、誰も置き去りにしない社会を目指すSDGsの取り組みに、僕はつながっていくと考えてますので、ぜひ阿見町が先駆けとなって、この取り組みを推進していただけるようお願いを申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） じゃあ、続いて2問目の質問に移らせていただきます。

町道0103号線の渋滞についてです。

阿見町を東西に結ぶ町道0103号線は、荒川本郷地区の整備や、阿見東部工業団地、阿見吉原地区の開発により交通量が増加しています。出勤、退勤の朝夕の時間帯では、以前に見られなかった交通渋滞が起きております。特に茨城計算センター県南事業所のところの十字路っていうのは、本当に何百メートルも渋滞が続くような状況を、私もこの目で確認させていただいております。

また、この道は、道幅や歩道も狭く、通学する子供たちや近隣住民の方々には安心して道路を利用できない状況であると聞いております。

阿見町として、この道路を通勤などで使用する方々が快適に利用できるように、そして、近

隣の住民の方々が安心して利用できるようにするために、どういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

1つ、交通量は把握しているか。またその推移はどうなっているか。

2つ、渋滞解消に向けての取り組みはどうなっているのか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 町道0103号線の渋滞についての質問にお答えいたします。

町道0103号線は、若栗地内の柏根交差点から、うずら野地内の阿見二区交差点までを結び、町の東西を連絡する重要な幹線町道であります。

1点目の、交通量は把握しているのか、及び推移についてであります。

都市計画道路荒川沖寺子線の整備に際し、平成20年度及び平成26年度に交通量調査を実施しております。

平成20年度の調査では、日中の12時間の計測で、上下線合計の交通量が約6,300台、平成26年度では約9,800台という結果であり、6年間で約55%の大幅な増加となっております。

平成27年度以降の交通量につきましては、実数での把握はできておりませんが、町の東部地区では阿見吉原地区の開発が進むとともに、阿見東部工業団地の全ての工場が操業を開始し、西部地区では荒川本郷地区の新市街地の形成が進んでおり、町の東西を結ぶ当路線の交通量は年々増加傾向にあると認識しております。

2点目の、渋滞解消に向けての取り組みについてであります。

交通量の増加に伴い、朝夕には著しい渋滞が発生するようになっておりますが、交差点での右折車両の渋滞が大きな要因となっております。

その渋滞解消には、大規模な交差点改良工事を伴う右折レーンの設置が必要となりますが、沿道には住宅が建ち並んでいることから、交差点改良工事は非常に困難であります。また、子供たちや近隣住民の方々が安心して道路を利用するためには、道路の拡幅による歩道設置等が必要となりますが、交差点改良工事と同様に困難であります。

そのため、町では、当路線のバイパス道路となる都市計画道路荒川沖寺子線及び都市計画道路寺子飯倉線の整備により、既存道路の通過交通を抑制し、道路利用者の安全性の向上を図るとともに、町の東西を結ぶ道路の安全確保や、通行の円滑化を図っております。

これまでに荒川沖寺子線は全線が開通し、現在は寺子飯倉線の寺子地内から、若栗地内の柏根までの約1.6キロメートルの区間が未整備となっておりますが、平成30年度に事業を開始し、令和6年度の供用開始をめどに整備を進めております。

寺子飯倉線の整備が完了しますと、荒川沖寺子線と連結され、町の東西の市街地を結ぶ幹線

道路ネットワークが構築されます。これにより、既存道路での渋滞解消や道路利用者の安全確保のみならず、通行所要時間の短縮、防災減災機能の強化、西部地区への定住促進や東部地区への企業立地促進など、さまざまな効果が期待されております。したがって、今後も引き続き早期の完成を目指して、鋭意努力してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。

6年間で55%の増加ということで、雪印メグミルクさん、本当うちのほうからずっと荒川沖駅のほうまで抜ける一本道なんですけど、本当にね、ここまで交通量が増加してるっていうのは私も感じてはいたんですけども、まさかここまでの数値が出てくるとはちょっと思ってもいなかったんで、ちょっとびっくりしている次第です。

ここまで交通量が増加したその要因っていうのは、町としてどういうふうに捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

まずですね、この6年間の間にですね、どういうことが起きたかといいますと、町の東部地区ではですね、平成21年7月にですね、あみプレミアム・アウトレットがオープンいたしました。またですね、23年の12月、やっぱりプレミアム・アウトレットですけども、これが店舗の増設をいたしております。

また平成26年3月にはですね、阿見東部工業団地の雪印メグミルクが操業を開始いたしましたし、この6年間の間にですね、ほかにもですね、3社の操業の開始があったということです。

またですね、町の西部地区、荒川沖側ですけども、平成22年ごろに本郷第一土地区画整理の事業がですね、工事が完了いたしまして、新しい市街地が形成されまして、その後どんどん人口が増えてきた、そういうことであります。

これらの結果ですね、町ですね、東西方向のですね、車の往来が増えたんじゃないか、そういうふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） 町の東側にある工業団地の開発、あと西側にある新市街地のほうの開発、それらを結ぶ道路というのが0103号線ということで、6年間の部分で、そういった、今、主な内容をお話聞いたんですけど、僕の感覚からいくと、ある程度、町としてそういう計画で開発してきたのであれば、交通量は増えるんじゃないかな、イコール渋滞とか、そういった危険とかって増すんじゃないかなっていうのは、僕はある程度臆測がついたんじゃないかなと思

うんで、なぜ、今のまんまにしたのかってものすごくちょっと不思議な気持ちでいるのが正直な気持ちです。

ただ、そういうふうに荒川沖から来て、今の0103号線っていう形で、当時はそれで問題がないだろうということで、今の状況になってると思うんですが、現在は、やはりその時間帯によってはものすごい渋滞を引き起こしていると思うんです。

今、言ったように、町の東と西側を結ぶ本当の主要道路だと思いますんで、この渋滞のほかになんですが、弊害とか起きているのではないかなと思うんですけど、何かそういうことって、把握ってされてらっしゃいますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） まず、渋滞は別ということなんですけども、まず渋滞のことなんですけど、今、渋滞もですね、結構400メートルぐらい渋滞してるところもありまして、それに渋滞することによってですね、例えば阿見消防署からもですね、西部地区への緊急自動車到着が遅延するというような可能性も出てまいります。

あとですね、そのほかですけれども、例えば狭小な交差点で歩行者だまりというのがありませんので、横断者を守る安全性の確保が交通量の増加についていけないということもあります。

また、広い歩道やですね、自転車通行帯がないということで、自転車通行者がですね、危険にさらされる度合いが高まってきている。

また、通行車両がやっぱ増えてますので、やっぱ振動ですね、振動・騒音が発生して増加しているというようなことだと思います。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） そうですね。今、言われただけで、本当に僕も高校のときなんですけど、あそこの道、自転車で行ってたんですけど、あそこ結構直線なんで、すごい車のスピードも乗るんですよ。なんで、本当に何度も怖い思いをしたなっていうのを、今ちょっと改めて思い出しました。

答弁の中に、交差点の改良工事は非常に困難ということで記載があるんですけども、私も現地のほうを何度も通らせていただいたり、見てて、そういった部分、鑑みると、ちょっと理解できないわけでもありません。でも、理解できるかできないかという、そういう問題ではなくて、やはりその交通渋滞が起きているっていう部分とかで、その交通渋滞の解消に向けた取り組みっていうのは、その道路をつくり替えるよっていうのは困難ですよっていうのであれば、それ以外で何か解消するような方法っていうのは、町のほうとして、何か考えられたんですかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

そうですね、まずですね、そういう身近な、すぐできるところからという形で考えたのは、信号機の周期ですね、赤から青になる、そういう時間帯の周期の延長はできないかということ、警察署に、去年ですね、検討してもらったという経緯があります。

ただ、交通量の結果からいたしまして、0103号線ですね、の信号周期を長くしますと、南北方向の交差する道路への影響が大きくなってしまうと。0103号線はスムーズに流れるかもしれないけども、交差するほうの道路の渋滞が新たに生んでしまうということが予想されるということで、信号の周期のですね、変更はできないというようなことを、結論に至っております。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） 私もですね、この話をもらってから、警察のほうにも相談をして、朝、一緒に立ち会って交通量の調査とか行ってもらって、警察の人ともいろいろちょっと話した経緯があるんですけど、やはりちょっと私もなかなかこれを改善するいい施策っていうのがなくて、本当苦慮してた部分なんです。

町としても、今、お話聞いたように、そういったいろいろな検討をした結果が、都市計画道路の荒川沖寺子線及び都市計画道路寺子飯倉線の、こちらの早期整備というような結論が出たということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、そのとおりでございます。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） じゃあ、答弁の中にもあるんですが、令和6年度の供用開始をめどに整備を進めてありますというふうに記載があるんですが、こちらの整備に関して、今現在、何か課題とか、何かそういったものっていうのは出てらっしゃったりしますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） やはりですね、費用の面ですね。寺子飯倉線はですね、約13億5,000万円の総事業費を見込んでおります。ただですね、これをですね、町だけのですね、財源で整備するっていうのは無理ということになります。こういう財源確保が本当に重要な課題でありまして、国からの交付金をどうやって持ってこられるか、これが一つの鍵となると思います。

しかし、今年はですね、町が希望するですね、交付金がちょっとほど遠いような金額しか配分されませんでした。来年度以降もですね、このようなですね、配分でありますと、非常にですね、事業が立ち行かない可能性が出てしまうというようなことです。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） 財源というのは、やはり一番ね、大変な部分だと思います。

その財源確保、先ほど、国のほうの補助の部分もちょっとかなり厳しい状況だったということなんですが、それらの課題解決に向けて、町としては、どのような取り組みをされているらっしゃるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 今年のですね、10月にですね、町長を筆頭にですね、葉梨代議士、葉梨県議会とか町の議会議員、あと東部工業団地のですね、雪印メグミルクさん、商工会等の要望、そういったのをですね、皆さんとですね、要望団を結成いたしまして、国土交通大臣に会いに行きまして、予算確保のために要望活動を行っております。

その活動によりまして、町の熱意っていうのがですね、伝わりまして、国交省やですね、茨城県がですね、親身になってですね、阿見町の相談に乗ってくれております。おかげさまでですね、まだ決定ではありませんけども、交付金を配分する国の考え方とか方針を理解することができまして、来年度からですね、国が重点的に予算を配分する種類の交付金を変えるというようなことが考えております。できたっていうふうに言ってもいいかと思います。

来年度以降のですね、財源確保につきましては、これもふたをあけてみないとですね、はっきりした、わからないところがありますけども、一筋のですね、光が見えてきたんじゃないかというふうに思っております。

これはですね、国からの交付金っていうのはですね、皆さん全国からですね、要望があるということで、取り合うっていうような形になると思います。そういうものをですね、その中でも、配分をもらってくるにはですね、やっぱりアンテナをですね、高くいたしまして、国の動向とか、よく見きわめまして、積極的に交付金を取りにいきたいと。そしてですね、計画どおりですね、寺子飯倉線の令和6年度供用開始の目標達成するように努力したいとは思っております。

○議長（吉田憲市君） 石引議員。

○2番（石引大介君） 非常に心強い御答弁いただいてありがとうございます。

本当にですね、今回の国交省への要望活動っていう部分で、私も以前の仕事の経験を活かして、日程調整とかのお手伝いさせていただいたりですとか、あとは要望活動のほうにも、議長はじめ議員の1人として参加させていただきました。

その場でですね、本当に、当時行かれた浅野課長が、国交大臣に向かってですね、に対して、この道路の整備の重要性を本当に一生懸命訴えている姿ですとか、あと千葉町長が、この道路が町民の方々にとってどれほど必要な道なのかというのを熱く訴えている姿をちょっと拝見させていただきました。本当にですね、執行部が一丸となって、この道路整備に取り組まれている

ということを感じた次第でございます。

令和6年度の供用開始を目指しているとありましたが、やはりこの今の状況で困ってる方っていうのはたくさんいらっしゃると思うんです。なので、町民の方が快適に、そして安心して利用できる道路整備の早期完成を目指して、これからも御尽力いただければと思いますので、心からお願いを申し上げまして、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、2番石引大介君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時56分散会

第 4 号

[12 月 6 日]

令和元年第4回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和元年12月6日（第4日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

3番	井田真一君
----	-------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	坪田匡弘君
教育長	湯原正人君
町長公室長	湯原幸徳君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長兼 生活環境課長	高 須 徹 君
保健福祉部長	飯 野 利 明 君
産業建設部長	湯 原 一 博 君
教育委員会教育次長	朝 日 良 一 君
会計管理者兼 会計課長	佐 藤 吉 一 君
政策秘書課長	佐 藤 哲 朗 君
総務課長	青 山 広 美 君
財政課長	黒 岩 孝 君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	竹之内 英 一 君
都市計画課長	林 田 克 己 君
道路公園課長	浅 野 修 治 君
学校教育課長	武 井 浩 君

○議会事務局出席者

事務局長	小 倉 貴 一
書記	野 口 和 之

令和元年第4回阿見町議会定例会

議事日程第4号

令和元年12月6日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和元年第4回定例会

一般質問3日目（令和元年12月6日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 栗原 宜行	1. 阿見町における学校教育施設の整備は進んでいるか	教 育 長
2. 佐藤 幸明	1. 牛久阿見インターから町内へのアクセス道路について 2. 霞クリーンセンター・さくらクリーンセンターについて	町 長 町 長
3. 柴原 成一	1. 阿見町の将来について	町 長
4. 倉持 松雄	1. 地域コミュニティについて 2. 医療機関を周るコミュニティバスの新設について 3. 町職員の接客態度の指導について	教 育 長 町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表により進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（吉田憲市君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願い申し上げます。

議員各位に申し上げます。会議規則第61条第1項に規定されているとおり、一般質問は町の一般事務についてだけたず場でございます。したがって町の一般事務に関係ないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたず場でありません。議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対して簡明に答弁されるようお願い申し上げます。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、6番栗原宜行君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移動し、準備をしてください。

6番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔6番栗原宜行君登壇〕

○6番（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。一般質問最終日でございます。

本日はですね、阿見町における学校教育施設の整備は進んでいるかについて質問させていただきます。

これに当たりましてですね、今年の夏、私は町内小学校・中学校全校ですね、訪問させていただき、各学校の整備状況、また御要望等ですね、伺ってまいりました。その際ですね、校長先生、教頭先生、教務主任の先生方、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

私は50年ぶりとなりますですね、阿見中学校を卒業して50年となります母校を訪問しましたが、在学中にですね、あった施設がまだあるというような状況もありましてですね、物持ちがいいなというふうにも思ったところもありますけれども、そういう形の中でですね、たくさん見てきましたので、それについて質問させていただきます。

また昨今ですね、教育に関する部分についてはですね、その整備につかまして、国も本気度を出したという形が窺えます。

昨年の7月17日、愛知県において小学校1年生の児童が、校外学習後に熱中症によって死亡するという痛ましい事故が発生しました。これも皆様には御記憶に新しいところだと思います。このため児童生徒の学習環境改善のため、公立の小中学校施設への空調設備の設置に必要な経費の一部を国庫補助としてですね、決定し、平成30年度にですね、補正を組み、817億円の部分がですね、全国の空調設備に充てられたということでございます。これによりましてですね、本町阿見町におきましてもですね、空調整備が未設置であった教室も整備がなされたということになっております。

また今日の新聞にもですね、財政対策ということで26兆円財政支出すると、13兆円の部分でですね、安倍総理が発言をされた部分の骨子が決まったということでございます。これ先月13日の政府の経済財政諮問会議で、学校のICT化環境についてパソコンが1人当たり1台となるのが当然だと。これは国家意志として明確に示すことが重要であるというふうな発言を受けてですね、予算組みがされたということでございます。こういった環境の中でですね、阿見町については教育施設がどのようになっているのかを7つの項目にわたってですね、質問させていただきます。

- 1、台風や豪雨による学校施設の被害はありましたか。
- 2、阿見町の小中学校における空調（冷房）設置率は現在どのようになっていますか。
- 3、学校におけるICT環境の整備状況は、昨年度と比較してどの程度進んでいますか。
- 4、新学校ICT環境の整備水準を達成するため、どの程度の費用が必要と考えていますか。
- 5、町内小学校の統合再編成はどのようになっていますか。
- 6、学校プールについてどのように考えていますか。また、プールの改修スケジュールはどのようになっていますか。
- 7、学校施設の長寿命化はどのように進めていますか。

以上7点、よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） おはようございます。

ちょっと大きい声で平岡議員を意識して挨拶してみましたが、やっぱりああいう元気はなかなかできませんね。はい。

栗原議員の質問に答えさせていただきます。

阿見町における学校教育施設の整備は進んでいるかの質問についてお答えいたします。

1点目の、台風や豪雨による学校施設への被害についてであります。

今年、台風15号、19号の影響により、学校施設で多数の被害が発生しました。

台風15号では、阿見小学校校庭中央のイチョウの木の損傷、本郷小学校物置場の屋根倒壊及び倒木、舟島小学校の倒木、阿見第一小学校の倒木によるフェンス破損、阿見第二小学校体育館渡り廊下の破損などの被害がありました。

台風19号では、阿見小学校屋上フェンスの破損、舟島小学校の倒木、阿見中学校弓道場屋根の破損及び倒木などの被害があり、その他に雨漏りが多数ありました。

2点目の、小中学校における空調（冷房）設置率についてであります。

今年度、君原小学校、阿見第一小学校、阿見第二小学校で空調設備を設置したため、普通教室の設置率は100%です。ただし、君原小学校、阿見第二小学校には空調設備が未設置の特別教室があるため、特別教室を含めた全教室の設置率は96%となります。

3点目のICT環境整備状況の昨年度との比較と、4点目の新学校ICT環境の整備水準を達成するための費用につきましては、関連しておりますのであわせてお答えいたします。

文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え、2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針を取りまとめました。この方針では、令和4年度までに学習者用コンピューターを3クラスに1クラス分程度整備、電子黒板等の大型提示装置を各教室に1台整備、ICT支援員の学校配置などを目標水準としております。

現在、町立小中学校では学習者用コンピューターを各校1クラス分程度整備し、電子黒板等の大型提示装置を約80台整備、ICT支援員の学校配置は未実施で、昨年度と同様の整備状況になっております。国が定める目標水準を達成するために必要とされる学習者用コンピューター等を5年間でリース契約した場合、7億円程度の費用が必要になると見込んでおります。

5点目の、小学校の統合再編についてであります。

現在、平成27年3月に策定した阿見町立学校再編計画に基づき、計画を進めております。

平成30年3月に実穀小学校が本郷小学校に、吉原小学校が阿見小学校に統合しました。阿見第二小学校は、令和5年3月に阿見小学校へ統合することを決定しております。君原小学校につきましては、君原小学校検討委員会から君原小地区8行政区の総意として、君原小学校を存続する方向が示され、その方法の1つとして小規模特認校制度の導入を考えてほしいとの要望

書が提出されました。

これを受けまして、現在の阿見町立学校再編計画では小規模特認校制度について触れていないことから、再編計画の見直し及び具体的な方策について、学校再編検討委員会に諮問をいたしました。第1回目の委員会を11月5日に開催しましたことは、11月25日の町議会全員協議会で御説明申し上げたとおりです。

6点目の、学校プールについての考えと改修スケジュールについてであります。

現在、町内全ての小中学校で水泳学習を行っており、今後も継続して学校プールを活用していく考えです。改修スケジュールにつきましては、学校からの報告を受けて優先順位をつけながら実施しております。昨年度は阿見第一小学校、今年度は阿見小学校でプール改修工事を行いました。

7点目の、学校施設の長寿命化についてであります。

今年度、阿見町公共施設等総合管理計画の個別施設計画である阿見町学校施設等長寿命化計画の策定を予定しておりますので、次年度以降、同計画に基づいて学校施設の長寿命化に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。

それではですね、再質問のほうをさせていただきます。

まず、1問目の台風関連でございます。

御答弁にありましたように、被害については雨漏り等もあり、倒木、あと弓道場の屋根の破損等があったという形で確認させていただきました。この被害を受けたですね、施設の改修とかですね、倒木の処理は現在進んでいるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

各学校のですね、被害対応について御説明申し上げます。まず台風15号ですが、阿見小学校校庭中央のイチョウの木の折れた枝については撤去しまして、あと残りの枝の剪定、切り口の防腐殺菌処理を行いました。そして、本郷小学校では物置場の屋根が飛んで物置自体が倒壊しましたので、それについては撤去しております。阿見第一小学校のフェンス、及び阿見第二小学校の体育館の渡り廊下については、破損箇所を修繕しております。

次に台風19号ですが、こちらのほうは阿見小学校の屋上フェンス及び阿見中学校の弓道場の屋根の破損箇所については、これから修繕をする計画でございます。そして、各校でありました倒木、こちらにつきましては全て処分をいたしております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

昨日私もですね、阿見中学校の弓道場の屋根のところを見に行きまして、一応応急的な部分でやっていただいて、これからだなというふうに確認をさせていただきました。大変ですけども、そのほうよろしく願いいたします。

この中でですね、雨漏りが多数ありましたということなんですけれども、雨漏りが発生した学校は、どの学校なんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） 今回のですね、台風、かなり強かったということで。風と雨が。基本的に今回の件では、ほぼ全部の学校で雨漏りがあったということでございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

あとですね、直接学校施設ではないんですけれども、君原小学校ではですね、通学路の部分で被害がありました。今、各課におきましてはですね、児童の部分の登校等ですね、御配慮をいただいておりますけれども、現在どのような格好でですね、子供たちの登校について対応されているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今回の台風等によるですね、通学路の影響ですが、被害影響についてですけれども、台風15号につきましても被害がありました。こちらはですね、君原小学校通学路の埧地内で、道路を塞ぐ倒木がありまして一時通行ができなくなりました。その原因となりますNTTのほうにですね、その倒木の処理を依頼しまして、その復旧するまでの間は、通学路を変更して通学してもらったという対応をしております。

それと、今お話がありました台風21号で、君原小学校の通学路のうち飯倉地内で町道のり面の崩落が発覚しました。その結果ですね、そのり面の崩落の影響で今後、その道路がですね、陥没する危険性があるということが判明したため、その道路につきましては11月4日から全面通行止めとしております。そのことを受けまして、現在町でですね、飯倉地内のですね、児童の登校につきましては、タクシーを手配して、町のほうで支援しているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

君原小学校の児童の皆さんのほうにはそういう対応させていただいたということでございます。同じところですね、竹来中学校の生徒の皆さんに対してはですね、どのような支障が今あるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

当該箇所につきましては、竹来中学校のスクールバスですね、通学路となつてなかったもんですから、こちらについては、通行止めによる影響はございません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

今回竹来中学校、君原小学校の部分で通学路はそういう形でお答えをいただきました。2校以外の学校で通学路の支障というのはありましたでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

町で把握してますのは、スクールバスについて、やはり倒木等があつて支障が出たということとは把握しております。具体的にはですね、台風15号、風が強かつたので、こちらの中で阿見小学校のスクールバスと、あと竹来中学校のスクールバスです、こちらが道路を塞ぐような倒木があつたものですから、一時通行ができなくなりました。

どちらもですね、東京電力の関係で倒木がありましたので、東京電力のほうに倒木処理を依頼しまして、復旧するまでは別ルートで通学のほうしておりました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい。ありがとうございます。

では、2問目ですね、空調設備の設置率について伺います。

まずですね、町内各学校の普通教室と特別教室の数について伺いたいということと、それから空き教室の空調設備の設置についてはどのようにするお考えなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

町内の小中学校ですね、普通教室と特別教室の数について御説明いたします。

まず阿見小学校ですが、普通教室が19教室、特別教室が9教室。本郷小学校が普通教室16教室、特別教室9教室。君原小学校が普通教室7教室、特別教室6教室。舟島小学校が普通教室11教室、特別教室9教室。阿見第一小学校が普通教室16教室、特別教室10教室。阿見第二小学

校が普通教室8教室、特別教室8教室。あさひ小学校が普通教室28教室、特別教室13教室です。

中学校では、阿見中学校が普通教室15教室、特別教室14教室。朝日中学校が普通教室14教室、特別教室11教室。竹来中学校が普通教室18教室、特別教室15教室となっております。

空き教室の件の御質問がありました。空き教室への空調設備の設置に関しましては、今の時点では予定しておりません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

あと、普通教室の設置率が100%ということで、ただし君原小学校、阿見第二小学校についての特別教室の未設置があるので、全体的に考えると96%になりますよという御答弁でございました。

で、ほかのですね、市町村の特別教室の設置率を調べてみました。確かにですね、普通教室については、今回の予算措置がありましたので100%に近いです。茨城県全体でも99.2%になっておまして、牛久・つくば・稲敷・美浦・河内・利根さん、全部100%普通教室となっております。特別教室については、県全体で61%ということで、かなり低い設置率になっています。今回特別教室、今の御案内いただいた数の中でですね、10教室分ぐらいがほぼほぼ未設置という形に阿見の場合となっておりますけれども、この設置率、両方ともですね、普通教室・特別教室とも100%を目指すお考えはございますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今100%になっていないということで、場所的にはですね、君原小学校と阿見第二小学校の特別教室に設置してないという状況があります。現時点でですね、その君原小学校、阿見第二小学校の特別教室にですね、空調設備を設置する計画はございません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい。そうしますとですね、各学校のですね、空調設備の設置年数をちょっと伺いたいと思います。今回、各学校回らせていただいたときに、舟島小学校さんはかなり進んだ学校、設備が進んでいると思ったんですけども、空調設備がかなり古くてですね、今回の設置によって一番古いんじゃないかというようになってしまったんですけども、そういう古い設置の更新スケジュールも含めてですね、どのような考えで更新されるのかお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

まず、1点目の御質問の設置年ですね、各学校ごとにちょっと御紹介したいと思います。

阿見小学校は平成29年、本郷小学校が平成28年、君原小学校が今年、令和元年、今お話がありました舟島小学校が平成10年、阿見第一小学校が令和元年、阿見第二小学校も令和元年、あさひ小学校が平成30年。

中学校では、阿見中学校は平成29年、朝日中は平成27年、竹来中は平成30年となっております。

今御指摘がありました舟島小学校は平成10年に設置したということで、かなり古くなっております。議員が御指摘のとおり設備の老朽化も進んでおりますので、こちらにつきましては、来年度設備改修工事を予定しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

続きまして、3番目の学校におけるICT環境についてですね、再質問させていただきます。

まず平成26年から平成29年まで、国からICT整備費用っていうのが地方交付税で交付されているはずなんですけれども、これが大体総額で6,700億円。その額がですね、26年から29年度について国からの地方財政措置があったと。これについてですね、幾ら阿見町では交付されているのか。また、その交付金で整備したものは何なのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今議員がおっしゃるとおりですね、このICTの整備につきましては、国から地方交付税措置がされてるっていう制度になっております。ですが、実は地方交付税っていうのはなかなか内訳がわからないもので、私ども担当のほうとしましては幾らが、金額が、その中に含まれているということは承知しておりません。

そういうことですが、町のこれまで整備してきたものにつきましては……。あと費用ですね、ここで御紹介したいと思います。

平成26年から29年までの間で、町としましてはICT機器を整備したものについては、主に教務用校務用のパソコン、それと教育用校務用のサーバー、あとプロジェクター、プリンター、ソフトウェアで、この4年間でリース保守契約の総額が約9,500万となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

そうしますとですね、実際に学習指導要領がですね、小学校についてはですね、2020年から全面実施という形で、例えば英語教育が入ってくる、プログラミング教育が必修化になりましたという形で、大きく改定されました。今、9,500万のレンタルリース料で校務パソコンとかですね、サーバーとかっていうことで整備はされたということなんですけれども、実際に整備をしなきゃいけない設置水準がほかにもありまして、例えば無線LANの整備ですとか、それからパソコン部分ももっとですね、あるとかですね、いろいろございます。

そういった中でですね、ICT化が今みたいに進んでいない状況の中で、実際に来年全面実施をする中で、本当にそのICTを活用した学習が進められるのかっていうのがすごく不安なんですよね。整えなさいよっていうことで、第1回目の国からの費用があった。実際にそれが国庫補助金じゃない、ひもつきになってないので、がっちゃんこされていくとわからない。確かに、これも財政部局に1回勉強しに行ったときに、補正がそれぞれ入っていくんだってことなので、例えば阿見町の場合は財政力指数が高いので、普通のところよりも厳しい査定、厳しいっていうんですかね、そういう査定になっちゃうので、例えば1校500万あげますよっていう予算を組んだとしても、いろんな補正が入って削られていくわけですよ。教室数も違うので。それで、がっちゃんこで入ってくるので、今次長が言われたようにわからないっていうのが実態なんですよね。

その中で、こういう形で9,500万も投資していただきましたけども、実際に指導要領としてはやんなきゃいけないものが、もうプログラミングって入ってるわけです。全面実施しなきゃいけないわけです、これは必修なので。これについてですね、本当にできるのかっていう部分をですね、ちょっと教えていただきたい。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今議員の御指摘のとおりですね、阿見町におきましては、教育長の答弁にもありましたけれども、整備状況は昨年度と今年度変わっていないという状況です。そういったことで、今お話がありました学習指導要領が変わりまして、学校でも、小学校でもプログラミング教育が始まるということで。その中でもできることはやっといこうということで取り組んでいることがございます。

まず1つがですね、令和2年度、来年度から小学校でプログラミング教育が完全実施となるためですね、今年度に学習者用パソコンにプログラミング体験ができる学習用ソフトを導入するような予定で考えています。今年度そういうものを導入して来年対応していくと。あともう1つはですね、学年で学習者用のパソコンの使用時期が重複しないような年間指導計画を立案してですね、そういったことで少しずつですね、学習指導要領に対応するようなことを考えて

います。

そういうことですが、なかなか阿見町のほうでも整備は進んでないですけども、これからはですね、やはり国の目標水準達成に向けて、学校のICT環境の整備促進をやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

それでは4番目のですね、新学校ICT環境のほうに移ります。

御答弁の中でですね、5年間のレンタル費用の概算として7億円という形で御答弁いただきました。この内容について伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

国がですね、定める目標水準を達成するためのリースの概算費用の内訳を説明いたします。

まず、学習用タブレット、パソコンの購入リースで約2億2,000万円。あと、電子黒板の購入リースで約1億5,000万円。無線LAN機器の、やはりリース等で約2,000万円。ソフトウェアの購入で1億7,000万円。それとICT支援員の配置で約5,000万円。で、総額で約7億円を予定しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

今実際にですね、ソフトの部分で1億7,000万という形で御案内いただきました。各学校回らせていただいたときに、デジタル教科書を使って今も実際に先生方やられてるんですけども、この指導要領が変わることによって、教科書が変わってしまう。だから、ソフトは使えなくなるんだってということで、御要望があったんですけど。次長のほうで、それも加味してますよということだったので安心しております。

それとですね、先ほど御案内した第1回目のICT整備費用が、29年度に終わったんですけども、実は平成30年度から第2回目のICT整備地方財政措置が行われています。この対応についてですね、どのようにされてるかお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

学校ICT環境整備に必要な経費につきましては、今議員がおっしゃるとおりですね、平成30年度から令和4年度まで地方財政措置が講じられております。これを踏まえまして、阿見町

としましても、2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針の目標年度であります令和4年度までに向けて、学校ICT環境整備に向けまして、財政当局のほうにですね、予算の要望を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

今年もですね、11月の28、29、熊本県の山江村の教育の情報化研究発表会に、4年連続で行ってまいりました。そのときにですね、文科省の初等教育局情報室長とちょっとお話をする機会がありまして、今回、今御案内したとおり予算措置を講じているんですということで、文科省とするとですね、目標としている部分、水準として、学習用コンピューターとしては3クラスに1クラス分程度の整備、それから、大型提示装置は100%、それから統合型校務支援システム100%支援、それからICT支援員については4校に1人……。

○議長（吉田憲市君） ちょっと暫時休憩をいたします。

午前10時34分休憩

午前10時36分再開

○議長（吉田憲市君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで17番、倉持松雄君が出席いたしました。ただいまの出席議員は17名です。

栗原議員。

○6番（栗原宜行君） それではですね、先月ですね、熊本県の山江村に行ったときに、文科省の室長とお話をする機会がありまして、そのときにですね、ぜひ戻られたら、今回の財政措置について、組んでいるので、執行部のほうに、行政のほうに伝えて整備を進めてくれというのを申しつかりましたので御案内いたします。

その規模なんですけれども、先ほど御案内しましたけれど、市町村において、小学校については622万円、18学級が基準となっています。中学校については595万円、これは15学級が基本となっています。それから、先ほど御案内したとおりさまざまな補正があり、地方交付税で入ってくるので、当然見にくいものがあるでしょうと。ただし文科省としては、この金額を組んでる。1,805億円、5年間で行けば9,000億円分をですね、今回第2回目の新ICT整備関係の費用として組んでいるので、これを御活用いただきたいということで言われてました。

で、それがあって、さっき総理のほうからですね、今回13兆円の中に小中学校の児童1人1台のパソコンという形でバックアップがありましたので、それも含めてですね、確実にこれが整備されていくようにということでお願いをしたいと思います。

続きまして5番目、町内小学校の統合再編成について伺います。

統合の見直しによりですね、教育施設の改修ですね、これは今後どのようなスケジュールで改修をされていくんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

現時点では、阿見町立学校再編計画の見直しを検討している段階です。ですから、教育施設の改修スケジュールについての影響は現時点では未定です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 実際にですね、今次長が言われたようにですね、見直しについては今検討委員会のほうに諮られているということなので、まだ未定だよという格好になると思います。特にですね、今回、君原小学校だけではないと思うんですけども、今回第二小学校の部分についてですね、統合のほうの見直し再検討についてはされているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

教育長の答弁にもございましたが、今回見直しはですね、君原小学校から小規模特認校制度を取り入れてほしいという要望がありましたので、そのことだけの検討をしております。第二小学校については、今回の議題にはなっておりません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） そうするとですね、これは要望になってしまうんですけども、君原小学校の場合ですね、先ほどもありましたけども、雨漏りが15号、19号、20号の前からですね、今回夏に訪問させていただいたときからですね、晴れているのに階段のところの上ですね、シャンデリアのような洗面器があったんです。これ何ですかって言ったら洗面器だと。雨漏りが通常してるわけです。通常からしているのに、今回、雨漏りもさらにひどくなってると思うんですけども、検討されている中でですね、もし本決まりになりましたら、雨漏りの部分、それから体育館の屋根の赤さび、これ住民の方がですね、小学校と公民館に行ったときに、いつも暗くなって帰ってくるぐらい赤さびがひどいんです。

それから、非構造物の耐震化についてもですね、昨年度は対象になってない君原小学校なので、この部分についてもですね、よろしくお願ひしたいということで、これは要望ということでございます。

続きまして、学校プールについてお伺ひいたします。プールの改修の基準と範囲についてですね、これはどのようになってるのかをお教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

プール改修のですね、基準範囲につきましては、各学校からのですね、報告に基づきまして施設の安全性を優先しつつ、緊急性の高い施設から改修を行っている状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 今回の部分で、第一小学校、第二小学校さんのプール改修の部分も見せていただきました。この中でですね、当然費用があるので、プール本体の部分が優先的にされるんですけども、そのためにですね、更衣室だとかトイレ、シャワーの施設についてですね、改修されていませんでした。これらの施設の改修についてはですね、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、議員御指摘のですね、トイレや更衣室、そういったものにつきましては、学校からの要望に基づいて、機能不全、使えないっていう部分について修繕を行っている段階で、ちょっと全面的な改修は今行っておりません。まず、プールにつきましては、プールの水槽ですね、実際泳ぐところ、そちらを先行して改修して行って、それに附帯する設備につきましては、今後学校からの報告に基づきまして検討したいと思えます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

あとプールのないですね、あさひ小学校なんですけども、水泳学習で課題とか問題点、これはどのようなものがありますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

あさひ小学校は、学校にプールがないということで、今現在、送迎バスを使って阿見中学校まで移動して、水泳授業を行っております。そういったことから、ほかの学校、敷地内にプールがある学校と比べまして、児童とか教職員の負担が大変大きいと思っております。さらに、使ってる場所がですね、敷地外の阿見中学校にございますので、学校とプールとの距離が離れていると。そういったことで、維持管理もですね、ほかの学校から比べると、かなり負担が多いということで、それは課題になっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

続きまして、7番、学校施設の長寿命化についてお伺いいたします。学校施設の長寿命化の基準ですね、この基準はどのようになっているのでしょうか。また長寿命化の対象はどの施設なのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

まず、学校施設等長寿命化計画では、町立の小中学校の校舎、体育館、及び同施設に附帯する200平米を超える施設並びにその他の建築物について、現状の把握、分析に基づいて、今後の維持保全の方向性を検討し、現地調査を踏まえた施設評価を行い、ライフサイクルコスト、保全優先度を勘案して計画を策定していく考えです。

これは考え、基準ですけども、実際の対象となるのはですね、小学校7校、中学校3校、教育相談センター、合わせて11施設、及び附帯されてる200平米を超える施設ということで、体育館、武道館が対象となります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） そうしますとですね、対象となる11施設、それから200平米以下の建て替え、改修についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

この学校施設等長寿命化計画で対象外となる施設、いわゆる200平米以下なんで、屋外の倉庫とかトイレ、便所、そういったものですけれども、これらの施設につきましては、学校からですね、報告要望を受けまして、優先順位をつけながら、修繕さらには建て替え等の対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 御答弁の中でですね、長寿命化については次年度の部分で考えていますよという形で答弁いただきました。この長寿命化計画について詳しくお教えてください。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

学校施設の長寿命化計画につきましては、従来の劣化状況に応じて改修を行う事後保全中心の施設整備ではありません。不具合の発生をですね、未然に防ぐ予防保全を計画的に推進することで、学校施設に求められる機能、性能を確保しながら、長寿命化を図り、維持管理、更新

に係る予算を平準化していくような計画です。平成27年3月にですね、文部科学省、インフラ長寿命化計画が策定され、各学校施設の管理者は、令和2年度、来年度までに、長寿命化計画を作成することが求められております。

また文部科学省では、この長寿命化計画の策定状況を勘案して、公立学校施設整備の国庫補助を行うことを検討しているそうです。そういったことから、今年度ですね、学校施設の長寿命化計画の策定を予定しており、年内にですね、この学校施設の実態調査を行い、課題を整理して、今年度中にですね、同計画を策定したいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原直行君） はい、ありがとうございます。

今次長の御案内のとおりですね、令和2年度について、文科省につきましてはですね、計画を出してください。その中で、もう既に概算要求として2,700億円の予算を概算要求しています。これもですね、先ほどの文科省の室長のほうからも言われてますけれども、もう予算は組みました、そこをどうやって使っていただけるのかが、もう自治体任せになってるということなんですね。これは阿見町だけではなくてですね、これだけの予算を投入したにもかかわらず、設置率は阿見町とほとんど変わってないんです。

例えば、コンピューターのデスクトップでどうやってグループ学習するのって。持ち歩けないわけですよ、ノートパソコンじゃないので。そんな格好の中で、ただカウントすると40台ありますって。そういうことで、使われていない部分が多いので、こういう未設置の部分が多くなると。こういうことを御案内するので、今回の学校長寿命化のための改善の指針だとか手引きとあってのはある中で、2,700億円のお金は計上しましたよということになっておりますので、これもICT化と同じようにですね、遺漏なく使っていただきながらですね、町内各教育施設の充実に図っていただきたいというふうに思っております。

それと、これで最後の質問なんですけれども、こうやって学校施設をそれぞれやって充実させた結果、子供たちのですね、成果として、学習の定着であるとかですね、例えば、運動部・文化部の県大会の優勝だとかっていう形になってくると思います。それを今、学校施設の中で、どういうふうに町内の方たちにアピールするかというと、例えば阿見中さんの場合は道路に面してるので、例えば優勝しましたってということでも、自分たちがつくった横断幕で張れるんですけど、竹来中さんの場合は、ちょっと奥まってるので、ちょっと入りづらい。

もっとわかりづらいのは朝日中学校で、幹線道路からかなり奥に入ってる、今実際に弓道部で準優勝だとか優勝したかっていうところがですね、1メートルちょいぐらいの白い布に墨一色で書かれてるんですよ。あんなに頑張ってる子供たちがいて、本当にやってるのに、それ

をなぜ、もっと町民の方にお知らせできないのか。

例えば、金メダルとりましたとかオリンピック出ましたっていうときに、役場のほうからですね、垂れ幕をつけていただいています。中学校の県大会のときに優勝したら、あれつくっていただけるんですかって言ったら、全国出ればつくるよって言われたんです。確かに、全国出ればあれなんですけど、県大会優勝ってすごいことだと思うんですよ。そういったことも含めて、もっと私たちがやれること、やってあげられることがあるんじゃないかと思うんですけど、そういった励みになること、いうことをどういうふうにやられていくのか、ちょっと教育長のほうでお考えいただければありがたいんですが。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） はい、失礼しました。栗原議員がね、子供たちのやってることについて、応援をしてくださってるっていう気持ちはよくわかりました。確かに、今広報あみで町長さんを表敬訪問して写真を撮って、やるなんていうのは大体全国大会以上になってますね。県大会っていうのの優勝というのはこれはすごいことなんですよ。運動部は結構ありますけれども、つい先日竹来中学校の生徒で人権作文で、ちょっと名前忘れちゃいましたけど、県の最優秀賞ですから、これ県大会優勝ですね。で、人権作文って裾野が非常に広いですよ。その中で、そういうような表彰されたというのは、私は文書で見ましたけれども……。

そのほかにもいろんな、私たちも結構目を配らせていただいているつもりですけど、行き渡らないところがあります。そういう点で議員の皆様にもですね、そういう傑出した、これは業績じゃないかとか、一生懸命やったんじゃないかという場合にはお知らせをいただいて、それでそれを認めていくという方向ですね。町のホームページであったり、広報あみ等も活用できるんじゃないかというふうには思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。子供たちにもですね、励みになったと思ひます。

今回もですね、阿見町の学校教育施設について質問させていただきました。子供たちにはですね、教育を受ける権利があり、大人にはですね、教育を受けさせる義務があると言われていひます。阿見町がですね、公教育をする中でですね、やっぱり格差があつてはならない。公教育としてはですね、全ての子供たちがやっぱり等しく受ける教育の中でですね、環境の中で、教育をさせてあげたいというのが、私たち大人がするべきだと思ひしておりますので、今後もですね、整備に向けて、特段の御配慮いただきたいと思ひます。

これで私の質問を終わりといたします。

○議長（吉田憲市君） これで、6番栗原宜行君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時5分といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番佐藤幸明君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移動し、準備をしてください。

18番佐藤幸明君の質問を許します。登壇願います。

〔18番佐藤幸明君登壇〕

○18番（佐藤幸明君） 皆さん、こんにちは。本会議の4日目、一般質問の3日目。何かとお疲れかと思しますので、手短かに質問をさせていただきます。

通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今回の質問に際し、窓口で多くを尋ねました。懇切丁寧に説明をいただき、ありがとうございました。まず、担当された方々に感謝を申し上げます。理解できました件を省き、10年、20年先を見据えた質問をいたします。明快なる答弁をいただければ幸いです。

1点目として、牛久阿見インターから町内へのアクセス道路について伺います。

県道48号、三区から一区南行政区に入り、一区南の信号を直進、自衛隊を右側に見て、クラックする道路を道なりに進み、右拐に至る道路です。狭い道幅で、交通事故も多く多発しております。両側には民家も多く、拡幅は非常に難しいと言われております。この道路のバイパス的役割を担うのが、牛久阿見インターから上小池、実穀の田畑の中を通り、ひたち野うしく駅からの大通りと交差し、下本郷、荒川本郷、区画整理地内を抜け、給食センター付近から上郷地内町道2205号線に沿って、西郷地内125号バイパスまでの路線であります。

平成2年、首都圏中央自動車連絡道の発表と同時にアクセス道路と位置づけされ、圏央道と同じ片側2車線、幅員30メートルで計画され、当時はですね、平成12年に供用開始と公表されました。上郷地内では、茨城県の開発公社により買収地も多く見受けられます。幅員を示す赤い木のくいも示されましたが、いつの間にか風化し、なくなりました。

さて、インターから龍ヶ崎方面へは買収され、4車線道路としても一部供用開始されております。交通の利便性の向上により、沿道サービス業等をはじめとする新たな産業の創業にも、大きな期待を寄せております。しかし、阿見地内への工事が一向に始まらないので、伺います。

1点目、この道路の町としての位置づけはどうか。

2点目、着工のおくれの原因は何ですか。

3点目、原因を取り除き早期に着工し、龍ヶ崎方面への遅れを取り戻すべきと、多くの町民

が願うが、方策がありますか。

お伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、こんにちは。

佐藤議員の、牛久阿見インターから町内へのアクセス道路についての質問にお答えいたします。

1点目の、この道路の町としての位置づけについてであります。

主要地方道土浦竜ヶ崎線バイパスは、牛久市内から圏央道牛久阿見インターチェンジにアクセスし、国道125号バイパスまで南北に結ぶ町の骨格となる道路であります。この道路が整備されますと、人口が増加している町の西部地区から圏央道へのアクセスができるなど、町の道路ネットワークが強化され、交通の利便性や安全性が向上し、さらに沿道での土地利用の誘導にもつながります。

また、町の定住促進重点地域として位置づけられている荒川本郷地区でも骨格となる道路であるため、重要なライフラインの設置も計画されており、今後の町における新市街地の形成、ひいては定住促進に欠かせない重要な道路であります。

2点目の、着工の遅れの原因についてであります。

土浦竜ヶ崎線バイパス整備の事業主体である県に問い合わせしたところ、牛久市内での用地取得は順調に進んだことに対し、阿見町内では、現UR都市機構の撤退に伴い荒川本郷地区内の事業手法の検討に時間を要したことに加え、インターチェンジ北側の小池地内に広大な筆界未定地があったため、道路用地の確定に多くの時間を要したことが着工の遅れの主な原因とのことでした。

3点目の、原因を取り除き早期に着工し、龍ヶ崎方面との遅れを取り戻す方策についてであります。

現在では、着工の遅れとなった原因は解決され、土浦竜ヶ崎線バイパス整備事業が計画的に進められております。町内の土浦竜ヶ崎線バイパスは牛久阿見インターチェンジより南側は開通しておりますが、暫定2車線での供用となっているため、令和6年度までには4車線化にするための工事が進められております。また、牛久阿見インターチェンジより北側の県道土浦稲敷線までの区間につきましても、令和6年度までに4車線で開通させるための工事が始められております。

町としましては、引き続き工事が実施され、当道路が早期に町内へ延びるよう、毎年、県の

関係各所への要望活動を行っております。土浦竜ヶ崎線バイパスは町の将来の発展を支える重要な道路であるため、今後も要望活動を継続してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 佐藤議員。

○18番（佐藤幸明君） はい。道路の位置づけなんですけど、私と同じような見方をされております。荒川本郷地区での骨格となる道路でもあると、定住促進にも欠かせないということでもあります。

そのような中で、お伺いをいたします。質問の中で触れましたけども、上郷地内の予定路線の上には民家もあります。住人は線引きされただけで、買収の話も全くないと。不動産業者に相談しても、買い手もいないと言っております。建て替えるべきか否か、悩む人もおります。その地主の方々のためにもですね、どんどん進めていただきたい。

当初、質問とは申し上げましたが、お願いに変えます。

現在でもですね、県外の観光客が、荒川沖駅から町内を周遊する。近くの掩体壕とか雄翔館予科練平和記念館、それから雪印工場、アウトレットとか、ぐるっと回って、また駅まで帰られると。こういう観光客がおります。こういうルートをつくっております旅行社が東京にあんですよ。そして、この議場の中にも、その案内役を務めてる人もおります。誰かといえば選挙前ですので、その方のPRにもなりますので差し控えさせていただきます。

アクセス道路が供用開始されたならばですね、もっともっと、このようなルートもつくられるんじゃないかなと思うところであります。まず、この牛久阿見インターからアクセス道ができると、ずっと1本道で掩体壕の近くへ来るわけです。そして、町内各地を回る。そして、アウトレットのところ、牛久阿見東インターから真っすぐ乗れると、大変すばらしいルートじゃないのかなと思います。

こういうことが、町発展のためにも、人口増加にもつながるのかなと思います。こういうことをですね、お願いする次第でございます。令和6年ですか、6年後でしたっけ、というような答弁をいただきました。これは特別委員会の中でも現地をちょっと見させていただいたときにですね、説明がございました。6年という時間が長いように、私は感じます。そしてまた、いろんな問題があるのも承知しております。1つは、筆界未定地があったということで、これはもう解決されたということですが、解決された割にはその後の動きがないなとも思っております。

そういう中でですね、区画整理の中の方法、土地に関しての方法もちょっと難しいのかなと思うところもあります。そういう難しい話ばかりしててもあれです。引き続きですね、これは県の事業ですので、ここで事細かくお願いしても皆さん方も返事にも困ると思います。しかし、

町の発展につながるすばらしい道ができて、それに沿ったいろんな産業が増加するわけですよ。そういうことで人口も増えます。町長も、町長じゃなくて市長になるんですよ。そうなればいいでしょうから。ね。そのように皆さん努力して、県にどんどん働きかけに行っていただきたいと思います。

窓口で伺ったときに、何日でしたか、県のほうに大勢の方でお願いに行かれた。3路線を早急にと、お願いに行かれたということも伺っております。しかしですね、関係する首長さん方とか、そういう人たちが一緒に行ったんでは、その道路をつくってほしいってだけの話で、ここということはないんだから、阿見のこれを早くしてくれということ、町長、まめに足を運んでいただいて、6年が3年になるように、3年より短くなんないでしょうから、そのようになるように、県事業でありますので、お願いを申し上げ、この点は終わります。

○議長（吉田憲市君） 佐藤議員。

○18番（佐藤幸明君） 2点目に入ります。

霞クリーンセンター・さくらクリーンセンターについて、伺います。霞クリーンセンターが平成9年供用開始され、清潔感ある大きな建物で、ここでごみを燃すのかなと、ここでごみを燃すのにはもったいないと、これが実感でした。またさくらクリーンセンター、広く深い場所で、焼却灰で全て埋まるのかなと思うほど半信半疑でした。しかし、月日のたつのは早いものです。ともに耐用年数が10年を切ろうと、いや、切ったとも言われております。

設計、用地の確保等々、時間を要することから、今から次のことを考えなければならないので、伺います。

近隣自治体との共同で、効率のよい焼却炉の建設を目指すべきではないかと。また、熱交換器を利用し、余熱利用し、電気に変えるべきじゃないかと。そういう方法が一番効率がよいんじゃないのかと思いますので、そういう方法はどうかということをお伺いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 霞クリーンセンター・さくらクリーンセンターについての質問にお答えいたします。

1点目の、近隣自治体との共同での効率のよい焼却炉の建設についてであります。

霞クリーンセンターは、平成9年度に供用を開始して以来、本年度で23年目となっております。本施設は、平成31年3月に策定した阿見町公共施設等総合管理計画における個別施設計画の中では、令和14年まで稼働させることを目標として、計画的に各機器の更新や補修工事を実施しながら運営しておりますが、次期施設の整備時期やその方法は検討課題となっております。

また、さくらクリーンセンターは、一般廃棄物の最終処分場として平成10年度に供用を開始して以来、本年度で22年目となっております。本施設は、平成30年度末の埋め立て割合は約6

割となっており、現状のスペースによる利用であれば、令和15年まで利用できるものと見込んでおります。

施設を新たに整備するには、多額の費用を要するため、現施設の長寿命化を図りつつ、コスト削減や効率化を図る必要があることから、将来的な更新については、議員御提案の近隣自治体との共同建設、つまり、ごみ処理等の広域化による整備を主目的に検討していかなければならないと考えております。広域化には近隣自治体との事情もありますが、その1つとして現在、牛久市と担当者レベルでごみ処理施設に関する情報交換を定期的に行っており、今後も継続していく予定であります。

2点目の、余熱利用されていない熱交換器を利用し発電し売電してはどうかについてであります。

焼却施設における発電設備の導入には、処理量が1日最低でも100トン以上であることや24時間連続運転であることが必要とされております。現在の霞クリーンセンターは、1日84トンの処理能力で、1日16時間の準連続運転の設計で建設されており、御提案の発電や売電を効率よく発電できるごみ処理量が見込めないため、現状の町の規模では設備を導入することは難しいと考えております。なお、現状では場内の給湯に余熱利用を活用しております。

今後、ごみ処理広域化を視野に入れた次期施設を検討する中で、発電や売電設備についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 佐藤議員。

○18番（佐藤幸明君） ありがとうございます。

ごみの量がね、1日最低でも100トンというような、答弁の中でありました。広域でやって、24時間焼却するということは、24時間熱を発するという事です。そして、その熱を交換器を通して電気へ変えるということが一番望ましいのかなと私は思います。熱は、そのまま置けば常温になってしまいます。冷めてしまうわけです。電気に変えれば、電気がまた何にでも変えることが可能なんです。そういう中で、この広域で考えた場合にですね、そういうことを含めて考えていただきたいと思う。

そして、今問題なのは化石燃料ですか、そういうものが問題になって、地球温暖化でつながってるわけです。そして、今どんどん電気自動車が普及しております。電気自動車、まだそれより効率がいいのが水素自動車とも言われております。今、そのバッテリー、蓄電池の性能がまだまだ悪いといいますか、大きなバッテリーが車を動かすのには必要になってくるわけです。でも、だんだん今研究され、そのバッテリー自体が、蓄電池自体が小さく小さくなってきているのも事実であります。そして今、大型トラックなどは、その蓄電池のスペースを、架台をつく

ってですね、そっくり大きなバッテリー、こう幾つあるかわかりませんが、並べて積んだやつを、それをそっくりまた外して、新しい充電したのをつける。そしてまた走るというような方法も、今なされております。

そういう中で、まず電気に変えれば、またお湯にも変えることもできれば、何にでもまた変えることも可能なんじゃないかなと。要は、24時間操業した場合に、例えば、今の焼却場のころにもいろいろ話が出ました。ハウスをつかって農業用の農業者に貸したらどうだとか。また、温水を利用しプールをつくるとか、いろいろ話が出ました。しかしです、ハウスをつくれれば今度は夏のときにはですね、熱を使えない、プールをつくれれば沸かすのにごみが足りない、そういうことになります。

一番大きく成功してるのが、東京の、どこでしたかね、大きな植物園などつくってますね。東京のちょっと今、ど忘れしました。大きな植物園などにしておるところがあります。そういうふうですね、資源を燃料になるものを無駄にしないでやっていただきたいと思います。

当初私が、10年もつかもたないかという話をさせていただきましたが、皆様方がですね、分別収集やいろいろ徹底され、ごみ量が減って、延命されてるのかなと思ひ、その点に関して、まずね、これも感謝する次第ですね。

最後になりますけども、ここで事細かく、広域のをやれと言っても、細かい話をしても、相手もあることです。だから、そういうことには時間がかかると、今から取り組んでいってほしいということです。広域でが難しくなれば、自前でということになるでしょうけども、それにも時間がかかるわけです。誰しものが、ごみ焼却場近くにあっては困るけど、なくちゃしょうがないと思ってる施設ですから、時間がかかるわけです。そういうことですね。今から、取り組んでいっていただきたいと。そして、お願いしたようなことをクリアしていっていただければ、ありがたいなと思う次第です。

昔から、十年一昔と言いますが、今の10年は非常に短いです。そういうこともありますので、早目に早目にと。先ほどのバイパスの件もそうですけど、全て早目に早目に取り組んでいくということをお願いします。

そういうことで、この質問するに際してある議員が、佐藤議員、選挙前だから質問すんのかなんてやゆされてる方がおりましたけども、これはもうね、大変な問題なんですよ。道路だって、これ本当にすばらしい道路になりますよ、できたら。30メートルですよ。東大通りと同じ道路なんですよ。それがね、町内にできたら、こんなすばらしいことないですよ。そして焼却炉もそうですよ。そういう形ですばらしいものができ、余熱も無駄なく使えることがあれば一番いいんじゃないかなと、お願いを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、18番佐藤幸明君の質問を終わります。

次に、15番柴原成一君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移動し、準備をしてください。

15番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔15番柴原成一君登壇〕

○15番（柴原成一君） 皆さん、こんにちは。質問は、阿見町の将来についてであります。

最近、少子高齢化に合わせ、地方の生き残り方、地方創生が叫ばれています。地方創生に関する講演会も数多くあり、私もたまに講演会に参加しています。最近では、茨城県信用保証協会主催の講演会に参加してきました。そのときの講師は、真山仁さん。小説家で「ハゲタカ」「ハゲタカ2」が有名ですが、そのほかにもたくさんの小説を書いている方です。

その講演で心に残ったのは、何かを生み出せない会社は厳しい、難しい。お金を生まない地域は廃れる。何かを生み出せない会社というのは、地方自治体と重なります。また、町が豊かになるためには、雇用の創出が不可欠です。雇用をつくるにはどうしたらいいか。企業誘致が必要です。吉原の区画整理はもうすぐ完成し、保留地の換地処分も始まるでしょう。あくまで県の区画整理ですから、県で企業誘致をしてくれると思います。10年以内には、優秀な企業が進出し、雇用を生み出し、固定資産税の税収も上がると思います。

問題は、その後です。阿見町の将来、30年後、50年後を考えたとき、もっと雇用と税収を上げるにはどうしたらよいか。町長のビジョンを伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 柴原議員の、阿見町の将来についての質問にお答えいたします。

当町では、首都圏中央連絡自動車道の開通をはじめ、大型商業施設の進出、3つの工業団地や吉原地区における土地区画整理事業、さらには住宅地開発による市街地整備など、これまでに情勢は大きな変化を遂げております。

議員御指摘の阿見吉原地区では、茨城県が事業主体となり、圏央道阿見東インターチェンジに直結する160.8ヘクタールにおいて、大型商業施設あみプレミアム・アウトレットや、物流施設DPLつくば阿見の立地等が進む業務地と、良好な居住環境を有する住宅地を一体化した新市街地の整備が進められております。

町では、ほかにも荒川本郷地区を新市街地として都市計画に位置づけ、地区計画等をもとに、骨格となる道路や上下水道などの都市基盤施設を効果的・効率的に整備することにより、町民の住み替えや周辺都市からの定住促進を図っております。しかしながら、区域内には大規模未利用地がまだまだ多く見受けられる状況にあり、当町としましても、URから譲り受けた土地を

有効に活用しながら、民間開発などを適正に誘導し、市街地の形成を順次進めているところです。

今後は、阿見吉原地区や荒川本郷地区の土地利用動向を見きわめながら、第6次総合計画後期基本計画、並びに都市計画マスタープランに基づき、市街化調整区域であるものの土地利用の具体化の見込まれる区域について、地域の特性にふさわしい良好な市街地が形成されるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 答弁ありがとうございました。

答弁の中でちょっと教えていただきたいのは、阿見吉原地区の進捗状況は、今どういう状況でしょうか。換地処分、保留地処分はいつごろになるでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

まずですね、阿見吉原地区におきましてはですね、東工区とですね、西工区2回に分けて換地処分が行われております。東工区につきましては、平成26年2月7日に行われております。また、西南工区の換地処分ですけれども、これは来年、令和2年6月に換地処分を予定しているというところです。

現在ですね、県ではですね、保留地とか県有地についても分譲中ということで、現在残っている保留地がですね、3区画、約2.1ヘクタール。また県有地につきましては、17区画の22.7ヘクタールということです。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 工事ね、どんどんやってるの見てますけど、ちょっと私わかんないのが、県の主導の区画整理ですね、この阿見町はどういうふうにかかわってるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

まずですね、阿見吉原地区における町のかかわり方ですけれども、まずですね、都市計画の用途とか、地区計画の決定、変更の作業を行っております。またですね、阿見吉原地区の計画的なまちづくりをですね、地元と一体となってですね、積極的に推進しております。地域住民の安全で快適な生活の基盤を育成するためですね、県と連携をし立ち上げた、いぶきの丘阿見東まちづくり推進協議会の事務局を担当いたしております、事業のPR活動、地権者の会です、支援、地元住民やですね、関係企業とのですね、連絡調整の役割を行っております。

またですね、事業に対してですね、整備されるですね、都市基盤施設、これ上水道とか下水

道とか、そういう施設についてもですね、安全性、効率的な管理を行えるようにですね、調整を進めているところです。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） はい、ありがとうございました。具体的にね、仕事の内容が見えなかったんでの質問で。

それですね、今、議会の土地利用調査特別委員会の中で、いろいろ状況等を調査とかしてまして、その中で阿見東部工業団地、全部終わってますけど、これの64.7ヘクタールの税収が、区画整理をやる前とどんだけ違うか、調査の報告がありました。そうすつとね、東部工業団地64.7ヘクタールで税収が5億8,900万、始まる前は2,200万ぐらいだったようなんで5億6,000万ほど、あの東部工業団地から税収が上がってます。

これで、例えば阿見吉原と東部工業団地を面積で比較した場合に、吉原地区でどのぐらいの税収が上がると予測できますか。大ざっぱで結構ですけど。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

まずですね、阿見東部工業団地とですね、阿見吉原土地区画整理事業のまず、用途がちよつと違うので、単純にですね、比較はできないと思いますけども、その中でですね、阿見吉原地区につきましてはですね、業務系の土地利用とですね、住居系の土地利用が調和する複合的な土地利用というふうになってまして、それですね、前にですね、令和元年度時点で町がですね、阿見吉原地区における町税収入について調査した数値ってのがあります。それはですね、住民税、都市計画税、固定資産税等を合計いたしまして、あくまでもですね、概算ということをお願いしたいと思いますけども、約5億6,000万ぐらいの税収があると試算してるということです。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） ありがとうございます。

阿見町っていうのは、ほかの市町村からうらやましがられています。着々と税収の上がる作業が進んでるということですね。これ当然県の手助けがあつてのことですけども。

そんな中で、もう終わってしまう吉原。この吉原区画整理には事業が終わった後、次の一手、戦略的にどういうビジョンを持っておられますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） まずですね、答弁でも町長が述べているところですけども、大規模未利用地が多く見られてます荒川本郷地区の市街化を形成するのを進めていきたいということとですね、第6次総合計画後期基本計画、並びにですね、都市計画マスタープランに基

づきまして、市街化調整区域でありますものですね、土地利用の具体化の見込まれる区域について、地域の特性にふさわしい良好な市街地が形成されるよう、その後は検討していきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） はい。それはね、何度も質問してる中で、荒川本郷地区の土地利用動向を見据えてという答弁は、毎回毎回あります。その中で、それが終わらないと次へ進めないというイメージがあるんですけど、オルティエはそうじゃないと思うんです。例えば、御存じかもしれませんが、中根・上本郷、区画整理の勉強会をやった経緯があります。今も継続中ですが、ただ中根区が離脱しました。

要は、最初に町のほうから説明に来てくれたときも、町では指導できません、町ではやりませんというスタートなんですね。だから、町では対応しませんよと。ですが、皆さんが組合をつくって、皆さんの熱意が、組合ができて、いろいろ発起人会とかいろいろ順番があるんですが、できれば町は応援しますよということで、町のほうから説明があつて、町は全然、これはリードしてくれないなということで、勉強会続けてます。そんな中で中根区が離脱しました。理由はいろいろあるんですが、2年半かけた勉強会を離脱、発起人会準備会離脱ということは、本当に情けないことだと思いました。

そんな中で、さきの土地利用調査特別委員会の中で、同僚議員が、県の新しいプロジェクト、11月22日にですね、未来産業基盤プロジェクトっていうのを発表しました。これの中身について、知ってることをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

当町にですね、11月27日付でですね、茨城県のもので、産業戦略部長名でですね、産業用地の新規開発構想についての照会文が届いております。内容はですね、県のもので、産業用地について、広域交通ネットワークの整備・進展等に伴い企業立地が進み、企業の立地ニーズが高い地域では、紹介可能な用地が限られてきていることから、未来産業基盤強化プロジェクトを立ち上げ、新たな産業用地の開発にかかわる市町村の取り組みを支援していくということです。

このプロジェクトはですね、市町村が基本計画の策定などの準備を行うとともに、県と十分な事前調整を行うことによって、通常は3年から5年を要する、事業決定から造成着手までの期間を最短1年に短縮することを目指すとあります。つまりですね、現在、当町で把握しているプロジェクトの状況といたしましては、県が産業用開発区域を設定するため、市町村の産業用地開発計画等を調査している段階にあるというようなことです。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） はい、ありがとうございました。

済いません、議長、用意した資料を配付お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 資料配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） 今お配りした地図は、議会土地利用調査特別委員会に配付された地図でございます。説明しますと、左の点線、ひたち野うしくから1キロ圏内、下にあるのがインターから1キロ圏内の実線で丸で囲ってある円です。今回、未来産業基盤プロジェクトは、ああ、これっていいんじゃない、これに当てはまるんじゃないと思ったんですけど、なぜかっていうと、都市計画マスタープランに位置づけられてるのは、インターから1キロとひたち野うしくから1キロなんですね。でも、この未来産業プロジェクト、強化プロジェクトによりますと、インターから3キロ。そうしますと、インターとひたち野うしくまでがつながるんですね。はい。

で、このプロジェクトでちょっと疑問点があるんですけど、これは地域なんですけど、圏央道のつくばジャンクションから西の圏央道、及び常磐道でつくばジャンクション南のインターチェンジ周辺を重点地区に設定するというふうにあるんですけど、もう1つはその他の地域、既存工業団地の隣接など、近隣などありますけど、これは当てはまりますかね。どうでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） これ、未来産業基盤強化プロジェクトの取り組みという中で、恐らく議員言われてるのはですね、つくばジャンクション以西の圏央道周辺及びつくばジャンクション以南の常磐道IC周辺を重点地区に設定ということで、これは本日から適用というふうになってるんで、これは今なってるということだと思います。

そのほかにですね、当阿見町はどうかということなんですけども、それはまた別だと思いませんんで。この要綱にいろいろあると思いますけども、いろんな基準はあるかと思えますけども、一応当てはまるんじゃないかと思えます。地区的には当てはまるんじゃないかというふうには思ってます。地区的に、場所的には。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） はい。部長のほうから地域的にはオーケーじゃないかという話でしたんで、安心しました。なぜ、これがいいなと思ったのは、都市計画マスタープランによると、中根区がすっぽり抜けちゃう部分があるんですね。ただ、これに当てはめると中根区が入ることなんです。ですから、中根区の人たちは本当に何とかしてよ、これは町長もお聞き及

びかもしれませんけど、何とかしてよって声がたくさんあります。

そんな中で、今回土地調査特別委員会です、12月議会で提言というのを3月議会へ繰り延べいたしました。今回、ここの委員会で一致を見たのが、来年度、担当部局を早急に設置してほしいという要求が、意見を委員会では一致を見ました。その上で委員長・副委員長が町長に面会し要望したと思うんですが、町長、来年度から専門部局を設置する意思はありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい。正副委員長が来られまして、その辺のお話は聞きました。先日、私も特別委員会、傍聴へ行かまして、中で見させていただきましたが、委員間の中でコンセンサスがとれてないような状況がございまして、この間もお話をさせていただきましたけれども、委員会の委員の皆さんのコンセンサスをとっていただいて、その中でですね、執行部をうならせるような提案をしていただきたいというようなお話もさせていただきました。大変今、庁内でも人手不足ということで、そういった状況であります。しかしながら計画もないようなところに、部局を張りつけるというわけにはいかない。これが今の現状であります。これだけは御理解をいただきたいというふうに思いました。

それから正副委員長との話の中では、担当というかですね、その窓口というようなお話もされておりました。これはですね、前の上本郷それから中根地区で来られた協議会のメンバーの方々にも当初からお話しして来ますように、都市計画課のほうで窓口とさせていただくということで、これはずっと言ってきた話ですから、変わりはありません。その窓口としてですね、明確にしてくれというようなことであれば、現在の都市計画課長で、これは今名前を、林田課長やっておりますけれども、これは異動があるかもしれませんので、都市計画課長というようなことで、そういったことはお話をさせていただきました。

こういったことで窓口を明確化するというので、それは御理解いただいたんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原議員。

○15番（柴原成一君） はい。もう人事を決める段階に来ているんじゃないかと思えます。これ、都市計画っていうのは、1年遅れると1年延びるところがあります。町長がおっしゃったコンセンサスをとっていただきたいということはよくわかります。そのコンセンサスをとるのに、例えば1カ月、2カ月ずれたらば、部局のほうとしては1年ずれちゃうんですね。途中で担当部署をつくるってできるのかどうかわかりませんが。調査特別委員会の中では、担当部局をつくっていただきたいっていうのが一致を見てるわけなんで、何とかお願いしたいところです。

ちょっとね、私、皆さんに誤解されないように、ちょっと上本郷区画整理のことちょっとお話ししますと、今の区画整理っていうのは、もともと何千万、何億っていうお金を最初に用意しなくてもいいということですね。というのは、住民の意見一致見たらば、その用途地域を用途をどういうふうにするかという中で、業務代行方式っていう方法があるんです。ですから、大手デベロッパーに依頼して、デベロッパーがお金も企業も呼んでくるという方法がありますんで、あとは、町のほうは知恵を出して、県なり国と折衝するというところで済むわけです。ですから、大規模な面積で金額でかい、そんな金額出せないというふうに思うかもしれませんが、そういうことは業務代行方式でクリアできると思いますんで、できるだけ早く町長には、担当部局をつくるようお願い申し上げ、質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、15番柴原成一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時01分休憩

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番倉持松雄君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移動し、準備をしてください。

17番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

〔17番倉持松雄君登壇〕

○17番（倉持松雄君） それでは、通告に従いまして始めます。

地域コミュニティについてと題して、1つの課題について、これほど何回も繰り返した案件はないと思います。その理由は、誠意ある答弁がなされなかったことにあります。さらに深く考えれば、私の質問の趣旨である地域コミュニティについての意味が理解できなかったことにあります。

集合住宅の子供は新小学校に入学させないことについては、3回質問しても一度も答弁されませんでした。本郷二丁目のような通学区割りをした市町村は、ほかのどこにありますか、との質問には、ほかには多分ないと思いますとの答弁でしたので、町の6次総に反しているのではないかと質問をいたしましたところ、学校再編検討委員会の答申ですので、反しているとは思わないとのことでした。

本郷二丁目の皆さんのコミュニティを破壊してしまったのではないかと、との質問に対しては、再編検討委員会で決めたこと。地域の区長さん、育成会長さんや、ほか地域の代表者が努力をしてくれるのでコミュニティに問題ないと思いますとの答弁でした。区長さん方をお願いして

あるのですかとお聞きしましたところ、一切無口であり、区長さん方が努力してくれると思いますとの答弁を5回繰り返しました。

あさひ小学校の多目的教室の転用については、教育長はできる、教育次長はできないと言ったことがありました。しかし、教育次長におかれましても、平成29年6月議会では、転用すれば1,050人と答弁したこともあります。あさひ小学校の普通教室が、9月議会の質問では、不足してません。余っているとも言ってません。1クラス35人、1学年で4クラスあるとしたら1学年は140人になります。それを超えたら、多目的教室を転用して、140人を超えた部分を収容するのかと思ったら、現在既に、多目的教室を使用していますとの答弁でした。

既に使われているのでは、転用できないことになります。できるのか、できないのか、曖昧な答弁は5回繰り返しました。教育次長の答弁はめちゃくちゃであります。その上、9月議会の質問では、教育次長が6月議会で答弁されたことについて質問いたしましたら、教育次長は、自分の答弁したことを忘れてしまったのか、私に反問いたしました。また、教育次長には、私がコミュニティと題して毎回質問していた意味が、いまだにわかっていただけなかったのかと思います。

小学校の教育上、地域のかかわり合いは重要でありますので、町の最上位である第6次総合計画の第1目標である、人がつながるまちづくりを尊重しておけば、あとで何があっても、教育次長に何の責任もなく、学校再編検討委員会を盾にして、身を隠すことなど無用であります。学校再編検討委員会は、教育委員会より小さな組織ですので、幾ら隠れても、教育次長の頭ぐらいしか隠れないと思います。でありますので、何回答弁されても、つじつまが合わない答弁になってしまいます。

以上が、今までの流れです。

それでは、これから本日の質問に入ります。あさひ小学校の児童数は年間54人も増加しているのでは、プレハブ校舎を増築するよりほか方法がないと思います。であるならば、本郷二丁目を、あさひ小学校の区域にしてもよいのではないのでしょうか。教室はある、転用すれば300人の余裕があります。本郷二丁目を除いても、児童数が多くなり過ぎては、教育委員会は何をやってるんだというふうになってしまいます。

6次総を尊重して、二丁目全域をあさひ小学校の区域にすれば、あとはどのような結果になっても、教育次長には何の責任もないと思います。それどころか、たちまち英雄であります。六、七年後に、当町で生まれる子供は極端に減少すると予測されています。児童の増加について、どのように予測をしているのでしょうか。

それからもう1つ、通学区の見直しの委員会を組織したときに、教育委員会として、集合住宅の子供は新小学校に入学させないとの案を再提出するのかと、質問いたしましたところ、

その答弁では、求められる資料は提出していきたいと考えています、とのことでしたが、学校再編検討委員会では、求められないのに提出したのはなぜですか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 倉持議員の、地域コミュニティについての質問にお答えいたします。

議員御質問の、あさひ小学校児童数の増加をどのように予測しているのかにつきましては、現在の通学区域で既に出生している児童が通学した場合、あさひ小学校が24学級以内の適正規模を維持できると予測しております。ただし、転入・出生による児童数の増加は予測できませんので、実際の児童数につきましては変動する可能性があると考えております。

また、議員から、転用すれば300人の余裕教室はあるとの御指摘がございましたが、現在、あさひ小学校には空き教室はありません。将来、児童数が増加し普通教室が不足する状況になったとき、対応方法の1つとして多目的教室を普通教室に転用することが考えられますが、現時点ではその考えはございません。

議員からもう1点御質問の、学校再編検討委員会で求められていないのに集合住宅の子供は新小学校に入学させないとの資料を提示したのはなぜかについてであります。

平成28年11月に開催しました阿見町立学校再編検討委員会において、指定校変更についての説明をした際、委員より次回委員会には指定校変更制度についての具体的な検討資料が必要だとの要望があり、同委員会からの求めに応じ、平成29年1月に開催しました同委員会において事務局から複数のシミュレーションの1つとして提示したものです。

今後も同委員会で求めがあれば、資料を提供していく考えです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 今、教育長から答弁がありました。前文のほうは、先ほど私が申し上げました部分に十分入っておりますので、その点については再質問はいたしません。

後者のほうですね、集合住宅の子供は新小学校入学させないという案は、阿見町立学校再編検討委員会で具体的な検討資料が必要だとの要望があり提示したとのことですが、検討委員会のほうから、集合住宅の子供は新小学校に入学させないという、そういう案、そういう文言を入れてくださいというお願いがあったのですか。お尋ねします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

先ほどの教育長の答弁のとおりでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 教育長はそんなの答弁してませんよ。教育長とよく話し合ってください。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員，質問ですか，質問。

○17番（倉持松雄君） 質問，再質問。

○議長（吉田憲市君） 要望ですか，質問。

○17番（倉持松雄君） 要望じゃない，質問。

○議長（吉田憲市君） 質問ですか。じゃあ，ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） お答えします。

先ほどの教育長の答弁でも，阿見町立学校再編検討委員会において，指定校変更の説明をした際に，次回の委員会には，指定校変更制度についての具体的な検討資料提出の要望があつて，同委員会からの求めに応じて，事務局から複数のシミュレーションの1つとして提示したものと説明しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） その要望の中に，集合住宅の子供は新小学校に入学させないと。こういうことを書いてくださいと言ったんですか。言われましたか，それを聞いてるんです。

○議長（吉田憲市君） 教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい，お答えします。

繰り返しになりますが，同委員会からですね，具体的な検討資料が必要だと，いろんな資料をですね，それを出すよという事で，それで出したものでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） その中に，この文言を入れてくださいということがあったんですか。その要望された中に。

○議長（吉田憲市君） 教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい，お答えいたします。

資料作成の依頼を受けたのは事務局です。ですから，事務局で考えたものです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） じゃあ検討委員会から要望されたんじゃないでしょうよ。自分で書いたんでしょうよ。あなたも事務局にいたんでしょう。そうじゃないですか、そこははっきりしてください。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

具体的な検討資料が必要だと、そういうものをですね、要望されたんです。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は1時20分といたします。

午後 1時15分休憩

午後 1時20分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

繰り返しになりますが、委員会からですね、指定校変更制度についての具体的な検討資料が必要だと、そういう要望があったので、幾つかのシミュレーションの1つとして、事務局がつくったものでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 事務局がつくったものって最初から言ってもらえればわかりました。

誰の発案でつくったとかいうのは、事務局のその次はございませんか。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員に申し上げます。今の質問、もう1回、済いません、ゆっくり。

○17番（倉持松雄君） 事務局がつくったんだという言葉はわかりました。

誰の発案でつくったのかというものを何回か質問してありますけども、それについてはお聞きできませんか。

○議長（吉田憲市君） 事務局でしょう。それ事務局の発案ということなんですよ、答えは。答えは、先ほどから同じことを回答してると思うんですけども、それではだめですか。

はい、倉持議員。

○17番（倉持松雄君） じゃあ、そこまで結構です。

○議長（吉田憲市君） はい。じゃあ、次の質問に移ってください。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 先ほどの地域コミュニティについては、それで終わります。

2番目に、コミュニティバスについてお尋ねをいたします。

○議長（吉田憲市君） じゃあ、教育長が発言を求められておりますので、教育長に発言をさせます。ちょっとお待ちください。

○17番（倉持松雄君） 私は何も聞いてはいないんですが。

○議長（吉田憲市君） 教育長。

○教育長（湯原正人君） この倉持議員のテーマについては、もう私になってからももう何回も聞かせてもらってます。私もそうですけど、町長答弁の中で、この件については検討いたしますということを、倉持議員と約束していると思います。私も約束しました。ですから、それを信用してもらって、あとはお任せいただきたいというのが私の意見です。よろしく願います。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 確かに前に町長の話は聞いたんですが、いわゆる事務局のほうになかなか歴史がありますから、ただ者じゃないと思ひまして、念のため、事務局にずっと聞いてきました。千葉町長と湯原教育長のことは信用してます。ひとつよろしく願います。

○議長（吉田憲市君） はい。じゃあ、次の質問に移ってください。

○17番（倉持松雄君） 2番目の質問やります。コミュニティバスが今あるんですが、医療機関を回るコミュニティバスの新設についてと題して、質問をいたします。

町では、町民のよりよい日常生活を支援できるように、あみまるくんを運営していますが、さらに利便性を高めるため、役場、東京医大、その他医療機関5カ所を回るコミュニティバスを新設してはどうかと思いますが、まずは調査をしてはいかがでしょうかとお尋ねします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 倉持議員の、医療機関を回るコミュニティバスの新設についての御質問にお答えをいたします。

当町では、公共交通不便地域の解消を目的に地域公共交通事業に取り組んでおります。

これまでに、福祉巡回バス等の運行を試験的に試みましたが、定時定路線となるためバス停が遠い、運行本数が少ない等の理由により、一部の人だけが利用する非常に効率の悪い結果となりました。このため、利用者の意見及び町民アンケートの調査結果等も踏まえ、デマンドタクシーを選択し運行しているところであります。このような経緯から、定時定路線で乗降場所を医療機関に限定したコミュニティバスは、町民の移動手段として積極的に利用していただく

ことは難しいと判断しております。

しかしながら、あみまるくんが医療機関への移動手段として多くの方に御利用いただいていることから、町ではあみまるくんで利用者が多い町内の総合病院に対し、独自の送迎バスを取り入れていただけるよう申し入れをしているところであります。さらに、来年1月から交通不便地域における高齢者等の買い物支援事業の実施も予定しているところです。

今後も町が抱える公共交通の課題に向き合いながら、あみまるくんの利便性を向上させ、多くの町民に満足して御利用いただける地域公共交通となるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 御答弁ありがとうございます。多くの町民に満足していただける、そういうふうな公共交通にしてくれるということは非常に安心をいたしました。

しかし、この町民の満足というのは、それぞれ非常に範囲が広いと思いますので、この満足という言葉の中には、どんなことが含まれているかなということをお尋ねしたいんですが。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

多くの町民に満足し、御利用いただけるということについてお答えいたします。

これは、町民が希望する時間や、場所に行くのに、すぐにですね、利用することができるようにすることです。現時点ではですね、茨大の関係とかによりますと、予約がとりづらいということがあります。それを解消したいと思っております。それには電話回線の増とか、多忙受付時間帯の人員増、それを一応、今年度実施いたしまして、それと同時にですね、茨大にですね、今年度もですね、調査を委託しております。それを見ながらですね、台数の増につながるかもしれないし、その辺の調査を見きわめながら判断していきたいと思っております。

またですね、町長の答弁にもありましたけども、買い物弱者対策といたしまして、移動販売車の運行や、医療施設に対してもですね、町内の総合病院にですね、送迎バスを出してもらい申し入れをしておりますので、もう少しですね、とりづらい状況が変わってくるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） ありがとうございます。

十分よく考えて、町民の本当に満足していただけるような公共交通にしてくださいようよろしく願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 3番目に、町職員の接客態度の指導についてお伺いいたします。

当町においては、まず心配することはないと思いますが、高齢の方が来庁して、担当の若い職員が応対しても、その話が理解できずに苦しむ場合があるかと思えます。そういうときには、面倒くさいということではなくして、懇切丁寧に対応してほしいと思えます。間もなく後期高齢者になる方などは特に心配をしているのではないかと思ひまして、質問をいたしました。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 町職員の接客態度の指導についての質問にお答えいたします。

接遇については、私も非常に重要なことと考えており、私が町長に就任し、初登庁式の間における訓示の中でも、町民の皆様に対する丁寧な対応について、しっかりと実行していくよう、職員に対しお話をさせていただきました。

接客態度指導の具体的な取り組みとしましては、町開催の研修として、新任職員に対する接遇・電話対応研修、主任1年目職員・係長1年目職員に対する住民満足度向上のための研修を実施しており、また、主任7年目職員を稲敷広域市町村圏事務組合主催の窓口サービス向上研修へ派遣をし、職員個々の資質向上を図っております。

あわせて、管理職の指導力向上を図るため、茨城県自治研修所開催の新任課長研修・新任部長研修への派遣や稲敷広域市町村圏事務組合開催の現任課長研修への派遣などを行っており、管理職の指導を通して、職場全体のレベルアップを図れるよう取り組みを進めております。

今後も機会を捉え、職員に対する研修あるいは啓発を行い、御高齢の方はもちろん、町民の皆様全てに対し懇切丁寧な対応をしていくよう指導してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 大変ありがとうございます。心強い限りでございます。年をとった方でも、役場に自分に用を足しに来ることができますように、よろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） これで17番倉持松雄君の質問を終わります。

休会の件

○議長（吉田憲市君） 次に日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月7日から12月16日までを休会にしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

午後 1時33分散会

第 5 号

[12 月 17 日]

令和元年第4回阿見町議会定例会会議録（第5号）

令和元年12月17日（第5日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉繁君		
副町	長	坪田匡弘君		
教	育	長	湯原正人君	
町	長	公室	長	湯原幸徳君

総務部長	小口勝美君
町民生活部長兼 生活環境課長	高須徹君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
防災危機管理課長	白石幸也君
社会福祉課長	遠藤朋子君
子ども家庭課長	山崎洋明君
健康づくり課長	佐川廣子君
道路公園課長	浅野修治君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	武井浩君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

令和元年第4回阿見町議会定例会

議事日程第5号

令和元年12月17日 午前10時開議

日程第1 議案の訂正について

日程第2 議案第122号 阿見町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第3 議案第123号 阿見町行政組織条例の一部改正について

議案第124号 阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について

議案第125号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第126号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第127号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第128号 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第129号 阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について

議案第130号 阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について

議案第131号 阿見町下水道条例の一部改正について

議案第132号 阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第133号 阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について

議案第134号 阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第135号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について

議案第136号 阿見町特別会計条例を廃止する条例の制定について

議案第137号 阿見町公共下水道整備基金条例を廃止する条例の制定について

議案第138号 阿見町農業集落排水事業債減債基金条例を廃止する条例の制定について

日程第4 議案第139号 令和元年度阿見町一般会計補正予算（第5号）

議案第140号 令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第141号 令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第142号 令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第143号 令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第144号 令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第145号 令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第146号 国補下第1－2号公共下水道管路工事請負変更契約について
- 議案第147号 防子交第1－1号荒川本郷地内道路新設工事請負変更契約について
- 議案第148号 阿見第一小学校トイレ他改修工事請負変更契約について
- 議案第149号 阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買変更契約について
- 議案第150号 阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負変更契約について
- 議案第151号 阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について
- 日程第6 議案第152号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第7 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時01分開議

○議長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表により進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案の訂正について

○議長（吉田憲市君） 日程第1，議案の訂正についてを議題といたします。

町長より説明を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本定例会に提出しました議案第125号，阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について及び議案第129号，阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正についての2議案につきまして，議案の一部に誤りがありましたので，阿見町議会会議規則第20条第1項の規定により議案訂正の許可をいただきたくお願い申し上げます。

提案理由は，脱字，誤記載による浄書誤りでございます。

これらについて，お手元に配付いたしました議案の訂正についてのとおり訂正させていただきます。

議員各位には大変御迷惑をおかけしまして，心よりお詫びを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議案訂正については，原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって，議案の訂正については，原案どおり承認することにいたしました。

議案第122号 阿見町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（吉田憲市君） 日程第2，議案第122号，阿見町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては，去る12月3日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の結果と経過の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長野口雅弘君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） おはようございます。

それでは，命によりまして，産業建設常任委員会に付託されました議案について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，令和元年12月10日午前9時58分に開会し，午前10時54分まで慎重審議を行いました。出席委員は全委員の6名で，議案審議のため，執行部より千葉町長をはじめ8名，議会事務局からは2名の出席をいただきました。なお，傍聴者は1名でした。

まず初めに，議案第122号，阿見町下水道事業の設置等に関する条例の制定について，質疑を許したところ，6条の3項に関して具体的に説明してくださいとの質疑があり，執行部からは，条例第6条，利益の処分の第3項については，前2項で，利益が出た場合は減債積立金にまず積み立てます。それでもさらに利益が残っている場合，その分については利益積立金または建設改良積立金として積み立てができるとなっています。この利益積立金は3条予算で赤字が出た場合に使うということになります。

あと，建設改良積立金は，建設改良の資金に充てる4条予算の建設費に充てることとなっている。その目的以外に使用できないというのが原則になっていて，それ以外の使途に使用する場合，何らかの問題が生じて減債積立金が足らなくなったとき，議会のほうに諮りまして減債に充てるというふうになると書かれておりますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第122号，阿見町下水道事業の設置等に関する条例の制定については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第122号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第122号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第123号 阿見町行政組織条例の一部改正について

議案第124号 阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について

議案第125号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第126号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第127号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第128号 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第129号 阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について

議案第130号 阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について

議案第131号 阿見町下水道条例の一部改正について

議案第132号 阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第133号 阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について

議案第134号 阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第135号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について

議案第136号 阿見町特別会計条例を廃止する条例の制定について

議案第137号 阿見町公共下水道整備基金条例を廃止する条例の制定について

議案第138号 阿見町農業集落排水事業債減債基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第3，議案第123号，阿見町行政組織条例の一部改正につ

いて、議案第124号、阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第125号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第126号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第127号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第128号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第129号、阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について、議案第130号、阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について、議案第131号、阿見町下水道条例の一部改正について、議案第132号、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議案第133号、阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について、議案第134号、阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第135号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について、議案第136号、阿見町特別会計条例を廃止する条例の制定について、議案第137号、阿見町公共下水道整備基金条例を廃止する条例の制定について、議案第138号、阿見町農業集落排水事業債減債基金条例を廃止する条例の制定について、以上16件を一括議題といたします。

本案16件につきましては、去る12月3日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） 先ほどは貴重なお時間を頂戴いたしましてありがとうございました。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和元年12月9日午前9時59分に開会し、午前10時50分まで慎重審議を行いました。出席委員は全委員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ19名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者はおりませんでした。

まず初めに、議案第123号、阿見町行政組織条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、人事課を町長公室に置く理由は何かとの質疑があり、執行部からは、現在、人事は総務課で、組織機構は各課定員の定数配分とかは政策秘書課で行っています。今までも連携はとれていたんですが、総務課と町長公室との部が違ったため、若干の連携不足が少し問題になっていたことから、組織・機構と人事異動を連携させ、増加する事務事業に対応した強硬な組織体制を構築するためのマネジメントを強化し、町長公室という枠の中で人事と定員、組織機構を

連携させるということで、町長公室に人事課を創設させていただきました。

また、総務課は選挙、監査、町界町名、法制関係といろいろな業務があり、かなり大きな組織になっていますし、人事については人材育成が大きなポイントで、職員の資質向上が組織の効率化にもつながっていくような問題であることから、人事に特化して、強化していくための町長公室に移行するものですという答弁がありました。

次に、今回人事、福利厚生、情報政策、統計という3つの事務分掌が対象となっているが、今回の改正に当たっての問題点はどんなものがあつたのかとの質疑に対し、執行部からは、今回の一番大きなポイントは、シティプロモーションの特化、広報戦略の強化ということがポイントになっております。

また、国体が終了したので、国体の組織を解体して人員的に足りない部署に重点強化して定数を配分していくこととなります。

さらに、都市計画道路寺子飯倉線の本格的な事業開始となることから、道路公園課を、仮称ですけれども、道路課、都市整備課に分離して、都市計画道路は都市整備課が担当することで強化していくとの答弁がございました。

次に、シティプロモーション自治体等連絡協議会があつて、県内でも境町、利根町、行方市などが加入しているようですが、加入して進めていくのかとの質疑があり、執行部からは、シティプロモーションの取り組みが遅れているので、まずは戦略性を持っていくということで、組織をつくり、その中で戦略性を持った方針をまず策定して、その後、そうした協議会と連絡をとり合つて加入していくというような方向もあると思いますとの答弁がございました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第123号、阿見町行政組織条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第124号、阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、欠格事項の削除に伴って、団員の心身の故障等の状況を個別審査し必要な能力の有無等を判断していく個別審査規定といったものを、今後、欠格事項削除に従って整備していくのか。それとも、従来ある条例の中で、採用するときには任用、採用後不適格になるような部分については分限、こういった従来条例をそのまま使って、団員の適格性を保っていくのかとの質疑があり、執行部からは、今回の条例改正に伴い、現状では、成年被後見人などに特化した規定の記述や修正等を行う考えはありませんが、今後、この条例を運用していく中で、消防団員の入団希望者、御本人と分団長との面談等におきまして、心身の故障などについて確認が必要と判断した場合には、医師の診断書が必要な手順を踏む等の可能性はあると思います。

国や他の地方公共団体の動向を注視して、検討が必要と思われる場合には、必要な事務を進めていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、令和元年6月7日に成立した成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が6月14日に公布され、これを受けた条例の一部改正となるが、今定例会での議案提出となった理由は何か。また、6月の公布から半年後に条例ができて施行されるが、その間の遡及適用を行うのかとの質疑があり、今回の消防団に関する条例の一部改正については、今定例会最終日の議決でこれは可能ということです。現在の法律の成立後には、不利益をこうむる方はいませんので、今回の改正から施行するという事で考えてございます。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第124号、阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和元年12月9日午後2時に開会し、午後2時38分まで慎重審議を行いました。出席委員は全委員の6名で、議案説明のため、執行部から千葉町長はじめ20名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は2名でした。

まず初めに、議案第125号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、災害弔慰金の支払いの猶予、免除の対象範囲の拡大について質疑があり、これに対し、今回の法の改正で償還免除の拡大が行われ、これまでは死亡または重度障害の場合のみ償還が免除されることになっていましたが、今回の改正で、破産手続の開始決定または再生手続開始の決定を受けたことについても、償還未済額の全額または一部の償還を免除することができるようになりました。

今までの実績では、東日本大震災の後に、地震後のパニックということで亡くなった方が1人おりまして、そちらにお支払いをしております。現在は、平成10年に災害者生活再建支援法が制定されまして、そちらのほうを利用している方がいますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第125号、阿見町

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第126号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第126号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第127号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第127号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第128号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第128号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第129号、阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、阿見町の保健所の管轄が土浦から龍ヶ崎に変更になった理由について質疑があり、それに対し、保健所の管轄を2次医療圏に合わせたほうがよいのではとの意見が保健所の検討委員会でありまして、阿見町は稲敷のほうに属していますので、龍ヶ崎保健所の管内に変更になりましたとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第129号、阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第130号、阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について、質疑を許したところ、議案の説明資料の中で、道路が1種から4種で等級があつて、その中で15種類の種類があつて、

また地方部と都市部とありますが、内容を説明してくださいとの質疑があり、執行部からは、高速道路から自動車専用道路、一般国道、県道から、それから私たちが管理している市町村道まで、全ての道路におきまして、この4種類に区分されています。

そして、地方部にあるか、都市部にあるか、2つに分かれております。地方部と都市部の分け方は、単純に考えますと、地方部が調整区域にある道路で、都市部が市街化区域にある道路と私どもは考えております。阿見町の道路は調整区域であれば第3種、市街化区域であれば第4種ということになりますとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第130号、阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第131号、阿見町下水道条例の一部改正について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第131号、阿見町下水道条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第132号、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第132号、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第133号、阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第133号、阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第134号、阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第134号、阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第135号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第135号、阿見町水道事業給水条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第136号、阿見町特別会計条例を廃止する条例の制定について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第136号、阿見町特別会計条例を廃止する条例の制定については、全委員が賛成し、原案

どおり可決しました。

続きまして、議案第137号、阿見町公共下水道整備基金条例を廃止する条例の制定について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第137号、阿見町公共下水道整備基金条例を廃止する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第138号、阿見町農業集落排水事業債減債基金条例を廃止する条例の制定について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第138号、阿見町農業集落排水事業債減債基金条例を廃止する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第123号から議案第138号までの16件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案16件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第123号から議案第138号までの16件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第139号 令和元年度阿見町一般会計補正予算（第5号）

議案第140号 令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第141号 令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第142号 令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第143号 令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第144号 令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第145号 令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、議案第139号、令和元年度阿見町一般会計補正予

算（第5号）、議案第140号、令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第141号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第142号、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第143号、令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第144号、令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第145号、令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題といたします。

本件7件につきましては、去る12月3日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） それでは、先ほどに引き続き、議案第139号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第5号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、地域安全対策費の時間外勤務手当には、今回の台風に対応した分が入っているのかとの質疑があり、執行部からは、時間外手当58万8,000円については、防災関連事業のもので、9月、10月の台風対応に関しては、町の予備費を流用しましたとの答弁がありました。

次に、財産管理費の需用費152万2,000円の増額理由について質疑があり、執行部からは、コピー用紙代、プリンター、印刷機のトナー代等々消耗品等で用紙価格の高騰やカラー印刷が増加によるものですとの答弁がありました。

次に、定住促進・少子化対策の当初予算800万円の予算に対して、今回の500万円増額の理由についての質疑があり、執行部からは、当初想定を上回り、上期で15件、48名の転入者があり、既に600万円を消化していることから、下期も上期分と同程度の申請を想定していますとの答弁がありました。

次に、税務総務費の時間外勤務手当457万2,000円の当初予算に対し300万円の増額理由について質疑があり、執行部からは、育児休業により休業中の職員には代替臨時職員を採用してはいるが、正職員によるカバーと、災害対策のための研修などによるものですとの答弁がありました。

次に、環境政策事務費の報償費の増額理由について質疑があり、執行部からは、新たな取り組みを当初予算では検討する時間がなく、今年度に入ってから急遽煮詰めたため、1つは、国体会場への霞ヶ浦や阿見町の自然の保全へPR等のブースを設けた際の謝礼、2つ目が、阿見町の身近な自然について2012年に作成した専門的な報告書を小中学生にもわかるような簡単

なガイドブックを作成の編集に係る謝礼、3つ目が、環境基本計画の策定に係る町民の意識調査の実施を、審議会ではなく、当初検討していなかった学識経験者などによる新たな専門班による作業をしたことによる謝礼というものが新たに発生したという答弁がありました。

このほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第139号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第5号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第139号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第5号）のうち民生教育常任委員会所管事項について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、学校管理費についての質疑があり、これに対して、9月の台風15号で阿見小学校のイチョウがかなり傷んでしまいまして、造園業者さんに依頼をいたしました。樹木医の診断を受けまして、危険な枝の剪定と切り口の防腐・殺菌処理を行いました。これからイチョウの木本体の剪定及び土壌の改良を行う予定です。

樹木医の方は日本樹木医学会茨城支部に属する方でして、その方によりますと、あの大きな木は、本来落ち葉が落ちて腐葉土に囲まれているべきなのですが、校庭の真ん中にあるということで管理が大変難しい。来年2月ぐらいに強剪定をして、少し詰めて風圧を少し和らげる。その後、土壌改良をして樹勢の回復を待つ。そのような作業をしていきます。本当にイチョウの木のことを考えたならば、違う場所に移植するということもありではないのか。ただ、今まで土壌改良をしていく発想がなかったもので、今回新しい取り組みをしますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第139号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第5号）のうち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決できました。

引き続きまして、議案第140号、令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第140号、令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決できました。

続きまして、議案第143号、令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第143号、令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第144号、令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第144号、令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第139号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許したところ、歳入の県支出金の身近なみどり整備、強い農業、多面的機能支払交付金の増額と減額の理由についての質疑があり、執行部からは、まず、身近なみどり整備推進事業補助金495万6,000円の増額については、町内の荒廃した平地林、里山林の手入れをする事業で、事業実施面積が現在の5地区3.61ヘクタールから、7地区4.1ヘクタール増えたため、県補助金の内諾もいただいているための増額です。

次に、強い農業・担い手づくり総合支援補助金の1,205万8,000円については、9月8日の台風15号により被災した農業者向けの国・県・町からの助成金で、被災した農業施設の修繕及び再建に要した費用の一部を助成するもので、助成対象者件数は12経営体、園芸用ハウス48棟となります。

次に、多面的機能支払交付金の98万円の減額ですが、これについては、今年度の活動組織は継続で11組織、新規で1組織、合計12組織で取り組んでいます。この減額については、新規地区の面積が予定より少ない面積だったための減額ですとの答弁がありました。

次に、道路維持費1,650万円の増額の理由はとの質疑があり、執行部からは、1,650万円の内訳といたしましては、維持補修工事が1,430万円、それと交通安全施設工事220万円です。

維持補修工事については、10月25日の台風21号の関連で緊急工事が発生し、道路の冠水及びのり面崩れ等30カ所対応しまして、これが1,600万円、さらに、筑見団地の中で排水施設のコンクリート製のマンホールが壊れているのが発見され、その緊急工事に1,280万円を要しまして、10月25日の大雨と筑見団地で合わせて2,880万円で、今予算で賅えるのが1,450万円なので、どうしても足りない1,430万円を補正します。

もう一方で、交通安全施設工事220万円については、今年の夏、未就学児の集団移動経路における安全対策緊急点検を急遽行いました。この結果に基づき、約10カ所、安全対策をするのに160万円を見込んでおります。それに台風15号で15カ所、台風19号で3カ所のカーブミラーの転倒や傾き、道路標識・警戒標識の転倒があり60万円増、合わせて220万円の増額になりましたとの答弁がありました。

次に、東部工業団地の奨励金の内訳について質疑があり、執行部からは、企業立地等促進奨励金についての内訳は、対象は3社です。固定資産税の当初見込みの変更がありました。それに基づき変更しました。内訳は、アイリスオーヤマが見直し額7,363万1,600円の増額、阿見施設開発特定目的会社が23万2,500円の減額、岩谷瓦斯が288万2,300円の減額となりました。3社で今回の補正7,051万7,000円を計上させたという答弁がありました。

次に、都市排水整備事業は、どこでどのような工事をするのですかと質疑があり、執行部からは、場所は西郷で、通称弁天池と呼ばれている場所です。工事としては、継続的に都市排水の工事をしているのですが、この間の台風19号の影響で、今、素掘りになっている水路が一部崩落してしまい、その補修工事と、本工事のほうの設計変更を含め、今回補正計上させてもらいましたとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第139号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち産業建設常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第141号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を許したところ、下水道費の汚水の部分で520万円の内容はとの質疑があり、執行部からは、こちらにつきましては、3か年実施計画で令和4年度に整備する予定であった路線なんです、その路線の隣接します工場から公共下水道の早期整備の要望が出されました。

こちらにつきましては、工場から側溝に放流している処理水の水質が悪いということで、県から早期の是正勧告を受けているという相談がありました。その協議をしまして、令和4年だったものを前倒しで工事をやるということで補正ですとの答弁がありました。

そのほか、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第141号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第142号、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第142号、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第145号、令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第145号、令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第139号から議案第145号までの7件については、委員長報告は原案可決であります。

本案7件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第139号から議案第145号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第146号 国補下第1-2号公共下水道管路工事請負変更契約について

議案第147号 防子交第1-1号荒川本郷地内道路新設工事請負変更契約について

議案第148号 阿見第一小学校トイレ他改修工事請負変更契約について

議案第149号 阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買変更契約について

議案第150号 阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負変更契約について

議案第151号 阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第5、議案第146号、国補下第1-2号公共下水道管路工事請負変更契約について、議案第147号、防子交第1-1号荒川本郷地内道路新設工事請負変更契約について、議案第148号、阿見第一小学校トイレ他改修工事請負変更契約について、議案第149号、阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買変更契約について、議案第150号、

阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負変更契約について、議案第151号、阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について、以上6件を一括議題といたします。

本案6件につきましては、去る12月3日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） それでは、先ほどに引き続き、議案第150号、阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負変更契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、この変更契約の予算はどこに入っていて、町として運営しているかとの質疑があり、執行部からは、霞クリーンセンターの維持補修の工事請負費として当初予算から消費税10%で計上していましたがとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なく、討論を終結し、採決に入り、議案第150号、阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負変更契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。委員長報告といたします。
○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第148号、阿見第一小学校トイレ他改修工事請負変更契約について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第148号、阿見第一小学校トイレ他改修工事請負変更契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第149号、阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買変更契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第149号、阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買変更契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第151号、阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第151号、阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第146号、国補下第1－2号公共下水道管路工事請負変更契約について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第146号、国補下第1－2号公共下水道管路工事請負変更契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第147号、防子交第1－1号荒川本郷地内道路新設工事請負変更契約について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第147号、防子交第1－1号荒川本郷地内道路新設工事請負変更契約は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第146号から議案第151号までの6件についての委員長報告は、原案可決であります。

本件6件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第146号から議案第151号までの6件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第152号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第6、議案第152号、損害賠償の額を定めることについて

を議題といたします。

本案については、去る12月3日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より、審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第152号、損害賠償の額を定めることについて、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第152号、損害賠償の額を定めることについては、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第152号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第152号は、原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第7、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

閉会の宣告

○議長（吉田憲市君） これで、本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを終了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長をはじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げまするとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念いたします。

これをもちまして、令和元年第4回阿見町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前11時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 田 憲 市

署 名 員 難 波 千 香 子

署 名 員 紙 井 和 美

参 考 资 料

令和元年第4回定例会 議案付託表

総務常任委員会	<p>議案第123号 阿見町行政組織条例の一部改正について</p> <p>議案第124号 阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第139号 令和元年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 総務常任委員会所管事項</p> <p>議案第150号 阿霞維補第1号霞クリーンセンター1号ろ過式集塵器ろ布他更新工事請負変更契約について</p>
民生教育 常任委員会	<p>議案第125号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第126号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第127号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第128号 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第129号 阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について</p> <p>議案第139号 令和元年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 民生教育常任委員会所管事項</p> <p>議案第140号 令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）</p> <p>議案第143号 令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）</p> <p>議案第144号 令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第148号 阿見第一小学校トイレ他改修工事請負変更契約について</p> <p>議案第149号 阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買変更契約について</p> <p>議案第151号 阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負変更契約について</p>

産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第122号	阿見町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
	議案第130号	阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について
	議案第131号	阿見町下水道条例の一部改正について
	議案第132号	阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
	議案第133号	阿見町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例の一部改正について
	議案第134号	阿見町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第135号	阿見町水道事業給水条例の一部改正について
	議案第136号	阿見町特別会計条例を廃止する条例の制定について
	議案第137号	阿見町公共下水道整備基金条例を廃止する条例の制定について
	議案第138号	阿見町農業集落排水事業債減債基金条例を廃止する条例の制定について
	議案第139号	令和元年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第141号	令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第142号	令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第145号	令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
	議案第146号	国補下第1－2号公共下水道管路工事請負変更契約について
議案第147号	防子交第1－1号荒川本郷地内道路新設工事請負変更契約について	
議案第152号	損害賠償の額を定めることについて	

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和元年9月～令和元年12月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	11月26日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回定例会会期日程等について ・その他
総務常任 常任委員会	11月14日 ～ 11月15日	兵庫県三田市	・消防ポンプ自動車の特殊装備等について（㈱モリタホールディングス三田工場）
		大阪府大阪市	・児童生徒に対する防災教育について（阿倍野防災センター あべのタスカル）
		愛知県安城市	・ICT（タブレット端末）を活用した議会運営について
民生教育 常任委員会	10月24日 ～ 10月25日	愛知県大府市	・ウェルネスバレー構想について
		愛知県豊明市	・エスプールプラス誘致について
産業建設 常任委員会	10月8日 ～ 10月10日	沖縄県うるま市	・うるま市農水産業振興戦略拠点施設事業について

土地利用調査 特別委員会	10月23日 ～ 10月24日	静岡県牧之原市	・相良牧之原 I C 周辺の開発について
		愛知県東郷町	・東郷中央土地区画整理事業について
		愛知県大府市	・ウェルネスバレー構想について
	11月12日	第305会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を取り巻く状況 ・開発がもたらすメリット ・開発に向けた課題 ・その他
	11月26日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書について ・その他
議会だより 編集委員会	10月3日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第162号の発行について ・その他
	10月16日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第162号の発行について ・その他
議会報告 運営委員会	10月16日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の開催について ・その他
	10月30日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会資料の検討について ・その他
	11月10日	君原公民館	・議会報告会
議会中継 推進委員会	10月16日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会本会議放映等に関する検証について ・その他

議 会 中 継 推 進 委 員 会	11月20日	第305会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス会議システムについて ・その他
全 員 協 議 会	11月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度3か年実施計画について ・令和2年度町行政施策及び予算要望における回答について ・天皇陛下御即位記念第74回国民体育大会セーリング競技会の実績報告について ・その他
	11月25日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町行政組織条例の一部改正について ・阿見町職員の給与に関する条例ほか2件の一部改正について ・令和元年度外部評価の結果と町の対応方針について ・消費税の税率の改正に伴う請負契約の変更について ・公共下水道事業及び農業集落排水事業の公営企業法適用に伴う条例改正等について ・学校再編計画について ・給食費無料化の拡大について ・廃校施設の利活用について ・その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	10月25日	全員協議会 ・ 令和元年第1回議会定例会提出案件の説明		久保谷充 永井義一
	11月6日	第1回定例会 ・ 龍ヶ崎地方衛生組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の臨時特例に関する条例について ・ 龍ヶ崎地方衛生組合行政不服審査に関する条例の一部を改正する条例について ・ 龍ヶ崎地方衛生組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について ・ 龍ヶ崎地方衛生組合の旅費に関する条例の一部を改正する条例について ・ 龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について ・ 龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号） ・ 龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案認定 原案可決 原案可決	久保谷充 永井義一

龍ヶ崎地方衛生組合	11月13日 ～ 11月14日	議会先進地視察研修 ・富士宮市衛生プラント		久保谷充 永井義一
牛久市・阿見町 斎場組合	11月7日	定例会 ・令和元年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第1号） ・平成30年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計歳入歳出決算認定について	原案可決 原案認定	柴原成一 難波千香子 野口雅弘
稲敷地方広域市 町村圏事務組合	11月6日	定例会 ・平成30年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算について ・平成30年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計歳入歳出決算について ・令和2年度稲敷地方広域市町村圏事務組合関係市町村の分賦金割合について ・自治功労者表彰 鴻巣義則（8年4月） 板倉 香（8年4月） 新井邦弘（8年5月） 飯嶋富雄（8年7月）	原案認定 原案認定 原案可決	平岡 博 樋口達哉 石引大介

阿見町議会議録

元年

第四回定例会